

巻頭論文

- 明治後期における逓信省から皇室博物館への切手類の寄贈  
田良島 哲 …………… 1

論文

- 定飛脚日記からみる飛脚問屋  
—「御用」記述に関する検討—  
巻島 隆 …………… 8
- 明治前期における郵便局ネットワークの調整が郵便局経営に与えた影響  
—筑前国甘木郵便局を事例として—  
小原 宏 …………… 32
- 日本における国債問題の展開  
—郵貯資金との関連で—  
伊藤 真利子 …………… 57

研究ノート

- 戦時下における逓信博物館の軍事郵便展示（補論）  
—1939・40年の「興亜逓信展覧会」—  
後藤 康行 …………… 68
- 戦後初の新規格郵便ポスト「1号丸型」の試作から完成まで  
—謎のレターポストの解明—  
井上 卓朗 …………… 76

トピックス

- 全国街道資料ネットワークの発足  
井上 卓朗 …………… 90

展覧会感想

- 東海道草津宿山内家文書前島密書簡と「飛脚から郵便へ」展  
八杉 淳 …………… 91

資料紹介

- 郵政博物館蔵「壬戌 寛保貳年 日用留 第二」（飛脚問屋・嶋屋佐右衛門日記 第二分冊  
〔「宿駅日記」第二分冊／「寛保二年 定飛脚日記二」〕  
「駅通志料」を読む会…………… 109(41)

論文

- 『五街道分間延絵図』と『宿村大概帳』の制作  
杉山 正司 …………… 149(1)

新刊紹介 150

展覧会紹介 153

執筆者 159

編集後記 161

YUSEIHAKUBUTSUKAN KENKYUKIYO No.6

Journal of Postal Museum Japan No.6

Table of Contents

Articles:

- Donation of postal stamps from Ministry of Communication to Imperial Museum in late Meiji era  
..... TARASHIMA Satoshi..... 1
- Edo period of Express messenger wholesaler seen in “express messenger duties diary”  
– With a focus on the shogunate, Daimyo of Letter transport –  
..... MAKISHIMA Takashi..... 8
- The effects an adjustment of the Post Office Network gave to the management in a Post Office at the first term of Meiji era  
– The Case Study of Amagi Post Office in CHIKUZEN Province (Fukuoka) –  
..... OBARA Ko.....32
- The Japanese Government Bonds Problem and the Postal Savings Funds  
..... ITO Mariko.....57

Notes:

- Military Mail Exhibition by Communications Museum of Japan during the Asia-Pacific War (addendum)  
..... GOTO Yasuyuki.....68
- Completion of the first new standard post since the end of World War II  
..... INOUE Takuro.....76

Topics: .....90

Remarks on the exhibition:

- Kusatsu Juku on the Tokaido – Maejima Hisoka's letters from the Archives of Yamauchi Family and “Hikyaku to Postal Service” –  
..... YASUGI jun.....91

Introduction of the collection:

- Book #1 (1742-1743) from the Serial Diaries by “Shima-ya,Saemon”, a Courier (HIKYAKU) Service Provider  
.....EKITEI SHIRYO  
(The Documents on the Communication in Modern Japan) Study Group... 109(41)

Articles:

- The compilation of “Gokaido bunken nobeezu” and “Shukuson taigaicho”  
..... SUGIYAMA Masashi... 149(1)

Notices: ..... 150

巻頭論文

# 明治後期における逓信省から皇室博物館への 切手類の寄贈

田良島 哲

## 1 はじめに

東京国立博物館（以下「東博」という）には19世紀末以降、諸外国や植民地政府が発行していた郵便切手類が多数所蔵されている。これらは万国郵便連合から加盟各国政府に回付された見本としての切手の一部であり、1978年に刊行された『東京国立博物館収蔵品目録 金工・刀剣・陶磁器・染織・漆工』には、かなりのページを取って一件毎の目録が掲載されている。しかし、古美術を中心とする現在の東博の展示体系の中には常設的に位置づけられていないため、一般の目にふれる機会はほとんどない。近年では2005年にこれらの切手を紹介する展示が行われ、その図録『万国郵便切手：東京国立博物館所蔵』に一部の切手の図版が掲載されているが<sup>(1)</sup>、この膨大な数の切手がどのようにして東博のコレクションの一部となったかについては、深く言及されてはいない。

小稿は、明治時代後期に始まった逓信省から当時の帝国博物館（後の東京皇室博物館）への郵便切手類の寄贈の実態に関する基本的な史料の所在状況とその内容の一半を簡単に紹介し、今後の研究の参考にしようとするものである。

## 2 皇室博物館への切手類の寄贈の始まり

逓信省から当時の帝国博物館（1900年以降は東京皇室博物館。以下「博物館」という）に外国郵便切手類の寄贈が始まったのは、1898年（明治31）のことである。博物館で作品や資料を館に受け入れた際に作成された公文書類を編綴した『列品録』と題される一群の簿冊が今日まで伝来しており、これによって受け入れの経緯を知ることができる。以下、まずは初出である『明治三十一年 列品録』の記載によりながら、この年の寄贈について概観する。積文の字体は現行通用のものに改め、句読点を付した。

〔明治三十一年 列品録〕

逓信省郵務局ヨリ万国連合郵便切手類見本寄贈ニ付、左案ヲ以御回答相成可然哉、此段相伺候也。  
案

学芸上参考トシテ万国連合郵便切手類見本計百七拾参点、郵庶甲第二五四号ヲ以テ当館へ寄贈相成、正ニ致落手候。仍テ別紙領収証相添、此段及御回答候也。

1 「東京国立博物館 画像検索」<http://webarchives.tnm.jp/imgsearch/index>から「郵便切手」で検索することで、画像約500件を閲覧することが可能である。

明治三十一年 月 日  
帝国博物館  
逓信省郵務局 御中

追テ向後連合各国ヨリ回付ノ都度、御贈付相成候趣、致承知候  
(別紙)

領収証

一 万国連合郵便切手類見本

百七拾参点

但詳細別記之通り

右当館へ寄贈相成、正ニ領収候也。

明治三十一年 月 日

帝国博物館総長 男爵 九鬼隆一

逓信省郵務局 御中

万国連合郵便切手類見本目録 (目録本文略)

【添付文書】

郵庶甲第二五四号

学芸上御参考トシテ万国連合郵便切手類見本從來当局ニ保存候分別紙目録ノ通り寄贈候条御査収ノ上受領証御回付相成度此段申進候也

明治三十一年六月二十日

逓信省郵務局 (印)

帝国博物館御中

追テ向後連合各国ヨリ回付ノ都度御贈付可致候

【添付文書別紙】

万国連合郵便切手類見本目録 (本文略)

時系列で見ると、添付文書の逓信省郵務局発の文書が切手類とともに博物館に届いた送り状の正文であり、これに対する回答が前半の文書案である。この最初の寄贈時の目録は逓信省側、博物館側それぞれが確認のために作成し、本文書に添付されているが、173か国及び地域の3000点以上を集計した長大な表になるので、ここでは省略した。点数の少ない時(1899年)の

国名	切手	葉書	往復葉書	封緘葉書	封皮	帯封	其他
サーラレオン					—	—	
セイロン	—						
ストレート セツトルメント	—						
ギニヤ領 サリナム	五						
南亞弗利加会社	—						
センタボス	—					—	
計	九				—	二	

ものを一例としてあげよう（原文縦組み）。

そしてこの1898年の文書の中で「向後連合各国ヨリ回付ノ都度、御贈付相成候趣、致承知候」と確認されているとおり、その後は通信省に切手が届くたびに、博物館にも寄贈が続けられたのである。以下、通信省と博物館の文書の往復は、ほとんど同じ体裁をもって淡々と進んだので、1912（明治45年、大正元年）までの実例は、毎年の『列品録』に含まれる文書の件名目録を別表に示すに止めるが、明治期だけでも相当な数の切手類が送られたことが明らかである。

最初のうちは寄贈一件ごとに送付され文書番号が付されていたが、回数が多かったためであろうか、1902年には通信省側で一年分をまとめて送付する措置がとられた。しかし翌年にはもとに戻っている。一方、博物館側の文書整理も年によっては一年間に順次届いた文書を切手類の分のみまとめて一件として扱うこともあり、扱いは一定していない。

1902年には、郵便博物館が設置され寄贈の切手類の寄贈が郵便博物館から行われるようになった。そのため書類上においても発信者が通信省郵便博物館に変わっている。さらに1909年には郵便博物館が通信博物館となり、寄贈元も通信博物館となった。このあたりの経緯は文書上ほぼ正確に反映している。

### 3 寄贈手続きの実態

切手類は通信省から送り状を付して送付された。当初は官用の罫紙に手書きであったが、寄贈回数が増えたためか1902年から「今般万国連合郵便切手類左記之通到着ニ付御送付候条御查收之上領収証御差越相成度候也」という本文を活字印刷した罫紙に替わった。もっとも同年には差し出し元が郵便博物館となったため、同年中の送り状では「郵務課」を抹消して「郵便博物館」と修正している。

「切手類」と呼ばれるものは文書に添付された表のとおり、切手、葉書、往復葉書、封緘葉書、封皮、帯封（帯紙）、其他の7種に分類整理されており、これは明治期を通じて変わらない。切手類を受け取った博物館では、まず内容のチェックを行った。小さな切手が多数届くので、細かい作業となる。送付時に間違いが起こることもあったらしく、「数量相違等ノ件ニ付問合候処、實際ニ基キ領収証送付候様、郵務課ヨリ電話ヲ以テ通知有之候也」（明治三十三年 列品録 第十六号）というやりとりが博物館と通信省の間で時々発生した。コミュニケーションを所管する官庁らしく、この時点ですでに電話連絡であることは興味深い。

チェックの結果生じた訂正などは、鉛筆書きで一覧表に書き込まれた。員数はもちろんであるが、聞き慣れない外国の地名については正確を期するためであろう、博物館では原綴りの確認まで行っている。

また、切手に記載されている通貨単位がよくわからないことがあったと見えて、博物館から通信省に問い合わせがあり、通信省では「切手銭名ノ義ハ外務省発行通商彙纂ニ時々掲載有之候」（明治三十四年 列品録 第五号）と回答している。『通商彙纂』は外務省が在外領事館からの主として産業、貿易に関する報告をまとめた定期刊行物で、外国とのチャンネルの少なかった当時は貴重な情報であった。

受贈した切手類のうち、切手は取り扱いの便宜を図るため、専用の台紙に貼付して保管された。現在に伝来している形態である。

※小論は、二〇一四年度日本学術振興会科学研究費補助金 基盤研究(B)「博物館における国際的な資料流通を素材とした明治期の文化交流史に関する基礎的研究」(研究代表者:白井克也)

の研究成果の一部である。

## 切手類寄贈関連文書リスト

\*本表は1898年（明治31）から1912年（明治45・大正元）までの『列品録』に含まれる通信省から東京帝室博物館への切手類の寄贈に関する文書の件名リストである。

\*名称は各簿冊の目次によったが、一年分を一括している案件は、個別の起案について枝番号を付し、通信省側のものと見られる文書番号と発信の日付を記載した。

館史資料389号 帝国博物館 明治三十一年 列品録	
第32号	万国連合郵便切手類見本百七十三点通信省通信局ヨリ寄贈ノ件
第41号	万国連合郵便切手類見本十一点通信省通信局ヨリ寄贈ノ件
第61号	万国連合郵便切手類見本九点通信省通信局ヨリ寄贈ノ件
館史資料390号 帝国博物館 明治三十二年 列品録	
第14号	万国連合郵便切手類見本六点通信省通信局ヨリ寄贈ノ件
第15号	万国連合郵便切手類見本十点通信省通信局ヨリ寄贈ノ件
第25号	万国連合郵便切手類見本六点通信省通信局ヨリ寄贈ノ件
第26号	万国連合郵便切手類見本十一点通信省通信局ヨリ寄贈ノ件
第28号	万国連合郵便切手類見本十二点通信省通信局ヨリ寄贈ノ件
第33号	万国連合郵便切手類見本九点通信省通信局ヨリ寄贈ノ件
第34号	万国連合郵便切手類見本五点通信省通信局ヨリ寄贈ノ件
第35号	万国連合郵便切手類見本四点通信省通信局ヨリ寄贈ノ件
第56号	万国連合郵便切手類見本二十七点通信省通信局ヨリ寄贈ノ件
第57号	万国連合郵便切手類見本五点通信省通信局ヨリ寄贈ノ件
第69号	万国連合郵便切手類見本十点通信省通信局ヨリ寄贈ノ件
第70号	万国連合郵便切手類見本十点通信省通信局ヨリ寄贈ノ件
392号 帝国博物館 明治三十三年 列品録 二	
第5号	万国連合郵便切手類見本四点通信省通信局ヨリ寄贈ノ件
第7号	万国連合郵便切手類見本十二点通信省通信局ヨリ寄贈ノ件
第20号	万国連合郵便切手類見本八点通信省通信局ヨリ寄贈ノ件
第26号	万国連合郵便切手類見本十四点通信省通信局ヨリ寄贈ノ件
第30号	万国連合郵便切手類見本十点通信省通信局ヨリ寄贈ノ件
第38号	万国連合郵便切手類見本四点通信省通信局ヨリ寄贈ノ件
第49号	万国連合郵便切手類見本六点通信省通信局ヨリ寄贈ノ件
館史資料393号 帝国博物館 明治三十三年 列品録 三	
第2号	万国連合郵便切手類見本九点通信省通信局ヨリ寄贈ノ件
第16号	万国連合郵便切手類見本三十九点通信省通信局ヨリ寄贈ノ件
第19号	万国連合郵便切手類見本五点通信省通信局ヨリ寄贈ノ件
第24号	万国連合郵便切手類見本五点通信省通信局ヨリ寄贈ノ件
第29号	万国連合郵便切手類見本五点通信省通信局ヨリ寄贈ノ件
第42号	万国連合郵便切手類見本十六点通信省通信局ヨリ寄贈ノ件
第49号	万国連合郵便切手類見本二点通信省通信局ヨリ寄贈ノ件
館史資料394号 東京帝室博物館 明治三十四年 列品録	
第5号	万国連合郵便切手類見本二十点通信省通信局ヨリ寄贈ノ件

第55号	万国連合郵便切手類見本六十一通通信省通信局ヨリ寄贈ノ件	
第66号	万国連合郵便切手類見本十通通信省通信局ヨリ寄贈ノ件	
<b>館史資料396号 東京帝室博物館 明治三十五年 列品録 二</b>		
第57号	万国連合郵便切手類見本通信省通信局ヨリ寄贈ノ件	
<b>館史資料397号 東京帝室博物館 明治三十六年 列品録</b>		
第1号	万国郵便連合加盟二十五年祝典記念志巻冊外一点通信省郵便博物館ヨリ寄贈ノ件	
第84号	万国連合郵便切手類見本通信省通信局ヨリ寄贈ノ件 (1年分を1件に合綴)	
1	(通信省側番号: 426, 427, 428, 431号)	1月15日
2	(通信省側番号: 433号)	1月17日
3	(通信省側番号: 435, 436, 437, 440, 444, 449号)	3月7日
4	(通信省側番号: 450, 451, 452号)	4月9日
5	(通信省側番号: 457, 460号)	4月30日
6	(通信省側番号: 465号)	5月28日
7	(通信省側番号: 468, 469, 470号)	6月16日
8	(通信省側番号: 473, 474号)	7月4日
9	(通信省側番号: 476, 477号)	7月25日
10	(通信省側番号: 478, 479, 480号)	8月18日
11	(通信省側番号: 485, 487, 488号)	9月5日
12	(通信省側番号: 489, 491号)	10月5日
13	(通信省側番号: 494, 496号)	11月13日
14	(通信省側番号: 500, 501号)	12月11日
15	(通信省側番号: 504号)	12月22日
<b>館史資料398号 東京帝室博物館 明治三十七年 列品録</b>		
第12号	万国連合郵便切手類見本十一通通信省郵便博物館ヨリ寄贈ノ件	
第20号	万国連合郵便切手類見本二十二通通信省郵便博物館ヨリ寄贈ノ件	
第43号	万国連合郵便切手類見本十一通通信省通信局郵便博物館ヨリ寄贈ノ件	
第76号	万国連合郵便切手類見本四十二通通信省郵便博物館ヨリ寄贈ノ件	
第87号	万国連合郵便切手類見本十四通通信省郵便博物館ヨリ寄贈ノ件	
<b>館史資料399号 東京帝室博物館 明治三十八年 列品録</b>		
第98号	万国連合郵便切手類見本七百三十二枚通信省郵便博物館ヨリ寄贈ノ件 (1年分を1件に合綴)	
1	(通信省側番号: 540, 541, 572, 573, 574号)	1月28日
2	(通信省側番号: 577, 578, 580, 592, 593, 728, 729号)	3月22日
3	(通信省側番号: 595号)	4月18日
4	(通信省側番号: 596, 599, 602号)	5月10日
5	(通信省側番号: 605号)	5月29日
6	(通信省側番号: 608号)	6月5日
7	(通信省側番号: 609, 614号)	6月28日
8	(通信省側番号: 623, 631号)	8月8日
9	(通信省側番号: 627, 629, 639号)	8月24日
10	(通信省側番号: 643, 650, 657号)	9月20日
11	(通信省側番号: 663, 667, 670号)	10月26日
12	(通信省側番号: 686, 688, 696号)	11月24日
13	(通信省側番号: 684, 702, 707号)	12月19日

館史資料400号 東京皇室博物館 明治三十九年 列品録		
第5号	韓国郵便切手帖吉部逓信省郵便博物館ヨリ寄贈ノ件	
第12号	逓信省ニ於テ発行ノ紀念絵葉書類寄贈方同省通信局へ依頼並万国連合二十五年祝典紀念絵葉書外八点受納ノ件	
第61号	万国連合郵便切手類見本逓信省郵便博物館ヨリ寄贈ノ件（1年分を1件に合綴）	
1	(逓信省側番号：723号)	2月8日
	(逓信省側番号：741号)	3月26日
	(逓信省側番号：774号)	4月10日
	(逓信省側番号：788号)	4月24日
	(逓信省側番号：799号)	5月8日
	(逓信省側番号：807号)	6月7日
	(逓信省側番号：820号)	6月13日
	(国内切手、葉書等)	7月4日
	(逓信省側番号：826, 832, 838号)	7月23日
	(逓信省側番号：845号)	8月11日
	(逓信省側番号：858号)	8月26日
	(逓信省側番号：863号)	9月25日
	(逓信省側番号：880号)	10月11日
館史資料401号 東京皇室博物館 明治四十年 列品録		
第1号	万国連合郵便切手類見本四十一枚逓信省郵便博物館ヨリ寄贈ノ件	
第15号	万国連合郵便切手類見本六十一枚逓信省郵便博物館ヨリ寄贈ノ件	
第20号	万国連合郵便切手類見本四十五枚逓信省郵便博物館ヨリ寄贈ノ件	
第27号	万国連合郵便切手類見本九十六枚逓信省郵便博物館ヨリ寄贈ノ件	
第47号	万国連合郵便切手類見本百二十六枚逓信省郵便博物館ヨリ寄贈ノ件	
第65号	万国連合郵便切手類見本二百六十三枚逓信省郵便博物館ヨリ寄贈ノ件	
第75号	六銭切手見本及国際返信切手東京、京都及奈良ノ各博物館へ逓信省郵便博物館ヨリ寄贈ノ件	
館史資料402号 東京皇室博物館 明治四十一年 列品録 一		
第29号	万国連合郵便切手類見本九十五枚逓信省郵便博物館ヨリ寄贈ノ件	
館史資料403号 東京皇室博物館 明治四十一年 列品録 二		
第5号	万国連合郵便切手類見本二百二十枚逓信省郵便博物館ヨリ寄贈ノ件	
第54号	万国連合郵便切手類見本三百四十枚逓信省郵便博物館ヨリ寄贈ノ件	
第58号	米艦隊歓迎紀念絵葉書東京、京都及奈良博物館へ逓信省郵便博物館ヨリ寄贈ノ件	
第89号	万国連合郵便切手類見本二百七十五枚逓信省郵便博物館ヨリ寄贈ノ件	
館史資料404号 東京皇室博物館 明治四十二年 列品録		
第83号	万国連合郵便切手類見本四百六十四枚逓信省郵便博物館ヨリ寄贈ノ件	
館史資料405号 東京皇室博物館 明治四十三年 列品録		
第51号	万国連合郵便切手類見本百四十四枚逓信省逓信博物館ヨリ寄贈ノ件	
第106号	万国連合郵便切手類見本四百三枚逓信省逓信博物館ヨリ寄贈ノ件	
第127号	万国連合郵便切手類見本五十四枚逓信省逓信博物館ヨリ寄贈ノ件	
館史資料406号 東京皇室博物館 明治四十四年 列品録		
第11号	万国連合郵便切手類見本八十一枚逓信省逓信博物館ヨリ寄贈ノ件	
第15号	万国連合郵便切手類見本二十七枚逓信省逓信博物館ヨリ寄贈ノ件	

第29号	逋信省逋信博物館ヨリ寄贈ノ万国連合郵便切手類見本百五十五枚列品ニ組入ノ件	
第51号	逋信省逋信博物館ヨリ寄贈ノ万国連合郵便切手類見本九十五枚列品ニ組入ノ件	
第93号	万国連合郵便切手類見本百三十枚逋信省逋信博物館ヨリ寄贈ニ付歴史部列品ニ編入ノ件	
第102号	万国連合郵便切手類見本百十枚逋信省逋信博物館ヨリ寄贈ニ付列品ニ組入ノ件	
第131号	万国連合郵便切手類見本八十枚逋信省逋信博物館ヨリ寄贈ニ付列品ニ組入ノ件	
第154号	万国連合郵便切手類見本百六十四枚逋信省逋信博物館ヨリ寄贈ニ付列品ニ組入ノ件	
館史資料407号 東京帝室博物館 明治四十五年・大正元年 列品録 一		
第17号	万国連合郵便切手類見本二百五十九枚逋信省逋信博物館ヨリ寄贈ニ付列品ニ組入ノ件	
第41号	万国連合郵便切手類百十四枚を逋信省逋信博物館ヨリ、史料絵はかき六枚を東京帝国大学史料編纂掛ヨリ寄贈ニ付列品へ組入ノ件	
第75号	万国連合郵便切手類見本二百二十二枚逋信省逋信博物館ヨリ寄贈ニ付列品ニ組入ノ件	
第98号	万国連合郵便切手類見本五十五点逋信省逋信博物館ヨリ寄贈ニ付列品ニ組入ノ件	

(たらしま さとし 東京国立博物館 学芸研究部 調査研究課長)

## 論文

## 定飛脚日記からみる飛脚問屋

## — 「御用」 記述に関する検討 —

卷島 隆

## ① はじめに

本稿は、駅通志料「定飛脚日記」全10巻（郵政博物館蔵、以下に日記と略し、巻数を付す場合は日記1などとする）を史料に、飛脚問屋による幕府・大名の御用業務について考察したものである。ここでいう「御用」は、主に公権力の公務に関わる輸送・通信業務に限定して用いている。

冒頭の飛脚問屋とは、天明2年（1782）に幕府道中奉行によって公認された「江戸定飛脚仲間」（加盟9軒）のことを指しているが、日記執筆段階ではまだ定飛脚仲間は公認されておらず、時々業者軒数によって「七軒仲間」、また「九軒仲間」などと称した。九軒仲間とは、嶋屋佐右衛門、京屋弥兵衛、和泉屋甚兵衛、山城屋宗左衛門、伏見屋五兵衛、十七屋孫兵衛、大坂屋茂兵衛、山田屋八左衛門、木津屋六左衛門の業者から構成される。

日記は、寛保元年（1741）から宝暦5年（1755）までの約15年間に亘って記述されたものであり、執筆者は嶋屋佐右衛門江戸店支配人かそれに近い地位の人物と思われる。その日の職務関連事項が綴られており、今でいう職務日誌に相当する。

日記の記述は、同時期の定飛脚仲間、また嶋屋佐右衛門の動向など多岐にわたるが、飛脚問屋が請け負った幕府・大名家の「御用」関係も少なからぬ部分を占める。そこで本稿では従来の先行研究でほとんど触れられていない飛脚問屋の「御用」に焦点を絞り、いかなる業務を遂行したのか明らかにすることで、江戸中期の飛脚問屋と支配層との関係を探りたい。そのことによって大名御用飛脚の一端を解明し、延いてはなぜ九軒仲間のみが江戸定飛脚仲間になり得たのか、その理由にも迫りたいと考える。



「定飛脚日記」1—6（表題に「宿駅日記」とある）

## ② 「定飛脚日記」の成立と研究

## (1) 3種の表題

本章では、まず基礎史料となる日記について検討する。基本的な事柄から押さえておくが、まず巻数は全10巻と冒頭に記した。実は「外号」を含むと全12巻となる。表1を参照されたい。表1は左欄からナンバー、史料の表紙に記載の元号と月日、右の4欄は史料の表題である。

まず表題から日記は少なくとも3種類の表題のあることがわかる。江戸中期の史料の成立段

階が表1の太枠に記された名称が本来の表題である。すなわち「日用留壺番」「日用留第弐」「日記三番」「日記四番」「日記五番」「日記六」「日記七」「日記八」「日記九」「日記十」である。No.11とNo.12は表題に「日用留」「日記」と付されていないが、この件は後述する。

表1太枠と他を比べると、同じ史料に別の表題が付されたことがわかるが、なぜであろうか。それは明治期に写し（仮に「駅通本」と呼ぶ）が作成されたことによる。駅通本は、『大日本帝国駅通志稿』『大日本帝国駅通志稿考証』（以下、『駅通志稿』と略す、凡例日付には明治14年〈1881〉9月）<sup>1)</sup>の根本史料として、交通関係史料（これが現在の郵政博物館蔵「駅通志料」）が収集された際、定飛脚日記を筆写して成立した。『駅通志稿』は、明治政府駅通局官吏の青江秀が中心となって同局によって編纂された古代から近世までの交通史を総覧した史書である。

この段階で駅通本は原資料と区別されて「定飛脚日記」という別の表題が付されることになった。恐らく当時の編纂員が後の定飛脚仲間との関連に基づいて命名したものと推察されるが、内容に基づいて表題を付け直すとするれば、「嶋屋組日記」あるいは「手板組日用留」とも言うべきものである。しかし、この写しの表題である「定飛脚日記」が原史料も含めて史料の通称（普及度の広さの意味で）として定着することになる。

原史料と駅通本は、駅通志料に一括されて、郵政博物館の前身である逓信総合博物館で保管される。ここで定飛脚日記は同館管理の必要上から恐らく“3度目の命名”がなされた。あくまで推測の域を出ないが、定飛脚日記は内容的に東海道の宿駅関係の記述も見られることから「宿駅日記」と付されたのであろう。写しの駅通本はワンセット（整理番号SB—A—22「定飛脚日記」）で一括されたが、原史料の方はNo.1～6（郵政博物館整理番号SB—A—20「宿駅日記」）、No.7～12（整理番号SB—A—53「宿駅日記」）と別々に管理され、現在に至っている。

「外号」（表1 No.11、12）について触れておきたい。こちらは駅通本では「定飛脚日記 外号」と付されたことによって、「定飛脚日記」と関連あるものと見られるに至ったものと思われる。内容的に定飛脚日記成立期間と時期的に一致し、また嶋屋佐右衛門の福島店と藤岡店に關係する史料であり、また駅通本成立の段階で表1太枠のように番号が連続しない事情もあって、「外号」と付されたものと思われる。

## (2) 執筆の理由

次に「定飛脚日記」の記述理由について考えたいが、日記1、同2の冒頭に手がかりとなる箇所がみられる。

控

一、毎日入用之儀并商売筋之儀ニ付、末々迄も用立候儀者居合之内心付候間、此日記江留置可申事<sup>2)</sup>。

如上と同様の記述は日記2にも記されている。現代語訳すると「毎日の経費支出並びに商売の件について、後々までも役立つこともあるから勤務中に心づいたことは、この日記へ記し置くこと」というニュアンスとなろうか。

地域の村・町の名主・組頭など役人層が記した「役用留」（あるいは「役用日記」）の執筆理由とかなり共通する部分がある。上記の理由以外に執筆理由に相当する記述箇所はないものの、恐らく後々の職務の参考にするために日々の職務事項を記録したものと考えていいであろう。実際に日記2に「三月十八日出ニ大坂ヶ当地、泉甚、山宗、手前三軒江連状来候趣、日用一番

1 『大日本交通史 原名駅通志稿』（1928年発行、1969年復刻、清文堂出版）

2 「定飛脚日記」1（郵政博物館蔵）

No.	表紙記載の年月日	「宿駅日記」(江戸期の原文書)		定飛脚日記12冊(明治期の写し)	
				表紙	扉
1	寛保元年(1741) 八月吉日	SB-A20宿駅日記 (ワンセットで保管)	日用留巻番	定飛脚日記一	日用留巻番
2	寛保二年(1742) 三月吉日		日用留第弐	定飛脚日記二	日用留第二
3	寛保三年(1743) 六月吉日		日記三番	定飛脚日記三	日記三番
4	延享元年(1744) 三月吉日		日記四番	定飛脚日記四	日記四番
5	延享二年(1745) 閏極月		日記五番	定飛脚日記五	日記五番
6	延享四年(1747) 十二月		日記六	定飛脚日記六	日記六
7	寛延四年(1751) 七月	宿駅日記184ノ三	日記七	定飛脚日記七	日記七
8	宝暦三年(1753)	宿駅日記184ノ四	日記八	定飛脚日記八	日記八
9	宝暦四年(1754) 四月中旬	宿駅日記184ノ五	日記九	定飛脚日記九	日記九
10	宝暦四年(1754)	宿駅日記184ノ六	日記十/組中	定飛脚日記十	日記拾/組中
11	宝暦二年(1752)	宿駅日記184ノ二	福嶋定日一件覚書	定飛脚日記外号十一	福嶋定日一件覚書
12	宝暦八年(1758)	宿駅日記184ノ一	藤岡店之事	定飛脚日記外号十二止	藤岡店之事

\*太枠で括った欄が原文書の表題

表1 郵政博物館蔵「定飛脚日記」対照表

之控ニ有之候。」と日記1との連動がみられる。

如上のように職務上の参考にしたいという直接的な理由のほかに、言外の理由も考えられる。再び表1を参照されたいが、まず第1冊目の書かれた寛保元年(1741)であるが、改元の年に当たり、元文6年でもあった。実は、この年は2月15日に八軒仲間が話し合いの末に「早飛脚」に関する議定を決定し、仲間差立による「早飛脚会所」を設置した画期の年に当たる。それまでは各業者で仕立てていた早飛脚(早便)を仲間の早飛脚会所から差し立てるようにした<sup>3)</sup>。

早便とは、「四日限」「五日限」「六日限」などと到達規定日数を決めて、宰領飛脚が宿場問屋場の「乗掛」を利用して馬(1頭か2頭)を乗り継ぎながら、昼夜兼行(宿泊もした)で宛て先を目指し、途中で馬支(問屋場の馬不足)・川支(河川増水で川留め)によって延着が見込まれた場合、取次所の協力を得て「小継之者」(走り飛脚)を雇って、急ぎの書状・荷物のみを持たせて(擡状)、先行させる急送システムのことをいう。宰領飛脚は後から小継之者の通過を確認しながら、宛て先を目指した。

元文6年(改元して寛保元年)は、定飛脚仲間史上のメルクマール(指標)とも言える時期に当たった。仲間による早飛脚の制度確立期に当たるからこそ、従来とは異なる局面の遭遇も予見されたであろう。だからこそ様々な事柄を書き記す必要性があったものと思われる。

次に日記の執筆者であるが、具体的に名前が記載されていないため不明であるが、恐らく嶋屋佐右衛門江戸店の支配人だと思われる。その理由は3つある。まず1つは記述内容が嶋屋佐

3 「定飛脚発端旧記」(『近世交通史料集七 飛脚関係史料』吉川弘文館、1974年。以下、『近世交通史料集』7と略す)475-480頁

右衛門に関するものが中心であり、2つ目は具体的で裏事情的な記述から察して相当の地位にいる者でなければ書けるものではない、3つ目は仲間の動向を知り得る立場にあることである。

### (3) 日記を用いた記述・研究

#### ①「島屋佐右衛門家声録」

「定飛脚日記」は、「駅通志料」に属する「定飛脚発端旧記」「島屋佐右衛門家声録」など、『近世交通史料集』7に翻刻史料として活字化されている史料と比較しても独特である。なぜなら時期的に「定飛脚日記」が江戸中期の日記史料という点において他と一線を画すからである。にも関わらず、その情報の質と量において貴重史料にも関わらず「定飛脚日記」の翻刻が遅れていたが、ようやく物流博物館学芸員の玉井幹司氏が世話役を務める古文書解読グループ「駅通志料を読む会」によって「定飛脚日記」の解読作業が随時進められ、第1冊の翻刻が前号紀要に掲載された<sup>(4)</sup>。こうした動きは飛脚問屋研究を巡る研究環境の改善に直結し、重要な意義を持つものである。

さて、定飛脚日記を史料として用いた先行研究であるが、その嚆矢は、実は『駅通志稿』ではなく、安井成胤著「島屋佐右衛門家声録」(天明7年〈1787〉7月序文)である。例えば、家声録には次のような記述がみられる。

元文の初・ハ日紀といふもの出来、宝暦・明和よりは猶日記にあつて、其題名を顯す<sup>(5)</sup>。

「元文の初」とは元文元年(1736)である。これが事実とすれば、5年前から日記が記されていたことになるが、家声録の著者の安井成胤(俳諧師の大江丸、大伴旧国)は、恐らく「江戸瀬戸物町 嶋屋佐右衛門書庫」で元文年間の日記を読む機会があった。ただ定飛脚日記は寛保元年(1741)の「日用留壺番」に始まるが、成胤が寛保を元文と誤記したものか、あるいは役留の日記番号が再び一番から始めることはままあるので、恐らく元文元年から書き始められ、寛保元年段階で再び一番とした可能性も考えられる。

安井成胤は家声録を執筆するに際し、初代河内屋喜右衛門と長嶋浄西(共に嶋屋佐右衛門組の1つ)からの聞き書きを参考にすると同時に、「日記」に依拠したことがわかる。例えば、安永8年(1779)から翌年にかけて、嶋屋が水戸徳川家の御用「水戸御定日」を取り決めた際、同業の「ふしミ屋・十七・大茂杯やかましく様々に難渋申掛候事」があったが、「日記にくハシ」<sup>(6)</sup>とある。もう一例を挙げると、寛保3年(1743)4月、飛脚問屋と競合した若狭屋忠右衛門の宇田川町で荷物を盗まれた一件を記述したが、これなども日記を参考にしたことがわかる<sup>(7)</sup>。

#### ②『駅通志稿』

『駅通志稿』は編纂段階において、先述のように日記を写す作業が行われ、史料表題の「定飛脚日記」を付された契機となった。定飛脚日記の期間に該当する『駅通志稿』の本文中を確認すると、「町飛脚旧記」と表記される。ちなみに時代が下って「定飛脚文政日記」<sup>(8)</sup>という表記も見られるが、恐らく定飛脚日記以外にも他の時期の日記史料も存在したものと推察される。

#### ③『日本通運 社史』

「定飛脚日記」を本格的に史料として用いた研究が『日本通運 社史』(以下、『社史』)である。同書は江戸中期における飛脚問屋の動向について定飛脚日記を参照ながら叙述した。一例

4 『郵政博物館研究紀要』第5号(2014年3月)。定飛脚日記第1巻の翻刻史料が掲載。

5 「島屋佐右衛門家声録」(『近世交通史料集』7)2頁

6 「島屋佐右衛門家声録」(『近世交通史料集』7)40頁

7 同上18頁、「定飛脚日記」3

8 『駅通志稿』(前掲)364頁

を挙げると、飛脚問屋の東海道輸送の延着が顕著になり始めた寛保2年（1742）3月21日付の大坂の飛脚問屋から江戸の業者への書状を引用して延着事情について触れている<sup>9)</sup>。

しかし、なぜ戦後の飛脚研究の一到達点であり、今でも必読の文献と高く評価される『社史』は、編纂員が日記を縦覧できる立場にありながら、御用関係についてさほど掘り下げることなかったのであろうか。このことは恐らく『社史』の限界性にも関わることであり、本論の最後の「おわりに」で触れることにしたい。

### 3 日記の記述

#### (1) 記述内容

「定飛脚日記」の内容は大要次のような傾向が指摘し得るのではないだろうか。

- ①大名・旗本家の御用
- ②仲間の動向（十七屋孫兵衛、京屋弥兵衛、和泉屋甚兵衛、大坂屋茂兵衛、山田屋八左衛門、山城屋宗左衛門など）
- ③輸送関連（川留による延着、問屋場での荷物扱い）
- ④飛脚賃（大坂城代・大坂城定番らの大坂—江戸の飛脚賃）
- ⑤酒問屋・太物問屋との取引
- ⑥嶋屋による十七屋孫兵衛の福島進出阻止
- ⑦若狭屋忠右衛門との競合
- ⑧嶋屋伊勢崎店の進出

今までの定飛脚日記を使った研究の中で、特に余り触れられてこなかったのが、①②③④⑤⑥である。特に本稿のテーマである①の権力との関係は、飛脚問屋が後に「会符」（御用を示した荷札）の使用を求めるに至るのか、重要な背景であるにも関わらず『社史』でも余り扱われることがなかった。

#### (2) 御用の記述

日記の御用に関連する記述を簡約して抜粋して表2に示した。表2の傾向をまとめると、大よそ次のようになる。

- ①大名（福島藩、二本松藩）の国元—江戸の御用
- ②大坂在番（城代・定番・加番・大番）の大名・旗本家の大坂—江戸の御用
- ③旗本知行所から江戸までの御用金・御状請負

特に②に関しては、御用の中核を占める。日記にも大坂城代・定番がいずれの大名・旗本に下命があるのか、飛脚問屋はそうした情報をいち早く把握した上で、御用請負の願い書きを提出しているが、下記の史料はそうした飛脚問屋の動きを示すものである。

五月朔日、御役替被為仰付候。

酒井雅楽頭様ニ西丸御老中上座被仰付候、堀田相模守様大坂御城代被為仰付候。

右堀田様御出入之願、久兵衛参候処、和泉屋甚兵衛義、十七屋と以上三人相出入之旨被仰付申候、甚兵衛義ハ触引有之上役・被申付候、早速ニ而願ひ候而ハ其方為ニも不相成と買物役人被仰付候、賃銭之義ハ十七屋と申合一紙差出申候<sup>10)</sup>。

9 『日本通運 社史』（1962年）65-67頁

10 「定飛脚日記」4

上記は延享元年（1744）5月1日付で酒井雅楽頭が西丸老中上座、堀田相模守が大坂城代の下命を受けたことが記される。その後大坂城代として赴任する堀田相模守に御用を願い出たところ、和泉屋甚兵衛と十七屋孫兵衛と嶋屋の3軒での出入を仰せつけられた。しかし、嶋屋は堀田家の買物役人に「早速二而願ひ候而ハ其方為ニも不相成」とたしなめられたことがわかる。うがった見方をすれば、あまりに人事情報を早くつかんで御用願い書きを提出したためであろう。

幕府の人事は飛脚問屋にとって大きな関心事であり、いち早く御用を願い出て認められると、飛脚問屋側から請負証文を提出して御用を遂行することになる。但し、複数の業者から願い出がある場合、競争入札となるが、判断基準は飛脚賃の安さだったようである。

早飛脚に関しては仲間で共同の会所を設け、仲間で差し立てるようになったが、こと御用に関してはいずれの業者が請け負うのか、競争原理が働いたようである。

巻数	要 約
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>寛保元年10月上旬、仲間寄合の席で、和泉屋甚兵衛が、嶋屋出入りの酒井雅楽頭の御用向を請け取った旨、行司大坂屋茂兵衛に報告する。</li> <li>同年10月晦日、嶋屋が「美濃部様・森山様」の御用を委託される。</li> <li>同年11月2日、関織江の近江国知行所から荷物・御状・金銀などの請け負い状を再発行する。</li> <li>同年12月18日、嶋屋が銀座から半田山へ仕立金1500両を輸送。</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>寛保2年5月頃の「証文之事」に「御公儀様御法度之義ハ（上から貼り紙「急度相守可申候、尤持送り之儀ハ京大坂加筆仕候」）不及申京大坂御城内御用并御大名様方其外御武家様方御用御状箱之儀ニ御座候得者持飛脚之者随分慥成者ニ吟味仕相勤可申候」とする。</li> <li>同年7月24日、本多兵庫頭が発駕に際し、嶋屋は川喜右衛門を品川まで見送りに遣わす。この時、喜右衛門は料理と酒を下賜された上に「金式百疋御目録」を下賜される。</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>和泉屋甚兵衛が、酒井修理太夫家からの質問に、請け負った御状箱に金子入書状があったと回答する。十七屋孫兵衛が請け負った松本甲斐守御状について金子入りがなかったか、松本家へ尋ねて同家で吟味したところ「金銀者一切入不申」との回答だった。</li> <li>和泉屋甚兵衛と江戸屋源右衛門が連名で松平遠江守から御用向の値段の件で問い合わせに回答する。</li> <li>寛保3年正月14日に嶋屋は、大坂城内から渋紙包み御状を輸送して「無調法之儀」があったが、大坂ではかつて間違いがあったことはなく、届け荷物が多量中、こちらで間違えたと「御役人中様」へ願い書きを提出する。</li> <li>同年正月、関口治左衛門の御用入札で伏見屋五兵衛と和泉屋甚兵衛が落札する。</li> <li>同年2月2日、嶋屋経由で和泉屋甚兵衛から本多相模守宛ての御状が不足し、嶋屋が赦免願いを提出する。</li> <li>同年3月3日嶋屋が「嶋長門守様」から御用を命ぜられる。</li> </ul>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>延享元年、堀田相模守が大坂城代を命ぜられ、嶋屋、和泉屋甚兵衛、十七屋孫兵衛が出入り願いを提出し、出入を仰せつけられる。</li> <li>同年11月29日、酒井修理太夫から、この前の出火の節に再度駆け付けたことに対して「御礼」として相客40余人とともに「御酒」下される。</li> <li>延享2年10月付で、翌年8月まで三度飛脚を請け合うとの証文を、「岡孫三郎様、雑賀重兵衛様」宛てに提出する。</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>延享3年9月、嶋屋は千種清右衛門宛てに江戸一備中の代官所宛ての御用書物などの荷物を請け負う証文を提出する。その際に大坂で鈴木町和泉屋吉右衛門、河内屋勘兵衛を中継して送る。</li> <li>同年12月22日、嶋屋が宮の井出武左衛門から依頼された金30両を、「江戸市谷御屋敷」の尾州内石河主水様内入戸野曾太夫様へ29日夜に着いたので正月1日に届けたが、同人が尾州へ帰国したため、早便りで尾州へ送る。</li> <li>延享4年3月、「酒井雅楽頭殿御渡候御書付写」の中で無用に添人馬を立ててはならない、定めぬ貫目通りの荷物のみ継ぎ送ることなどを触れる。</li> <li>延享4年8月、「大坂大御番有馬備前守様御残役柳澤八郎右衛門様、藤堂肥後守御残役和田玄馬様」からの御用御触書を宿場順送りし、津国屋十右衛門まで届けるように、嶋屋から品川一枚方の「宿々御問屋衆中」へ口上を発送する。</li> <li>延享4年9月、嶋屋が出羽国山形城内から江戸屋敷まで御用金輸送を請け負う。嶋屋福島店の源六と嘉兵衛を遣わすことを証文として「松平和泉守様御役人衆中様」宛てに提出する。</li> </ul>

巻数	要 約
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>寛延3年、山田屋八左衛門と大坂屋茂兵衛が仲間に加わった際、改定した「仲間連判之事」の中で「一、御用諸用とも遅滞不仕候様無油断入念相勤、相互二印形致之相違無之様急度相守可申事、御屋鋪様方町方御用筋大切二相勤可申候、銘々御得意方ニ於て不調法成儀出来候ハハ仲間相互二何方迄も罷出御託可申上事」との確認事項が盛り込まれる。</li> <li>寛延4年6月20日、大御所様（徳川吉宗）逝去のため、7月10日までの50日間、鳴物停止。江戸中3日は商売停止となるが、飛脚問屋のみ「随分穩便ニ仕差立申候」と例外を認められる。</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>板倉美濃守様御役人として元締の高野善兵衛、吟味の吉門五郎兵衛、鈴木清右衛門、横田庄四郎、田辺忠右衛門の名前が列記。</li> <li>宝暦2年6月、嶋屋が「御役所」宛てに飛脚賃引き下げの件で願い書きを提出。1割引き下げの要求に対し、5歩ずつの引き下げを願う。</li> <li>同年6月、嶋屋が大坂城代の幕命が下った「松平右京太夫様御役所」（高崎藩主、松平輝高）宛てに5軒による入札に当たり、御用を委託してくれるように願ひ出る。</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>同年11月、大岡能登守が大御番に任じられ、御祝儀に参上する。同3年2月に大坂御在番中の飛脚御用を願ひ出たところ、先役の申し送りでも和泉屋甚兵衛へ仰せつけたとの回答だったため、嶋屋へ御用を仰せつけるように願ひ出る。3月28日に嶋屋方に御用を仰せつける。</li> <li>宝暦3年6月、越前敦賀藩主の酒井飛弾守忠香（1715—91）が大坂城「在番」を命ぜられ、嶋屋が大坂—江戸の「御定飛脚—ケ月三度宛上下六度」を請け負ひ、敦賀藩士で大坂の須貝左五兵衛と松田市右衛門、江戸の藤井安右衛門と都筑又左衛門宛てに証文を提出する。</li> <li>同年6月19日付で嶋屋が大坂城在番を命ぜられた「堀田様」へ宛てて御定飛脚を委託してくれるように願ひ書きを提出する。</li> <li>堀田若狭守が江戸の和泉屋甚兵衛と大坂の相仕天満屋弥右衛門に委託するが、「公用人高橋元右衛門殿御働ヲ以」大坂からの御用は津国屋十右衛門へ委託する。</li> <li>同年10月3日、嶋屋が「桑折御役所」宛てに江戸—桑折の御用状輸送について、請け負うに当たっては宿場に「御宿触」を発してくれるように願ひ出る。</li> <li>宝暦4年2月、酒井雅楽頭の飛脚御用を巡って、伊勢屋九郎左衛門（江戸藩邸出入の御用人足請負）が嶋屋より飛脚賃を1割引き下げて御用を願ひ出たのに対抗し、嶋屋が賃銀1割の引き下げと伊勢屋と月代わりでも申し付けてくれるように条件を提出して願ひ出る。</li> <li>宝暦4年3月、嶋屋が、三州吉田橋普請のお手伝い普請の幕命を受けた「松平備後守様」から「往返御用向」を委託される。</li> <li>嶋屋が品川龍五郎内の依田軍兵衛宛てに上州八幡村へ届ける御用状の延着を詫げる。その際、酒2升入り1樽を進上する。</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>宝暦4年4—5月、嶋屋が十七屋孫兵衛の福島進出を阻止しようと福島藩に働きかける。十七屋が再度出店設置の願ひ出があり、敷金として金300両差し上げ、荷物1箱は無賃とする旨の申し出があり、認められる。</li> <li>大坂代官渡部民部が亀田三郎と交代するに際し、嶋屋は大坂御用を山城屋宗左衛門と「見合出入」に務めることになるため、津国屋十右衛門に御用を委託してくれるように願ひ書きを出す。</li> <li>奥州桑折代官の岡田九郎左衛門が豊後国へ赴任することになり、嶋屋が引き続き御用を務めたい旨を願ひ出る。前の豊後国代官の岡田庄大夫は勘定奉行所へ赴任。岡田庄大夫は山城屋宗左衛門の出入。嶋屋は新たな桑折代官の小林孫四郎にも御用向を願ひ出る。</li> <li>同年4月2日福嶋本町の嶋屋佐右衛門と福嶋屋市十郎が連名で「丹羽若狭守様御役所」（二本松藩）に宛てて御用向を務めたい旨を願ひ出る。</li> <li>同年4月15日に酒井雅楽頭が姫路を出立し、5月1日に江戸着。嶋屋では半兵衛を品川まで出迎えに遣わす。藩主が乗り物の戸を開き、半兵衛に言葉をかける。また側衆ともあいさつ。</li> <li>二本松藩の京都留守居役が吉田典膳かに川船辺宗兵衛に交代となったため、嶋屋方に「上下御用状并御荷物等」の輸送を滞りなく行うように仰せつけられる。</li> <li>松平備後守が三河国吉田橋の手伝い普請を務めるため、嶋屋が飛脚御用を仰せつけられ、金子300両の目録を頂戴する。宗助が江戸藩邸へ礼に参上。</li> <li>嶋屋が安倍丹後守へ大坂で4月改定の賃付扣を差し上げる。</li> <li>大岡越前守が大坂在番を命ぜられ、嶋屋が6月12日に道中御触1通と印鑑の御提札3枚、宿々御合印57枚を屋敷で受け取る。また大坂在番中の江戸との御用飛脚（月3度、1回で宰領・馬3匹）を仰せつけられる。</li> <li>山本大膳が南都奉行を命ぜられ、十七屋孫兵衛が御用を願ひ出る。6月14日、その旨が廻状で仲間に伝達される。十七屋は先役の神尾備前守の指図で御用を願ひ出で仰せつけられたとの手紙が嶋屋へ送られる。</li> <li>同年6月、設楽善左衛門知行所の御用金銀・御状は三河吉田本町野口勘次郎經由で嶋屋が江戸へ輸送することを請け負う。</li> <li>同年6月20日付で嶋屋が「野邊数馬様御用人中様」宛てに道中における飛脚の不始末について詫げる。</li> </ul>

巻数	要 約
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同年6月、嶋屋が「御代官荻原藤七郎様御役所」(江戸)から大坂表までの飛脚賃銀を提出する。山城屋宗左衛門より「下直」のため、御用を仰せつけられる。通帳を納める。6月25日に請負証文を提出する。</li> <li>・同年7月、嶋屋組から「亀田三郎兵衛様御役所」宛てに飛脚請負証文を提出する。</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同年7月5日付で嶋屋が「御役所様」へ願い書きを提出。6月26日、飛脚太兵衛が遠州袋井宿で急病のため代わりの飛脚を差し立てたが、太兵衛の首に懸けた袋の中に御用御状2封が入っていたのに気づかず、後で仕立飛脚を差し立て、日限延引の許しを求めた。</li> <li>・7月、大岡越前守忠宜が大坂へ出立。嶋屋は宗助を見送りに遣わしたが、出立延期のため夕方に瀬戸物町の江戸店へ戻り、26日に宗助は「御発足御祝儀」として大岡家を回る。</li> <li>・8月28日付で津国屋十右衛門から「小林田兵衛様御用人中様」宛てに川支のための延着の詫び。8月2日出の飛脚が9日夕に大坂着。大坂城に届けたのが12日になる。嶋屋からも詫びる。</li> <li>・10月28日付で、嶋屋が大坂城の在番に提出。大坂城内の「月並御組御状箱」の件で、和泉屋基兵衛は賃銀下値で嶋屋と同様に本八日限を勤めているが、嶋屋でも和泉屋並みの賃銀で勤めるようにしたが、とても勤まらないため、日限十日、十一日、十二日限も定めたい旨を願ひ出る。</li> <li>・宝暦5年正月、嶋屋組が「内方鉄五郎様御役所」宛てに大坂一江戸の御用請負証文を提出。</li> </ul>

\* 「定飛脚日記」全10巻(郵政博物館蔵)を基に筆者作成。

表2 「定飛脚日記」の主な御用関連記述

## 4 嶋屋組と仲間

### (1) 嶋屋組の構成

本題の御用に入る前に日記からわかる嶋屋について記す。嶋屋の基本的事項については自著『江戸の飛脚』<sup>(11)</sup>を参照されたい。まず日記の時期の嶋屋組(手板組)の顔ぶれであるが、次の史料は宝暦4年(1754)、亀田三郎兵衛(旗本)の御用を請け負った際の証文である。

#### 差上申飛脚御請負証文之事

一 此度御用飛脚之儀嶋屋佐右衛門方へ被仰付同人々前紙之通貨銀相定書付差上候通り御請負申上候所実正ニ御座候、然ル上ハ御渡し被遊候御用状并金銀御荷物何品ニ不依少も無遅滞相届可申候、万一右佐右衛門方へ御用向御渡し被遊候以後、火盗水難如何之儀ニ而紛失等御座候共仲ケ間連判之者共引受急度埒明少しも御苦勞相掛ケ申間敷候、尤金銀御荷物之儀ハたとへ金高何程ニ而も是又連判之者共ニ而引受急度相弁御差図次第差上、少しも御損難相掛ケ申間敷候事。

一 右之通り私共連判を以御請負申上候上ハ大坂表より御出し被遊候御用書并金銀御荷物ハ嶋屋佐右衛門一判ヲ以御渡し被下、大坂の御遣し候分ハ津国屋十右衛門一判ヲ以御渡し可被下事、右之通り御受負申上候上ハ津国屋十右衛門、嶋屋佐右衛門兩人方へ御渡し可遊候、御日限之通り無遅滞御役所へ上納可仕候、為後日御請負、仍而如件。

宝暦四年戊七月

大坂内平野町大澤町

津国屋十右衛門

同町

嶋屋新右衛門

同町

小山屋庄右衛門

同町

かか屋五郎左衛門

11 拙著『江戸の飛脚』(教育評論社、2015年)

内平野町亀山町

嶋屋伊兵衛

北かしや町

大和屋善右衛門

同町

紀伊国屋九郎兵衛

同町

濱田屋喜右衛門

内淡路町

かか屋宗右衛門

江戸日本橋瀬戸物町

嶋屋佐右衛門

亀田

三郎兵衛様

御役所<sup>(12)</sup>

上記の史料によって嶋屋組の業者が確認できる。「かか屋」は加賀屋である。計10名が確認できる。表2を参照されたいが、寛保2年(1742)3月の欄は同月晦日付で「酒店御当番行司様」宛てに提出された際の連署であり、延享元年11月の欄は「近年家風猥ニ相成候」という理由で、田村九郎右衛門、丹生宗左衛門(加賀屋宗左衛門)、武田喜右衛門(河内屋喜右衛門)、安井善右衛門(大和屋善右衛門)が立ち会い、特に借財を戒めて証文を取った際の連名である。

表2で比較すると、嶋屋組は多少の変動が見られる。多少の変動は個々の業者の事情によって株式を手放したためであろう。但し、No.1~No.10の業者はほぼ固定している。右欄の宝暦4年から72年後の文政9年(1826)も顔ぶれは全く変わっていない。

## (2) 仲間の動向

嶋屋佐右衛門が加盟した仲間は、天明2年(1782)に幕府から定飛脚仲間として公認されるが、日記1の寛保元年の段階では八軒仲間(嶋屋、京屋弥兵衛、山城屋宗左衛門、伏見屋五兵衛、十七屋孫兵衛、木津屋六左衛門、和泉屋甚兵衛、大坂屋茂兵衛)と称した。これに山田屋八左衛門が加わった9軒が定飛脚仲間である。

ところが、次の史料は仲間がかつて11軒だったことを示す興味深い事実を示している。九軒仲間(天明2年、定飛脚仲間公認)が最多ではなく、延享3年(1746)から20余年前の享保年間(1716-36)の始めは十一軒仲間だったことがわかる。

一、私共仲間之儀、従古来拾壹軒ニ而相勤罷在候所、式十餘年以前山田屋八左衛門、大和屋半兵衛、三河屋佐次衛門、相除残申候八軒ニ而罷在候處、去ル戊二月大坂屋茂兵衛家業御取上被為遊、当時七軒ニ而相勤罷在候。

一、飛脚指出方之儀従古来二條大坂御城内御用毎月三度宛被仰付、相勤其外銘々毎夜飛脚差立候儀ニ御座候、早飛脚之儀仲間七軒ニ而会所相立御屋敷様方急御用并町方急用事等被仰付次第毎夜差立申候様事御座候。

右之通相違無御座候、以上。

12 「定飛脚日記」9

No.	寛保2年(1742)3月	延享元年(1744)11月	宝暦4年(1754)7月
1	嶋屋佐右衛門	嶋屋佐右衛門	嶋屋佐右衛門
2	嶋屋新右衛門	嶋屋新右衛門	嶋屋新右衛門
3	嶋屋伊兵衛	嶋屋伊兵衛	嶋屋伊兵衛
4	小山屋庄右衛門	小山屋庄右衛門	小山屋庄右衛門
5	加賀屋五郎左衛門	加賀屋五郎左衛門	加賀屋五郎左衛門
6	大和屋善右衛門	大和屋善右衛門	大和屋善右衛門
7	紀伊国屋九郎兵衛	紀伊国屋九郎兵衛	紀伊国屋九郎兵衛
8	河内屋喜右衛門	河内屋喜右衛門	濱田(河内)屋喜右衛門
9	加賀屋惣右衛門	加賀屋宗左衛門	加賀屋宗右衛門
10	津国屋十右衛門	津国屋十右衛門	津国屋十右衛門
11	加賀屋十兵衛	嶋屋八兵衛	
12	嶋屋五郎兵衛	加賀屋幸助	
13	大和屋利助	大和屋利助	
14	加賀屋文右衛門		

グレーの欄は記述がないが、存在している業者

表3 嶋屋佐右衛門組(手板組)株所持者

本石 京屋弥兵衛  
十七屋孫兵衛  
嶋屋佐右衛門  
山しろ屋宗左衛門  
ふしミ屋五兵衛  
いつみ屋甚兵衛  
木津屋六左衛門

延享三年

樽屋御役所<sup>(13)</sup>

上記の段階では寛保2年(1742)2月に大坂屋茂兵衛、山田屋八左衛門の2軒が抜けていたため仲間軒数は七軒である。興味深いことに「式十餘年以前」に当たる享保5年(1720)の頃は十一軒仲間だった時期がある。山田屋八左衛門は後に復帰したが、大和屋半兵衛、三河屋佐次衛門も加盟していたことがわかる。三河屋は、享和3年(1803)段階に本両替町仁兵衛店で営業し、看板に「越前三度飛脚・京都・大坂飛脚取次所」を掲げたが、同年の定飛脚仲間により三河屋に右の看板を改めさせた上で、仲間が三河屋から得意先を奪い取らないことを取り決められた<sup>(14)</sup>。

日記には街道の輸送状況を窺い知る記述もあり、それは延着に絡むものである。延着問題は幕末維新期に至るまで結果的に解消しない課題として残るが、日記にも延着の記述が散見され、延着を知らせる廻状が嶋屋を起点に町内に周知された<sup>(15)</sup>。そうした事情を受け、安永2年

13 「定飛脚日記」3

14 「仲間仕法帳」(前掲『近世交通史料集』7)360頁

15 「定飛脚日記」2。寛保2年(1742)6月8日付の廻状で「一、同八日ニ酒店中町々江書付遣候写/酒匂川先月廿七日・越無御座、漸昨日・歩行越御座候、上方筋之儀ハ慥成事相知不申候、此度川間(つかえ)、馬支可有御座候、御用向延着可仕候付御断申上候、以上/六月朔日/乍憚御町内順々御廻し可仕候/嶋屋佐右衛門/手板組中/左之通 中橋、呉服町、坂本町、か雲町、面影川、北新川、新堀、伊勢町、ほりとめ、瀬戸物町、本船町、大伝馬町、売場式軒別紙、峰屋、神戸、林善三郎、坂口茂右衛門、小網町辺銘々江」とある。

(1773) の定飛脚仲間認可を道中奉行に求める四半世紀前の延享4年(1747)11月3日、問屋場の馬支問題の解決を目的に幕府に触れ流しを求めていた。以下の史料はそのことを示す。

卯十一月三日

道中馬支ニ付道中御奉行様へ

御願申上候写

乍恐書付ヲ以御願申上候

一、御当地飛脚問屋七人之者共申上候、私共義御公用筋并御屋鋪様方、町方共ニ京都・大坂其外所々へ為御登被為遊候、金銀御荷物御状筥等被為仰付御請負仕往來共ニ相勤來申候、然所近年東海道宿々馬払底ニ被成往來之荷物殊之外延着仕迷惑至極ニ奉存候、当八月十九日之風雨ニ而駿河路之内原、吉原之間道筋損候節も飛脚之者共永々前後逗留仕、同様及延着其後右道筋も前々之通相直り候得とも今以延引仕候ニ付、飛脚之者吟味仕候得ハ兎角宿々ニ馬無御座候而、所より十日餘逗留仕候別而駿河路より東馬次不用由ニ御座候而所々ニ差支之旨申候、然ル上ハ乍恐万一於宿駅火難等も御座候節ハ御大切之御要用共別而難儀至極奉存候、何とそ御慈悲ヲ以古來之通無遅滞馬相決候様ニ御触流し被成下候様ニ奉願上候、末々ケ様ニ延着仕候而ハ日限相極り候御状筥御荷物等御間ニ合不奉候上ハ可申上様も無御座候、左候得ハ私共并大勢飛脚之者共ニ渡世之儀乍恐難計難儀仕事奉存候御救と被為思召、右御触流し之儀成下置候ハハ難有奉存候、以上。

年閏月日

卯十一月<sup>(16)</sup>

日記を検討すると、確かに仲間内の業者間争いが散見されるが、延着問題の原因である馬支を前にして、業者間でも足並みをそろえて要路に訴える必要があった。仲間による早飛脚システムが崩壊せずに、仲間による差立が継続されていく理由は早飛脚を商品の主力とするため、共通の障壁に向かって団結を強めたからであろう。

## 5 旗本の御用

### (1) 年貢金・書状輸送

従来の研究においても飛脚問屋が上野国内にある旗本の知行地から名主の依頼を受けて、年貢金を江戸の旗本屋敷まで輸送した事例を取り上げたが、こうした事例は関東地方だけにとどまらないことが日記からわかる。遠国から江戸の旗本への年貢金・御用金・書状を輸送したことが記される。

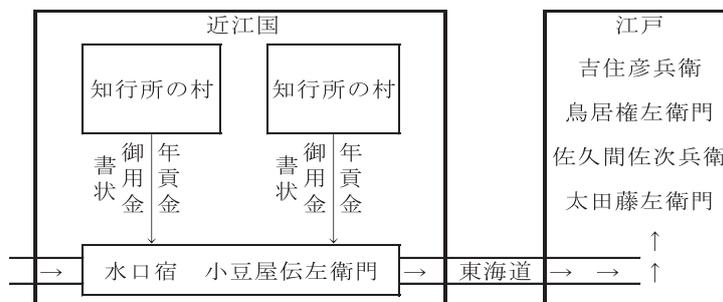


図1 旗本年貢金の飛脚輸送

16 「定飛脚日記」5

御請負申上候証文之事

一、江州御知行所・御当地へ御下之被遊候御荷物并御状金銀等同国水口宿小豆屋伝左衛門方へ御渡し被遊候、私飛脚ともへ為請取無相違御届可申上候、万一道中にて紛失仕候へハ其品々相改急度相弁差上申候、為後日請負仍而如件。

寛保元年酉十一月二日

嶋屋

佐右衛門

関織江様御内

吉住彦兵衛様

鳥居権左衛門様

佐久間佐次兵衛様

太田藤左衛門様<sup>(17)</sup>

上記の史料の流れを図2に示した。水口宿は東海道の宿場の1つである。すでに過去の研究で明らかにされているように東海道をはじめ、中山道、奥州街道、脇往還に飛脚問屋と契約を交わした飛脚取次所があり、地域の飛脚問屋として書状・荷物の集配を行っていた。こうした取次所を利用した年貢金や御用金・書状などの輸送は他にも記述がみられる。もう一例挙げておく。

請負証文之事

一 設楽善左衛門様御知行所御用金銀御荷物御状不依何ニ三州吉田本町野口勘次郎方江御渡し被下候へハ私飛脚共請取之往返共御差図之通相届可申候、然上ハ万一於道中紛失仕候ハハ我等組中の急度相弁少茂御苦勞掛申間敷候、此証文永々御用可被下候、右請負証文、仍而一札如件。

宝暦四年甲戌六月

嶋屋佐右衛門

同 伊兵衛

紀 九郎兵衛

加賀屋五郎右衛門

同 宗左衛門

設楽善左衛門様御知行所

瀧川源左衛門殿

右之証文相認六月十九日夕吉田へ差遣申候<sup>(18)</sup>。

上記は旗本の設楽善左衛門知行所からの御用金銀・御状などの輸送の際、三河国吉田本町の野口勘次郎方へ荷物を預けてくれれば、嶋屋方の宰領が受け取り、江戸へ運ぶことを請け負うと同時に荷物が道中で紛失した場合も賠償を保証した。流れは図2のパターンと同じである。こうした類似の事例は上州—江戸、武州—江戸でも見られる<sup>(19)</sup>。東海道での事例によって、飛脚の輸送網に近い位置にある村は、飛脚問屋の出店・取次所を介して江戸の旗本や大名屋敷へ送付することが普通に行われていたことが察せられる。

17 「定飛脚日記」 1

18 「定飛脚日記」 9

19 拙稿「上州の飛脚問屋について—輸送・金融・情報—」（『交流の地域史—群馬の山・川・道』、2005年）、同「武蔵国北部における上州の飛脚利用—中奈良村名主、野中彦兵衛を事例に—」（『群馬文化』295号、2008年）

## (2) 大坂城大番の御用

旗本の御用は知行所からの年貢金・書状輸送にとどまらない。旗本が大坂城大番（大坂城警備）を命ぜられた際、飛脚問屋は大坂—江戸の御用輸送を請け負った。次の史料は宝暦5年（1755）正月、大坂—江戸の旗本の内方鉄五郎の御用を請け負った際に提出した証文である。

請負申証文之事

一 江戸の大坂御取引之御用書并御用金銀荷物等不依何品、私共御受負申候上者道中登り下り共ニ大切仕御日限延引不仕様ニ飛脚到着仕候ハハ無遅滞早速相届可申上候、万一於道中濡損シ、或ハ紛失等其外如何様之違変有之候共組中へ引請急度相弁埒明可申候、御用物之儀ハ別而大切之儀ニ而、都而入念間違無之様可仕候、尤江戸表御用趣者佐右衛門一判ヲ以御渡し可被下候、且又大坂着御用趣者十右衛門一判ヲ以御渡し可被下候、然ル上者聊も不埒之儀御座候ハ其節何分ニ茂被仰付次第奉畏候、為後日御請負証文、仍而如件。

宝暦五年

大坂内平野町大澤町

亥正月

津国屋重右衛門

新右衛門

五郎左衛門

庄右衛門

伊兵衛

喜右衛門

九郎兵衛

善右衛門

宗左衛門

江戸日本橋瀬戸物町

嶋屋佐右衛門

内方鉄五郎様

御役所<sup>(20)</sup>

証文を提出した10人は嶋屋組の面々である。実際に業務に携わるのは署名冒頭の大坂の津国屋十（重）右衛門と江戸の嶋屋佐右衛門である。津国屋は江戸へ荷物を下す場合、大坂城内で荷物を受け取り、一度津国屋まで運び、抱宰領か雇宰領に託した。道中は「御用」であるから、優先的に問屋場で荷物を継ぎ替えながら、江戸を目指した。上記には「日限」も述べられているため、他のケースから察して「八日切」など日限を設定して運んだ。しかし、実際は先述のように馬支や川支などが起因して延着することもあり、武家御用だけに頭を悩ませたであろう。

## 6 大名御用—6藩の事例—

### (1) 山形藩の御用

次は大名御用について述べる。旗本の御用も飛脚問屋にとっては大切な得意先であったが、それ以上に重要な得意先が大家家であったと思われる。大家家の場合、抱えている家臣の数もあり、旗本の御用を単独で請け負う以上に収益が見込まれたものと思われる。

前述のように飛脚問屋は大家家の動向には敏感な側面があり、特に老中や大坂城代などの人事情報にはいち早く察知して、延享元年（1744）5月1日、山形藩主の堀田正亮に御用願いを

20 「定飛脚日記」10

出しているが、堀田家は翌年に佐倉藩へ国替えとなり、松平家が山形藩に入った。嶋屋と同藩との関係はその後も続き、延享4年（1747）9月、山形藩の御用を請け負った。

請負申上証文之事

一、羽州山形従御城内御当地御屋敷江御用金銀不依何私方江被為仰付候ニ付、此度御請負申上候処実正也、然上者従山形之御用向不依何於福嶋出店嶋屋源六、嘉兵衛兩人手代差遣申候付、兩人印鑑以前指上可申候間、御用之金銀等以後被下候節証文ニ右兩人印形以引合御渡被下候、万一於道中上下共子細又者何ヶ様之儀御座候とも少茂懸御苦勞申間敷候、勿論紛失御座候ハハ弁返上可仕候、當人子細御座候ハハ組合者々急度相弁指上可申候、為其加判相添請負差上申候、為後日如件。

延享四年  
卯九月

嶋屋  
佐右衛門  
組中 印

松平和泉守様  
御役人衆中様

右此度羽州之御用被仰付候ニ付、請文差遣シ申候。

夫（府）内

卯九月廿五日差遣

与八

八町堀御屋鋪<sup>(21)</sup>

「松平和泉守様」とは松平乗佑である。延享4年時点で、出羽国山形には嶋屋の出店は設置されていなかったため、藩の御用は嶋屋福島店が担当した。嶋屋は、福島店に勤める源六と嘉兵衛の手代2人のいずれかを派遣し、あらかじめ藩に渡した印鑑と照合した上で、手代に荷物を渡すように述べている。道中でどのような事態が起ころうとも藩に迷惑をかけず、荷物を紛失した場合は弁償すると保証している。「夫内／与八」は嶋屋江戸店の手代であり、遠江国見加野村出身である。「八丁堀御屋鋪」は山形藩江戸藩邸のあった箇所である。

山形藩御用を請け負うことになった嶋屋であるが、それ以前に大坂城代となった堀田家の御用をつつがなく遂行したことによって同藩の信頼を獲得したのであろう。そのため、藩領から離れた嶋屋福島店が山形藩の御用を務めることになったものと推察される。このことから大坂城代の折の御用を無事に務め、信頼を獲得した後に江戸と国許の御用を請け負うという流れもあったものと考えられる。

## (2) 二本松藩

宝暦4年（1754）5月3日、嶋屋は二本松藩江戸藩邸に呼び出され、嶋屋の宗助が屋敷を訪れた。すると同藩から次の京都留守居役の交代を機に京都一江戸の御用を命ぜられた。

今日二本松御屋敷・呼ニ被遣候ニ付、宗助遣候處、呼寄候ハ別儀ニ而無之、是迄京都ニ吉田典膳と申者留守居役相勤候處、此度故有而被召上候。右之代り役川那辺宗兵衛被召出、右留守居役ニ被仰付候間、已後宗兵衛方・上下御用状并御荷物等無滞候様ニ相勤被具候様ニ此儀為可御意呼寄候間、其段可被相心得候と被仰付候分御書付出し申候。左ニ写し申候。

覚

斎藤幸七、山下喜久右衛門

右之者方々京都川那辺宗兵衛方へ書状并登セ物可頼遣候間、無遅滞様ニ指登可給候、以上。

21 「定飛脚日記」5

丹羽若狭守内

戌五月三日

鈴木忠太

平嶋半望右衛門

嶋屋

佐右衛門殿<sup>(22)</sup>

二本松藩の京都留守居役が吉田典膳から川那辺宗兵衛に交代することになった。そのため同藩から嶋屋に対し、改めて御用を務めるように依頼があり、嶋屋側では宗助を江戸藩邸に派遣して、上下御用状・荷物を滞りなく輸送すると述べている。

京都には江戸時代を通じて、諸藩の京都屋敷が設置されており、留守居役の藩士が常駐していた。恐らく京都の藩邸に関しても上記の二本松藩以外の諸藩からも御用を委託されることもあったと思われるが、日記の中には記述があまり見られない。これは恐らく京都の順番仲間を中心とした飛脚問屋が江戸の相仕と連携して請け負った可能性が高い。関連して大坂城代と比較して、二条城代に関しても日記には記述がほとんど見られないが、同様の理由であろう。

### (3) 姫路藩

山形藩の箇所先述したが、延享元年に酒井雅楽頭が西丸老中上座とし、堀田相模守が大坂城代とする幕命が下ったが、嶋屋が堀田家の御用を務めたことはすでに触れた。酒井雅楽頭は姫路藩の初代藩主である酒井忠恭（1710-72）である。寛延4年（1749）、酒井家は上野国前橋から播磨国姫路に移封した。御用に関する記述は日記からは確認できなかったが、以下は姫路藩との関係を示す記述である。

酒井雅楽様四月十五日ニ姫路御発足被為遊候間、同五月朔日ニ天氣能江戸御着被遊候、半兵衛品川出迎ニ被参候、大仏之前ニ御乗物戸開、御言被為下置候由、猶又御側衆御挨拶御座候由、夫々罷帰り、直ニ御屋敷江御祝儀ニ被参候、尤御ノシ白臺にて差上申候、暑氣御半兵衛奇特ニ被存候<sup>(23)</sup>。

上記は藩主が宝暦4年（1754）4月15日、姫路を出立し、5月1日に好天の下で江戸入りしたことがわかるが、この時、嶋屋は半兵衛を出迎えに派遣した。そして大井の大仏<sup>おおぼとけ</sup>（現養玉院如来寺五智如来堂の高さ3尺の仏像5体）の前で藩主の乗った大名駕籠の戸が開き、直に言葉をかけられた。また藩主近くに仕える御側衆ともあいさつをし、一旦江戸店に帰店した後、藩邸を訪ね、御祝儀に参上した。酒井忠恭が親しく声をかけた行為の背景には、1年、2年の短い時期の御用ではなく、長期にわたる御用期間を踏まえての声掛けだったと思われる。嶋屋が姫路藩の御用を請け負い、同藩も御用飛脚を重視したことがよくわかる事例である。

### (4) 若狭小浜藩

和泉屋甚兵衛は若狭小浜藩の御用を請け負ったことが以下の記述からわかる。

一、左内町和泉屋甚兵衛申上候、私御請合申候酒井修利太夫様御状箱、先達而申上候通金子入と御答礼ニ茂無御座、勿論私方通帳金子入と申請取不仕候得共、此度御吟味ニ付、御状箱之内ニ而金子入御状御座候哉と御尋申上候処、御役人中被仰出候有之、其節答礼ニハ金子入と申儀、書付不致相渡し候得共家中指し候書状之内ニ金壺両銀六匁壺分入レ遣候、此外之書状之金銀入ニ而ハ無御座由被仰出候、尤御状御出し被成候御家中方之内国

22 「定飛脚日記」9

23 「定飛脚日記」9

元へ御供ニ御越被成候方茂御座候由被仰聞ニ付、右之外ニ茂御状之内へ金銀入り申候哉難計奉存候得共右金銀・外同御入り不成候由御役人中茂被仰聞候<sup>(24)</sup>。

上記の酒井修理太夫は小浜藩主酒井修理太夫忠用（1723-75）であり、和泉屋が小浜藩の御用を務めたことがわかる。小浜藩から和泉屋に対し、金子入り御状の有無を問う尋ねがあり、和泉屋が金子入り御状はなかったと回答したが、和泉屋としては吟味があるからには「金子入りの御状があったのでしょうか」と尋ねたところ、藩役人は金1両銀6匁1分入りの御状が入っていたと答え、1通のみではかにはなかったとした。

## (5) 飯山藩

下記の本多相模守は飯山藩主の本多相模守助益である。寛保3年（1743）から延享元年（1744）に本多助益は大坂城加番を務めた。以下は寛保4年（1744）、大坂から江戸藩邸へ届いた書状が不足していたため本多家から嶋屋に尋ねがあった一件である。

一、右御状固御内見被下候様本多相模守様御屋敷江参候御状不足仕候由、此義御尋被遊候付奉驚入、依之右御状固到着仕候節除キ取積仕候手代共吟味仕候へハ折節新規之手代勝手不奉存候付、取急キ右之御用御状固上メ除申候由相知申候、此者も奉驚入心仰天仕、前後不覚之仕合ニ成、右御状固早速取繕申候段、有隼ニ申相知候折節其御者私儀他参仕候而其儀曾而不奉存候、右御状固差上可申所江罷帰御封印様申段承知仕、別而奉驚入先御断書を以不取敢差上候処、右之仕合何分も御慈悲之上御赦免奉願上候。

一、右本多相模守様御屋敷江参候御状之儀和泉屋甚兵衛方へ御届申上候、乍恐此訳之儀ハ右申上候通、甚兵衛方へ私方江相届候所、右之仕合奉驚入あはて取残り申候ニ付、右手代之者甚兵衛方へ馳参仕相尋申候処、和泉屋甚兵衛方へも毎度御加蕃様方へ御届申上候間、此方へ本多相模守様江御断可申上様も無御座候無調法之次第幾重ニも御赦免奉願上候<sup>(25)</sup>。

嶋屋では調査したところ、新規の手代が扱ったことがわかり、「御赦免」を願っている。書状を大坂から江戸へ運んだのは、和泉屋甚兵衛であり、和泉屋から嶋屋へ届けられ、嶋屋方の手代が新規の者だったため、処理に不手際が生じ、何通か書状が残されてしまった。今度の件で嶋屋の手代が和泉屋甚兵衛へ尋問したところ、和泉屋方でも加番へ毎度届けているので、嶋屋から報告する方法もなく、無調法してしまったと赦免を願い出ている。

以上は嶋屋と和泉屋甚兵衛が大坂城加番の御用を務めたことがわかる。手代が熟練でないため、和泉屋から嶋屋への書状の引き継ぎがうまくゆかなかつたなどのミスにより「御状不足」という事態を生じた。延着・付着は川支・馬支だけの理由で生じるのではなく、処理上の人為ミスで生じる場合もあった。誤配も同様である。

## (6) 高崎藩

従来の研究では高崎藩の御用飛脚の有無について不明であったが、日記から宝暦2年（1752）6月、嶋屋が高崎藩に宛てて御用飛脚を請け負いたい旨の願い書きを写した件が確認された。

乍恐口上書を以御願奉申上候

一、大坂御役先御用飛脚之儀、先達而へ御役所様へ以書付御願申上候通、先規御城代様方連々被為仰付被下置候而御用飛脚之義相勤来候義、殊更御屋敷様御義ハ御国御用御状固被為仰付候而乍憚所縁之者御座候、今度御用金之義ハ外聞旁幸之御義奉存候、段々御願被申

24 「定飛脚日記」3

25 「定飛脚日記」3

上候所々外ニも御出入之飛脚御座候付、一同ニ御書付而入札被為仰付候奉畏候、早速入札相改差上可申候得共、此方御役人様御願上候通、外御出入申上候飛脚是迄無據筋御座候付、一同御願申上度義も申上候通、商売躰之義ニ候得共御用一件不残とも御願申上度義同御出入申上候得共と而も御用承度所存ハ不相替候間、何卒御出入仕候者一同ニ被仰付可被下候何分ニも御城代様御代々御用事数年承来候所、此度御用不被仰付候而ハ数年之商売ニ相離外実旁難義至極仕候、外ニ無據御出入御座候共私共御加一同ニ被為仰付被下置候而ハ、数代之商売ニ相続と申物御座候、入札之義も五軒之者江被仰付候義なれハ格別下直之趣も可有御座候、別而御大切之御用事極之外賃銀申上候義も麓末之至恐多奉存候付、随分吟味仕候上ハ御詫も御座候様ニ積り上、相認差上申候、右数年来勤来御用相続仕候義乍恐被聞分御許義迄被成下被為仰付被下置候ハハ千万難有仕合ニ奉存候、以上。

申六月

松平右京太夫様

御役所<sup>(26)</sup>

「松平右京太夫」とは、高崎藩主の松平輝高（1725-81）のことである。輝高は宝暦2年4月から同6年5月まで大坂城代を務めた。上記の史料はすでに大坂城代として赴任中の時期であるが、史料冒頭の「大坂御役先御用飛脚之儀」とはそのことと対応する。しかし、まだ願い書きは、御用を務める前の段階で、大坂城—江戸藩邸、江戸藩邸—高崎城の御用を巡って、傍線部にあるように5軒の飛脚問屋が入札を行ったことがわかる。

## 7 大岡越前守忠宜の御用請負

### (1) 月三度の飛脚御用

今までは各大名家の御用について事例を紹介したが、本章では具体的にどのように飛脚問屋が御用を務めたのか事例を紹介する。

大岡越前守忠宜の飛脚利用を検討する。大岡忠宜（1709-66）は、「大岡政談」などで著名な大岡越前守忠相（1677-1751）の二男である。町奉行から異例の出世を遂げて大名となった大岡忠相は西大平藩の初代藩主となった。忠宜は宝暦元年に父の跡を継ぎ、大番頭に就任した。宝暦4年（1754）には大坂城大番を命じられたため、大岡家では嶋屋佐右衛門に大坂—江戸の飛脚を委託した。

覚

一 当戊八月より来亥八月迄 大岡越前守大坂在番中一ヶ月三度宛定飛脚揃、津国屋十右衛門と申者申付一度ニ馬三疋宛相立上下為致候付右之飛脚宰領馬三疋宛之印札相渡置候、印鑑ニ引合於無相違者無滞御通可給候、為此此証文差越候之間、宿々問屋中遠披見写留先々江可相送之事。

大坂、江戸共定飛脚出立日之覚

毎月 四日 十四日 廿四日

右之日限大坂、江戸共発足道中

一 荷物三疋之外堅上下不致候之様申付候、然ハ不叶用事荷物有之時ハ上下共荷馬増候儀茂可在之候、其節者別紙証文定飛脚宰領為致持参可申候間、印鑑ニ御引合於無滞者駄賃錢

26 「定飛脚日記」7

舟渡川越賃御定之通にて請取手形御渡可給候、若越前守家来と申似せを致候荷物候歟又ハ定飛脚荷物三疋之外馬多立候時我等共印形之証文持參於無之者馬出被申間敷候、荷物貫目御定之通より重く不仕様急度申付候事。

一 越前守家来在番之者江戸之者左ニ記置候間、大坂より之飛脚者在番之者江戸より之飛脚者江戸之者印形馬札に記候間、上下之度々ニ御改可有之事。

一 定飛脚道中夜通追早追一切不仕宿々にて、かさつかましき儀毛頭不仕作法罷通候様ニ急度申付置候間万一夜通早追致し候歟かさつかましき儀候ハハ後日に可被申届候詮議之上、定飛脚之者不届之段、従越前守御奉行方江急度御改可申候、江戸ニ而定飛脚嶋屋佐右衛門与申者申付候間江戸より用事にて右之外飛脚又者家来為差登候節者在江戸のもの証文相添可申候間、右之通り御心得可有之候為其如此候、以上。

大岡越前守家来在番

宝曆四甲戌年八月

相澤十右衛門

宮下源藏

清水直治

同家来在江戸

益戸惣治

小林豊助

従江戸大坂迄

馬継問屋中<sup>(27)</sup>

上記は、嶋屋佐右衛門が、大岡忠宜の大坂—江戸の御用を請け負ったことを示す。忠宜の在坂期間の8月から翌年8月の1年間、毎月4日、14、24日の月3度に大坂と江戸の両地を「定飛脚」(定期便の意)として出立したことがわかる。宰領1人が荷物を積載した馬3疋を率いた。その際、嶋屋が大岡家及び家中の荷物のほかに、他の荷物を混載させないこと、荷物は決められた貫目以上の過積載を禁じた。宰領携帯の印札と問屋場の印鑑とを照合し、合致したならば、問屋場では優先的に馬を継ぎ立ててもらった。さらに江戸と大坂の大岡家の家臣に印形と馬札を提示して改めたことも記される。夜通しの早飛脚と宿場でのがさつかましい行為を禁じ、そうしたことがあれば、詮議の上で事実と認めた場合に奉行へ届けるとした。

上記の史料は、いくつか興味深い点がある。まず大坂城代・定番・加番を命ぜられた大名家は、大坂—江戸の御用を民間の飛脚問屋に委託するが、恐らく前の城代・在番からの申し送りの場面で、上記のことも伝えられた可能性がある。

2つ目は「定飛脚」という呼称が用いられている点である。これも天明2年(1782)に当時の九軒仲間が「定飛脚仲間」を幕府により公認されるが、その30年前には意味合いこそ違うものの「定飛脚」の語がすでに用いられたことがわかる。また飛脚の差立日が月3度という事実は、飛脚問屋全般(特に遠隔地)の呼称ともなった「三度飛脚」の由緒(月三度の往返)が作り事ではなく、かなり信憑性の高いものであることを裏付けている。

3点目は他の荷物を混載させないこと、荷物は決められた貫目以上の過積載を禁じた点であるが、これに関してはどこまで厳守されたか甚だ疑問である。恐らく他の町人荷物との混載は日常的だったと思われ、過積載も荷物が多ければ、十分にあり得たものと考えられる。

27 「定飛脚日記」9

(2) 大岡家の手形利用

大坂へ上るに当たり、7月17日に先役として金子幸右衛門を先行させた。大岡忠宜は7月24日、江戸を出立する予定だったが、続く雨天により多摩川を渡河する六郷の渡しが川留となったため、翌日昼に出立した。この時、嶋屋江戸店では大岡家を見送るため、24日朝に「宗助」を品川宿へ派遣した。しかし、宗助は「ハツ過」(午後2時すぎ)まで待ったが、大岡家の一行が現れなかったため、夕方には瀬戸物町の江戸店へ戻った。25日には宗助を見送りに派遣せず、26日に西大平藩邸へ「御發足御祝儀」に家中廻りをさせ、「中枚紙十帖ツツ」を贈呈した。

興味深いのは出立前の7月23日、大岡家に幕府から下賜される「合力米」(役職手当に相当する米支給)の一部を嶋屋江戸店で現金に換えて、道中費用に当てようとした事実である。その際に大岡家が津国屋宛てに発給した手形が日記に写されている。

七月廿三日

売附申御城米之事

合米四百石 但御蔵廻シ

此前金貳百兩

右者大岡越前守当秋大坂在番被仰付道中支度金要用ニ付、御合力米之内右之米高、其方江売付為前金、右之金高当地嶋屋佐右衛門方へ被相渡、慥ニ請取申處実正也、然ル上者右之米来ル八月十四日従 御城内請取申、初御合力米ヲ以相渡可申候、尤直段之儀者其時之相場を以、代銀過不足差引可申候、縦令内外如何様之指支有之候共、此度大切之砌要用被相違候上者於此米高無相違相渡可申候、為後日米売附前金受取手形、仍如件。

大岡越前守内

宝暦四年戊七月

大坂元ノ 真木長左衛門

大坂御米方

堀江常八郎

大坂御用人

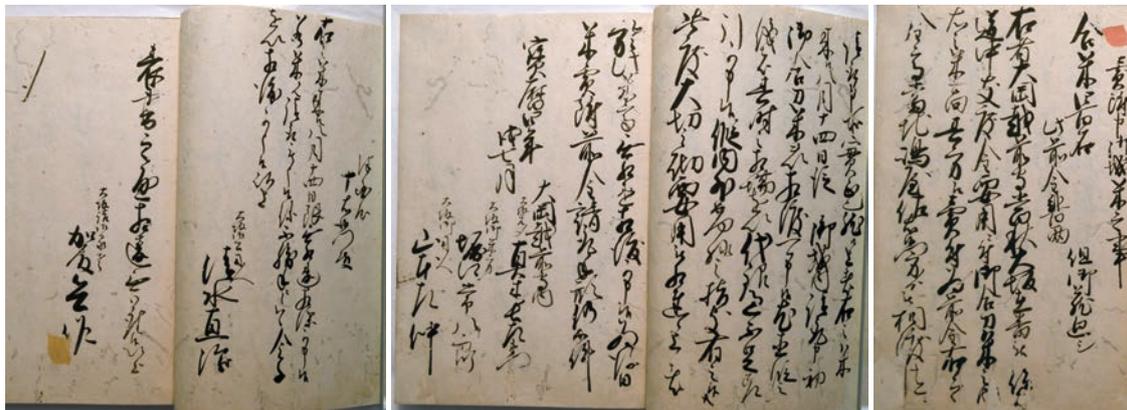
山本左仲

津国屋

十右衛門殿

右之米来ル八月十四日限無相違相済可申候、若米之請取被申候儀不勝手ニ候ハハ金子を以相渡可申候、以上。

大坂御用人



大岡越前守発給の手形の写し。嶋屋・津国屋の利用(「定飛脚日記」十から、郵政博物館蔵)

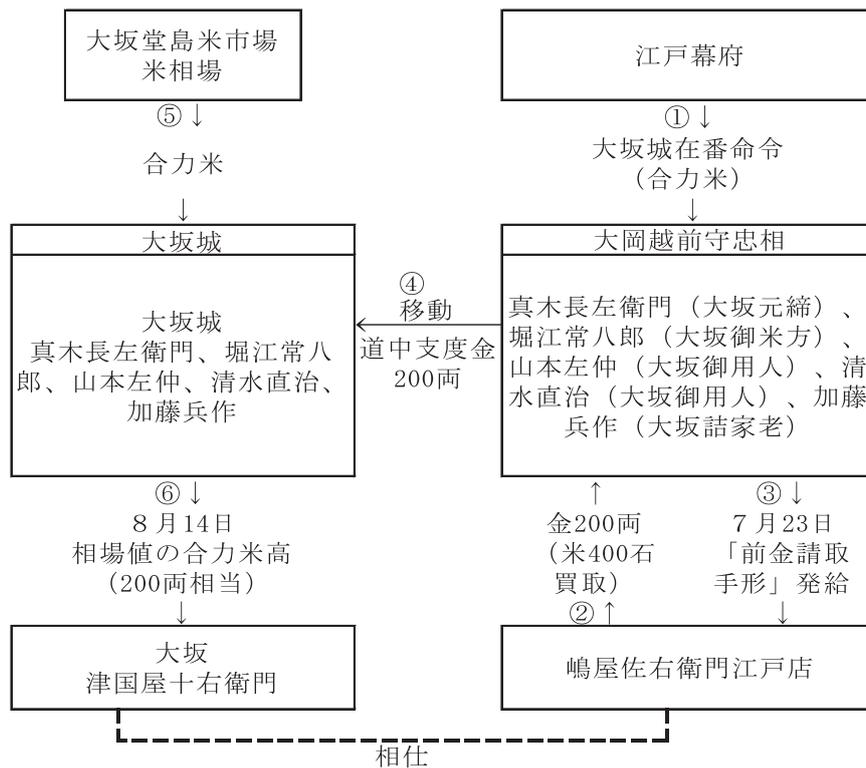


図2 大岡越前守忠宜の嶋屋・津国屋手形利用

清水直治

表書之通相違無御座候、以上。

大坂詰御家老

加藤兵作<sup>(28)</sup>

上記の史料を図2に示した。丸囲みの数字は手形と現金、合力米の流れの順序である。

大岡家では東海道を使って、大坂へ上る際、その道中費用を捻出するために、幕府から下賜された「合力米」の内、400石を嶋屋江戸店で金200両に換金した。この段階で嶋屋はまだ米を受け取っていないが、金200両を支払った。大岡家では手形を発給し、嶋屋江戸店に渡した。嶋屋ではこの手形を大坂の相仕である津国屋十右衛門に飛脚に託して送った。大岡家は主君・家臣共に東海道を通過して大坂へ上った。大坂に到着後、大岡家では当時の米相場で金200両相当の合力米を津国屋に城内で手渡した。津国屋は嶋屋から届いた前金手形を持参し、手形を戻したはずである。これが商取引であれば、大岡家は手形に裏書きして嶋屋へ送り返さねばならないが、そうしたかどうかは不明である。

以上のように大岡家では大坂城へ赴任する際、飛脚問屋を利用して、将来支給される役職手当を担保にして、あらかじめ江戸で嶋屋から現金を手に入れ、それを大坂までの移動経費に当てた。そして移動完了後に手形と引き換えに相場値に照合して現金相当額の米を津国屋に支給した。恐らく津国屋では米を転売して、現金化したものと思われる。こうした手形利用は、従来の研究では商人間の利用事例のみが専ら紹介されたが、実は大名クラスの武家も盛んに手形を利用し、あらかじめ現金を入手することをしていただことがわかる。

金融利用が民間だけでなく、支配層にも及んでいたことは武家のイメージを改めて見直すこ

とが求められる。江戸の商品経済の沸騰を背景に手形が盛んに利用されたが、武家もその制度に便乗していた。むしろ、武家階級も米相場をしっかりと念頭に置いて、手形を発給するという金融感覚を持ち、積極的に利用していたものと捉えた方が史実に近いのではないだろうか。

## 8 公権力との関係

### (1) 御用を巡る競争

日記が改めて貴重史料の価値を有するのは次のような御用の裏事情を窺わせる記述が散見されるからである。宝暦2年(1752)11月、大岡能登守が大坂城大番を命ぜられると、嶋屋側では早速「御祝儀」に参上している。ところが、和泉屋甚兵衛が出入り業者だったため、翌年正月に嶋屋では宗助を派遣して御用を嶋屋に請け負わせてほしいと願い出て働きかけた。

大岡能登守様大御番申十月ニ被為蒙従定飛脚和泉屋甚兵衛江被為仰付候所、御出入仕候ニ付、酉正月宗助を御願申上候所、最早泉屋へ被仰付御用向相勤居候趣、被仰付驚入、夫々日々ニ御願申上、漸々三月廿八日ニ此方へ被仰付候、則御書付被下置候戸棚ニ在番飛脚被仰付替ニ付而宗介慥ニ相勤、清水直次様之御用方御役人御勤替、右之通ニ相成候中々不精ニ而ハ出来不申候所、此度者御出精相見得申候、以来御屋敷大切ニ万端可相勤候事。

酉三月廿八日<sup>(29)</sup>

上記は嶋屋が正月から「日々ニ御願申上」と再三願い出て、和泉屋甚兵衛の御用を横取りする形で、3月28日付で御用を請け負うことに決まったことを示している。ただ史料には「日々ニ御願申上」のみあるが、そこには様々な裏工作があったものと思われる。恐らく先述の大岡越前守忠宜が大坂へ赴く際、「御祝儀」が贈られたように、この時も「御祝儀」に名を借りて担当役人への進物があったのではないだろうか。再三の御願いだけで役人が動くとは思われない。

御用を巡る動きと類似するが、宝暦4年(1754)4月、十七屋孫兵衛が福島に出店を出したいと福島藩に願い出たが、すでに福島に出店を置いて藩御用も務めていた嶋屋は十七屋の福島進出を阻止しようと、同藩に出店設置を許可しないように働きかけている<sup>(30)</sup>。一旦は藩側が十七屋に許可しなかったため、嶋屋側では現地の藩役人と町役人に反物をそれぞれ礼物として贈り、江戸藩邸の役人にも羽織地を贈っている。しかし、十七屋は「敷金」として藩に300両を差し上げ、さらに荷物一箱を無賃にすると上申をした結果、十七屋は同藩から認可を得て福島店を設置するに至る。

嶋屋と十七屋のなりふり構わない裏工作は、御用を独占したい飛脚問屋の本質がよく示される。嶋屋の裏工作を承知してか、十七屋が敷金300両と荷物一箱無賃で対抗して出店設置許可を勝ち取った事実は実質的な贈収賄である。生糸産地を後背とし、糸市の開かれた福島での営業が十分に300両を回収し得るものと見込んだものと考えられる。

### (2) 入札と落札

御用を獲得するには願い書きを提出し、許可される形のほか、各業者に飛脚賃書付を提出させて安価な業者に落札させる競争入札に近い形のものがあったようである。ただ、様々なしがらみの影響もあってそう単純には行かなかったようである。次の史料は寛保4年(1744)正月に嶋屋から「御役人中様」宛てに提出された願い書きである。

29 「定飛脚日記」8

30 「定飛脚日記」9

乍憚書付を以御願申上候

一、大坂の御当地へ下り飛脚御用之儀先年関口治左衛門様御先御用ニ付、大坂へ御登被遊候節御吟味之上私相仕津国屋十右衛門ニ被仰付被下置只今迄無間違御用相勤来り冥加至極難有仕合奉存候、其節此着の大坂江之飛脚賃銀御定直段無御座候付、直段書付相認差上候処ニ桜井伝吉様館部儀右衛門様被仰付候ニ付直段書付相認差上候へハ私方落札ニ御座候由、被仰聞候然共伏見屋五兵衛義ハ数年御出入仕候者故私方直段ニ而先此度ハ伏見屋五兵衛方へ被仰付候由御申渡被遊候、若此已後伏見屋五兵衛方不手都合之義も御座候、私方へ被為仰付可被下置旨、右御兩人様を被仰渡候付、其後達而御願も不申上候、然処旧冬の泉屋甚兵衛、伏見屋五兵衛と兩人江御用被為仰付候由奉承知候、右申上候通、先達而御願上候御縁も御座候、私義ニ御座候間、被下置候ハ商売躰之飾り之由相成外聞実儀無此上難有仕合奉存候、右之段被為聞取分ケ上り飛脚御用奉願上候、以上。

子正月

嶋屋佐右衛門

御役人中様<sup>(31)</sup>

傍線部に注目してほしい。関口治左衛門の大坂—江戸を結ぶ飛脚御用を請け負う際、数業者によって「入札」が行われたが、嶋屋は「落札」できなかった。その間の事情が述べられているが、入札の際に飛脚賃の値段を書付が提出され、吟味の結果、落札業者が決定された。嶋屋は役人から口約束ながら将来的に御用を頼みたい旨を取り付けていた。ところが、数年来、伏見屋五兵衛が関口家の出入業者だったため、今回は伏見屋へ落札させて御用を依頼するが、この後、伏見屋方に何か不都合のことがあった場合、嶋屋方へ乗り換えたいという条件だった。そのため嶋屋方から特に願い出ることはないまま、和泉屋甚兵衛と伏見屋五兵衛の両業者が落札した。そこで、嶋屋側は今回の落札については承知した旨を述べた上で、近い将来に嶋屋に御用を仰せつけてほしいと願い出た。

公権力の御用を巡る業者間の競争、また公権力と飛脚問屋との癒着を窺わせる。現在で言う公共事業を巡る不正競争入札と談合に似ている部分がある。飛脚問屋にとって、武家荷物の取り扱いは実入り安定し、且つ大きかったのであろう。嶋屋と関口家とのなれ合いは、例外というわけではなく、恐らく公権力と業者との日常慣行だったと推察される。この関係こそが御用を請け負う飛脚問屋たちが天明2年に定飛脚仲間として認可される素地だったと理解される。

## 9 おわりに

以上、日記の検討から幕府・大名・旗本の御用を広範に務めたこと、そして御用こそが飛脚問屋の主要且つ安定した収入源であったことが改めて認識できた。わかりやすく表現すると、現在でも公共事業を巡る“官製談合”が跡を絶たないが、公の仕事を請け負う旨みというのは江戸期から変わらぬ、時代を超えた権力と業者の構図だったということである。飛脚問屋が御用を請け負い、町人荷物を混ぜる“公私混載”で街道を輸送すれば、様々な局面で融通が利き、延着を最小限に抑止して目的地に到着させることができたわけである。もちろんこうした人知の限りが問屋場の馬不足に対して時として効果薄く、さらに大自然の前に無力（雨天による川留、道のぬかるみ、峠の土砂崩れ、大地震など）であったことも事実である。

御用という公務の視点から輸送・通信をみると、公権力と飛脚問屋との密着度が窺い知れる

31 「定飛脚日記」3

が、飛脚問屋が一片の願い書きを提出し、大名家が願い書きを受理し、御用を依頼したという単純な構図があったわけではなかった。そこには表向きでは飛脚賃の書付を提出して入札を行い、裏工作として願い書きを提出した。恐らく担当役人に贈り物（賄賂）を届けることもあったであろう。現に宝暦4年（1754）4月から5月にかけて、十七屋孫兵衛が福島店を設置しようと願い書きを福島藩に提出した折、嶋屋はシェアを奪われるのではないかと危惧から妨害工作を図った。それに対し、十七屋は「敷金」という形で現金を福島藩に上納した<sup>(32)</sup>。嶋屋も「御祝儀」の名目で藩の要路や担当役人らに礼物を贈呈した。こうした延長の上に、大名が参勤交代や在番で大坂へ上る際に飛脚問屋は手代をぬかりなく派遣して見送りをし、また出迎えるなどの御用をつなぎとめるための配慮を怠らなかったのである。

飛脚問屋との関係上において御用を通して武家を見ると、武家は明らかに商品経済のただ中にいることがわかる。大岡越前守家は飛脚問屋のネットワークを利用し、武家自身が手形を発行し、飛脚問屋があらかじめ道中費用として200両を換金し、武家が大坂到着後に米相場の変動を見ながら相当分の米を大坂の飛脚問屋（江戸の飛脚問屋の相仕）に支払った。こうした取引は武家側による手形の意義や米相場の変動への理解が前提となる。武家は支配権威という信用を担保に手形を発行し、また大坂城内に手形を持参した飛脚問屋に対し、米を支給した。士農工商の頂点とされる武家であるが、江戸中期ともなると、沸騰する商業主義の渦中に商人の確立したシステムを活用して幕命による公務をこなした経済感覚を備えていたと言えよう。

なぜ『日本通運 社史』が御用関係を取り上げることがなかったのか指摘しておきたい。本稿で検討したように飛脚問屋と幕府・大名との関連は緊密な相互依存の関係にあったことがわかった。飛脚問屋が明治維新後も政府に保護され、陸運元会社、さらに内国通運として生き残ることに絡むが、すでに江戸中期にはすでに飛脚問屋と時の公権力とは御用を介して密接な関係を持っており、郵便制度設立前の明治政府との関係も江戸期からの延長だったと捉え直すことができる。そうした意味から飛脚問屋と公権力との関係は重要な研究テーマであるはずであるが、『社史』は日記をかなり参照しながら公権力との関係についてほとんど触れていない。その理由は“社史”だったからではないだろうか。すでに述べたように権力との関係は、決してきれいごとだけでは済まない局面を有した。恐らく編纂員の間で定飛脚仲間の末裔を自認する日本通運の『社史』として、ふさわしくないという一種の“自粛”が働いた可能性も否定できない。

以上のことを踏まえると、飛脚問屋が他の商売と比較して、幕府当局にかなり手厚く保護された面を持っていたことが理解し得る。その証を最後に示すことにしたい。寛延4年（1751）6月20日、「大御所」と呼ばれた徳川吉宗が逝去すると、50日間の「鳴物停止」が一斉に触れ出されたが、この折に「最初、薨御之切、江戸中三日ハ御門戸をさし諸商売相止メ居申候」という状況にありながらも、ただ飛脚問屋のみは「随分穩便ニ仕差立申候」と例外的な措置が取られた<sup>(33)</sup>。明らかに御用を請け負った飛脚問屋が特別な立場にあり、幕末に至るまで公権力から様々な便宜が図られた理由がわかる。

最後に今後の課題に触れる。本稿で一端を示すことができたように、定飛脚日記はまだ存分に活用され切っていない一級史料である。今後も他のテーマで活用し得る史料なので、日記を基礎史料に仲間の動向、取引先との関係、具体的な輸送実態について明らかにしていきたい。

32 「定飛脚日記」9

33 「定飛脚日記」6

【付記】「定飛脚日記」の閲覧に協力していただいた郵政博物館の井上卓朗氏と井村恵美氏、また本論文を審査していただいた石井寛治先生、貴重な参考意見を頂いた郵政歴史文化研究会第一分科会のメンバーにこの場を借りて感謝申し上げます。

(まきしま たかし 群馬大学 社会情報学部 非常勤講師)

論文

# 明治前期における郵便局ネットワークの調整が郵便局経営に与えた影響

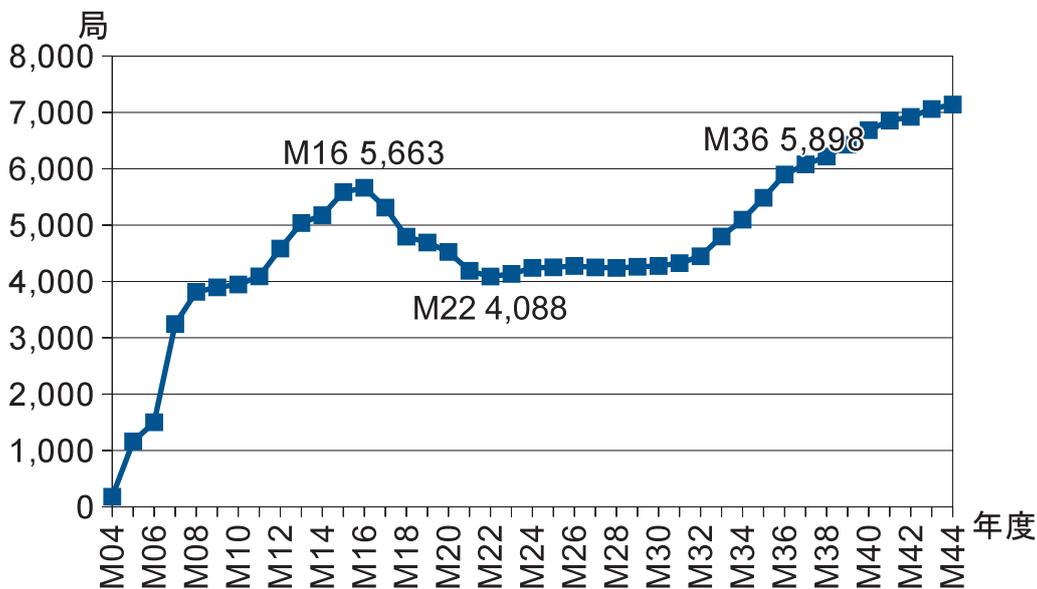
—筑前国甘木郵便局を事例として—

小原 宏

## 1 はじめに

明治前期における郵便局ネットワークの進展は、明治4年3月1日（新暦1871年4月20日）の東京—京都—大阪間での郵便制度の開始に伴う郵便局<sup>(1)</sup>の設置（178箇所）に始まり、翌明治5年の全国展開<sup>(2)</sup>（明治5年度、1,159箇所）、その後の急速な郵便局の増加（明治16年度（1883）、5,663箇所）、明治10年代後半からの一時的な減少（明治22年度（1889）、4,088箇所）を経て、再び増加に転じ、明治36年度（1903）に明治16年度の水準に回復し、その後一貫して増加傾向を辿った。

このように、創業から僅かの期間で急速なネットワークの展開が実現した背景には、石井（1994）の指摘するように、その背景として、公用郵便や民間の商取引のための飛脚制度など、郵便類似の業態が成立するだけの需要が存在していたことが挙げられよう<sup>(3)</sup>。この点については、郵政省（1971a）77頁の福井県の例のように、官設郵便実施までの間、各県が仮規則を作っ



出所：郵政百年史資料第30巻「郵第1表」より作成

図1 郵便局数の推移（明治時代）

- 1 当初、東京・京都・大阪には郵便役所が、他の東海道の各宿駅には郵便取扱所が設置された。
- 2 明治5年6月（1872年7月）、駅通頭の前島密から各府県への信書不達のないよう協力を要請する通達が出され、次いで太政官布告が発せられた。これにより、北海道後志胆振両国以北および沖縄を除く全国で郵便が開始された（郵政省（1971）78頁）。

て、独自に郵便を開始することもあった。一方、新政府は、明治5年(1875)の伝馬・助郷の廃止を伴う宿駅制度の大改革により、郵便局ネットワークの充実が急務となったが、その実現には莫大な費用がかかることから、初期の郵便事業に対してそれを負担することは困難であった。そのため、少ない初期投資によって郵便局ネットワークを構築することとし、地方の名望家に官の職を与えることと引き換えに、自宅の一部を郵便局(郵便取扱所)として提供させたり、僅かな口米を給することで、その業務を遂行してもらうこととした。これらの事情や郵便局の経営については、郵政百年史などの事業史が制度の変遷を明示しているほか、高橋(1970)、藪内・田原(2010)などが郵便局の日々の史料などを検討して制度に裏付けられた個々の、あるいは一定地域での実態を明らかにしている<sup>(4)</sup>。それらの分析は詳細であるが、郵便局間の位置関係などを直感的に認識し得る表現は僅かであった。また、郵政百年史で、明治15年(1882)制定の郵便条例の立案伺書を基に、「インフレーション、デフレーションが激しく起こった時期には、廃局する取扱役が続出するありさまとなった」ことなどが記載されている<sup>(5)</sup>こともあり、郵便局ネットワークの調整(減少)に明治14年(1881)の松方デフレ等の経済情勢が影響している、と指摘するものも見受けられる。

そこで、筆者は、小原(2010)および小原(2012)において、安房国の事例を中心に、明治前期の郵便局ネットワークの調整実態を確認した。その結果、同時期の郵便局数の減少が郵便線路延べ料程の増減に伴って増減しているとは認められなかったこと、千葉県南部(安房国)の郵便局ネットワークについてみると、拠点となる郵便局の間にある小規模な郵便局が統廃合されたこと、また、この時期に、中央政府と郵便局との間に立って郵便局の管理業務を行う地方管理機関が府県から駅通出張局に移管されたことから、郵便局の実質的な設置権限<sup>(6)</sup>が各府県から中央に移管されたことを勘案し、この時期の郵便局ネットワークの調整は、マクロ経済情勢の変動を被った受身的なものではなく、中央視点からの合理的なものであった可能性があることを指摘した。この点について、井上(2011)は、当時の駅通局年報の記述を基に、「特に明治18年(1885)の集配区域の見直しによる郵便区の再設定によるものが大きいと考えられる」と指摘している。

## 2 本稿のねらい

小原(2010)および小原(2012)は、千葉県南部(安房国)に限定された分析であった。そ

- 3 当時の我が国の状況は、中村(2010)の示すように、明治前期には、全国各地で豪農や商人が農村工業の発達を支えており、地域間格差が少なく地方における資本の蓄積があったこと、つまり、東京・大阪といった都市と比べて、地方のポテンシャルが相対的に高かったことを念頭に置く必要がある。また、明治以前にも商用通信等のために飛脚のネットワークが全国に張り巡らされており、業として成り立っていた。その実態については、巻島(2015)に詳述されている。
- 4 高橋(1970)は、九州地方の交通について、輸送と通信の観点から県史料や個々の郵便局の運営史料をもとに分析を行い、また、藪内・田原(2010)は、滋賀県の郵便局の収支や職員等に注目するとともに、個別の郵便局の史料をもとに調査・分析を行って、それぞれの地域での明治期の郵便局の経営実態を検討している。
- 5 郵政省(1971a)179頁では、この引用に続いて「鹿児島県駅通掛第三次年報」から、「創業の難き既に往く守戍(しゅじゅ)の法正に困難の際に在り乃はち十三年に於て取扱役の変更式割余に及ぶ故に爰に注意し百方之を求むるも肯諾するものなきを如何せんや」と引用している。
- 6 明治16年3月制定の「駅通区編制法」により、日本全国が52の「駅通区」に区分され、それぞれの駅通区に「駅通出張局」が設置された。それ以前から、郵便局の改廃権限は中央政府にあったが、それまでの地元発案の郵便局設置の流れは、地元から府県に設置願いが出され、府県において立案の上、中央政府が設置する、というものであった(府県への設置願いの例については、磯部(2006)を参照)。このため、それまでは、府県によって郵便局の設置の推進に差異が生じていた(詳細は、第6節に後述)。

のため、郵便局ネットワークの調整内容が全国的に拠点間の小規模局の統廃合によるものであるかについては、他の地域での検証が必要である。また、そのような調整が、郵便事業運営の効率化につながったかは、費用に基づく検証が必要である。

そこで、本稿では、明治10年代後半に、他の地域でどのような郵便局ネットワークの調整が行われ、それが郵便局の費用にどのように影響を与えたかについて明らかにする。

そのためには、明治10年代後半の時期に、隣接局の統廃合があった郵便局であり、かつ、郵便局の費用や取扱数が月次で把握可能な郵便局を分析対象とすることが必要である。その条件を満たすものとして、本稿では、筑前国（現在の福岡県の一部）に設置された甘木郵便局に着目する。具体的には、甘木郵便局の近隣郵便局の調整結果を確認するとともに、同局の月次の費用および郵便物数データから、その調整が郵便局の逓送、集配を含む郵便局の運営費用に与えた影響を確認することとする。

### 3 先行研究

個別の分析に入る前に、まずは、郵便局ネットワークの調整と郵便局経営の関係に関する主な先行研究を確認しておく。

郵便局の設置、あるいは郵便局ネットワークの調整と郵便局経営について研究したものとしては、前出の高橋（1970、1971）が包括的である。また、明治前期の筑前国における郵便局の開局時期や郵便逓送線路の情報など、事実関係を整理したものとして、高田（1968）がある。このうち、高橋（1970、1971）は、九州地方の運輸・通信の歴史、制度、個別郵便局への通達類、史料を収集、検討しており、特に、郵便局の増設については、地域の状況に応じた地元からの上申と、地方（県レベル）での検討、中央（逓送寮等）による実地調査を経て郵便局の設置や郵便線路の開設が行われていたことを明らかにしている。この実地調査については、田原（2014）が、福岡県での活動例として、逓送寮大阪出張所の筆頭出張官員を務めた山内頼富の実績を詳述している。

上述のほか、郵便局ネットワークの調整に関する最近の研究としては、田原（2001）、磯部（2006）、絵鳩（2006）、井上（2011）が挙げられる。

田原（2001）は、郵便の創業時からの全国の収支状況、滋賀県内各郵便局の取扱物数と収支状況を分析した上で、東海道の宿駅である石部に設置された郵便局の史料を基に、同局とその周辺地域の郵便局の事業の効率化に関する分析を行っている。石部郵便局の郵便取扱役が周辺の社会・経済情勢を勘案して、それに応じた上申を当時の郵便事業の地方機関である県に行うことにより、周辺の郵便局が設置されたり、郵便物の輸送経路としての郵便線路の変更がなされたことを明らかにしている。

磯部（2006）は、明治14年（1881）に設置され、18年（1885）に郵便受取所に降格のうえ21年（1888）に廃止された埼玉県の下奈良郵便局について検討し、「郵便局の配達区線が短過ぎるため、かえって業務が煩雑になり経費もかかるため郵便局そのものが廃止されてしまったと考えられる」と述べている。

絵鳩（2006）は、新治県の職制情報から、「郵便局の設置、郵便線路の指定、往復の度数、そして事務の監督まで県庁の仕事の一環として」行われており、県が郵便事業の地方機関として位置づけられていたことを明示している。

井上（2011）は、公用通信インフラによる郵便局ネットワークの形成過程を制度面および地域の実態の両面から検討し、新式郵便制度実施前の宿駅制度の改正から、街道を中心とした郵

便局の設置、そこから全国に展開していった郵便局ネットワークの進展、明治11年（1878）の郡区町村編制法等による府県の機能整備と府県内の通信の重要性の向上、それに応えるべく13年（1880）以降に駅通局と各府県の間で個別契約を結び府県によって実施された特別地方郵便制度に基づく郵便局未設置村での戸長役場による配達や郵便箱の開函などの郵便局業務の代行、16年（1883）の駅通区編制法により全国の郵便局を駅通局の直轄とし、各府県の公用通信ルートをそのまま引き継いで設置された郵便局のネットワークは、郵便管理の地方機関として設置された駅通出張局の所掌となり、通送・集配方法の取調べなどを踏まえて、17年（1884）および18年（1885）の2年間に大幅修正されたこと、その時期の駅通局年報の記述を基に、その時期の郵便局ネットワークの調整（廃止）については「郵便局及び関連施設の適正配置であるが、郵便局の改廃については特に明治18年（1885）の集配区域の見直しによる郵便区の再設定によるものが大きいと考えられる」と指摘している。

#### 4 郵便局ネットワークの基礎となる制度の確立

次に、郵便局ネットワークを取り巻く全体的な制度の整備状況を概観しておく。

井上（2011）に明記され、小原（2012）でも言及したとおり、明治16年（1883）の「駅通区編制法」の制定により、各郵便局の集配担当地域が明確化され<sup>7)</sup>、また、郵便局の管理を中央政府の地方機関である「駅通出張局」が行うこととされたこと、さらに、18年（1885）6月に、次々と駅通出張局および郵便局あてに告達が発出され、同年7月1日から、郵便局の担当地域の市内・外区分や配達度数の明確化、集配人の給与や服務に関する仕組みが整備されたことにより、郵便局ネットワークに関する大まかな制度がこの時点でほぼ整備された。それらの告達は図2のように「駅通局報」に掲載された。

また、その内容は、概ね次のとおりである。

駅通局報第四拾三号（明治18年6月4日木曜日）

○甲第九拾三号

駅通出張局

郵便局

郵便区市内規画法左ノ通相定メ来ル七月一日ヨリ施行候条現今市内ノ区画此規画法ニ抵触スル分ハ郵便局ニテ取調ヘ所轄駅通出張局（本局直轄駅通区内ノ郵便局ハ直ニ本局）ニ届出駅通出張局ハ区内ノ分取纏メ本局ニ差出スヘシ  
右相達候事

駅通総官子爵品川弥二郎代理

明治十八年六月四日

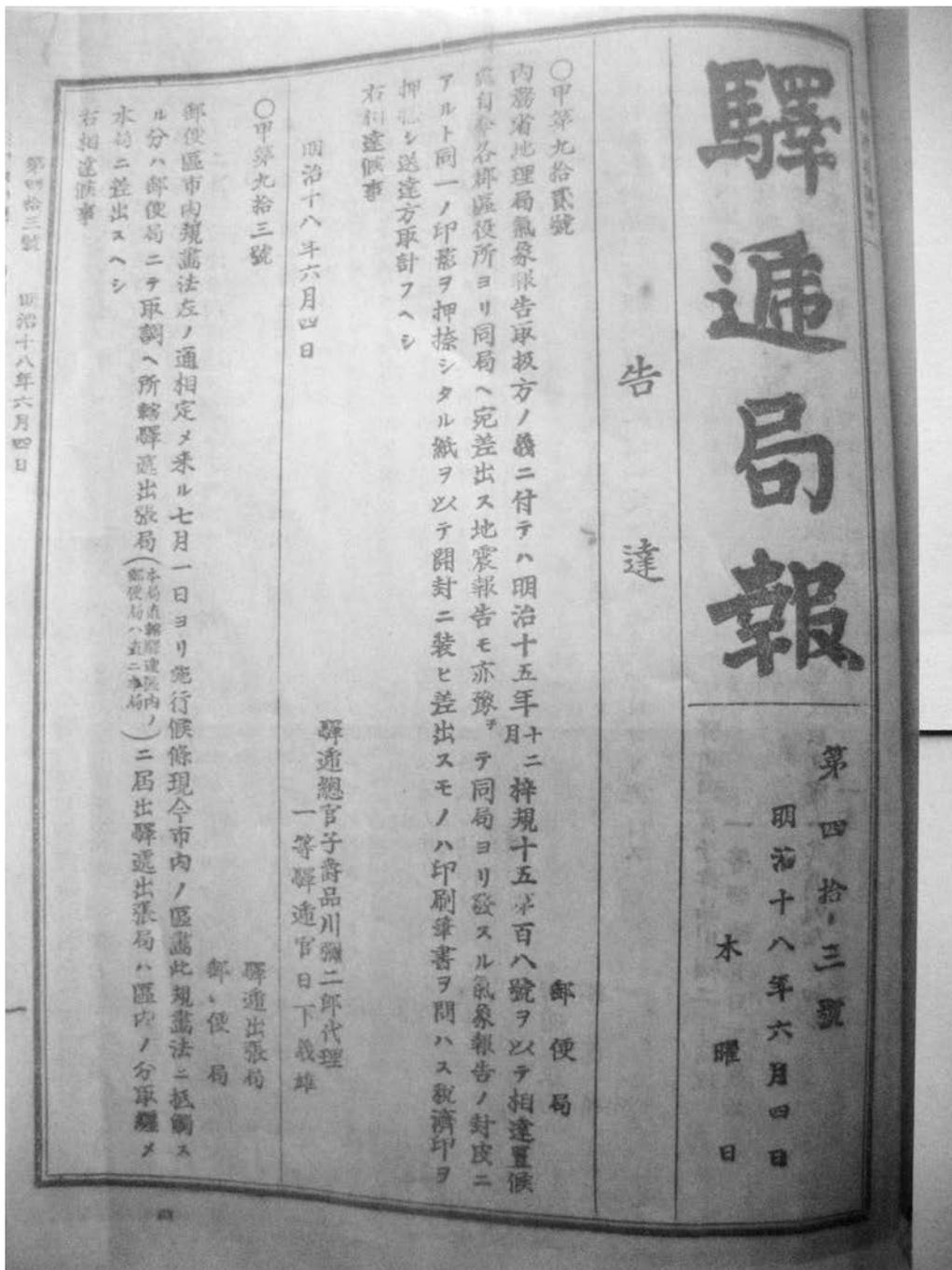
一等駅通官日下義雄

郵便区市内規画法

第一条 郵便区ノ市内ハ郵便局所在ノ一市街又ハ一部落ト定ム

第二条 前条市内区域ヲ距ル六町以内ノ場所及其六町以内ニ跨リタル市街又ハ部落ハ亦之ヲ市

7 駅通区編制法により、日本全国が52の「駅通区」に区分され、それぞれの駅通区に「駅通出張局」が設置された。また、各駅通区を分割して「郵便区」を設け、それぞれの郵便区に各1局「郵便局」を設置することとされた。これにより、実際には新たに郵便局が設置されたわけではなく、既存の郵便局の受け持ち地域が明確化され、全国の地域が明確にいずれかの郵便局の受け持ち地域とされたものである。また、同法により、「駅通出張局ハ其区域内ノ郵便局ヲ管轄」することとされた。



出所：郵政博物館資料センター所蔵

図2 郵便局報第四拾三號（明治18年6月4日木曜日）

- 内トス
- 第三条 前二条ニ定ムル区域ハ其土地ノ状況又ハ郵便物集配ノ便宜ニ依リ其制限ヲ異ニスルコトアルヘシ
- 第四条 郵便局ニ於テ前条ニ拠リ其区内ノ制限ヲ異ニセントスルトキハ所轄郵便出張局（本局直轄郵便区内ノ郵便局ハ直ニ本局）ニ具状スルヲ得
- 第五条 郵便出張局ハ前条郵便局ノ具状ニ依リ又ハ出張局ノ意見ヲ以テ其区内郵便局市内ノ制限ヲ異ニスルヲ要スルト認メタルトキハ本局ニ具状シ指揮ヲ請フヘシ

○甲第九拾四号

駅通出張局  
郵便局

郵便局郵便物集配等級規程左之通相定メ来ル七月一日ヨリ施行ス  
右相達候事

駅通総官子爵品川弥二郎代理

一等駅通官日下義雄

明治十八年六月四日

郵便物集配等級規程

第一条 郵便物集配ノ等級ヲ分チ等級ニ從ヒ集配度数ヲ定ム其區別左ノ如シ

一等集配	毎日	市内	十二度	市外	一度
二等集配	同	同	十度	同	同
三等集配	同	同	八度	同	同
四等集配	同	同	六度	同	同
五等集配	同	同	四度	同	同
六等集配	同	同	三度	同	同
七等集配	同	同	二度	同	同
八等集配	同	同	一度	同	同

第二条 集配ノ等級ハ其市内配達郵便物数ニ拠リ之ヲ定ム其區別左ノ如シ

一ヶ月ノ数

九拾万個以上	一等集配
同	
九拾万個未滿	
三拾万個以上	二等集配
同	
三拾万個未滿	
拾 万個以上	三等集配
同	
拾 万個未滿	
三 万個以上	四等集配
同	
三 万個未滿	
一 万個以上	五等集配
同	
一 万個未滿	
三 千個以上	六等集配
同	
三 千個未滿	
六 百個以上	七等集配
同	
六百個未滿	八等集配

(以下略)

駅通局報第四拾四号（明治18年6月8日月曜日）

○甲第九拾六号

駅通出張局  
郵便局

郵便物通送受負人規則郵便物集配受負人規則別冊ノ通制定来ル七月一日ヨリ施行ス  
右相達候事

駅通総官子爵品川弥二郎代理

明治十八年六月八日

一等駅通官日下義雄

駅通局報号外（明治18年6月19日金曜日）

○甲第百拾三号

駅通出張局  
郵便局

郵便物集配人服務規則別冊ノ通相定メ来ル七月一日ヨリ施行ス  
右相達候事

駅通総官子爵品川弥二郎代理

明治十八年六月十九日

一等駅通官日下義雄

## 5 甘木郵便局周辺地域の歴史的背景

個別郵便局の分析に先立ち、本稿の分析対象とする甘木郵便局の所在地の概要について確認しておく。

甘木市史編纂委員会（1982）によれば、元和9年（1623）に福岡藩主黒田長政が死亡し、その遺言により翌年、三男の長興が5万石を分知されて秋月藩が成立した。その範囲は、夜須郡の大部分、下座郡の過半、嘉麻郡の過半程度が一円となっていた。ただし、「夜須郡・下座郡側のほぼ中央に位置する夜須郡甘木村のみは福岡藩領として残されて」おり、その理由として「甘木村は福岡と日田とを結ぶ日田街道の要衝で、この地方の流通の中心であり、福岡藩が秋月藩の分知に際して、この甘木村を秋月藩領の内部に本藩領として確保したのは、これによって支藩である秋月藩を経済的に統制することを意図していたためであったと考えられる」と記載されている。また、甘木市史編纂委員会（1981）147頁には「明治初期の甘木の町勢については、…戸数956戸、人口4,427人、有職者2,655人、うち商業従事者1,018人、工業従事者248人であった」とあり、明治初期にも商業の町として存在していたことが分かる。

郵政省（1971b）45-46頁には、「福岡県史稿」の引用（明治6年（1873）10月欠日）として、秋月郵便仮役所の取扱人篠田定明から、夜須・嘉麻・上座・下座の4郡への郵便取扱所および線路開設の建議がなされ、その中で、「近来ハ甘木ニ被開相成当地トハ僅ニ一里拾九町之隔ニ候ヘハ何レカ一駅之取扱ニテ一駅ハ箱場ニ相成候テ兩駅之便利欠ル莫ク而シテ此一駅之費ヲ以テ新ニ御設置之費ニ充テ候ヘハ入費無キニテ一ヶ所ハ出来可申候殊ニ右兩駅之儀ハ甘木駅ニ御設置御便利之儀ニ候ハ、当役所ヲ同駅ニ移サレ当地ハ箱場御立ニテ隔日之差立ニ相成ニ於テハ便利相聞ケ時日ヲ移サス出状盛大ニ至リ可申見込候」と述べられている。秋月と甘木の状況をよく知っている地元の郵便取扱役から、甘木に郵便局が設置された時期に、秋月は函場とし、郵便局は甘木にすべきとの意見が上申された。実際には、秋月、甘木の両郵便局は統合されなかったが、後年、地域の中心局は甘木郵便局が担うこととなった。

## 6 明治前期の九州地方における郵便局ネットワークの推移

我が国の近代郵便は明治4年3月1日（新暦1871年4月20日）に東京—京都—大阪間の開業によって開始されたが、その際、大阪以西（西は下関・山口、四国の宇和島まで、南は田辺まで）は、郵便局の設置はなく、飛脚問屋（堺屋喜十郎、万屋喜兵衛、大和屋庄兵衛）による請負での実施であった<sup>8)</sup>。その後、長崎から大阪・東京方面への通信を確保するため郵便線路の拡張が急がれた結果、北海道の一部と沖縄県を除く全国規模での郵便の実施となる明治5年（1872）7月1日より先行して、明治4年（1871）12月に、旧長崎道に沿って郵便線路が開設された<sup>9)</sup>（図3の四角印の郵便局参照）。その後、徐々に郵便局（当時は「郵便取扱所」）が設置され、甘木郵便局が設置された明治6年（1873）10月には、図3のとおり、筑前国においては11箇所の郵便局が設置されていた。

さらに、高橋（1970）410頁では、「同年（明治7年（1874）：筆者注）六、七月にわたって大阪出張駅通寮から山内駅通権助が置局、郵便線路の計画のため九州の各県に出張し、各県庁

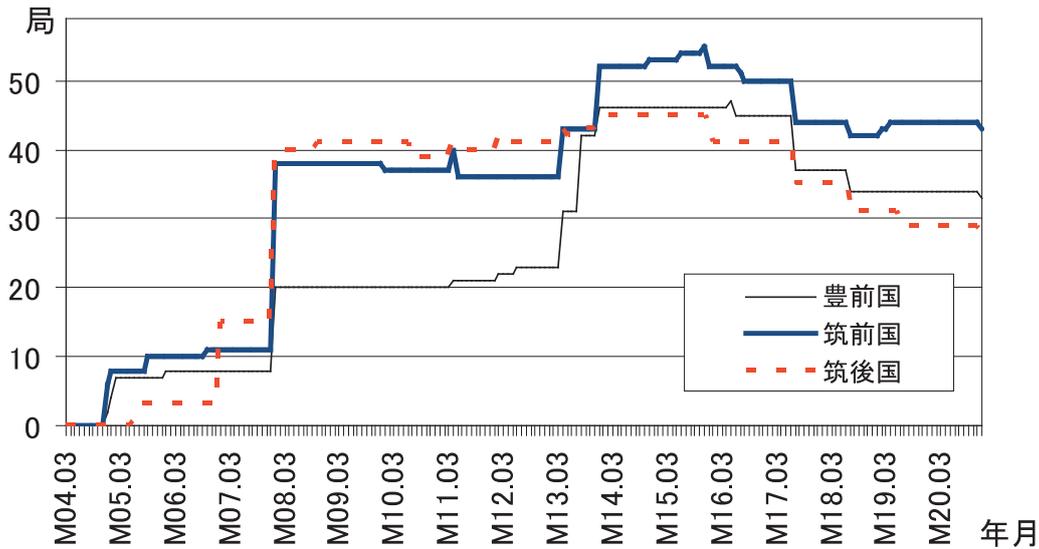


出所：郵政博物館資料センター所蔵資料（BC-A1）規画課（明治5年1月頃『郵便線路縮図』）、田辺卓躬編『明治郵便局名録』より作成

図3 筑前国の設置状況（明治6年10月）

8 郵政省（1971a）73頁参照。

9 この旧長崎道に沿った郵便の開設については、高橋（1960）408頁に「大阪から長崎までの郵便を早急に開始することになり、同年（明治4年（1871）：筆者注）十月駅通寮から根立、戒能両官員が長崎、佐賀、福岡、小倉の四県に出張して置局設計が行われた」と記載されている。また、601頁に、同年12月に設置された長崎街道沿線の郵便取扱所18ヶ所を第81表として掲載している。



出所：田辺卓躬編『明治郵便局名録』より作成

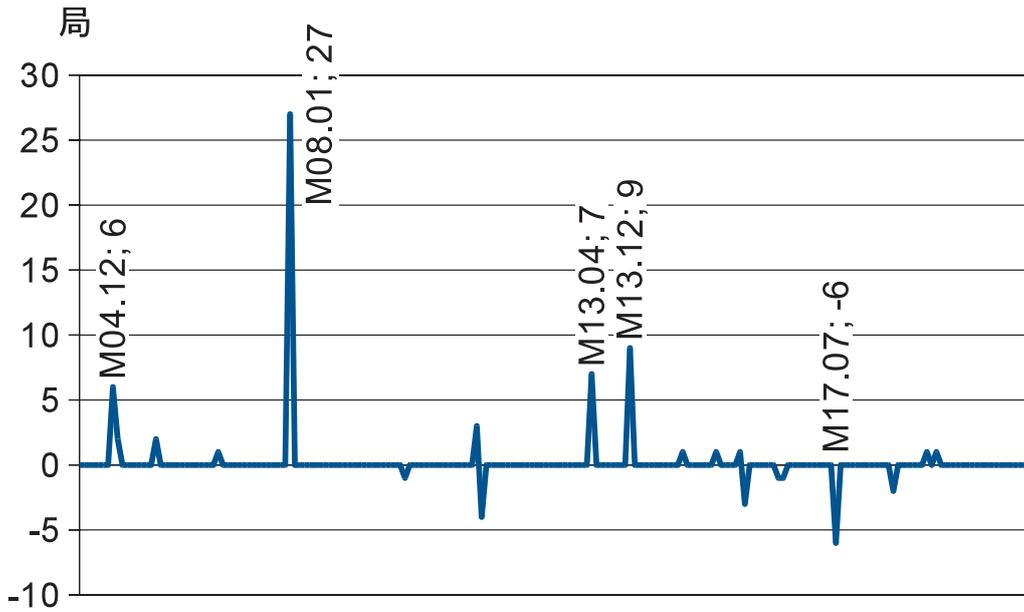
図4 豊前国・筑前国・筑後国の郵便局数の推移 (明治前期)

側と協議して…同年十二月から八年一月にかけて実施に移された」として、明治7年(1874)12月からの九州地方の設置局増加の事情を述べている。

そこで、明治前期における現在の福岡県エリアの郵便局数を確認する。具合的には、小倉などを含む豊前国(旧小倉県)、甘木などを含む筑前国(旧福岡県)、久留米などを含む筑後国(旧三潞県)の別に、郵便局数の増減の推移をみると、図4のとおりである。それぞれ、明治7年12月に大きな増加が認められるほか、13年(1880)に豊前国ではほぼ倍増している。その後、それぞれ15年(1882)～16年にピークを迎え、17年(1884)7月の減少を経て20年(1887)12月に至っている。なお、豊前国が8年(1875)～12年(1879)に他の2国と比べて半数程度の郵便局数であったが、13年に急増してその差を縮小した。また、それぞれのピークと20年12月を比較すると、筑前国は12局(21.8%)の減少、豊前国は14局(29.8%)の減少、筑後国は17局(37.8%)の減少となっていた。このそれぞれ異なる変動については、郵便の監督機関が中央政府に移管した後に、地域の状況を踏まえつつも郵便局ネットワーク全体の効率を勘案して調整が進められたことを考えれば、移管前に府県ごとに検討・設置されていたことが影響しているものと考えられる。

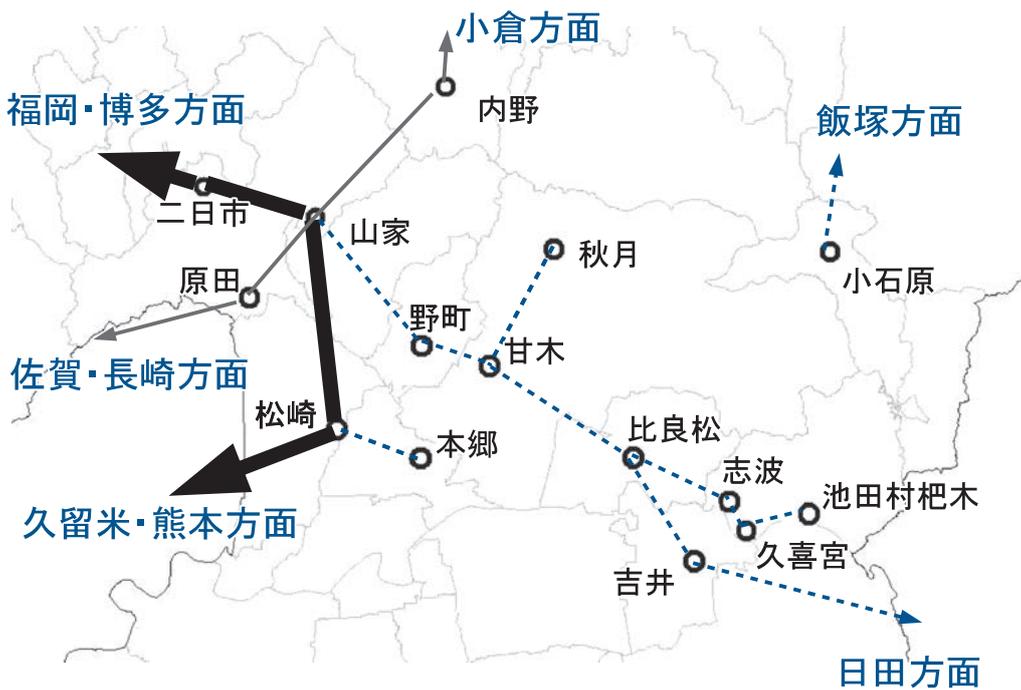
上記図4のうち、甘木郵便局が所在する筑前国について、その増減をみると図5のとおりである。主な増減時期と局数を見ると、明治4年(1871)12月の6局設置に始まり、7年(1874)12月に27局の増加、13年(1880)4月と13年12月に計16局の増加があり、15年(1882)11月には55局となったが、17年(1884)7月に6局の減少等があり、20年(1887)12月末には43局となった。

明治17年の郵便局ネットワークの変化を確認するため、その前後である明治15年と20年の甘木郵便局周辺の状況を見ると、図6および図7のとおりである。甘木郵便局から西側に2里35丁の山家郵便局までの間にある野町郵便局(甘木郵便局から35丁)、比良松郵便局から東に1里6丁の志波郵便局、志波郵便局から27丁の久喜宮郵便局と、計3箇所5等郵便局が廃止された。甘木郵便局から1里18丁にある秋月郵便局や東側に所在する池田村杷木郵便局、小石原郵便局など、郵便線路の末端にある郵便局は廃止されていない。以上から、この地域でも、小原(2012)の千葉県南部地域で確認した結果と同様、拠点郵便局間にある郵便局の整理統合が行われたことが確認できた。



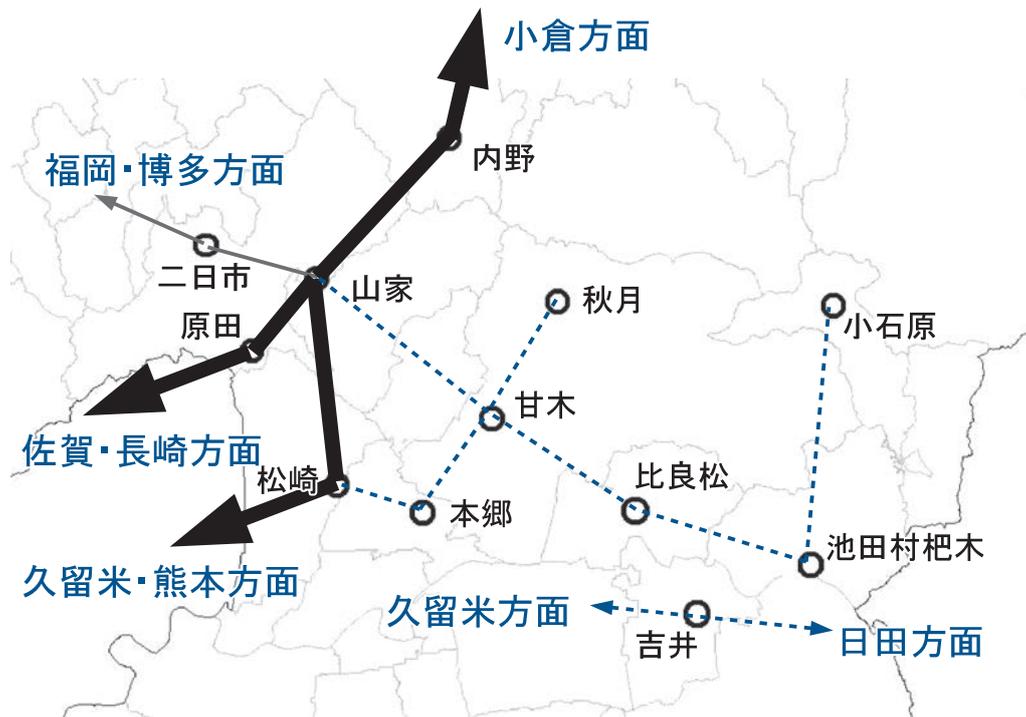
出所：田辺卓躬編『明治郵便局名録』より作成

図5 筑前国の郵便局数の増減（明治前期）



出所：郵政博物館資料センター所蔵資料（BC-A20）（明治15年『郵便線路図』）より作成

図6 甘木郵便局の近隣局（明治15年）



出所：郵政博物館資料センター所蔵資料（BC-A33）（明治20年『郵便線路図』）より作成

図7 甘木郵便局の近隣局（明治20年）

## 7 甘木郵便局の概要

### (1) 担当地域の概要

本論で着目する筑前国の甘木郵便局についてみると、明治6年（1873）10月1日、甘木駅郵便取扱所として設置され、郵便事務の取扱を開始した。その後、明治8年（1875）1月1日に甘木郵便局（5等局）となり即日4等局に昇格、14年（1881）5月31日に3等郵便局となった。

郵政省（1971b）によれば、「甘木郵便局の郵便区甘木市は、福岡県の中部に位置し、…甘木からは、福岡市と大分県日田市へそれぞれ30キロ、久留米・飯塚へ20キロの距離にあり、これらの地方への物資供給上の要地でもある」という位置にある。

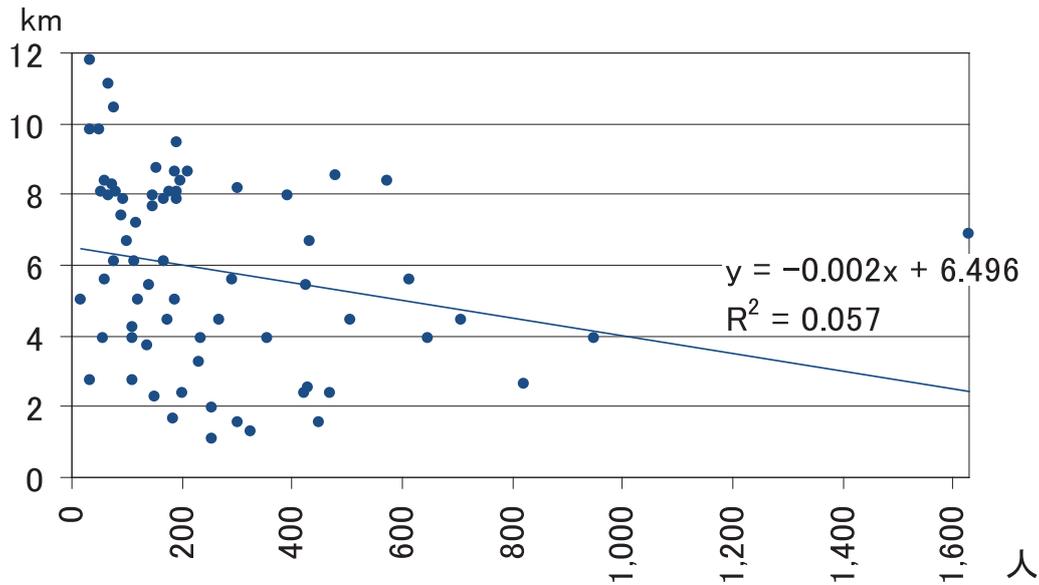
甘木郵便局の受持地域の町村概要について、入手可能な最も古い明治16年（1883）時点の情報をみると、集配担当町村（何々村ノ内何々という特記地域も1と数える）の数は70であり、総人口は22,821人、戸数4,418戸、学校10、神社7、寺13、会社1、戸長役場13、函場15である。

この各町村の規模（人口）と甘木郵便局との里程の関係を散布図に表してみると、図8のとおりである。人口が特に多い甘木村（4,847人）を除いてみると、散布図の近似線の決定係数（ $R^2$ ）は0.057であり、近似線には散らばる村々の関係にかかる説明力はほとんどない。つまり、甘木郵便局からの距離と村の規模に法則性はほぼ認められず、村々は甘木郵便局からランダムに分布していた。

### (2) 担当地域内での郵便局設置とその変遷

甘木市史編さん委員会（1981）211頁によれば、明治7年（1874）12月に甘木郵便局の担当地域内に相窪郵便取扱所（8年1月から相窪郵便局）が設置されたが、9年10月に廃止された<sup>(10)</sup>

10 田辺卓躬編（1983）では、明治9年12月廃止とされている。



出所：郵政百年史資料第23巻178～183頁「町村状況調書」より作成

図8 甘木郵便局近隣村の戸数（明治16年）

また、明治15年（1885）10月1日に、甘木郵便局の担当地域内にある三奈木切手売下所が三奈木分局となり、同地の田中茂平が7等郵便取扱役となった。これについては、次のとおり同年10月12日付けで福岡県から甘木郵便局に書面があった。

「十月一日ヨリ下坐郡三奈木郵便切手売下所ヲ廢シ更ニ郵便分局ヲ設ケ其局ノ所轄トシ同地田中茂平ヘ七等郵便取扱役被申付即チ辞令三通見合印鑑郵便規則抄録及税之心得并ニ奉務要領及命令書送達候条左之廉々併セテ達方取計奉務要領及び命令書ヘ記名調印辞令書一同取纏メ可差出此旨相達候事

一毎月諸手当之義ハ所轄郵便局ヨリ可請下所轄局ニテハ仮渡金ヨリ下渡勘定表ヘ組込可差出候

一郵便函ハ従前之分相用掛札ハ金廿銭ノ目途ヲ以製造職方請取証書ヲ以テ所轄局ヨリ本局ヘ下渡方可申立候

但従前掛札并ニ売下免許印鑑ハ所轄局ヘ為差出所轄局ニ於テハ掛札ハ預リ証相認印鑑一同可差出候  
右」

これに対して、甘木郵便局長は、同分局が配達事務を実施するか不明であったことから、同年10月21日付けで筑前甘木郵便局篠田勝己から監督機関である福岡県駅通科あてに、

「三奈木分局御設置ニ付伺

今般当局所轄三奈木切手売下所ヲ被廢更ニ分局御設置ニ就テハ心得迄左之廉々奉伺候

第壹条

一三奈木ハ人家稠密ヨリ分局御設置ナラン就テハ同局ハ配達取計ヘキモノナルヤ

第貳条

一該郵便取扱役ハ切手売下所ト異ナリ候条本局詰同様ニテ書留別仕立其他事務取扱可致モノナルヤ

第三条

一郵便切手受下方ハ最寄重立局へ直ニ分局詰ヨリ願出モノトシ当局ヨリ奥書不致可然哉

第四条

一分局ノ掛札ハ「三奈木郵便分局」と書シ可然哉

右至急御指揮奉仰候也」

と照会を行った。

これに対して、福岡県駅通科から同年10月24日付で、

「駅第百五号

伺之趣左之通可心得候事

第一条郵便分局之義ハ郵便物配達スヘキモノニアラス

第二条伺ノ通

第三条所轄局即チ其局奥書ヲ以買下候義ト可心得尤為替ハ普通局詰同様無手数料タルヘシ

第四条伺ノ通」

との回答があった。

さらに、甘木郵便局長は、10月25日付けで、福岡県に伺ったものと同内容の伺いを中央機関の長である駅通総官の野村靖あてに行い、11月30日付けで、同総官より次のとおり回答があった。

「規甲十五第六四七一

書面伺之趣左之通可相心得事

第一条 分局は配達不取計事

第二条 伺之通

第三条 分局取扱役ヨリ最寄重立局へ直ニ申立別段奥書ハ不要事

第四条 単ニ「郵便局」と掲記スベキ事」

三奈木分局の開局が10月1日であり、開局後に受持局から県や駅通局に新設局の機能や事務内容を照会して確認しなければ明確にならない状況があったことが分かる。また、この確認により、三奈木分局は窓口機能のみで集配機能が無いこと、分局の郵便取扱役の手当では甘木郵便局の仮渡金から支給されること、切手の買下請求の際は、直接最寄の重立局に三奈木分局から行うこと（甘木郵便局の奥書不要）、が明確となった。

なお、切手の買下について、県の駅通掛と中央の駅通局の回答内容が異なっており、規則の解釈・運用レベルでは、中央と地方で統一がなされていなかったことが分かる。

また、明治16年（1883）には、2月27日付け規16第1627号により駅通総官野村靖代理一等駅通官真中忠直より筑前甘木郵便局あてに、3月1日から担当地域内の無集配郵便局を郵便受取所と改称し、その取扱役の手当を改正する旨、達せられた<sup>(11)</sup>。

規十六第十六二七号

筑前国甘木郵便局

其局所轄無集配郵便局之義来三月一日ヨリ郵便受取所ト改称シ且其取扱役手当改正給与候ニ

11 甘木市史編さん委員会（1981）213頁によれば、その後、この郵便受取所は明治22年（1889）に廃止されて「切手売捌所になった。同三十五年に再び郵便取扱所が置かれ、三十八年三奈木郵便局」になるという変遷をたどった。

付別紙達書辞令共及廻送候条達方取計請書取之差越将又掛札之義ハ其局ニ於テ認メ換可下渡此  
旨相達候事

明治十六年二月廿七日

駅逋総官野村靖代理

一等駅逋官 真中忠直

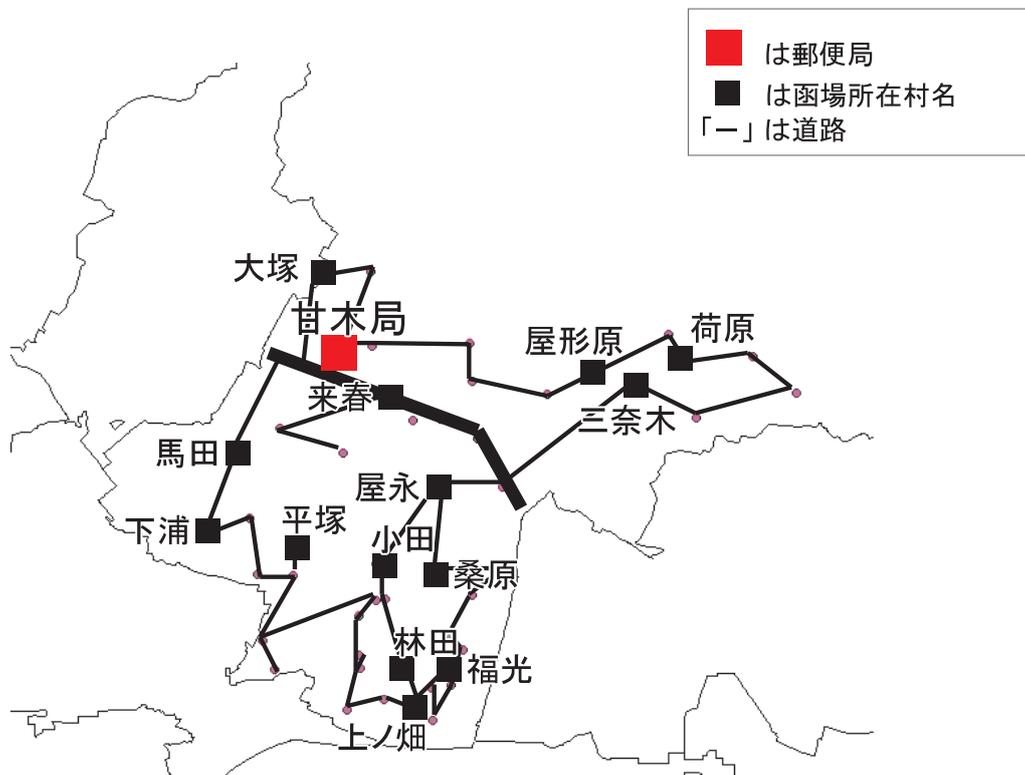
### (3) 集配

甘木郵便局の担当地域は、明治17年（1884）の野町郵便局の廃止に伴って拡大し、集配順路も増加した。それ以前の甘木郵便局の集配順路（明治14年（1881）10月時点）と、野町郵便局廃局後の明治17年の集配順路を比較してみる（図9および図10参照）。

図9と比べて図10では、左上の地域が加わり、1順路増となっている。また、函場（郵便ポストの設置箇所）の数は双方とも14箇所であるが、図10の左上部分に4箇所加わっていることから、明治14年時点の甘木郵便局の集配地域の中でその分が減少したことになる。その減少は、図の比較から、単純な廃止ではなく、14年時点で設置されていた函場が、近隣の村に移転したのも見受けられる。14年から17年の間に、函場の設置見直しが行われた、地域的情勢の変化に伴い戸長役場が移転したなどの理由が推測される。

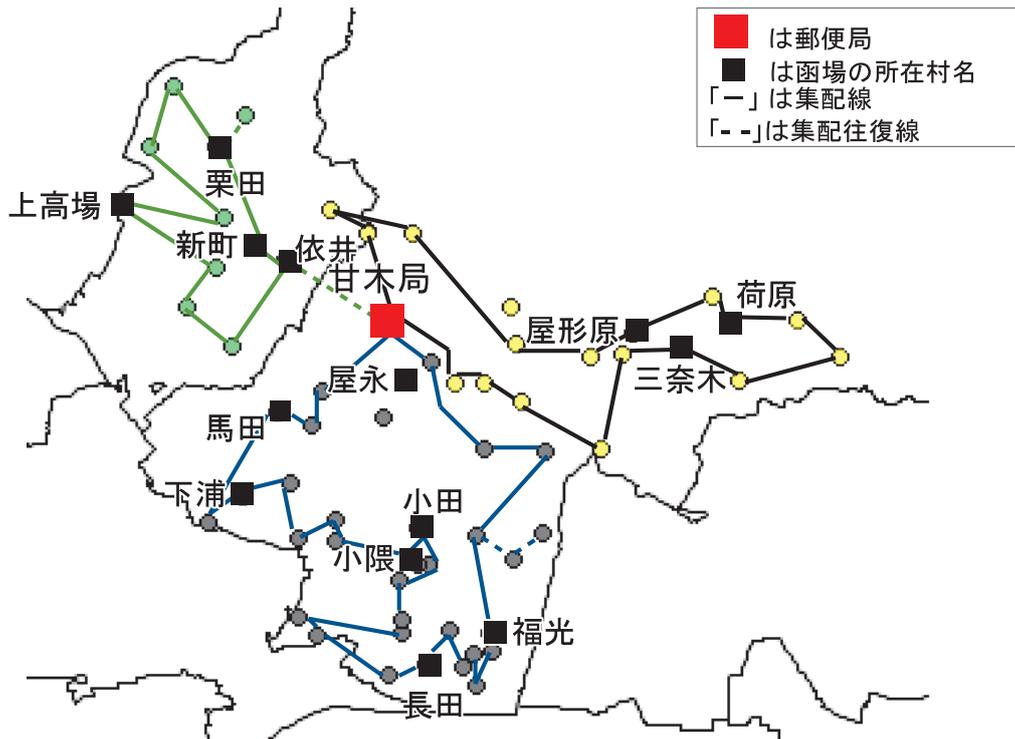
狭い地域での変化としてはこのような動きがあったが、全国レベルでみると、明治17年（1884）には郵便事業改良法の施行に伴う郵便集配料等の改正があり、制度の整備という大きな動きもあった。その改正に伴い、甘木郵便局周辺では、4月10日付けで、駅逋局監察掛より筑前国の各郵便局あてに、郵便事業改良法の施行に伴う郵便集配料等の改正に関する集会通達があった。

今般郵便事業改良法被行候ニ付従来之集配料并ニ脚夫賃受負額共悉皆之レヲ廃止シ更ニ正当



出所：郵政百年史第23巻132頁「筑前国夜須郡甘木郵便局配達所函国之図」より作成

図9 甘木郵便局の集配順路（明治14年）



出所：郵政百年史第23巻198頁「甘木郵便局市外集配順路取調明細図」より作成

図10 甘木郵便局の集配順路（明治17年）

之額ヲ以テ受負可申付ニ付而者一応可申談ニ付来ル五月十日ヲ期シ別紙之地ニ集会相成度尤疾病事故之已ムヲ得サル事情アリテ出会難致モノハ正当之代理者ヲ立テ之レニ委任状ヲ付シ後日何等之事アルモ列聊苦情等申立間敷之趣旨ヲ証スヘシ猶期日ニ至リ正当之手續ヲ経スシテ之ニ応セサルモノハ総テ従来之受負者之レヲ廃止シ他人ヲ以テ受負申付クベシ

右駅通総官之命ニヨリ及御通達候也

追而今般出会相成候ハ取扱役之資格ニ無之受負人之資格ヲ以テ召集相成候義ニ付旅費日当等者支給無之義ト了知相成度此段為念申談候也

十七年四月十日

駅通局監察掛

駅通十等属 大谷 宣

筑 前

郵便各局中

記

甘木郵便局市外集配順路取調明細図

第一区線 集配場弥永村ヨリ頼田村ニ至ル里程九里五丁

第二区線 集配場屋永村ヨリ馬田村ノ内三間屋ニ至ル里程八里三十四丁

第三区線 集配場依井村ヨリ高田村ニ至ル里程五里七丁

合里程式拾三里拾丁

市外

集配村数四十六ヶ所

字

戸長役場拾四ヶ所

函場 拾四ヶ所

[集配順路地図] …略

御 請

一金拾五円

博多駅逓区甘木郵便区郵便物集信配達一ヶ月分

受負額

前頭之金額ヲ以受負被命候上ハ御規則ヲ遵守シ御規則集信配達無遅滞可致ハ勿論集信配達人等  
ニモ御規則ノ旨ヲ申聞毛頭不都合無之様可仕候此段請仕候也

福岡県筑前国夜須郡甘木村

甘木郵便局集信配達請負人

#### (4) 甘木郵便局郵便取扱役の系譜

甘木郵便局は、明治6年(1873)10月に郵便取扱所として開設され、その後、秋月郵便局から地域の中心局の座を引継ぎ、明治23年以降の電信事務の取扱などを加えつつ発展していったが、明治前期の取扱役の変遷は、次のとおりであった。まず、開設当初の取扱役についてみると、甘木村八日町の商家、今泉旭吾<sup>(12)</sup>であった。その後8年(1875)4月に、秋月郵便局の初代取扱役であった篠田定明に交代し<sup>(13)</sup>、14年(1881)1月に篠田克巳に、17年(1884)1月に篠田定明(8年4月に取扱役となった篠田定明の孫)に交代した。

篠田家系譜によれば、篠田家は、明治より前には、秋月藩藩士であり、また、甘木郵便局(郵便取扱所)の開設時には、秋月郵便取扱所の取扱役であった。

篠田(1969)によれば、篠田家の初代は、夜須郡上秋月に居住し、黒田候の馬医の次男であり、享保元年(1716)に藩主に抜擢されて士族となった。その後、篠田家は秋月で代を重ね、6代目の篠田定明(初名猪三郎、後、幸右衛門)が、明治6年(1873)4月に秋月郵便取扱所の新設とともに郵便取扱役となり、8年(1875)1月には、甘木郵便役所の6等郵便取扱役を拝命した<sup>(14)</sup>。7代目は、6代目の子の篠田定規(初名勝巳)であり、明治13年(1880)に福岡師範学校を卒業し、公立甘木小学校教員を経て、明治13年(1880)12月に甘木郵便局長となった。8代目が篠田(1969)を著した篠田定明であり、明治17年(1884)1月に甘木郵便局長に就任した。以上が明治前期における甘木郵便局長および篠田家の系譜である。

## 8 甘木郵便局の費用・物数

### (1) 甘木郵便局の費用の変遷

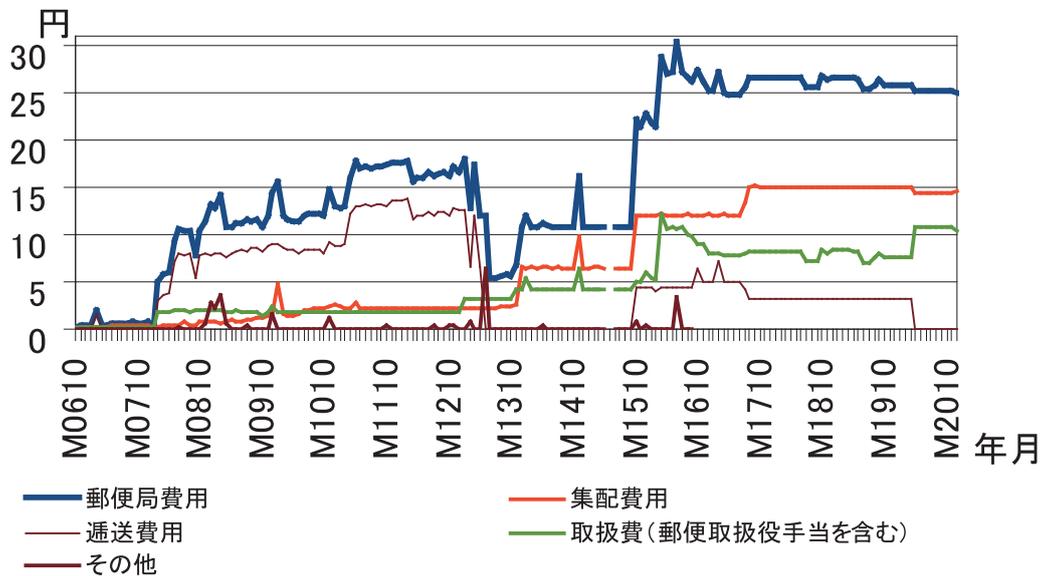
甘木郵便取扱所「御勘定仕上書綴」が残る明治6年(1873)10月から月別の郵便局費用および取扱郵便物数の確認ができる明治20年(1887)12月まで<sup>(15)</sup>の間について、月ごとの郵便局費用(郵便関係費用に限る)の変遷をみると、図11のとおりである。また、郵便局の費用全体に占める費用項目の割合をみると、図12のとおりである。郵便局の全体費用を表す「郵便

12 甘木市史編さん委員会(1981)211頁には、今泉旭吾の稼業は「商家」、その所在地は「八日町肥前屋」と記載がある。

13 甘木郵便局郵便御勘定仕上書(明治8年3月、4月)。甘木市史編さん委員会(1981)211頁には「この人は秋月県福岡県統合の後、出張所に残って残務整理にあたり、終わって解任のとき郵便取扱人を命ぜられ、秋月詰になった。」とある。

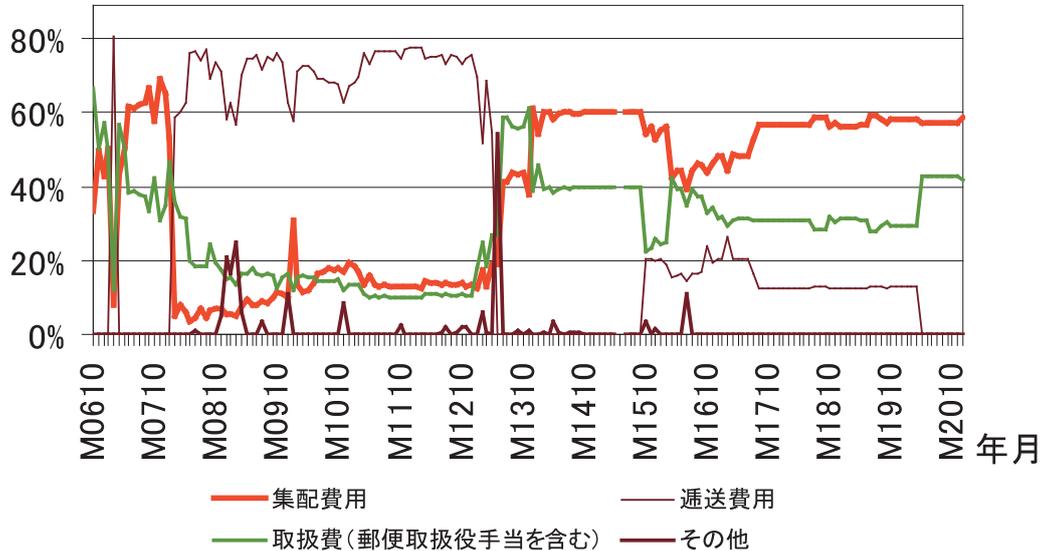
14 甘木市史編さん委員会(1981)212頁には「今泉旭吾に代わって、篠田定明が甘木郵便局詰になった。同時に郵便局を後町(現恵比寿町)の矢野久市方に移した。郵便局といっても、標札が掛っていて机が一個あるだけであった。明治十二年十一月、篠田は下二日町に自宅を新築し、局舎も同所に移した。」とある。

局費用」の変動に大きく影響しているのは、郵便局間の輸送にかかる費用を表す「逓送費」である。特に、明治8年（1875）2月から13年（1880）4月までの間は、全体費用の6割から7割程度を占めており、また、その後15年（1882）9月までの間は該当の費用計上がなく、この間の全体費用の大きな動きが逓送費の変動で概ね説明可能である。その後、逓送費は、15年10月から20年（1887）3月まで、全体の1割から2割程度で推移し、20年4月以降は計上がない。



出所：甘木郵便取扱所「御勘定書上書」などより作成

図11 甘木郵便局の費用



出所：甘木郵便取扱所「御勘定書上書」などより作成

図12 郵便局費用に占める各費用の割合

15 甘木郵便局のこれらのデータについては、明治6年（1873）10月から11年（1878）12月分までが、郵政百年史第23巻に同局の郵便「御勘定書上書」として収録されている。また、同巻9頁に「この郵便勘定書類は、このほか明治二十六年までの分が保存されているが、編集上の都合で割愛した」と記載されている。明治12年（1879）1月以降の同局郵便勘定書類については、九州歴史資料館に「篠田家文書」として明治20年（1887）12月分まで保存されている（2013年7月に筆者が同館で確認したもの。筆者確認前の同館所蔵資料目録には、「篠田家文書：資料番号73「郵便勘定表綴」の備考欄に、「日付箇所「ヨリ25年12月マデ」とあり」と記載されていたが、資料を確認したところ、表紙及び内容とも明治20年12月分までの綴りであることが明かとなった。現在、同巻9頁で割愛したとされる資料のうち、明治21年1月から26年までの郵便勘定書類は、所在が確認できない。

通送費については、計上がない期間についても、郵便局間の通送が行われており、発生していた。このため、通送費の計上がない期間については、通送先の拠点局において計上された、ということである。また、15年10月から20年3月までの通送費が13年4月以前と比べて相当低額となっているのは、13年4月以前は通送ルート（上り、下り、枝道）の全ての費用が甘木郵便局において計上されていた一方で、15年10月から20年3月までは下り（比良松郵便局まで）分のみが計上されたことによるものである。通送費が一時計上されなくなった13年5月以降は、集配費が全体の4割から6割程度、郵便取扱役の手当てや筆墨料などを含む取扱費が概ね3割から4割程度で推移している。「その他」費用は、例えば、明治9年（1876）1月分をみると、明治8年11月から9年1月までの夜増賃金の不足分、9年2月分は明治8年3月から9月までの出水川越にかかる脚夫賃の割増支給、13年5月分は13年3月分の不足脚夫賃、16年（1883）6月分は15年11月20日から16年3月10日までの夜増脚夫賃3円23銭4厘および掛札1個代15銭の計というように、時々の発生費用や一定期間の費用の清算がその内容であり、概ね全体に占める割合も小さい。

なお、開局当初から8年（1875）1月までは、極めて小額（1円未満）の費用で同局の運営がなされていたが、7年（1874）2月のみ2円1銭7厘と費用が突出していた。その原因は、通送費（1円62銭4厘）等の計上であり、御勘定仕上書の内容から、何らかの理由でこの月のみ比良松郵便局の先にある吉井郵便局への通送が行われたことが明らかである<sup>(16)</sup>。また、14年（1881）11月のみ、前後の月の1.51倍となっていたが、それは、この時期に御勘定仕上書（御勘定書上表）の報告日の変更され、その切り替えに伴う半月分の費用の組込みが行われたことが原因である<sup>(17)</sup>。

## (2) 甘木郵便局の取扱郵便物数の変遷

次に、同局の取扱郵便物数についてみる。まず、配達物数の推移は図13のとおりであり、開局以降おおむね順調に増加している。明治14年（1881）11月は前述のとおり報告日の変更によるものである。また、15年（1882）10月以降の物数増は、福岡県規甲15第5470号通達により、同月1日から、福岡県管内地方郵便法が実施されたことによるものである。これ以降、県庁と郡役所等との間の文書は、県の独自ルートによる送受から郵便の利用に移行した。この仕組みは、16年（1883）10月に約束郵便と改称された。なお、17年（1884）以降の毎年1月と20年（1887）9月に物数の突出が認められる。

配達郵便物については、約束郵便と通常郵便の別、書状や葉書といった種類別の物数の情報がないため、利用の実態が不明である。そこで、それらの情報がある、差立郵便物についてみる。

差立物数の推移は図14のとおりであり、開局からほぼ順調に増加している。明治14年（1881）11月の突出と15年（1882）10月以降の物数増の原因は配達物数と同じであるが、差立物数のほうが、その影響が明確である。また、差立の総計でみると20年（1887）9月の突出が認められる。配達物数で認められた17年（1884）以降の1月の突出については、総計では明確でないが、

- 
- 16 御勘定仕上書には、「飛行人足賃並びに川場賃金」の「枝道」の「下り」欄に、人足数5、賃金1.4円、及び夜増し人足数4、その賃金22銭4厘と記載があり、取扱費の「夜継」欄にも同月のみ4銭の記載があった。また、「継場駅への人足賃並びに川場賃一度人力定額（御出方総計外）」として、駅名欄に「吉井」、里程（里）欄に「4」、賃金欄に「28銭」、同夜増欄に「5銭8厘」の記載があった。この時期の九州北部の動きをみると、明治7年（1874）2月4日に佐賀の乱が起きていた。この御勘定書上には、補足情報を記載した付箋が貼付されていることが多いが、同月にはその貼付が無く、同月の通送費用等の計上と地域の事情との関連の確認については、今後の課題である。
- 17 御勘定書上書の様式が同月から変更されており、また、この時期4円30銭で定額であった取扱費が1.5倍の6円45銭で計上されている。

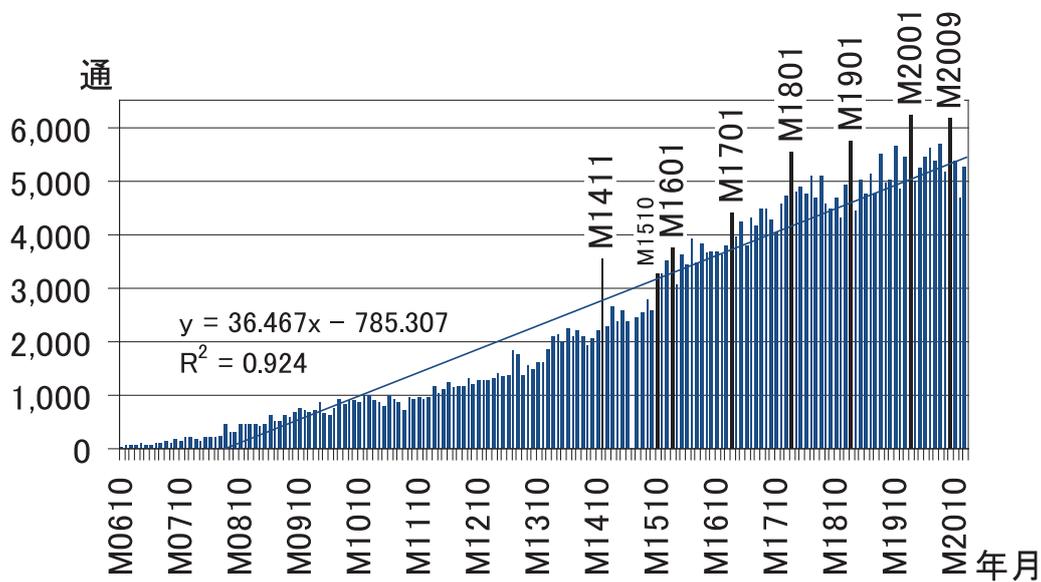
通常の計でみると明確である。なお、それらの突出を種類別でみると、各年1月については通常の葉書が、20年9月については通常の手紙が原因となっていた。

### (3) 1 通当りの費用の変遷

以上のとおり、明治15年（1882）10月の利用構造の変化はあるものの、配達物数、差立物数とも開局以来おおむね順調に増加傾向を示していた。一方で、費用については、配達の請負化などあって、固定化が進んだ。費用が固定され、物数が増加していけば、1通当りの費用は通減する。そこで、甘木郵便局の費用を再度検討する。

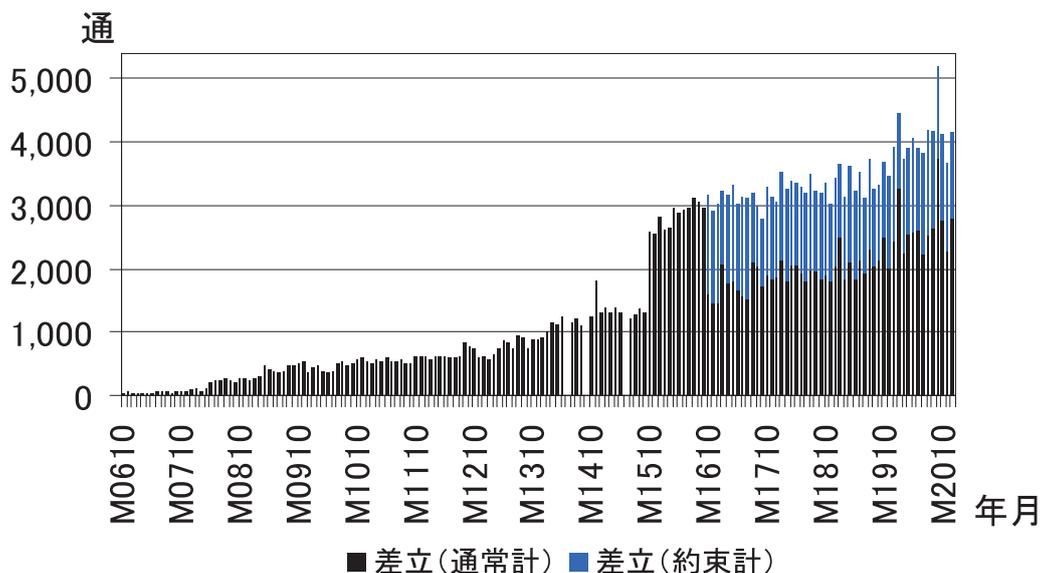
#### ア 単位当り逓送費用の推移

逓送費用については、当初、逓送が毎日行われていなかったこと、近隣局の統廃合や郵便線路の付け替えにより、逓送距離が変動したこと、逓送ルートごとの通数が把握できないことか



出所：甘木郵便取扱所「御勘定書上書」などより作成

図13 甘木郵便局の配達郵便物数



出所：甘木郵便取扱所「御勘定書上書」などより作成

図14 甘木郵便局の差立郵便物数

ら、直接1通当りの単位距離通送費用<sup>(18)</sup>が確認できない。そのため、まずは、通送費の変動する時期ごとに単位距離当りの通送費を確認する。具体的な確認対象時点は、通送費の継続的な計上を開始された明治8年(1875)2月以降、一段の増加があった11年(1878)3月以降、再計上を開始された15年(1882)10月以降、対象期間の最終計上月である20年(1887)3月について、それぞれ該当する時期の3月とする<sup>(19)</sup>。確認結果は表1のとおりであり、甘木郵便局の通送費用の変動は、通送ルート、単価、回数の変更および請負による費用の定額化が影響していた。

そのため、上記4時点のすべてで賃金・回数の確認ができる比良松郵便局との通送ルートに着目し、各時点の単位距離当り通送費用を確認したところ、結果は表2のとおりであった。単純な1km当りの通送費をみると、明治8年(1875)以降は増加した後、通送費の低額な月額固定となった<sup>(20)</sup>ことを反映した20年(1887)3月が8年3月とほぼ同水準であった。次に、物数の伸びを反映させるため、明治8年3月時点の通送ルート別の差立物数の割合が一定と仮定し、1km当りの通送費を、その後の総差立物数の伸び率で除した「単位当りの1km当り通送費」を確認した。その結果、明治8年3月の0.64銭から20年3月の0.02銭まで、順次減少していたことが確認できた。この「単位当りの1km当り通送費」の順次の減少については、その要因の一つとして、田原(2001)で指摘された、輸送手段の改善が考えられる。田原(2001)は、東

	比良松			山家			秋月(M11は大隈)		
	距離(km)	単価(銭)	人足(人)	距離(km)	単価(銭)	人足(人)	距離(km)	単価(銭)	人足(人)
M0803	7.9	10.1	12	11.8	15.0	11	5.9	7.5	9
M110 (夜増)	7.9	13.1	14	11.8	19.5	28	22.2	41.9	11
	該当なし			11.8	2.3	13	該当なし		
M1603	7.9	14.5	31	該当なし			該当なし		
M2003	7.9	10.6	31	該当なし			該当なし		

備考：単価欄の値は、1人当り単価。  
ただし、M2003の比良松については、請負月額3円30銭を人足数31人で除して算出。

表1 甘木郵便局が支出した通送ルート別の通送費用

	通送費合計(銭)	総通送距離(km)	1km当り通送費(銭)	総差立物数(通)	同左伸率	物数1単位当りの1km当り通送費(銭)
M0803	121.2	189.9	1.28	124	1.0	0.64
M1103	183.4	221.6	1.66	543	4.4	0.19
M1603	449.5	490.7	1.83	2,962	23.9	0.04
M2003	330.0	490.7	1.35	3,908	31.5	0.02

備考：「物数1単位」については、M0803時点の通送ルートごとの割合が不変と仮定して算出。  
「総通送距離」については、局間距離×2(往復)×人足数で算出。

表2 比良松郵便局との通送ルートにおける物数1単位当りの通送費用

- 18 その費用は、通送ルートごとに「月額通送費用÷月の差立通数」を「距離×通送回数」で除し、その総和で算出される。
- 19 対象月の日数を揃えるため、対象月を固定した。
- 20 明治17年(1884)の「郵便事業改良法」の施行に伴い、同年4月10日の駅通局監察掛から通達があり、「今般郵便事業改良法被行候ニ付従来之集配料并ニ脚夫賃受負額共悉皆之レヲ廢止シ更ニ正当之額ヲ以テ受負可申付ニ付」として、通送費はそれまでの脚夫賃が廢止され、「御請 一金三円三拾銭 甘木ヨリ比良松ニ至ル里程式里三拾式間一時間壱里拾八丁行實際通送往復時間式時四拾分ノ郵便物通送脚夫賃一ヶ月受負額」として、月額3円30銭の請負料とされた((郵政省1971b)197-198頁)。

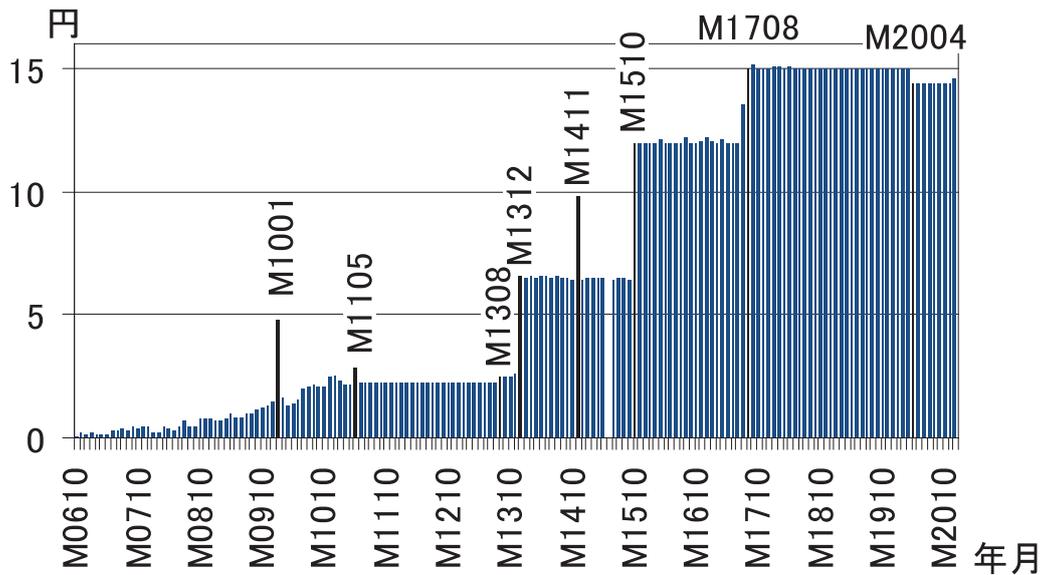
海道筋に設置された滋賀県の石部郵便局の通送費用の分析において、同局の「本道」通送費用が明治9年下期から大幅に減少したことを示すとともに、「本道の通送業務が飛躍的に向上したのは、内国通運会社による馬車通送が開始された明治9年8月のことであった」と述べ、脚夫から馬車への通送方法の変更が同局の本道の通送費用の減少に影響を及ぼしたことを示した。そこで、甘木郵便局及びその周辺での明治前期の通送方法についてみると、高橋（1971）は、「九州各県においては明治四年十二月郵便開始以来明治十八年まで、主として徒歩便によった」、「郵便馬車が郵便物の運送方法として、明治六年八月から東京－高崎間に、また、伏見－大阪間にも使用されはじめたが、明治十八年までには九州地方ではまだ使用されなかった」としている。また、甘木市史編さん委員会（1981）は、明治16年の郵便線路図の解説の中で「郵便の通送はみな徒歩で行ったから「脚夫」の名があったのであろう」とし、また、明治23年に甘木郵便局で電信が開始された際の記述として、それまで福岡県の電信局が博多、久留米、小倉、三池の4局しかなかったため、甘木郵便局の受持区域が甘木のほか、比良松、吉井、大宰府、飯塚といった広域であったことを述べた上、その「配達は郵便と同様にみんな徒歩であったから大変であった。配達人が暇をみてわらじを作っている光景がよくみられたという。明治四十一年に初めて自転車を買って使った。朝倉軌道の開通も配達を援けた。」と記載している。このように、明治前期の甘木郵便局の周辺地域においては、郵便の通送は徒歩により行なわれており、通送方法の改善はなされなかったと考えられる<sup>(21)</sup>。以上から、この時期の甘木郵便局における「単位当りの1km当り通送費」の順次の減少は、主に差立物数の伸びによるものであり、また、明治20年の一段の減少は、明治17年の制度改正に伴うそれまでの通送の脚夫賃の見直しによる請負料の低額な月額化によるものであったといえる。なお、差立物数が伸びたといっても、明治20年3月の通送請負人1人当りで見ると、例えば比良松郵便局ルートでは、1回あたりの差立物数の平均は126通である。その主なものは書状と葉書である（明治20年3月の甘木郵便局の差立物数をみると、書状が2,019通、葉書が1,121通、合計3,140通であり、差立全体の80%を占めていた）ことから、仮に、当時の書状の基本料金の上限重量2匁（約7.5g）を総差立物数に乗じると、945グラムとなる。この程度の重量であれば、特段の輸送手段の改善がなくても十分に人力で通送可能であったことが推測される。

#### イ 1通当たりの集配費の推移

集配費（配達費）については、甘木郵便局の開局以降の費用が把握できる。そこで、まず、第8節の図11の各費用から、集配費のみを切り出してみると、図15のとおりである。

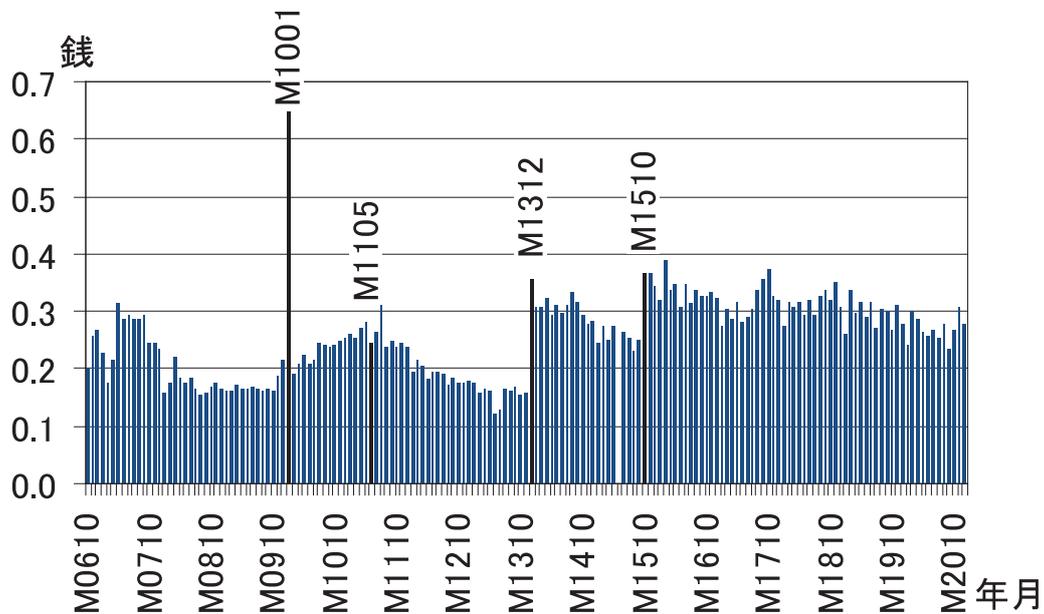
明治11年（1878）4月までは、1通ごとに費用を下げ渡していたが、同月の駅通局長の達（規第895号）により、同月16日より配達人を雇い、1ヶ月2円25銭で請け負わせることとなった。その際、市外配達が幸便から配達人による配達に変更された。13年（1880）8月には駅通総官の達（規13第5502号）により、1ヶ月2円50銭に改正された。また、同年12月以降は、6円50銭程度となっているが、対応する達類は確認できない。ただし、明治14年（1881）に甘木郵便局から福岡県に提出された書類に「先年相窪局ヲ廢セラレシ際ヨリ該当局配達之場所悉皆引受」とあることから、第7節の(2)に記述したとおり、明治9年に相窪郵便局が廃止されたが、それに伴って、同局が担当していた地域が甘木郵便局に統合され、集配作業の増加の遠因になっていた可能性があると考えられる。15年（1882）10月には、特別地方郵便が実施されることに

21 高橋（1971）122-125頁、「五 郵便運送制度（一）運送手段」では、明治前期における九州地方の郵便の通送方法について史料を提示して分析し、一般に「道路における郵便線路の運送便としては、運送機関別にみると、徒歩便、人車便、馬車便、駄馬便、騎馬便がある」とした上で、引用の指摘をしている。また、甘木市史編さん委員会（1981）の記述については、211頁および215頁を参照。



出所：甘木郵便取扱所「御勘定書上書」などより作成

図15 甘木郵便局の集配費



出所：甘木郵便取扱所「御勘定書上書」など

図16 1通当り配達費

に伴い、担当地域内の戸長役場に函場が設置されるなど、郵便物の収集機会の増加に伴う作業量の増加により、請負額が12円に改正された。17年（1884）7月15日には隣接の野町郵便局が廃止され、その担当地域が甘木郵便局に統合された。その結果、その後の請負額は15円に改正された。

次に、配達費を配達物数で除した「1通当り配達費」をみる。結果は、図16のとおりであり、明治6年（1873）10月から20年（1887）12月まで、多少の増減はあるものの、期間を通して概ね同水準で推移した。より詳細にみると、開局当初から明治11年4月まで、1通当りの配達費は、市内が0.15銭、市外が0.7銭で固定されていた。そのほか、市外に幸便以外で特別に配達する場合に別費用が発生していたがその通数は僅少のため、この時期の1通当りの配達費の変動は、ほぼ市内と市外の配達物数割合によっていたと言える<sup>(22)</sup>。また、11年4月以降は

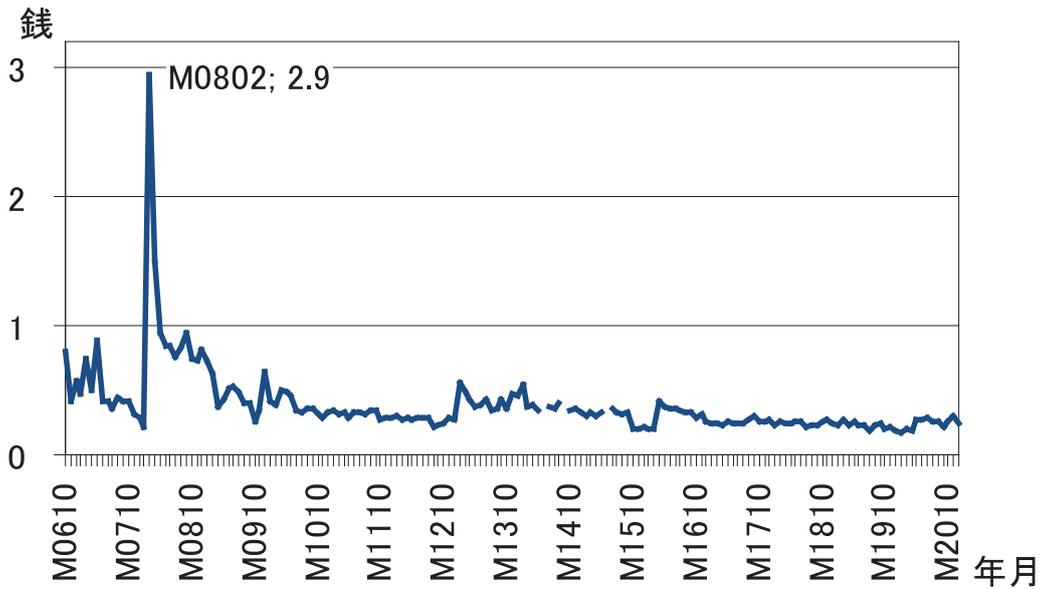


図17 差立郵便物1通当りの郵便局取扱費

月額定額制となった<sup>(23)</sup>ことから、それ以降は、次の請負額の改定までの間に限ってみると、物数の増加に伴って1通当りの費用が逡減する仕組みとなっていたことも分かる。なお、9年（1876）に相窪郵便局が廃止され配達負担も増加したが、14年（1881）、甘木郵便局から福岡県に対し、物数増による配達請負金の増額要求が出された際には、理由の一つとして「先年相窪局ヲ廃セラレシ際ヨリ当該局配達ノ場所悉皆引受」と挙げられたものの、結局、14年の要求は却下され、配達費用への影響はなかった。また、17年（1884）7月に、西隣の野町郵便局が廃止され、それに伴って同局の集配地域が編入された。その際は、集配区域を分割した局の間で従前の費用が分割され、請負額は増加したが、取扱地域の拡大に伴う配達物数と配達費用の割合が、拡大前のそれに類似していたことから、1通当たりの配達費に大きく影響を及ぼすものではなかった。

ウ 1通当たり取扱費の推移

最後に、郵便局の諸経費である筆墨料や郵便取扱役の手当てなどを内容とする郵便局の「取扱費」について、差立通数で除した1通当りの費用額の推移をみる。結果は、図17のとおりであり、初期の大きな変動を経て、明治8年（1875）2月以降は、13年（1880）1月、16年（1883）3月、20年（1887）4月の費用改定まで、それぞれの間で逡減傾向を示している。なお、明治8年2月は、それまで筆墨料20銭程度だったものが、1円75銭の取扱費の計上となった一方で、引受物数が61通と少なかったため、1通当たり3銭弱となったものである。引受物数は、翌月124通、翌々月以降200通程度と増加し、1通当たり取扱費が1銭未満に落ち着いた。

9 まとめ

以上みてきたとおり、九州北部においてもこの時期に拠点間の小規模郵便局が統廃合されて

22 明治10年（1877）1月は、市内外物数を逆転報告したための異常値である。

23 明治11年（1878）駅逋局長通達（規第895号）により、同年4月16日から、それまでの1通ごとの費用下渡し制を、月額定額の請負制に改めた。

いたことが確認できた。千葉県南部の状況と合わせて、この時期の郵便局の統廃合の内容が、全国的にこのような実態であったことがより強く推測されるようになったといえる。また、郵便局の費用については、明治10年代の中頃以降、地方行政機関の発受する情報類を郵便に取り込みつつ、順調に取扱郵便物数が増加する中で、請負制による費用の定額化などにより、1通当たり（1単位当たり）の費用が逡減する仕組みができていたことが確認できた。

これらは、その後の経済発展に伴う郵便物数増や、輸送手段の高度化に対して有効に機能したと考えられ、次の時代を先取りした有効な調整の先行着手であったといえる。

※本稿は、2013年度から2014年度に郵政博物館において実施された「郵政歴史文化研究会」の第一分科会、2014年度交通史学会第一回例会、および2014年度郵便史研究会において報告した内容を基に加筆・修正したものです。発表の際、郵政歴史文化研究会第一分科会主査の石井寛治東京大学名誉教授、交通史学会会長の丸山雍成九州大学名誉教授、郵便史研究会の近辻副会長をはじめとする多くの方々から貴重なご示唆をいただきました。また、査読時に匿名のレフェリーの先生から貴重なコメントを頂きました。深く感謝申し上げます。なお、本文中の誤りはすべて筆者の責に帰すべきものです。

### 【参考資料】

- 甘木市史編さん委員会（1981）『甘木市史 下』、甘木市史編さん委員会  
———（1982）『甘木市史 上』、甘木市史編さん委員会  
石井寛治（1994）『情報・通信の社会史』、有斐閣  
磯部孝明（2006）「五等郵便局の経営実態—埼玉県下、下奈良郵便局の事例—」『郵便史研究』、郵便史研究会、第21号、16-28頁  
井上卓朗（2011）「日本における近代郵便の成立過程—公用インフラによる郵便ネットワークの形成—」『研究紀要』、日本郵政株式会社郵政資料館、第2号、18-54頁  
絵鳩昌之（2006）『明治郵便事始—千葉県における発達史』、新風社  
小原宏（2010）「明治前期における郵便局配置に爛する分析—千葉県の郵便局ネットワークに着目して—」『研究紀要』、日本郵政株式会社郵政資料館、創刊号、83-95頁  
———（2012）「明治前期における集配郵便局の配置—安房国を中心に—」『研究紀要』、日本郵政株式会社郵政資料館、第3号、29-47頁  
設楽光弘（2013）「明治期の地方郵便史—追貝郵便局—」『郵便史研究』、郵便史研究会、第34号、1-26頁  
高田正男（1968）「明治前期郵便史 下」『福岡地方史懇談会会報』、福岡地方史懇談会、第7号24-44頁  
高橋善七（1970）『近代交通の成立過程 上—九州における通信を中心として—』、吉川弘文館  
———（1971）『近代交通の成立過程 下—九州における通信を中心として—』、吉川弘文館  
田辺卓躬編（1983）『明治郵便局名録』二重丸印の会  
田原啓祐（2001）「明治期における郵便事業の展開とコスト削減」『社会経済史学』、第67巻第1号、69-86頁  
———（2014）「山内頼富と福岡県における郵便事業の展開」『郵便史研究』、郵便史研究会、第38号、20-23頁  
中村尚史（2010）『地方からの産業革命』、名古屋大学出版会  
巻島隆（2015）『江戸の飛脚—人と馬による情報通信史』、教育評論社

藪内吉彦・田原啓祐（2010）『近代日本郵便史 創業から確立へ』、明石書店、第5章第4節「地方郵便局の対応」、174-188頁

郵政省（1971a）『郵政百年史』、通信協会

——（1971b）『郵政百年史資料 第二十三巻 郵政地方史料（福岡県甘木郵便局史料）』、吉川弘文館

### 【その他の資料】

九州歴史資料館「篠田家文書」

N222 篠田定明（1969）『篠田家系譜並に事績』中川プリント

N40 郵便御勘定綴（自：明治14年、至明治17年）

N72 御勘定仕上書綴（自：明治6年、至明治13年）

N73 郵便御勘定表綴（自：明治18年、至明治20年）

N120 集配順路並ニ里程調

N139 来信綴集配人証書証明書等

郵政博物館資料センター

BC-A 1 明治五年一月頃 郵便線路図

BC-A20 明治十五年 郵便線路図

BC-A21 明治十六年 郵便線路図

BC-A33 明治二十年 郵便線路図

AJ-A47 郵便区画町村便覧 三

駅通局報 第四拾三号 明治十八年六月四日

同 第四拾四号 明治十八年六月八日

同 号外 明治十八年六月十九日

郵政百年史資料 第三十巻 郵政統計資料・駅通局統計書・郵政百年史資料総目次

本稿の図3、図6、図7、図9および図10については、「国土数値情報（行政区域データ）昭和30年福岡 国土交通省」を使用しました。それらの図の境界線は、1955年当時の行政境界であり、地域のつながりの参考の一つとして表示したものであって、各郵便局の担当地域とは異なるものです。

（おばら こう 郵便史研究会会員）

論 文

# 日本における国債問題の展開 — 郵貯資金との関連で —

伊藤 真利子

## 1 はじめに

筆者は、これまで戦後郵便貯金の発展過程について考察を進め、その増加のメカニズムの一端（郵貯増強メカニズム）を明らかにしてきた<sup>(1)</sup>。戦後高度成長の終焉と経済大国化、グローバル化の進行という、マクロ経済環境、対外環境の激変の中、この郵貯増強メカニズムは政策意図を凌駕する威力を発揮し、郵便貯金の肥大とともにリスクの増大を生み出すこととなり、政治的要請とも絡みつつ、郵政民営化に帰結していくことになった。

戦後郵便貯金が日本経済にもった歴史的意義と役割を今の時点で確定していくには、郵便貯金の歴史分析と同時に、そこで集積された郵便貯金資金（以下、「郵貯資金」）がどのように運用され、それが日本経済の成長過程でどのような機能を果たしたのか解明しなければならない。周知のごとく、戦後長らく郵貯資金は簡易保険資金（以下、「簡保資金」）とも合わせ、旧大蔵省の資金運用部に一括預け入れられ、運用された<sup>(2)</sup>。戦後郵便貯金の全体像とその日本の経済全体に持った役割を明らかにするには、資金運用部についての検討をあわせ考察する必要がある。

資金運用部資金は、財政投融资に向けられるとともに、その多くを国債に運用されてきた。したがって、郵貯資金と資金運用部との関連の検討にあたっては、戦後財政投融资の機能—効果分析と、戦後財政の中で資金運用部資金における国債運用のあり方の分析がなされなければならない。これらについては、すでに多くの先行研究が積み重ねられてきている<sup>(3)</sup>。その多くは、当然のことながら、日本に特有な財政投融资という公的金融システムの分析に向けられてきたと言えよう。ところが、郵政民営化を政治的課題として掲げた小泉政権下での郵政改革に先駆け、財政投融资改革が進められた結果、郵政民営化段階における郵貯資金問題は、もっぱら国債運用問題=財政健全化問題に集約されることになった<sup>(4)</sup>。民間企業部門が旺盛な資金の借り手として現われ、家計部門が分厚い個人貯蓄を背景に資金の貸し手として応じるという戦後の資金循環のあり方は、現在、最大の資金の借り手が公的部門となるなどすっかり様変わりしている。この中、郵貯資金問題は、日本に特有な財政投融资制度の原資問題から、増大する

- 1 伊藤真利子「高度成長期の郵便貯金——『郵便貯金増強メカニズム』をめぐって——」、『郵政資料館 研究紀要』、創刊号、2010年、48-65頁、および伊藤真利子「安定成長期の郵便貯金——定額貯金への資金シフトをめぐって——」、『郵政資料館 研究紀要』第2号、2011年、75-90頁、伊藤真利子「バブル経済下の郵便貯金——『90年ショック』をめぐって——」、『郵政資料館 研究紀要』第3号、2012年、48-71頁、「長期不況下の郵便貯金——郵貯『2000年問題』をめぐって——」、『郵政博物館 研究紀要』第5号、2014年、47-68頁。
- 2 郵貯資金の自主運用が一部認められるようになったのは1987年である。簡保資金についてはそれ以前よりその一部自主運用が認められていた。これについては別稿で考察を進めたい。
- 3 主だった経済史アプローチからの著書として、加藤三郎『政府資金と地方債——歴史と現状——』日本経済評論社、2001年、および柴田善雅『戦時日本の特別会計』日本経済評論社、2002年、金澤史男『近代日本地方財政史研究』日本経済評論社、2010年、など。

国債の消化とその金融市場への影響をめぐる金融機関全体の問題に合流しつつある。

2012年末に第2次安倍晋三政権が成立し、同政権が打ち出したアベノミクスは、「異次元」の金融緩和、弾力的財政支出、成長戦略という「3本の矢」の政策パッケージと総括できる。政策の開始は、黒田東彦日銀総裁の就任と衝撃的な「異次元」の金融緩和政策の発表であった。これにより、日本経済についての内外のマインドは、かなり大きくシフトしたことが推測される。その波及効果の行方について俄かに判断はできない。現在の日本の経済構造では、かつての日本経済のように、一つの政策が国民全体、あるいはすべての産業に時差を含みつつ同方向で強い効果を与えることはなくなっている。政策の影響が相互に効果を減殺するというジレンマが日本経済の現状となっているためである。2014年10月31日における日銀の追加緩和の内実は、物価の2%上昇という「公約」を堅持する宣言であると同時に、アベノミクスの後退を回避しつつ、財政再建という課題に余地を残すためのぎりぎりの総合的判断であったと言えそうである。アベノミクスの「3本の矢」の本命である成長戦略について今ここでは問わないが、少なくともそのことを抜きにすれば、「異次元」の金融緩和と弾力的財政支出とは、奇妙なかたちでむすびつき、財政の悪化を加速させる可能性を孕んでおり、その「出口問題」は、完全民営化後の郵便貯金の経営戦略にとっても、日本の金融市場全体にとっても大きなリスクとなってきたと言える。

最近、財政学からは歴史的視点に注目する議論が活発に問われるようになってきている。代表的な論者である井手英策慶應義塾大学教授は、『危機と再建の比較経済史』において、この新しいアプローチを財政社会学、比較財政史と位置づけている<sup>(5)</sup>。同書の評価は本稿の課題の範囲を超えるが、財政の主体である国家が経済とダイレクトにむすびついているわけではなく、財政危機とその再建については、各国の歴史的比較を通じた「理念型」を実践的理想と切り分けて考察すべきであるという、マックス・ウェーバーやシュンペーターに翻って問い直す方法的姿勢には共感するところが大きい。「100年に一度の危機」の時代であればこそ、歴史的、長期的視点で現状を考えることが求められるのであろう<sup>(6)</sup>。20世紀後半の金融の国際化、自由化、グローバル化を通じ、証券金融市場では各国経済の「同期化」が進行し、「財政の金融化」が進んだ。今や最大の債務者は政府となったが、そのことが市場の危機に際すると、各国の歴史的な経路依存性によって強く制約され、スタンダードな政策理念が異なるパフォーマンスとなって現れるというところに、現代経済の困難が見てとれる。

翻って、戦後日本経済において、「財政均衡主義」が守られ、まがりなりにも赤字国債の「不発行主義」、さらには長期国債の日銀引き受けの禁止が維持されたのは、一方で敗戦後のGHQ方針と戦時国債の処理問題を起点とし、復興成長の過程で政策金利にもとづく財政投融资という公的金融システムが重層的に構築され、他方で金利規制と債券流通市場の形成が極力抑止され、建設国債等を公的資金の内部に封じ込め、金融市場全般への影響を断ったことに求められる。このような関係を支えたのが、戦前から日本が歴史的に作り上げてきた郵貯資金、簡保資

4 小泉政権の政策体系全体から見れば、民営化を通じて官から民へ資金循環を再編成し、規制緩和を通じた民間成長分野に資金をシフトさせるという戦略であったと総括できよう。民営化第一段階の日本郵政公社にあっては、このような路線の延長に経営基盤の確立を展望し、郵貯資金の国債運用からの脱却が課題とされていた。しかしその後の推移は、皮肉にもその逆に向かうことになった。郵貯資金の問題は、財政投融资改革という制度的な問題を越え、日本の財政システムの中に深く組み込まれていたのである。

5 井手英策編『危機と再建の比較経済史』ミネルヴァ書房、2013年。

6 フランスの政治歴史経済学者であるトマ・ピケティの『21世紀の資本』（山形浩生他訳、みすず書房、2014年）がこの種の書物としては異例の世界的ベストセラーとなったことは、その平易で啓蒙的な叙述や分配問題への興味の高まりだけでは説明できないであろう。

金と戦後の制度である資金運用部であった。それらは個々の必要性に応じつつ成立したものではあったが、事の始まりから制度的に意図され、設計されたものではなかった。敗戦、戦後復興、高度成長という特殊な歴史環境と、郵政大臣、大蔵大臣、首相を歴任した類まれな政策家である田中角栄という政治家の存在抜きに、日本に特有な公的金融制度と世界最大の貯蓄機関としての郵便貯金の組み合わせは成立し得なかった。このような歴史環境が失われ、金融の自由化と国際化が進められるようになることで、郵便貯金の果たす役割も大きく変わらざるを得なくなった。郵便貯金民営化の意義は、以上のような長期視点に立つ大きな枠組みの中でもう一度再検討してみる必要がある。

戦後の郵貯資金は、敗戦後の戦時国債処理問題—国債不発行主義の下での復興・高度成長期の財投機関の形成—バブル崩壊後の国債大量発行という財政の歴史的变化の中で、その性格を変えてきた。郵便貯金—財投分析という従来の研究史は、概ねこの第二の時期に焦点を合わせ、その日本の特徴を明らかにするものであったと評価できよう。今後は、戦後日本を通じた財政—国債問題の展開との関連で郵便貯金の役割を長期的に再考することの重要性が増すことになろう。以上の問題視角から、本稿では郵貯資金との関連で国債問題の発生を考察することにより、第三の時期における郵便貯金問題の分析に運用面から補助線をひくことを課題としている。

## ② 戦後日本における赤字財政の生成

教科書的説明によれば、戦後の日本の長期国債には、資産が後世に残るものの財源とされる建設国債と経常的経費に充てられる特例国債（いわゆる「赤字国債」）がある。建設国債は、日本の「非軍事化」方針の下、戦後GHQによってもたらされた均衡財政主義を迂回するための便法として認められたものであった。一方、一般会計の歳入確保を目的とする赤字国債の発行については、健全財政主義の観点から厳禁とされてきた。いずれも国の「借金」であることに変わりはなく、理論的にそれを峻別する必然性はなかったが、アメリカにおいても戦時国債の処理の方向性が見出されていなかった当時であって、このようなかたちで国債発行に制限が加えられたことは、戦後日本の財政が健全性を維持するうえで有効であったと言える。事実、国債管理政策においては、国債不発行主義・健全財政主義が堅持され、高度成長の踊り場で生じた1965年度の特例国債の発行を除き、ほとんど問題とされることはなかった。

国債問題が本格的に問われるようになったのは、高度成長の終焉によって、均衡財政主義の維持が困難となったことが大きく影響している。第一次石油危機後の1974年度には、戦後初のマイナス成長を記録する一方、当時の首相、田中角栄と大蔵省主税局の共同歩調で進められた「2兆円減税」の帰結として、同年度予算に大幅な税収欠落が表面化した。1975年度の歳入不足3兆4,800億円を補うため、三木武夫内閣下で行われた補正予算では、約2.1兆円の特例国債の発行が踏み切られた。表1にみられる通り、1975年度の国債発行額の合計は対前年度比約2倍となる5.7兆円となり、以降、国債発行額は1976年度7.6兆円、1977年度9.9兆円、1978年度11.3兆円と急増した。1975年度の国債大量発行は、成長鈍化が持続していく中で浮上した、財政問題の起点をなすものとなったのである。

このような赤字国債発行を決定した三木内閣の大蔵大臣は、大蔵官僚出身の政治家、大平正芳であった。健全財政主義を「憲法」としてきた大蔵の発想からすれば、石油危機という非常事態の中でのこととは言え、その決断はきわめて苦渋に満ちたものであった。篤信のクリスチャンであった大平は、この贖罪の意識から1978年12月の総理大臣就任に際し、自らが蔵相として決定した赤字国債＝財政赤字を解消することが「成し遂げなければならない責任の取り方」で

年 度	国 債 発 行 額					一 般 会計歳出	一 般 会計税収
	合 計	新規財源債	借換債				
			建設国債	特例国債			
兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
1975	5.7	5.3	3.2	2.1	0.4	20.9	13.8
1976	7.6	7.2	3.7	3.5	0.4	24.5	15.7
1977	9.9	9.6	5.0	4.5	0.3	29.1	17.3
1978	11.3	10.7	6.3	4.3	0.6	34.1	21.9
1979	13.5	13.5	7.1	6.3	—	38.8	23.7
1980	14.5	14.2	7.0	7.2	0.3	43.4	26.9
1981	13.8	12.9	7.0	5.9	0.9	46.9	29.0
1982	17.3	14.0	7.0	7.0	3.3	47.2	30.5
1983	18.0	13.5	6.8	6.7	4.5	50.6	32.4
1984	18.1	12.8	6.4	6.4	5.4	51.5	34.9
1985	21.3	12.3	6.3	6.0	9.0	53.0	38.2
1986	22.7	11.3	6.2	5.0	11.5	53.6	41.9
1987	24.9	9.4	6.9	2.5	15.4	57.7	46.8
1988	21.1	7.2	6.2	1.0	13.9	61.5	50.8
1989	21.7	6.6	6.4	0.2	15.1	65.9	54.9
1990	26.0	7.3	6.3	1.0	18.7	69.3	60.1
1991	25.6	6.7	6.7	—	18.9	70.5	60
1992	31.0	9.5	9.5	—	21.5	70.5	60
1993	38.0	16.2	16.2	—	21.8	75.1	54
1994	39.4	16.5	12.3	4.1	22.9	73.6	54
1995	46.6	21.2	16.4	4.8	25.4	75.9	51.0
1996	48.3	21.7	10.7	9.2	26.6	78.8	51.9
1997	49.9	18.5	9.9	8.5	31.4	78.5	52.1
1998	76.4	34.0	17.1	17.0	42.4	84.4	53.9
1999	77.6	37.5	13.2	24.3	40.1	89.0	47.2
2000	86.3	33.0	11.1	21.9	53.3	89.3	50.7

(出所) 財務省理財局国債課『国債統計年報』各年度、財務省『戦後の国債管理政策の推移』より作成。

表1 国債発行の推移

あると考え、約1年半の政権下で財政赤字の処理を最大問題とした<sup>(7)</sup>。この点について、次に見ていこう。

### ③ 国債大量償還時代の到来

1975年度以降に発行された国債は、10年ものの長期国債であったため、1985年度以降に償還を迎えることが予想されていた。時の首相であった大平正芳は、1979年9月の臨時国会の所信表明において、「昭和59(1984)年度に特例国債依存から脱却の目標」を掲げ、1980年度の予算編成で1兆円規模の国債発行抑制による歳出削減を図るとともに、歳入増加のため「一般消費税(仮称)」導入議論を展開した。しかし、「1955年体制」が崩壊の兆しを見せ始めつつある中、この「一般消費税」導入に対し、野党は逆進性が強いとの反対論を主張し、世論は強い反発を示した。1979年10月の衆議院総選挙に際しては、党内からの強い異論によって、投票10日前に大平首相は一般消費税の導入断念を表明したものの、自由民主党は総選挙で過半数割れの大敗を喫した<sup>(8)</sup>。

党内最大派閥である田中派の支援により、かろうじて第二次大平内閣が成立したとはいえ、

7 一木豊『蔵相』日本経済新聞社、1984年、415頁。

その政権基盤は選挙敗北にともない脆弱であった。自由民主党内では、いわゆる「四十日抗争」と呼ばれる熾烈な派閥間の争いが再燃し、事実上分裂状態に陥った。翌1980年5月には、反主流派の一部が欠席する中、野党によって提出された内閣不信任案が衆議院で可決された。これを受け、国会は解散、衆議院・参議院同時選挙が行われることとなったのである。

ところが、その選挙戦の初日、大平首相は病に倒れ、急逝する。財政赤字の解消を唱え、「一般消費税」導入による増税を正面に掲げ、総選挙を戦おうとした矢先の事態であった。自由民主党は、志半ばで倒れた大平の弔い合戦として、同時選挙を位置づけることによって大勝した。選挙戦では不利とされる増税を掲げ、総選挙に打って出た大平の姿勢は海外から高い評価を受けたものの、国内ではその遺志が引き継がれることはなかった。これにより「1955年体制」は今しばらく続くことになったが、この大平の「悲劇」はその後日本の政界に消費税導入=選挙敗北のトラウマを作り、消費税による増税をタブー視する空気を生み出した。このような経験は、米英の新自由主義政策の台頭とあいまって、政権内部で増税なき財政再建、民間活力の活用、民営化路線が提唱され、国民的キャンペーンとなっていく最初の衝撃的「スタートライン」となったのである。

増税による財政再建、政府債務の解消が当分不可能となったということは、成長による増収が担保されない限り、2つのことを意味するものであった<sup>(9)</sup>。第一に、財政再建のためには、行財政構造の合理化による歳出削減を進めなければならないということである。これは、1980年代、臨時行政調査会の行財政改革路線によって道を開くことになった。第二に新たな歳入増の道が閉ざされた以上、当面国債依存による財政運営を継続しつつ、行財政改革の効果を待たねばならないということである。これは増加する国債の大部分を引き続き従来からの銀行引き受けに依存することを意味した。

歳出面については、大平内閣の後を受けた鈴木善幸内閣が「昭和59（1984）年度赤字国債脱却」を最大公約とし、歳出削減による財政改革を推進した。1981年3月には、土光敏夫を会長とする臨時行政調査会が発足し、「増税なき財政再建」をスローガンとして「聖域なき行政合理化」による歳出削減を打ち出した。1981年度を「財政再建元年」と位置づけ、歳出削減を図るとともに、1982年度予算では、原則歳出枠を前年度以下に抑制する「ゼロ・シーリング（概算要求枠）」が設定された<sup>(10)</sup>。ところが、1982年度には、税収の大幅な減少による国債の追加発行を余儀なくされ、国債依存度は29.7%と前年度を上回った。1983年度には、さらなる緊縮予算が展開されたが、極端な歳出カットに対する抵抗は大きかった。増税がタブー視される中での財政再建の道は険しく、大平政権が目指した1984年度までの「特例国債依存から脱却の目標」は、ここに断念せざるを得なくなったのである。

このような厳しい財政事情の下、本格的な償還を迎えるにあたって、1984年6月末に「昭和59（1984）年度の財政運営に必要な財政の確保を図るための特別措置等に関する法律」（法律第52号）が公布され、特例国債の借換発行が解禁された<sup>(11)</sup>。発行収入金が経常支出の財源に充てられる特例国債は、それまで借換発行を行わないこととされていたが、その償還にあたって借換債の発行やむなしと判断されたのである<sup>(12)</sup>。これは、新規財源債の発行額を上回る借換債発行の常態化を招き、ひいては大量に発行された国債の消化問題に跳ね返っていくことに

8 財政省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史昭和49～63年度 第1巻総説』東洋経済新報社、2005年、238頁。

9 真淵勝『大蔵省統制の政治経済学』中公叢書、1994年、358頁。

10 財政省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史昭和49～63年度 第2巻予算』東洋経済新報社、2004年、370頁。

なる。特に、1985年度には、国債の大量償還・大量借換への対応が求められ、民間金融機関経営にとってその引き受けと保有は耐え難いものとなった。さらに、一方では戦後事実上抑殺されてきた国債流通市場への圧力が強まっていき、他方では外国金融機関による日本の国債市場へのアクセス改善が要求されるようになった。このような内外の圧力は、金融の自由化、二つの「コクサイ化」（＝国際化と国債化）が大きく推し進められる契機となったのである。皮肉なことに、1986年末に入ると、バブル景気を背景として税収が急激に伸び、新規国債発行額（補正予算ベース）は翌1987年度より10兆円を下回るようになった。このため、1980年代後半には、国債発行額の伸びが鈍化し、各年度の新規財源債の純増額が数兆円規模に抑制、赤字国債依存からの脱却という目標が着実に進展していった。1988年1月には、大蔵省が1990年度の赤字国債ゼロを達成可能とする試算を発表するに至り、財政健全化がいまや現実のものになるかに見えた。

歳入面については、1986年夏の衆議院・参議院同時選挙に大勝した中曽根康弘首相が、同年9月の所信表明で税制改革問題を取り上げ、所得税、住民税、法人税の引き下げと引き換えに税率5%の売上税の導入を示唆した<sup>(13)</sup>。これが与野党の対立を激化させた。1987年2月、所得税の減税や非課税貯蓄制度の見直し案とともに、新型間接税として「売上税法案」が国会に提出されたものの、野党の抵抗によって、同年夏に廃案となった<sup>(14)</sup>。この煽りで1987年度予算の成立は大幅に遅延したのであった。退陣を余儀なくされた中曽根首相に代わって政権を継いだのは、大平内閣下の大蔵大臣、竹下登であった。1987年11月に発足した竹下内閣では、売上税が消費税（税率3%）と名を変えて国会を通過した。1988年度予算の編成過程の1989年4月、ついに3%の消費税が導入されることになった。これは、折からのバブル景気によって、相対的に国民の増税に対する痛みが和らいでいたという外部環境条件と、竹下首相の与野党に対する柔軟路線が功を奏するという内部環境条件が重なったものであった。ここに、大平首相が宿願とした消費税が実現したのである。国債の発行額は1989年度に6兆円台に低下し、1991年度から1993年度にかけ、「特例国債依存から脱却」を遂げた<sup>(15)</sup>。これにより、1975年度に始まった日本財政の再建構想は、いったん成し遂げられたかに見えたのである。

しかし、事態はバブル経済の崩壊によって一気に暗転する。日本経済の長期低迷の中で財政状況は悪化していき、1991年度9.5%に低下した国債依存度は1992年度以降上昇していった。1991年に成立した宮澤喜一内閣は、バブル崩壊後の不良債権に対する公的資金導入問題、政治制度改革問題などに足をからめられ、1993年に内閣不信任案が採決され、解散総選挙をおこなうも破れ、自民党による戦後の長期単独政権が終わりを告げるようになった。宮澤政権の後を襲った細川護熙の非自民・非共産政権においても国民福祉税構想が打ち出されたが撤回に追い

- 
- 11 財政省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史昭和49～63年度 第5巻国債・財政投融资』東洋経済新報社、2004年、20頁。75年度以降に大量発行された国債は、85年度以降に順次満期を迎え、その償還額は84年度6.2兆円、85年度10.3兆円、86年度12.5兆円を予定されていた。
  - 12 前掲、『昭和財政史 昭和49～63年度 第5巻』、261頁。84年1月の財政制度審議会報告において、当時の総合減債制度の下では減債基金の積立てが60年の償還に見合うように行われてきたことも考慮し、建設国債と同様の60年償還ルールによることとされた。
  - 13 東京証券取引所編『東京証券取引所50年史』東京証券取引所、2002年、562頁。
  - 14 前掲、『昭和財政史昭和49～63年度 第2巻』、328頁。
  - 15 貝塚啓明・財務省財務総合政策研究所『経済成長と財政健全化の研究——持続可能な長期戦略を求めて——』中央経済社、2010年、33頁。ただし、類似の歳出引き締めに対する不満もあって歳出増加圧力が増してきたことから、88年度以降、マイナス・シーリングの外側でNTT株式売却益等が財源として活用された。これらにより当初予算の一般歳出の対前年度比が増加に転じ、一般会計歳出総額の対前年度伸び率も上昇した。

込まれた。「1955年体制」の終焉によって、日本の政治は不安定性を増し、増税を正面から政策課題とすることはさらに困難になっていったのである。1997年、橋本内閣下で行政改革が再度課題にのぼり、消費税率も5%へ引き上げられたものの、折からの金融危機も相まって、増税による増収効果は、景気悪化による税収減によって完全にかき消されてしまうことになった。こうして日本経済は本格的なデフレ経済に突入し、この時の経験は日本の政策を「呪縛」しつづけている。他方景気刺激のため大規模な公共投資が行われ、国債発行をともなった財政政策の展開により、1990年代後半の国債残高は膨張の一途を辿ることになったのである。

以上のような国債発行の進展に対し、国債を引き受け、消化する側はどうであったろうか。次に見ていくこととしよう。

#### 4 国債流通市場の形成

国債の民間における消化形態には、金融機関から組織されるシ団（シンジケート団）引受、公募入札、その他民間引受（私募）がある。公募入札は不特定多数の投資家を対象としており、私募は公社と特定の投資家の相対取引による消化形態である。シ団引受は、その中間に位置するものであり、メンバーを構成している民間金融機関が一定のシェアにもとづいて国債の引受けを行う消化形態である<sup>(16)</sup>。

国債保有構造について、表2よりみてみよう。国債発行額（収支ベース）のうち、1970年代にはシ団引受が国債発行額の約80%のシェアを占めており、国債消化の中心的な役割を果たしていた。ところが1980年代に入ると、シ団引受のシェアは次第に低下し、約40%で推移するよ

年 度	国 債 発行額				民 間 消 化 分 計	資 金 運 用 部 引 受	日 銀 引 受	金 融 自 由 化 対 策	郵 便 局 販 売
		シ団引受	公募入札	その他 民間消化					
	兆円	%	%	%	%	%	%	%	%
1975	5.7	78.0	—	—	78.0	15.2	6.8	—	—
1976	7.6	81.7	—	—	81.7	13.8	4.5	—	—
1977	9.9	86.7	—	—	86.7	10.4	2.8	—	—
1978	11.3	82.9	8.8	—	91.8	2.9	5.3	—	—
1979	13.5	72.5	7.7	—	80.2	19.8	—	—	—
1980	14.5	58.6	12.0	—	70.5	29.4	—	—	—
1981	13.8	40.0	17.7	6.9	64.6	33.8	1.6	—	—
1982	17.3	43.2	17.7	5.8	66.8	24.2	9.0	—	—
1983	18.0	32.3	24.0	11.3	67.6	21.7	10.8	—	—
1984	18.1	37.6	21.5	8.3	67.4	22.9	9.7	—	—
1985	21.3	35.1	19.5	8.4	63.0	32.3	4.6	—	—
1986	22.7	41.1	22.1	0.2	63.4	30.5	6.1	—	—
1987	24.9	39.0	24.6	0.1	63.7	26.6	5.6	4.0	—
1988	21.1	39.3	30.7	—	70.0	14.7	5.1	5.9	4.2
1989	21.7	35.1	34.9	0.1	70.1	19.0	—	6.9	4.0
1990	26.0	33.7	42.2	—	75.9	14.9	—	6.4	2.9
1991	25.6	35.9	43.7	—	79.7	7.6	1.7	8.2	2.9

(注1) 国債発行額は、借換債を含む収入金ベースである。

(注2) その他民間消化分は、私募発行分である。

(出所) 大蔵省財政史室編『昭和財政史 昭和49～63年度 第5巻』130頁より作成。

表2 国債保有の構成

16 なお、シ団にはわが国の金融・資本市場を構成する機関のほとんどが加入している。都市銀行、長期信用銀行、農林中央金庫のほかは、業態ごとに主要なメンバーが代表してシ団メンバーとなり、さらに業態ごとに参加した銀行等が一定のシェアにもとづいて国債引受けを行っていた。

うになった。これに代わって、1978年度より導入された公募入札方式のシェアが1980年度12.0%、1985年度19.5%、1990年度42.2%と増加しているとともに、資金運用部引受が1980年度から1987年度にかけて約30%のシェアを占めるようになった。国債消化の裾野を広げるとともに、長期的かつ安定的な個人消化の促進によって国債流通市場の安定化を目指し、1987年度より郵貯特別会計に金融自由化対策資金が創設され、1988年度に郵便局での窓口販売が開始された<sup>(17)</sup>。

国債発行金額が少額であった1975年度以前、シ団が引き受けた国債は、一定期間後に日本銀行の買いオペレーション（以下、「買いオペ」）の対象となり、ほぼ全額が吸収されていた。このため、国債を引き受ける民間金融機関に資金繰りの問題が生じることはなく、民間金融機関は引き受けた国債を市場で転売する必要もなかった。しかし、1975年度以降には、国債発行額が日本銀行の買いオペの規模を大幅に上回るようになり、従来の国債発行・消化の枠組みの継続が不可能となった<sup>(18)</sup>。大量国債発行によって民間金融機関の引受額が急増したことともない、買いオペで吸収される割合が低下し、市場金利よりも低利の国債を引き受けることにより、シ団側に多額の売却損・評価損が発生した<sup>(19)</sup>。収益圧迫によって資金ポジションが著しく悪化した民間金融機関は、恒常的かつ大量に国債を売却せざるを得ない状況となったのである。

こうした状況に対し、大蔵省は発行条件の不利化を恐れ、戦後長らく抑圧してきた国債流通市場の開設を余儀なくされた。大蔵省は、1977年4月に発行後1年経過した国債の売却を容認すると同時に、民間金融機関に対する保有国債の売却自粛要請を緩和した。これを受け、民間金融機関は手持ち国債の売却を開始すると、国債流通市場が機能するようになり、需給を反映した価格が市場によって形成されるようになっていった。1978年6月には、市場実勢にもとづいて国債発行条件を決定する公募入札方式が導入され、これを契機として、数種の国債が発行された。国債の多様化が進展し、流通規制措置が緩和・撤廃されることによって、適債基準や財務制限条項といった社債の発行基準についても漸次見直され、債券流通市場の整備がさまざまに図られた<sup>(20)</sup>。本格的な国債流通市場の成立は、新規国債の発行条件にも影響を及ぼした。国債の流動化とともに、新規発行債の発行利回りが流通利回りに即して弾力的に変更されるようになり、両者の利回りはほぼ一致するようになった。さらに、発行量についても、金融市場の動向に規定されるようになり、大蔵省は市場実勢（流通市場金利）を勘案して発行条件を決定せざるを得なくなった<sup>(21)</sup>。このようにして、財政の金融化が大きく進んでいったのである。

この間には、1983年4月銀行等による国債の窓口販売（募集取扱）開始、1984年5月金融機関による国債ディーリング業務の参入、1985年12月フルディーリング業務の開始など、債券市場の価格形成機能が一段と高まった。また、金利低下と銀行のディーリング参入にともなう競争激化によって国債売買が急増した。1984年度の公社債売買は、実に前年度比倍増の798兆円となり、1985年度2,500兆円、1987年度5,000兆円に拡大した<sup>(22)</sup>。加熱した短期売買への批判や反省と財政赤字の縮小による国債発行額の伸び率鈍化により、1987年春をピークとして国債取

17 前掲、『昭和財政史昭和49～63年度 第5巻』、208頁。これは、1987年度の税制改革の一環として、郵便貯金非課税制度が改定され、一律分離課税方式が導入されたことに伴い、郵政省が1兆円の国債販売等に関する制度改正の要求を行なったことによるものである。

18 日本銀行百年史編纂委員会編『日本銀行百年史 第6巻』日本銀行、1986年、528頁。

19 全国銀行協会連合会・東京銀行協会編『銀行協会五十年史』全国銀行協会連合会、1997年、128頁。

20 鹿野嘉昭『日本の金融制度』東洋経済新報社、2006年、255頁。

21 斉藤美彦・須藤時仁『国債累積時代の金融政策』日本経済評論社、2009年、54頁。この決定的な事態は、83年2月に大蔵省が景気を考慮し、長期金利全体の引上げに繋がる国債の発行条件の維持を打ち出したのに対し、シ団との調整が不調に終わったため、休債となったことである（『昭和財政史昭和49～63年度 第5巻』、55頁）。

引は縮小に転じたものの、これに代わって1986年度以降、借換債としての短期割引国債と政府短期証券による現先取引が大きく拡大した。

国債流通市場の規模拡大は、巨大な自由金利のオープン・マーケットを形成して金利自由化を加速し、「金融の証券化」の流れを作り出していった<sup>(23)</sup>。預金金利の自由化についても段階的に進行し、定期性預金および流動性預金の金利の自由化とともに、若干のタイムラグをもって二元的に決定されていた民間金融機関と郵便貯金の金利も同様のタイミングで変動する慣行が確立することとなった。国債を取り巻く環境についても、規制金利と自由金利の混合した状況から脱却し、市場メカニズムにもとづく自由な金利形成を実現していった<sup>(24)</sup>。

もっとも、国債流通利回りは、長期金利であるとはいえ、残存期間1年未満の期近債については短期金融商品であった。そこで形成される金利は、短期金利の性格に変化し、残存期間の短い期近債が大量に流通市場に出回った場合には、同期間の預金と競合する。すなわち、預金者の金利選好が刺激され、規制された預金金利に強いインパクトを与え、さらにはそれが貸出金利に波及することになる。「財政の証券化」は、金融自由化と絡み合いながら、金融市場全般に影響を及ぼすこととなり、財政と金融は切っても切れない関係となった。このような財政の動向が、国債流通市場を通じて金融市場に影響し、さらに実体経済に影響を及ぼすという機構を成立させた。公的金融もまた、資金吸収面＝郵便貯金と資金運用部を通じた国債運用の両面から、このような市場化の波と無縁ではあり得なかった。

ただし、1980年代後半の日本経済は、バブル経済による増収によって、財政収支がいったん改善に向かっていった。バブル崩壊後、財政状況が逆転した1990年代前半にあっても、資産価格の急落が金融の自由化および「金融の証券化」の進行とあいまって、金融危機に発展し、資産デフレによる不況が長期化するとは、なお予想されていなかった。金融の自由化および「財政の証券化」によって、政府を含めた市場当事者には巨大な価格変動リスクへの懸念が生まれていたとはいえ、その意味が本格的に明らかになったのは、1990年代後半に入ってからのものであり、その帰結が財政投融资改革だったのである<sup>(25)</sup>。しかしそれはまだ、戦後公的金融再編という事の一面に過ぎなかった。

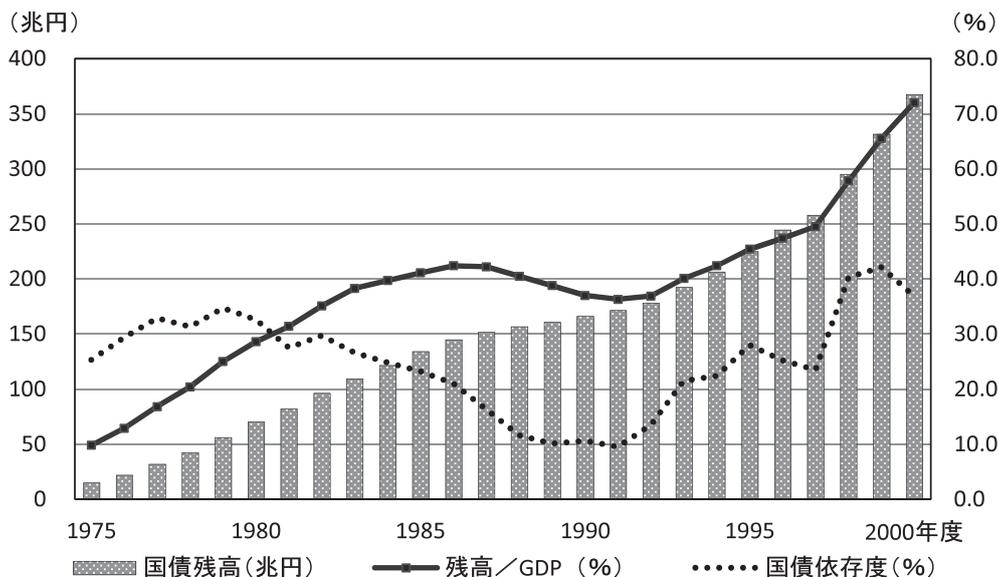
1990年代後半の日本経済は、長期不況下で歳入増が見込まれない中、歴代内閣によって公共投資を中心とした景気刺激策が繰り返され、巨額の国債が発行された。国債発行に依存した財政政策によって、図1に見られるとおり、日本の国債残高は累積し、財政赤字が泥沼状態になったのである。毎年発行される巨額の国債は、バブルの痛手を受けつつ、貸出し不振に悩む民間金融機関によって保有された。2000年代に入ると、企業の財務リストラが加速し、民間金融機関はさらに国債頼みの経営となっていった。これにともない、銀行の預金と貸出金とのギャップがさらに広がり、預金が本業の貸出金に回った割合をみる預貸率は70%にまで落ち込んだ。換言すれば、戦後の歴史の中で形成された1,500兆円を超える日本の家計貯蓄の高さによって、膨大な日本国債が国内で消化・保有され続けることになったと言える。皮肉なことではあるが、「空白の20年」こそが、巨大な財政赤字と国債価格の維持が保たれるという「奇妙な安定」を生み出したのであり、その嚆矢となったのが、経営意図とは異なるものの民営化過程にあった郵便貯金だったのである。

22 前掲、『東京証券取引所50年史』、583頁。

23 前掲、『昭和財政史昭和49～63年度 第5巻』、173頁。

24 真壁昭夫・玉木伸介・平山賢一『国債と金利をめぐる300年史』東洋経済新報社、2005年、203頁。

25 2001年のいわゆる「資金運用部ショック」である。



(注1) 国債残高は、普通国債のみの額面ベースである。  
(注2) 国債依存度は、新規財源債発行/一般会計歳出額である。  
(出所) 財務省理財局国債課『国債統計年報』各年度、財務省『戦後の国債管理政策の推移』より作成。

図1 国債残高の推移

## 5 小括

世界最大の国家債務を抱える日本が、「奇妙な安定」に帰結した理由は、高度成長の終わりと冷戦終焉以後の環境の下で政治の不安定性が増す中、いくつかの歴史的経路を通じ、政策選択に強い拘束性が与えられ、国債が増大しつづけた。この一方で、戦後高度成長期に形成された膨大な国民金融資産の上に、高度成長期以後も相対的に強い成長力を保った輸出産業を中心とした国際競争力の強さを基盤として形成された、膨大な貯蓄が、バブル崩壊とその後の長期不況によって投資機会を失い、民間金融機関を経由して国債に運用されつづけたということによるものであった。したがって、少子高齢化の流れの中で、個人貯蓄が崩されるようになり、経済成長率が下がる一方、グローバル競争の激化によって日本の製造業が国際競争力を失い、産業空洞化がさらに進行していくとすれば、その条件は次第にはがされていかざるを得ないであろう。

本論において示したように、日本はすでに金融自由化の過程を経て、1980年代半ばには、ほぼこのメカニズムを完成している。この過程はまた、別稿で明らかにしたように、金利自由化にあって最後まで残されていた政策金利下の郵便貯金＝定額貯金急増の要因でもあった。国債の急増と郵便貯金の増大ならびに肥大化とは金融自由化過程の裏表の現象形態であり、どちらが原因で、どちらが結果というわけではなかったのである<sup>(26)</sup>。それはもっぱら、これまで述べてきたいくつかの歴史的な事情に規定され、両者が相互依存の状態になったということであり、それが長期デフレ経済の下、今は金融機関全般の問題となってきた。当面日本銀行による「非伝統的政策」によって国債保有の財務リスクは抑えこまれているものの、デフレの収束過程で景気上昇による歳入増が見込めなければ、国債保有は郵便貯金のみならず、金融機関全般の財務リスクとなって露出する可能性がある。このような事態では、民営化された郵便貯

26 小泉改革では、郵貯肥大化が財政赤字を支えるという「因果関係」で説明されることが多かったように見受けられる。

金と他の民間金融機関との間に、競争条件の問題とは別の新たな緊張を生む可能性があることは否定し得ない。明治以来長い歴史を持つ国民貯蓄機関としての郵便貯金の完全民営化とその戦略もまた、そのような長期視点の中で進められていくことが望ましい。

(いとう まりこ 静岡英和学院大学 人間社会学部 専任講師)

## 研究ノート

# 戦時下における通信博物館の軍事郵便展示（補論） —1939・40年の「興亜通信展覧会」—

後藤 康行

## 1 はじめに

筆者は、『通信総合博物館 研究紀要』第4号（2013年3月）において、「戦時下における通信博物館の軍事郵便展示」という論考（以下、前稿）を発表した。その内容は、戦時下（日中戦争～アジア・太平洋戦争期）において通信博物館（現在の郵政博物館につながる博物館で、当時は通信省に属していた<sup>(1)</sup>）が行っていた軍事郵便関連の企画展示と、展示品を出品した「興亜通信展覧会」について論じたものである。

前稿の前半部分で考察した軍事郵便関連の企画展示については、郵政博物館所蔵の『昭和十三年十月 軍事郵便と航空安全展覧会』や『昭和十六年度 展覧会博覧会関係』という史料を利用することで、展示の周知活動・内容・反響など、詳細を明らかにすることができた。一方、後半部分で考察した「興亜通信展覧会」については、通信博物館発行の月刊広報誌『通信の知識』（郵政博物館所蔵）を史料として利用したのだが、展覧会開催の主旨や展示品の内容について簡単に紹介しただけで終わってしまった。

本稿は、この後半部分を補うためのものである。幸い、その後の調査で郵政博物館に「興亜通信展覧会」に関する報告書がいくつか残されていることが判明したので、その報告書を利用することで、前稿の不足を補っていく。

表「1939・40年の「興亜通信展覧会」一覧」に、本稿で取り上げる展覧会を示した。名称が異なるものもあるが、通信省か通信局<sup>(2)</sup>の何れかが主催もしくは後援で、会場は百貨店を利用。詳細は後述するが、展示内容もほぼ同様ということで、これらを一連の「興亜通信展覧会」としてまとめた。

なお、1939（昭和14）年10月に兵庫県東亜貿易協会主催の「興亜展覧会」、1941（昭和16）年6月に熊本通信局主催の「通信文化展覧会」、東京通信局主催の「郵便70周年記念通信展覧会」が開催されているが<sup>(3)</sup>、39年のものは通信省か通信局が後援しているかが不明で、41年のものは開催時期がほかの展覧会とやや離れているので、本稿では一連の「興亜通信展覧会」に含めなかった。

史料の引用に際しては、仮名遣いはそのままとしたが、旧字体は新字体に改めた。同様に、史料名も旧字体は新字体に改めた。

- 1 通信省が1943年11月に鉄道省と合併して運輸通信省と改組され、これにより郵便業務を運輸通信省の外局として設置された通信院が司るようになってからは、通信院に属していた。なお、1945年5月には、通信院は運輸通信省の所管から内閣所管となり、通信院と改称された。
- 2 通信局とは、通信省に属する組織で、管轄区域内における通信事業（郵便・為替・貯金・電信・電話の管理、電気事業や船舶海員の監督など）を司り、東京、大阪、名古屋、広島、熊本、仙台、札幌などの大都市に置かれていた。
- 3 通信博物館編『通信博物館七十五年史』信友社、1977年、61頁。

展覧会名	会期	主催	後援	会場
興亜通信展覧会	39. 8. 19~29	逓信省		日本橋三越
興亜の先駆、海・陸・空躍進通信博覧会	39. 9. 17~10. 1	大阪朝日新聞社	大阪通信局	大阪高島屋
札幌興亜通信展覧会	39. 9. 28~10. 8	札幌通信局		札幌三越
興亜の先駆、海・陸・空躍進通信博覧会	39. 10. 25~11. 15	大阪朝日新聞九州支社	熊本通信局	菊屋（小倉）
興亜通信展覧会	40. 1. 17~29	熊本通信局	逓信省	岩田屋（福岡）
興亜通信博覧会	40. 3. 2~8	中国新聞社	広島通信局 広島中央放送局	福屋（広島）
興亜通信博覧会	40. 3. 15~21	広島通信局 高松郵便局		高松三越
通信時局展覧会	40. 4. 20~29	熊本通信局 大分郵便局	逓信省 大分県 大分市 大毎西部総局	一丸デパート（大分）
通信時局展覧会	40. 5. 7~16	熊本通信局 鹿児島郵便局 鹿児島新聞社	鹿児島県 鹿児島市	鹿児島高島屋
通信展覧会	40. 9. 27~10. 2	新潟郵便局		小林百貨店（新潟）
紀元二千六百年記念通信展覧会	40. 10. 20~29	名古屋通信局		名古屋松坂屋

・『昭和十四年八月 三越興亜通信展覧会関係（其之一）』、『同（其之二）』、『昭和十四年度 札幌・神戸・名古屋・福岡・広島・高松・大分・鹿児島興亜通信展覧会関係』、『通信博物館七十五年史』より作成。

表 1939・40年の「興亜通信展覧会」一覧

## ② 東京から始まった「興亜通信展覧会」

本節では、1939年8月19日から29日に、日本橋三越で開催された「興亜通信展覧会」について述べる。この展覧会については、郵政博物館に通信博物館周知係<sup>(4)</sup>が作成した『昭和十四年八月 三越興亜通信展覧会関係（其之一）』（以下、『其之一』）と、『昭和十四年八月 三越興亜通信展覧会関係（其之二）』（以下、『其之二』）という報告書が所蔵されているので、これを史料として利用しながら考察を進めていく。

1939年1月、通信博物館では逓信省が主催する「興亜通信展覧会」の開催目的や展示内容の計画案が作成されていた。それによると、展覧会は「日満支三国通信交通の連環関係」と、「生産力拡充の原動力たる電力・郵便貯金・簡易保険等の重要性」を示すことで、「時局の伸展に寄与」することを目的としていた（『其之一』）。展示内容はこの目的に沿うべく、「日満支三国」の郵便・電信・電話・放送事業、航空・海運事業、電力事業などに関連する品々を陳列することとしていた。軍事郵便の展示も、計画案に含まれていた。2月になると、計画案にテレビの受像実験の実演も加わった（『其之一』）。

3月9日には、展覧会の会場予定地である日本橋高島屋の取締役である小川竹次郎より通信博物館の館長遠藤毅に対し、会期を6月15日から30日とする、会場は8階ホールを利用するなどの返答が届いた。しかし、通信博物館側では返答に何か不満があったのか、3月の計画段階

4 1935年6月に、通信事業の宣伝活動を担うため、通信博物館に設置された部署。戦時下において、各種企画展示の開催、印刷物の発行、映画の製作などを行っていた（この点は前稿も参照されたい）。

で、会場は日本橋三越、会期は8月19日から29日へと変更している（『其之一』）。

5月9日には、遠藤毅が日本放送協会の会長小森七郎宛に「興亜通信展覧会ニ関スル件」（博第223号）という文書を発し、テレビの受像装置の出品を要請している（『其之一』）。この結果、展覧会ではテレビ受像の実演が行われ、そこに多くの人々が訪れたことは、前稿で述べた通りである。実際、どの程度の人々が展覧会に訪れたかというところ、8月19日は5万5000人、20日は6万人、21日は月曜休日、22日は5万人、23日は5万5000人、24日は4万8000人、25日は5万人、26日は5万人、27日は5万7000人、28日は月曜休日、29日は4万8000人で、合計47万3000人であった（『其之二』）。

テレビ受像の公開に協力した日本放送協会は、当時の放送を意味するラジオの役割の重要性を観客に伝えることも忘れておらず、独自に大型のパネルを用意し、それを展示していた（図1-1）。

通信博物館は、郵便・電話・電報などの意義を紹介するジオラマを展示しており、軍事郵便関連では野戦郵便局の様子を描いたジオラマを展示していた（図1-2）<sup>5)</sup>。このほかにも、東アジアにおける通信事業や航空・海運事業を紹介する展示品が並べられ、日本の「大陸進出」がいかに同地域の「発展」に「寄与」しているかを、人々に知らしめるような内容になっていた。



図1-1 日本放送協会の展示パネル



図1-2 野戦郵便局のジオラマ

### 3 各地を巡回した「興亜通信展覧会」

続いて、各地を巡回した「興亜通信展覧会」についてみていく。史料としては、通信博物館作成の報告書『昭和十四年度 札幌・神戸・名古屋・福岡・広島・高松・大分・鹿児島興亜通信展覧会関係』（郵政博物館所蔵、以下、『展覧会関係』）を利用する。なお、『展覧会関係』に、先の表に示した全ての展覧会の詳細が収められているわけではない。そのため、いくつか触れることができない展覧会もある。ただ、開催地によって展示品の規模に違いこそあったものの、巡回した展覧会なので展示の主旨や内容に大きな違いがあったわけではない。全ての展覧会に触れなくても、「興亜通信展覧会」の全体像を明らかにすることは可能である。

以下、特に注記がない限りは、本節の記述および引用する図版の出典は、全て『展覧会関係』である。

#### (1) 「札幌興亜通信展覧会」

日本橋三越での「興亜通信展覧会」が盛況で終わった直後の9月12日、札幌通信局より通信博物館に対し、札幌三越にて「興亜通信展覧会」を開催するので、会場の設計や展示品の並べ方などの指導を求める文書（札幌監郵第二〇〇八三号）が発せられた。通信博物館が、具体的にどのような指導を行ったのかは不明だが、日本橋での展覧会同様、会場には大きなパネルや各

5 図1-1、図1-2の出典は『其之二』。

種ジオラマが所狭しと展示されていたので、博物館の職員が事細かに指示を与えていたのだろう。札幌では、テレビの受信実験の実演は行われず、日本放送協会はパネル展示のみを行った。それでも、9月28日から10月8日までの期間（月曜休日）で、約14万人の人々が訪れた。

図2-1は、観客の入り好調だった様子を写したものである。航空関連の展示品を前に、多くの人々が集まっている。学生風の観客が目立つのは、当時の若者にとって、国家の航空事業は「憧れ」の対象だったことをうかがわせる。圧倒的に男性客が多いというのも、この写真からみてとれることである。

さて、この写真をさらによくみると、右上部分に「トーキー軍事郵便上映」という案内が写っていることが分かる（図2-2）。この航空関連の展示コーナーを抜けると、その先で映画が上映されていたのであろう。日本橋三越での展覧会でも映画は上映されており、そこでは『支那事変軍事郵便記録』という映画が上映されていた（『其之一』、『其之二』）。

この『支那事変軍事郵便記録』と、写真にある「トーキー軍事郵便」が同じ作品かどうかは不明である。『支那事変軍事郵便記録』は、通信博物館が1938（昭和13）年度に同盟通信社に委嘱して製作したもので、野戦郵便局の様子を描いた短編（2巻）である<sup>(6)</sup>。同じ「興亜通信展覧会」で上映された映画なので、「トーキー軍事郵便」もこの作品であったと考えるのが妥当であろうが、通信博物館は1937（昭和12）年度に『軍事郵便』という映画も製作している<sup>(7)</sup>。これも、野戦郵便局の様子を描いたものである。どちらにしても、映画の内容は野戦郵便局の活動を伝えるものであり、軍事郵便が戦地をくぐり抜けて、いかに兵士あるいは銃後に届けられているかを観客に理解してもらうための上映であった。

## (2) 「興亜通信展覧会」（福岡）

1939年12月2日、福岡市の岩田屋百貨店の専務取締役である中牟田喜兵衛より、通信博物館の館長遠藤毅宛に「興亜通信展覧会ニ関スル件」という文書が届いた。これは、熊本通信局主催で、岩田屋を会場に開かれる「興亜通信展覧会」への協力を要請するものであった。この時点では、会期は1940（昭和15）年1月3日から14日まで、通信省に後援として名を連ねてもらい、主旨・内容は日本橋三越での展覧会と同様という計画案であった。12月18日、要請を受けた遠藤毅は熊本通信局宛に文書を発し（博第748号）、会期を1940年1月17日から28日とする展覧会を開催し（実際には29日まで開催された）、展示品の出品に協力する旨を返答した。



図2-1 展覧会を観覧する人々



図2-2 「トーキー軍事郵便上映」会場への案内

6 前掲通信博物館編『通信博物館七十五年史』48頁、50頁。

7 同前47頁、49頁。芸術映画社に委嘱して製作されたもので、製作時は『軍事郵便』というタイトルであったが、後に『野戦郵便』と改題された。1941年、通信博物館は改めて『軍事郵便』という映画を製作している（拙稿「メディアに描かれた軍事郵便—イメージにみる戦地と銃後—」『専修史学』第45号、2008年11月）。

実際に開催された展覧会は、通信省の後援こそ予定通りであったが、内容は日本橋三越のときと同様とはいかず、パネルや写真などは多く展示されたものの、派手なジオラマなどは展示されなかった。日本放送協会からの展示品の出品もなかった。軍事郵便関連の展示コーナーでは、「支那事変と軍事郵便」というスペースが設けられ、いくつか写真が展示されていたほか、軍事郵便が届くまでの経路を解説したパネルも展示されていた（図3）。



図3 「支那事変と軍事郵便」展示コーナー

このほか、通信社が使用する機器の展示、記念切手販売やスタンプ押印コーナーなどがあったのだが、やはり日本橋や札幌に比べると内容が地味であったためか、会期中の入場者数は4万741人と、大幅な減少であった。

### (3) 「興亜通信博覧会」(広島)

福岡での展覧会が開催される前日の1月16日、広島通信局より通信博物館宛に、「紀元二千六百年紀年事業ノートシテ通信文化ノ普及、事業周知並利用勸奨ヲ図ル目的ヲ以テ通信展覧会」を開催したい旨、それにあたって展示品を出品してほしい旨が記された文書（監郵第一一九三号）が発せられた。この時点では、展覧会の名称は「通信文化展覧会」、主催は中国新聞社、後援に広島通信局と広島中央放送局、会期は2月20日から3月5日まで、会場は広島市の広島県産業奨励館という計画であった。

その後、「会場等ノ都合」ということで計画は変更され、2月12日に広島通信局が通信博物館に宛てた文書（監郵第三七四八号）では、名称は「興亜通信博覧会」、会期は3月2日から10日、会場は広島市の百貨店である福屋に変更されたことが伝えられた。結局、さらに計画は変更され、開催直前に会期は3月2日から8日までとすることが決定された。

このように、計画案の変更が繰り返される事態は生じたものの、通信博物館からの協力は得ることができていたので、日本橋でも展示されたパネルやジオラマなどが出品されていた（図4-1）。軍事郵便関連の展示では、「故郷のたより」というタイトルで、兵士たちが故郷から送られてきた軍事郵便を読んでいるところが再現されていた（図4-2）。



図4-1 日本橋でも展示されたパネルとジオラマ

テレビの受像実験の実演や映画の上映など、映像関連の展示は行われなかったものの、観客の入りは福岡よりも好調で、3月2日は1万6600人、3日は3万8900人、4日は6,500人、5日は4,300人、6日は6,400人、7日は9,500人、8日は2万3400人と、合計で10万5600人の観客が訪れた。推定でしかないが、広島では主催は新聞社、後援にも放送局が名を連ねていたため、新聞やラジオを通して積極的に展覧会の宣伝が行われていたのではな



図4-2 軍事郵便展示「故郷のたより」

いだろうか。日本橋での展覧会の際も、新聞に開催告知が掲載され、その影響もあって多くの観客が訪れたことは前稿で述べた。福岡でも、ポスターやチラシ、街頭の看板などが作られ、展覧会開催の告知は行われていたが、マス・メディアを利用した宣伝は行われていなかったのかもしれない。福岡で減少した観客の入りが高松で回復したのは、宣伝方法に違いがあったからだと考えられる。

#### (4) 「興亜通信博覧会」(高松)

広島での展覧会開催の計画が確定していなかった2月15日、広島通信局は、広島に続いて高松でも展覧会を開催したい旨を、通信博物館側に伝えている(監郵第四〇七八号)。名称は、広島と同じで「興亜通信博覧会」、主催は広島通信局と高松郵便局、会期は3月15日から21日まで、会場は高松三越という計画であった。

広島の直後の開催で、主催も広島で後援していた広島通信局であったので、計画が変更されるような事態が生じることはなく、展示内容も広島とほぼ同じものが並べられた。観客数は、3月15日が7,001人、16日が1万841人、17日が1万8753人、18日の月曜は休日、19日が1万785人、20日が1万801人、21日が1万2415人、合計7万596人であった。広島からの連続開催ということで、広島の好調が続いた結果といえよう。もちろん、高松でもポスターやチラシは作成され、郵便局の窓口に掲示されるなど、宣伝活動は行われていた。

高松の展示品で珍しかったのは、公衆電話が設置されていたことである(図5)。日本に初めて公衆電話が設置されたのは1900(明治33)年9月で(その前から、事務員が常駐する電話所は存在していた)、その数は次第に増えていったのだが、設置される場所は東京、大阪、札幌、名古屋、広島、福岡などの大都市がほとんどであった<sup>(8)</sup>。

つまり、これまで「興亜通信展覧会」が開催されてきた大都市では、公衆電話は珍しくなかったのである。だからこそ、公衆電話が展示されることもなかった。しかし、高松の場合は珍しかった。この公衆電話の設置が展覧会の集客にどれほど影響があったのかを調べることは困難だが、公衆電話は展示品の目玉の1つであったに違いない。ちなみに、設置された公衆電話の入口を指している矢印の掲示には、「興亜通信博覧会期間中皆様の御便利のため臨時に設置しました。御利用下さい。」と記されている。



図5 高松会場に設置された公衆電話

#### (5) 「逓信時局展覧会」(大分・鹿児島)

1940年3月、大分市の一丸デパートの専務取締役一丸源一郎は、熊本逓信局に展覧会開催の希望を申し出ていた。福岡では岩田屋が、小倉では菊屋が展覧会を開催しているにも関わらず、自分たちはいまだに開催の機会を得ていないことに、一丸側は不満を抱いていたのである。一

8 藤井信幸『通信と地域社会』日本経済評論社、2005年、145～146頁。

丸からの要望を受け、熊本通信局は通信博物館に対し、広島主催のものが終了したら、次は一丸に協力するよう要請した。

一丸側の希望は実現し、4月20日から29日まで、一丸デパートにて「逋信時局展覧会」が開催された。主催・後援は先の表に示した通りである。展示内容は、これまでのものと大きな違いはない。観客数は、20日が4,820人、21日が7,912人、22日が1,249人、23日が1,985人、24日が1,126人、25日が6,500人、26日が2,702人、27日が2,813人、28日が8,325人、29日が5,876人、合計4万3308人であった。すでに福岡や小倉ではほぼ同じ内容の展覧会が開催されていたのだから、観客数としてはこの程度であろう。

なお、やはり「ライバル」としては負けられないのか。一丸デパートで展覧会が開催されていた4月24日、鹿児島市の高島屋が通信博物館に対し、展覧会の開催希望を申し出ている。高島屋としては、前年に日本橋で開催できなかったもので、開催は「悲願」であったのかもしれない。希望通り、「逋信時局展覧会」は5月7日から16日まで開催された。主催・後援は、先の表に示した通りである。内容は、大分のものと同様である。観客数については、記録が残されていない。

#### (6) 「逋信展覧会」(新潟)

1940年8月8日、新潟郵便局より通信博物館周知係に対し、「逋信展覧会」の開催を希望する申し出が届いた。これは、9月15日に新潟郵便局が新庁舎に移転するため、それを記念するイベントとして、さらには新潟市が日本海における「大陸発展の基地」であり、市民に向けて「交通、逋信の重要性」を訴える必要があるということで、展覧会の開催を求めたものである。

8月29日および9月20日の2回にわたり、通信博物館は新潟郵便局に対し、「逋信展覧会」に出品する展示品の概要を伝えた。その内容としては、これまでの「興亜逋信展覧会」とほぼ同じもので、「日満支三国」の郵便事業、逋信事業、航空事業、放送事業に関するもの、軍事郵便に関するものなどであった。展覧会の主催・会期・会場については先の表に示した通りである。観客数の記録は残されていない。

## 4 おわりに

以上、前稿を補うべく、「興亜逋信展覧会」について述べてきた。「日満支三国」との「連環関係」の現状や、逋信事業の重要性を国民に知らしめるための「興亜逋信展覧会」は、東京に始まり、全国各地を巡回した。場所によっては、観客の入りやや低調だったところもあるが、基本的には各地で数万人の観客を動員するほどのイベントだったのだから、逋信省や通信博物館としては「成功」といえる展覧会だったのだろう。

会場となる百貨店側が、まるで競い合うかのように展覧会の開催希望を逋信局や通信博物館に申し出たのも、ある程度の集客が見込めるこのイベントを開催できるという「実力」を世間にアピールすることが、店の「ブランド力」の向上につながると考えたからに違いない。「興亜逋信展覧会」は、百貨店にとって魅力的なコンテンツだったのである。

この数万人を集めるイベントに軍事郵便関連の展示品が並べられていたことの意味については前稿で述べたが、今回の考察を行った上で、新たな視点を加えるなら、展覧会での軍事郵便展示は、野戦郵便局の様子を描くことが中心だったということである。パネル、写真、ジオラマ、映画など、多くは野戦郵便局に焦点を当てたものであった。展覧会を主催する逋信省・逋信局・通信博物館としては、郵便物は届ける配達人がいるからこそ届くのであり、それを戦地

で行っているのが野戦郵便局であるということを国民に広く知らしめる必要があったのである。

軍事郵便は、国内では逓信省が取り扱うが、戦地では野戦郵便局（陸軍）と軍用郵便所（海軍）が取り扱った。ただ、これは管轄が変わるだけで、逓信職員たちは軍属として戦地に派遣されており、戦地でも逓信業務を担っていたのである<sup>9)</sup>。戦地のなかで懸命に働く逓信職員たちがいるからこそ、国内に出すのと同様に郵便物が届く。軍事郵便展示は、逓信職員たちの懸命な働きと、それによって確保される郵便事業の信頼性の高さを国民にアピールしていたのである。

また、展覧会の主旨に挙げられていた「日満支三国」の通信事業の「連環関係」を形成するものの1つとして、野戦郵便局が描かれていたことの意味も大きい。当然ながら、「日満支三国」の「連環関係」とはあくまでも建て前であり、実際には「帝国日本」を中心にした東アジアの支配体制というのが本音である。この本音が隠された展覧会に野戦郵便局関連の展示品が並べられたということは、野戦郵便局も東アジアにおける日本の支配体制構築のための拠点の1つだと、逓信省が考えていたということである。

これは、決して驚くような話ではない。日本が近代国家として歩み始めてすぐに郵便制度が整備されたことから分かるように、郵便とは国家の勢力圏を示す重要な要素の1つなのである。つまり、戦地に野戦郵便局を設置するということは、その地を自らの勢力圏に組み込んだことを示すことにつながるのである。

軍事郵便は、戦地と銃後をつなぐものであった。そのため、現在では戦時下における兵士と家族、あるいは兵士と故郷などとの「絆」を伝える史料として注目されている。そのこと自体は、戦争の記憶の継承や平和を希求する思いから生じているので、何ら否定されるものではない。ただ、歴史研究という視点から見ると、そこにばかり重きを置いては、戦時下における軍事郵便が果たしていた役割や、野戦郵便局が設置されていたことの意味などを見誤ってしまう可能性もあるので、注意が必要である。

さて、最初に述べたように、本稿は前稿を補うものである。そのため、本稿だけでは逓信博物館の軍事郵便展示について分かりづらい点があるかもしれない。前稿も、併せて参照していただければ幸いである。

(ごとう やすゆき 専修大学 文学部 非常勤講師)

---

9 「玉砕」が実行されたことで知られるアッツ島には、26人の逓信職員が野戦郵便局員として応召されていた。兵士としての応召ではなかったが、彼らも「玉砕」により命を落とした（拙稿「戦時下の逓信職員組織・逓信報国団に関する基礎的研究」『郵政博物館 研究紀要』第5号、2014年3月）。

## 研究ノート

# 戦後初の新規格郵便ポスト 「1号丸型」の試作から完成まで —謎のレターポストの解明—

井上 卓朗

## 1 はじめに

丸い郵便ポストは、その存在自体が懐かしさを感じさせるものであり、日本人の心の原風景に欠かすことのできない存在となっている。

現在、日本各地で、このポストを中心に、村おこし、町おこしが行われており、愛好者によるポストの修復などさまざまな活動も行われている。その中心にあるのが、戦後すぐに開発された一号丸型ポストである。その中には、郵便・POSTではなく、郵便・LETTERと表記されている珍しいものも見つかっている。

本稿では、戦時中の代用ポストに代わる新規格ポストとして開発された、一号丸型ポストの試作から完成までの経緯を、新たな資料をもとに考察する。

## 2 開発の目的

郵政事業は、戦時中もかろうじて持ちこたえ、終戦までその機能を維持していた。郵政博物館所蔵の図1に示すはがきは、原爆が投下された長崎から熊本に送られたもので、消印は終戦当日の昭和20年(1945)8月15日となっている<sup>(1)</sup>。

多くの都市は、戦災により灰燼に帰し、文字通り焼け野原となっていた。戦時中、約7万6千個のポストの6%にあたる4千7百個が被災したと言われている。

戦後復興のために、郵便は必要不可欠なものであり、失われたインフラの復旧を急がねばならなかった。その最前線に位置する郵便ポストの復旧は最優先事項とされた。

逓信院は、終戦直後に通信復興本部<sup>(2)</sup>を設け、戦後復興に向けての体制を整えようとした。

昭和21年(1946)7月1日、逓信院が廃止され、逓信省が再度設立されたが、資材需給関係の悪化に対応するため、新たに資材局が設けられ、物品関係の管理事務を資材局長に集中させた。同日、通信事業物品制度調査委員会<sup>(3)</sup>が設置され、経営形態に即応する物品制度の運営方法を調査審議することになった。

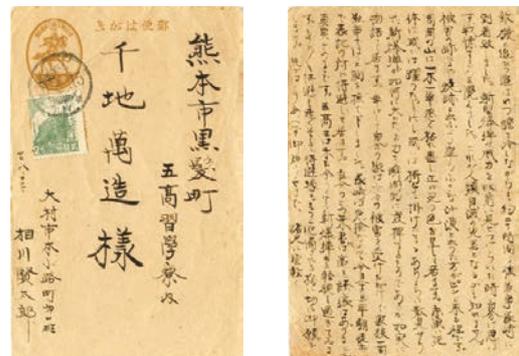


図1 原爆投下を伝えるはがき

1 当時、熊本の第五高等学校の一年生であった相川賢太郎氏(のち三菱重工業(株)社長)が、被爆直後の長崎の状況を千地万造氏(のち大阪市立自然史博物館館長、理学博士)に8月13日付けで知らせたもの。(千地万造氏寄贈)

2 通信復興本部設置ノ件(公達第86号20.8.28)

新たな郵便ポストの研究は同年8月に開始された。その開発を担当したのが逓信省需品課用品研究所であった。開発の目的は、戦時規格の金属代用資材の欠点を一掃し、更に従来から構造、取扱ともに不便とされていた諸点を改良すること。また、どこの地域で製作しても全く同一の製品が確保出来るよう、詳細な構造設計を確立することにあった。

### 3 戦時下の代用ポスト

当時の代用ポストは、昭和12年（1937）に発生した日華事変の影響によって、資材不足により鉄製ポストの調達が困難となったため、研究試作が始められたもので、昭和14年から姿を見せ始めた。その材料は、リグナイト、サチナイト、コンクリート、陶器、木製品であったが、最も多く使われたのは、「コンクリート」（竹筋・鉄筋）であった<sup>(4)</sup>。

昭和16年には金属類回収令<sup>(5)</sup>が出され、鑄鉄製ポストが第2次官庁物資特別回収措置の対象とされたため、既設の鑄鉄製ポストを回収し、既に研究開発していた代用ポストを逐次配備していった。

それらは物理的、化学的強度が低く耐久性が劣悪であり、塗装に適さず、外観も不体裁で国民の信頼も薄かった。その上に戦災にあっていたため、正規の長期使用可能なポストを開発し、配備しなければならなかったのである。

### 4 郵便事業用品改善委員会の発足

このような事業用品の研究・改善については、明治25年（1892）に郵便博物館の母体となった郵務局計理課物品掛が行っていた。この掛は、物品及び郵便切手類の調製・配給を行う傍ら、機器機械類の改良・考案・設計も担当していた。

その後、通信博物館において用品研究は行われるようになったが、昭和21年（1946）12月に通信博物館の用品研究部門が逓信省総務局需品課に移管され、用品研究所となったのである。

前述のとおり新型ポストの開発は同研究所で行われたが、昭和22年（1947）6月に「郵便事業用品改善委員会<sup>(6)</sup>」が設置され、この委員会で、事業用品の改良・考案等について研究審議することとなったため、新型ポストの仕様等もここで審議されることとなった。

この委員会は、郵務局が主査を務め、総務局、資材局、官房監察課、東京通信局、東京中央郵便局長、東京鉄道郵便局長、その他有識者から選ばれた臨時委員が構成メンバーとなっている。委員会には5つの部会があり、郵便ポストについては自動押印機、区分柵などとともに第1部会が担当した。

### 5 試作ポスト（レターポスト）の調製

研究開始から約1年半後、昭和23年（1948）1月15日に試作ポストの設計図（図2）が完成し、同年3月18日にその調製文書が立案された。

3 通信事業物品制度調査委員会の設置（公報第3号い報21. 7. 9）

4 『通信博物館資料図録No.2』（1974）、『郵政研究所附属資料館資料図録No.40』（1989）

5 金属類回収令（勅令第835号16. 8. 30）

6 郵規第14号（22. 6. 4）

伺い文書には「右は現行のものについて改善方研究の処一応設計を了ったので、関係の向きと打ち合わせの結果、試作をなし、更に郵便事業用品改善委員会に於て検討の上規格を定めることにしたいから、別紙仕様書及図面により調製することに致したい」との記載があるため、郵便事業用品改善委員会の検討用として試作されたことが分かる。

試作品は、当初木製のところ、業者の都合で鑄鉄製となった旨が、朱書きで書かれている。しかし、仕様書では当初から鑄鉄製である。試作品の製作費をめぐって駆け引きがあったのかもしれない<sup>(7)</sup>。

発注先としては、協和産業株式会社が推薦されている。理由は、試作品の調製という性質上、鑄鉄製ポストの製作経験のある同社が好ましい、というものであった。

さて、その仕様は下記のとおりである。設計図面では、以前は胴体部分にあった郵便POSTの表記が無くなり、頭部に郵便と表示された。そして、差入口下部には「LETTER」と表記されている（図3）。

### 大日本帝国政府

#### 郵便柱函（試作）仕様書

- |         |   |
|---------|---|
| 1 名称    | 郵便柱函  |
| 2 形状及寸法 | 別紙図面の通り（1948. 1. 15）  |
| 3 材質    | 主体は良質の鑄鉄を用い巢穴、不正等のないよう加工し、主体以外の金属部は軟鋼を使用する。   |
| 4 構造    | (イ) 頭部と胴体上部の組付けは内側から三本の丸頭ねぢで止め、胴体上部と下部の組付けは切欠部を合せて被せ、45度廻して一本の六角頭ねぢで四方向共自在に固定出来ること。 |

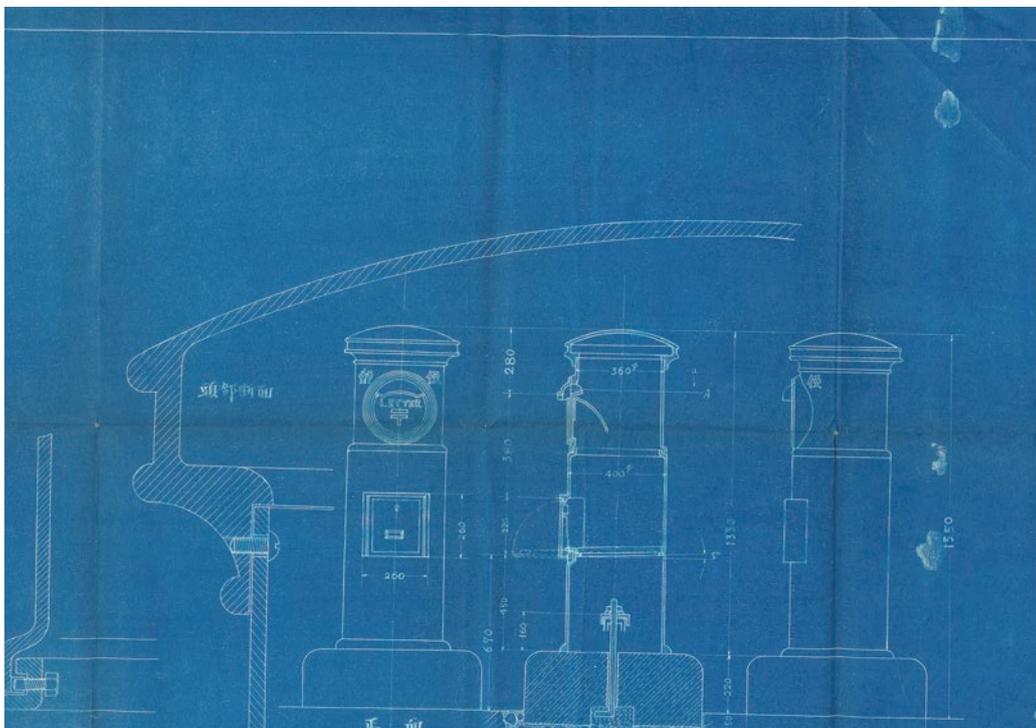


図2 仕様書別紙 鑄鉄製郵便柱函試案一号設計

7 「郵便柱函試作について」（需第4006号23. 3. 18）

- (ロ) 取出口扉は下端二本の内側より差込むねぢピンにより主体に連結し、ここを中心として前下方に展開水平の位置で確実に止り、且つ裏面には錠前及便札差を取付け、なお錠前の厚さより稍高い滑り軌條を縦に数本と両側に袖を附すること。
  - (ハ) 錠前は添付図示の鍵型を使用出来るようにすること。
  - (ニ) 底板は杉材厚さ20耗程度のもを使用、上面を生子型に加工、中央二つ割り接合面は小孔接ぎとし、胴体内用に鑄出しの凸起によって前傾斜約5度に支えられ、なお上面位置は開扉裏面の軌條面を同一平面とする。
- 5 表記文字及模様 総て鑄物浮出しとする。
- 6 仕上、加工 各結合面及底面は、旋削或は仕上加工を施し密着を完全にすると共に全表面は適宜の方法で黒鉛を除去、金剛砥石で肌を平滑にする。
- 7 塗装 全金属部に燐酸塩処理を施し、黒色塗装部及び結合面以外はズボイド二回塗付仕上とする。また表記文字及模様浮出し面は不変色の金色塗装仕上とする。なお内側用ねぢ頭部差入口裏金物、取出口扉裏面渡し金等は黒色ヴァニッシュ二回塗とする。

なお製作の詳細については用品研究所の指示によること。

昭和二十三年三月

需品課用品研究所

#### 鑄鉄製郵便柱函試案一号の設計の改良点について

(用品研究所23. 1. 15) (図4)

- 1 差入口と取出口の関係方向を九十度毎由に回転固定できるようにし、また各結合部止めねじは全部内側から締付けるようにする。
- 2 差入口下縁を直線にする。
- 3 取出口位置を十二糎程高め口径の縦横各々四糎程、胴径を五糎程大きくする。
- 4 取出口扉を前下方に開くようにし、概ね水平の位置に停止するようにする。
- 5 錠前を鍵形の異なる堅固なものにする。
- 6 底板保持に約五度の前傾斜をつける。

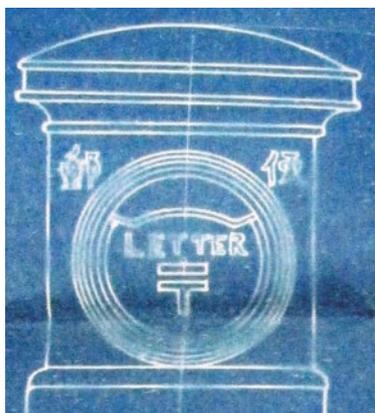


図3 試案1号の鏡板表示

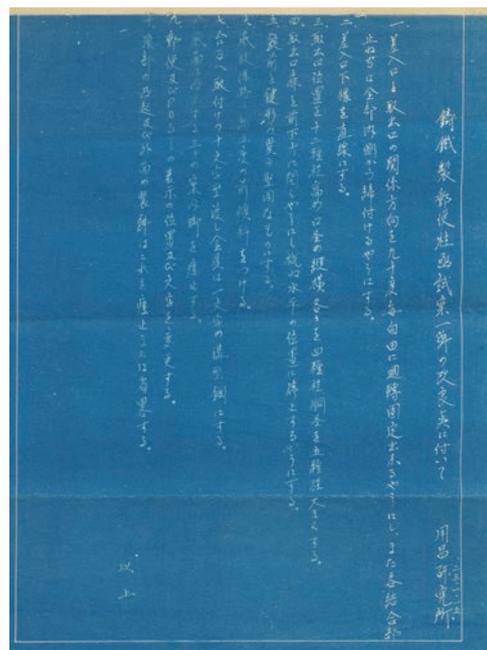


図4 鑄鉄製郵便柱函試案一号設計の改良点

- 7 台石へ取付けの十文字型渡し金具は一文字の溝型鋼にする。
- 8 底面に凸立する三ヶの案内脚を廃止する。
- 9 郵便及びPOSTの表示の位置及び文字を変更する。
- 10 頭部の凸起及び外面の装飾はこれを廃止または省略する。

9項に郵便及びPOSTの表示とあるが、図面上はLETTERとなっている。

この文書は、同年3月25日に決裁され、試作ポストは名古屋市の協和産業株式会社に発注された。そして同年5月には試作品がほぼ完成状態となったので、用品研究所の担当官が現地へ出張し、その状況を確認している。

出張した担当官は、庇の溝の深さなど細かい部分を指摘し、さらに差入口下縁の山型を直線にするよう求めている。

## 6 試作ポストの完成と郵便事業用品改善委員会

この試作ポストが昭和23年（1948）6月に完成したため、同月29日に郵務局長室において第1回郵便事業用品改善委員会が開かれた。委員会では、完成された試作ポストを参考に、改良点の説明と質疑が行われた。事前説明の中には「在来品にあるPOSTの文字をMAIL又はLETTERに変えること」が含まれている。

質疑の内容は、従来品との概算額の比較、縦開きとした理由など構造に関する一般的なもので、差入口と取出口の上下を分離し回転できるようにした設計は、全員が評価している。

「ポストを広告塔に利用できないか」という質問に対し「研究したい」と研究所が回答しているが、後日、ポスト側面に枠を設け、事業周知、告知などの印刷物を簡易に挿入掲示出来るようにした。また、頭頂部に広告塔が設置できる構造としている。実現はしなかったが、頭頂部に設置する広告塔の設計図等も作成されている。

委員会での結論は、東京中央郵便局において、試作ポストの実用試験を行い、その結果をみることに決した。同委員会の参加メンバーの詳細は不明だが、郵務局規画課長、規画課職員、東京通信局職員等が発言している。その他に、CCS、CPA、CPSという略語があり、CPA、CPSについては不明だが、CCSは連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）の組織である民間通信局（Civil Communications Section）<sup>(8)</sup>と思われる。GHQ、SCAP組織図<sup>(9)</sup>によると、民間通信局内には総務課を筆頭に分析課、放送課、国内ラジオ課、国際ラジオ課、通信産業課、調査開発課、電信電話課、郵務課の9課があり、CPA、CPSとはCCS組織内の郵務課等を指すのではないと思われる。

ともあれ、この議事メモから、郵便事業用品改善委員会にGHQ関係者が参加していたことが分かる。ポストの名称をLETTER又はMALIに変えるという案についても、彼らが関与していたのではないだろうか。

委員会の最後に、CPSが事業用品の全国的統一を図るよう指示している。

---

8 元八尾相生町局長の守山嘉門氏によると、当初のCCSは局長（S.B. Akin少将）のもとに、行政課、分析課、無線電信課、電信電話課、通信産業課の五課からなっていたが、1948年通信省が郵政省と電気通信省に分離、局長補佐（大佐）を代理官としてこれに当たらせ、また行政事務の計画運営のため企画課長（兼CCS審議官）を置いていた。（通信文化新報、2011）

9 小学新教育研究会編『最新児童年鑑』（育英出版、1950）78-79頁

## 7 連合軍総司令部の助言

本題から外れるが、このCPSからの指示は、その半年後の12月15日に「昭和24年に設置を予定されている郵政省に資材局が設けられる場合の物品全般の取扱について考慮すべき事項」として、連合軍総司令部民間通信局郵政課長から通信次官あてに提言されている。

「協議事項覚書」(1948年12月15日通信次官鈴木恭一、資材局長肥爪亀三と民間通信局郵政課長D・D・ダガンの協議に関して)<sup>(10)</sup>

主題 新設郵政省に資材局が設置される場合通信省の考慮すべき事項に関する提言

1 東京通信局資材局各倉庫其他諸郵便局の観察により次の如く提言する。

- (a) 資材局は総ての郵便事業用品の統一ある取扱に関し責任を持つべきこと。
- (b) 総て供給品目は他局から供される資料によって、資材局が調整する目録に記述され、番号により記入さるべきこと。
- (c) 各事業の用品とも出来るだけ統一すべきこと。
- (d) 同様の物品が、標準供給品目録によって得られるため、資材局長が購入を不得策と考える物品の要求に関し判決するため、大臣は各局から一名宛の委員を指定すべきこと。
- (e) 各県の大きな郵便局、或は倉庫は其の県の総ての郵便局に対する中央供給所として指定さるべきこと。郵便局の少ない県にあっては数県を一まとめにすることも出来る。
- (f) 製造業者から中央供給所への物品輸送の責任は製造業者にあるが、省はその費用を支払うこと、之等の物品を中央供給所から各郵便局へ輸送するには、公用郵便として郵便線路により、私設運送商社によらないこと。
- (g) 備品類倉庫其他大きな品目は、年度契約により製造業者と契約が出来る。資材局は年間の需要を見積り最低入札者と契約すること。之等の品目は前もって製造することができ、要求によって直接郵便局に送ることが出来る。
- (h) 郵便事業施設は、余剰物品並に余剰設備の表を資材局に提出し、資材局はそれを適当に記録すべきこと。総て物品設備の要求は資材局に提出され、資材局は余剰の物品設備を一郵便事業施設から他へ輸送するよう指令すべきこと。

2 此の協議の重要性にかんがみ、右の如く提言し、誤解を避けるためこの覚書の写しを鈴木恭一並に肥爪亀三に渡すものである。

郵政課長D・D・ダガン

司令部からの、この提言に対し、資材局では早急に対応し、次のような措置の実施を立案した。

「民間通信局郵政課長ダガン、鈴木次官、肥爪資材局長との協議事項覚書について」

(資材局需品課二三、一二、二五)

一九四八年十二月十五日、司令部に於ける右覚書に対しては左のとおり措置することといたしたい。

- 1 現在における資材、輸送、予算の実情よりみて、これが調達限界を、本省調達品、郵政局調達品、郵便局調達品との三段階に分ち、さらにこれを事業用品と事務用品とに分類し、それぞれその調達責任の範囲を明確ならしむること。(a項、c項)

10 郵政省編『続通信事業史』9巻(財団法人前島会、1962)403-404頁

- 2 物品に対する調達上の経済化と処理の簡易化をはかるため、規格の統一をはかり、その仕様書を定めること。(a項、c項)
- 3 物品の使用量についても、その交付又は調達を合理化するため、一定の交付制限を定めること。(a項、c項)
- 4 物品目録をつくり、番号を附して(雑品類にして番号整理を不相当とするものは除く)物品の調達、出納、整理、使用の便に供すること。(b項)
- 5 物品は何れも使用部局から供せられる資料によって調製のこととすること。(常時必要とする物品で物品目録にあるものは、その数量のみにつき要求を受くるものとする。)尚これが要求の時期、要求の方法等については別に定めること。(b項)
- 6 使用部局よりする物品の要求は、原則として物品目録によることとし、ぜいたくなもの、不経済的なもの、規格外のもの要求はなるべく差控えさせること。前項の処理を円滑合理的に運行せしむるため、大臣直属の委員会を作ること。これが委員会の構成については別に定めること。(d項)
- 7 契約はすべて最低入札者と契約することとし、これが納入場所の指定についても倉庫等を考慮の上、大嵩な物品はなるべく郵便局へ直送すること。(g項)
- 8 地方郵政局より在庫貯蔵数量及所要過不足等の報告書を毎四半期毎に提出せしめること。右報告により過剰のものは他へ保管転換し、不足の向に対しては調達交付等の措置をすること(h項)

この措置は、郵政省設立後に物品管理、調達等に関する法規、規定類に反映され、実施された。

## 8 東京中央郵便局での試用

郵便事業用品改善委員会の決定を受け、昭和23年8月3日、東京通信局長あてに試作ポストの試用依頼の文書が発送された。

依頼文書によると、試用期間は約1か月であり、その間、現行ポストと性能を比較し、その耐久力、利用上の便否についての具体的意見を報告するよう求めている。この試作ポストは東京中央郵便局に設置された。

約2か月の試用期間終了後、同年9月28日に性能比較と意見書が資材局長、郵務局長あてに提出された。その内容は次のとおりである。

### 東通試用成績概要

- 1 縦開きの扉では、開函してから鞆を当てがうこととなるので動作が反対となり、鞆の口金を当てる支えがないので搔出しに不便である。
- 2 扉を受台に利用する取出口は、郵便物が多い場合、開函と同時に郵便物が押出され、風、雨に曝され、又搔出中に袖外に溢れ落ちることがある。
- 3 開函のとき鍵穴が下へ向くため鍵が抜け落ちやすく、又開函は扉を押さえながら施錠することになるから能率が悪い。
- 4 頭部が回転式であることは設置に際し便利である。
- 5 鍵の位置は在来の方が便利である。
- 6 その他 取出口の閘合部にゴムパッキングを用い、防水と緩衝を兼ねさせること。大型柱函が特殊地域に必要である。

## 9 試用報告に対する改善案

この試用結果の報告と意見に対し、同年10月に第2回の郵便事業用品改善委員会が開かれ、同委員会から次のような改善案が出されている。

- 1 1、2、3、及5については在来のとおりとする。
- 2 4については試作品の形式とする。
- 3 6については試作品の構造を変更することで支障を生じない。

委員会の改善案を解説すると、まず、試作品の縦開きの扉は不便であり、郵便物が外部にこぼれ落ちる恐れがあるなどの理由で採用せず、従来通り現行ポストと同じ横開きとする。

次に、上下を分離し、設置場所に適した差入口と取出口の向きを設定できるようにした試作品の形式は便利なので、試作仕様を採用する。

取出口の闕合部にゴムパッキングを用い、防水と緩衝を兼ねさせることと、大型柱函の必要性についての提案については、試作品の構造を変更することで対応する、という内容となる。

この改善案をもとに、新たな図面と仕様書が制作され、同年10月15日需第4084号により立案・決裁された後に、郵便事業用品改善委員会に提出された。

その要点は次のとおりである。

- 1 代用資材によらず鑄鉄製とした。
- 2 差入口と取出口が前後、左右の向きに転位固定出来る構造とした。
- 3 差入口及び取出口の底を改善して降雨時の水はけをよくした。
- 4 取出口扉の接する面を特に防水防凍の構造とした。
- 5 取出口扉は従来通り右横開きとする。
- 6 差入口鏡板を外被せとし工作を容易とした。
- 7 取出口の位置を高めると共に、底板に傾斜をつけて掻出しを容易にした。
- 8 側面に枠をもうけ事業周知、告知などの印刷物を簡易に挿入掲示出来るようにした。

## 10 鏡板の表記文字

第2回郵便事業用品改善委員会は議事録がないため、検討内容の詳細は分からないが、添付図面には鏡板の表記にLETTER (図5、図6) のほかにLETTERS (図7、図8) もみられる。図面の摘要欄には、「外面赤、内面白、文字及紋章金色ニテ塗装ノコト」と記載されている。



図5 試作第2案図面



図6 同鏡板部分拡大

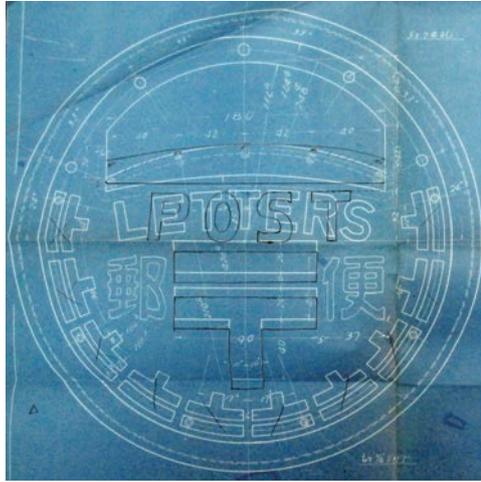


図7 LETTERS表記の鏡板（LETTERS上に黒でPOST、中央の干の位置を下げた加筆があり、周辺の干の模様にも×が打たれている）



図8 LETTERSと表記された立体図面

## 11 第3回郵便事業用品改善委員会での決定

昭和24年（1949）1月31日、3回目の委員会が開かれ、最終的な規格について意見が次のおりまとめられた。

昭和24年1月31日第3回郵便事業用品改善委員会経過抜粋

郵務局供覧（24. 2. 18）

### (2) 郵便柱函の規格について

- 1 鋳鉄製の場合の一つの規格として左の通り決定した。
  - a 上部を回転式とし設置の利便をはかる。
  - b 将来広告塔使用にかえて頭部の中心にねぢ穴をうがち平素はふたをしておく。
  - c 差入口の左側に周知事項等を掲示するための枠を作る。
  - d 差入口のLETTERSはPOSTに改め、周囲の小さな干の字は別に適当な模様（桜の花等）に改める。
  - e その他は従来通りとする。

右の規格によるものは、主として郵便の利用が多く交通が頻繁な場所に設置し、その他の場所に設置するものについては別に考案する。

- 2 本年度における郵便函における郵便函の新規更改数は約2,000個であるが、鋳鉄の割当（約80噸で500個作製の見込）が僅少であるので、不足分は従来の代用品（コンクリート製）によることとし、なお、次の点について研究する。
  - a 鋳鉄の厚さ（現在8耗）を出来るだけ薄くする。
  - b 鋳鉄と軽合金とを合体したものを作る。
- 3 赤色塗料の不足に対し塗色の変更を研究する。

この記録は、委員会実施後に議事録から抜粋されて作成されたものであるが、その後の経過が赤字で次のように記入されている。

(赤字追記)

昭和24年度中に新規格品3,000個を調達し、代用品は調達しなかった。

なお、この時の鋳物の肉厚は、下胴が6耗、上胴が5耗で、仕上り重量は約100疋（昭和製作所〔川口市矢田部社長〕以外の工場製品は125疋程度）であった。

昭和25年度以降は郵政局調達に組替えられたが、規格については新しい意見もなく、ただ一般製造工場の技術水準に適合するよう肉厚を各1耗増したもものとして調達させている。

同委員会での決定は報道発表されたようで、同年4月3日付通信文化新報(図9)に「スマートで能率上々の新ポスト」として、新しいデザインのポストが新年度に大都市の傷んだポストの復旧に採用される、と紹介されている。

鏡板の表記は、LETTERSではなくPOSTに修正されている。



図9 通信文化新報掲載記事 (1949. 4. 3)

## 12 新規格丸型ポストの誕生

同委員会の決定後、最終図面(図10)が昭和24年(1949)8月に完成した。同図面に基づ

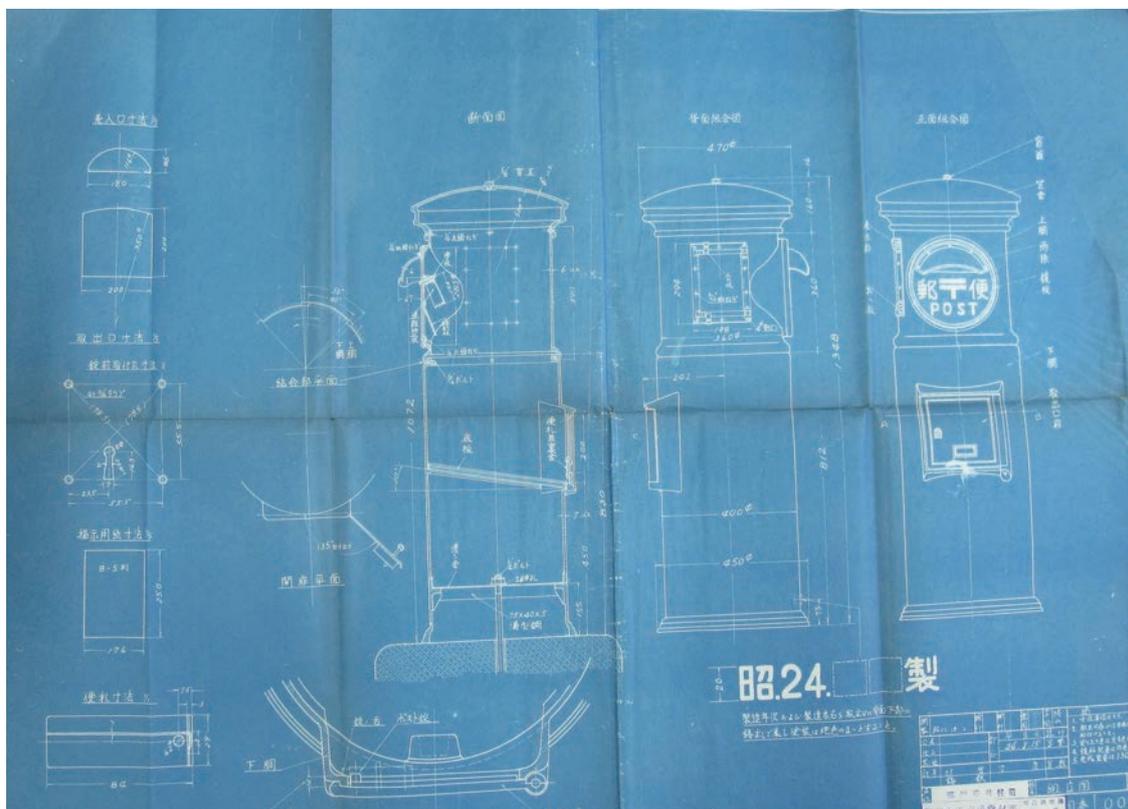


図10 新規格ポスト図面 (1949. 8. 15)

き製作されたポストが図11、部品明細表が図12である。

新規格ポストの仕様は次のとおりである。

#### ポスト仕様書

- |         |  |
|---------|--|
| 1 品名    | ポスト  |
| 2 用途    | 郵便物引受用                                     |
| 3 計上、寸法 | 本ポストは主体が上下分離できる円筒形中空で上部に差入口、下部に取出口を有し、根石に確 |

実に取付出来る構造とすること。寸法は別紙製造図面（第28号組立図及第1526号乃至第1642号部品図）に基くこと。

- |      |   |
|------|---|
| 4 材料 | 良質の銑鉄を用い、堅牢に鑄造し、調質後加工のこと。                     |
| 5 加工 | 差入口を有する上部と、取出口を有する下部とが前後左右へ90度毎に円滑に転位固定出来ること。 |

差入口パネルの記章及文字は浮出しとすること。

取出口扉は右開きで便札差は裏側に設け開閉錠は当局交付のものを取付けること。

上部左側面に表示枠を設け所定の式紙を挿入できること。

外部塗装は黒鉛及銹を取除き下地を平滑に仕上げズボイド下塗后色見本指定の朱色（パーミリオン）ペイント3回以上塗布し、記章及文字は白色仕上げ、内部はズボイド2回塗の上白色塗とする。

- |       |   |
|-------|---|
| 6 その他 | 完成総重量は130疋以上とする。（但し渡し金、取付ボルト、根石を除く）<br>構造及材質上、鑄造、加工、着手前に当局の指示を受けること。<br>製造上必要と認めたときは現場指導をすることがある。<br>（表面積は1.7平方米） |
|-------|---|

昭和24年 郵政大臣官房資材部



図11 新規格ポスト写真（川口市東京鑄物株式会社工場製、1949. 9. 25）

前回の検討案と比較して、仕様書や図面、部品明細表から改良されたと思われるのは、差入口にホーロー引滑り板を設け、投函しやすさと汚損を防ぐ工夫をした点と、差入口庇の先端に細い溝を作り雨滴が正面から落ちないように工夫した点である。また、天頂部にネジ穴（通常は蓋で隠す）が設けられ、将来広告塔が取り付けられるようになっていた。

広告についてはかなりこだわりがあったようで、側面にも表示板が取り付けられている。

これは、郵政用広告取扱規則（省令24. 8. 24）及び細則（同日告示第132号）によりポストを広告媒体としたための措置と考えられる。

この図面は、同年10月3日に立案、同月12日に決裁され、13日に郵用第90号で全国の郵政局に通達された。

1597 2.15 ホスト部品明細表 用品調査課

部番	部品名	同	巻	材	積	貨	数	備	考
1	笠	金	1526	錫鉄	1			外面未色内面白色塗装	
2	筒	蓋	1527	軟鋼	1			未色塗装	
3	上	胴	1528	錫鉄	1			外面未色内面白色塗装	
4	表	示	1529	軟鋼	1			未色塗装	
5	抑	え	1530	黄銅板	2			ニッケルメッキ	
6	鏡	板	1531	錫鉄	1			外面未色内面白色塗装	
7	雨	除	1532	軟鋼	1			未色塗装	
8	筒	止	1533	黄銅板	1			白色塗装	
9	下	胴	1534	錫鉄	1			外面未色内面白色塗装	
10	取	出	1535	軟鋼	1				
11	扉	軸	1536	軟鋼	2				
12	軸	蓋	1537	軟鋼	1				
13	便	札	1538	黄銅板	1			白色塗装	
14	底	板	1539	樟板	1			厚色塗装	
15	渡	し	1540	溝型鋼	1			黒色塗装	
16	補	助	1590	軟鋼板	1			白色塗装	
17	滑	り	1591	軟鋼	1			白色ホロ引	
18	止	り	1641	黄銅板	2			未色塗装	
19	セ	ロ	1642	透明セルロイト板	1				
20	大	丸	φ4x20	軟鋼	1			上胴同定用	
21	丸	頭	φ6x30	軟鋼	4			(鏡取付用)	
22	丸	頭	φ6x18	軟鋼	5			雨除取付用	
23	丸	頭	φ6x15	軟鋼	10			表示棒取付用	
24	丸	頭	φ6x10	軟鋼	6			便札蓋裏金取付用	
25	丸	頭	φ6x7	軟鋼	11			筒止板取付用	
26	丸	頭	φ5x15	軟鋼	11			笠金取付用	
27	半	頭	φ5x5	軟鋼	2			鏡取付用	
28	丸	頭	φ2x9	軟鋼	2			扉軸取付用	
29	丸	頭	φ2x9	軟鋼	2			筒止板取付用	
30	取	付	ボルト	1597 1598 1599				未色塗装(原品)	

図12 新規格ポスト部品明細表  
(1949. 2. 15)

郵便差出柱箱の改善要領 (25. 2. 27) によると、昭和24年 (1949) 11月から配備用ポストの調製にかかり、同年12月から配備を開始、翌年2月末には3,800基の新規格ポストが設置されている。昭和25年 (1950) 2月15日に新規格ポストの全国調達数調査を行っているが、その結果は表1のとおりである。

### 13 郵便差出箱の規格・制式の改正

昭和24年度末から配備が開始された新規格ポストの仕様は、昭和26年 (1951) 1月18日の公達第7号によって正式に定められ、告示第160号 (26. 5. 12) によって告示された。この公達によって明治41年 (1908) 10月公達808号の旧様式は廃止された。

この新規格のポストの名称は「郵便差出柱箱」である。郵便ポストが型式でよばれるようになるのは、昭和35年 (1960) 4月11日の公達第24号でポストの種類別名称が定められてからである。この時の名称は郵便差出箱1号であった。

現在、一般的に使われている「1号丸型」という名称は、昭和45年 (1970) 11月26日公達64号による規格改正からで、理由は丸型に代わる角型が登場したからである。これを区別するために郵便差出箱1号丸型、郵便差出箱1号角型の名称が付けられたのである。

納入 交付	本省調達分			地方調達分				総計
	東京鑄物	三谷製作	計		東京鑄物	三谷製作	計	
東京	500	290	790	東京				790
長野	150		150	長野				150
名古屋		300	300	名古屋		200	200	500
金沢		120	120	金沢				120
大阪	730		730	大阪				730
広島	260			広島	200 (東京)		300	560
					100 (岡山)			
松山	120		120	松山				120
熊本		290	290	熊本	50	50	100	390
仙台	170		170	仙台	100	100	200	370
札幌	70		70	札幌				70
計	2,000	1,000	3,000	計	350 (東京) 100 (岡山)	350	800	3,800

表1 昭和24年度郵便差出箱（新規格）の全国調達数調査（1950. 2. 15）

## 14 現存するレターポスト

新規格ポスト開発時に製作されたと思われるレターポストは、現在、香川県善通寺市、長野県塩尻市、千葉県白井市に現存している。これらのレターポストの形式は、最初期の試作ポストではなく、昭和23年（1948）10月立案の図面に近いが、鏡板に〒マーク紋様がない。この時期に提出された改善意見をもとに、第二段階の試作ポストが製作されたものと考えられる。



図13 ポストに表示された製造会社名協和産業株式会社（名古屋）



図14 レターポストの修復を行う若林氏

写真提供 若林正浩氏（図13～図16）

若林氏は日本全国の丸型ポストの調査・修復をボランティアで手掛けられている。

## 15 おわりに

このポストが開発された時代は、現在ではとても想像がつかないような社会状況であったのだろう。ここでは詳しい説明を省くが、昭和20年代初期の事象を記録した書籍は、酸性が強い材質の悪い紙に印刷されているため、現在では触るだけでポロポロと砕けていきそうな状態で残されている。

その当時の書籍のひとつ、昭和24年（1949）逓信省資材局発行の『逓信資材の知識』は、逓信省全般のさまざまな資材に関する研究書であるが、その中に次のような記述がある。

「当時は平和の鐘が鳴り民主主義を相言葉に旧思想の脱却に社会は怒涛逆巻く混乱其の極に達し、将来否明日の事もわからないような社会不安を醸し出している状態であって、各都市には露店に闇市の氾濫を見、加えて西日本を襲った台風主食は天井知らずに値上りを見せ、終



図15 千葉県白井市白井そ  
ろばん博物館前レ  
ターポスト



図16 長野県塩尻市贄川郵  
便局前レターポスト

戦後の世相を反映してか道義は全く地に堕ち強盗頻りに出没する状態であり食料の不安は漸次表面化し、餓死する者東京、横浜、名古屋、京都、神戸、福岡等に激増する有様であった」このような中、「朝に粥をすすり昼に芋を食べ、そして毎食のように代用食で間に合わせ超満員の電車で汽車にもまれて命がけで通勤し、加えて社会状態はひっ迫を告げる真っ只中に、我々は準備万端なって、一瞬も油断のならぬ事務の取扱いを開始し、小船は大海に出た」<sup>(11)</sup>

これは「通信資材調査部の足跡」と題された論文の一節であるが、占領下における物資欠乏状態の中、命がけで物資を確保し通信の戦後復興を果たすという決意と使命感にあふれている。

戦時中の代用ポストに代わる新規格ポストは、このような社会情勢の中で開発され、配備されていったのである。現在でも第一線で活躍しているものが数多くあり、その役目を果たしながら地域住民に親しまれている。

最後に、貴重なレターポストの写真をご提供いただいた若林正浩氏に深く感謝申し上げます。

(いのうえ たくろう 郵政博物館主席資料研究員)

11 通信省資材局編集『通信資材の知識』(23. 3. 20) 431-433頁

## トピックス

### 全国街道資料ネットワークの発足

井上 卓朗

徳川幕府から受け継ぐ五街道分間延絵図、宿村大概帳等、交通（街道）資料を多数所蔵する郵政博物館と街道まちづくりの全国組織NPO全国街道交流会議が協力して、街道に関する資料を有する資料館、博物館が連携し資料の掘りおこしや活用を目指す「全国街道資料ネットワーク」が平成25年12月5日に発足した。

今後、街道、往来関係資料の情報共有のためのデータベース化や資料データの情報共有等を行い、各館特別展の催事への参加・協力、研究交流会の開催、講演会・セミナー等の企画、実施を検討していく。

平成26年度は、最初の活動として、「にっぽん歴史街道」を共通タイトルとした街道展を下記のとおり開催した。

#### にっぽん歴史街道展

- 後 援 NPO法人全国街道交流会議 街道交流首長会
- 参加館 埼玉県立歴史と民俗の博物館  
郵政博物館  
物流博物館  
草津市立草津宿街道交流館  
埼玉県立浦和図書館  
埼玉県立文書館

#### 各館のにっぽん歴史街道特別展

- ・埼玉県立歴史と民俗の博物館  
「江戸の街道（みち）～絵図でたどる宿場と関所」
- ・郵政博物館  
「文明開化の街道展」
- ・物流博物館  
「街道の旅と輸送～江戸から明治へ～」
- ・草津市立草津宿街道交流館  
「近江の街道を描いた浮世絵」、「飛脚から郵便へ」
- ・埼玉県立浦和図書館  
「資料でたどる埼玉の道」
- ・埼玉県立文書館  
「新公開 諸井（三）家文書－近代へと続く道－」

※上記関連展の一部については、P91～95、P110～P149、P153～P155に記載

（いのうえたくろう 郵政博物館主席資料研究員）

展覧会感想

## 東海道草津宿山内家文書前島密書簡と 「飛脚から郵便へ」展

八 杉 淳

### 1 東海道草津宿と山内家文書

東海道草津宿は江戸から52番目の宿場で、宿内中央部において中山道を分岐する。その宿勢は天保14年（1843）の『東海道宿村大概帳』によれば、家数586軒、人数2,351人、本陣2軒、脇本陣2軒、旅籠屋72軒を数えた。また、人馬の継立を担う問屋場は1か所設けられていた。その問屋場において、宿の運営を掌る宿役人として問屋役・年寄など24人がおり、8人ずつ交代で問屋場に詰めていた（東京大学法学部法制史資料室所蔵「草津宿庄屋駒井家文書」）。その宿役人を勤めた1軒が山内家である。

山内家は、草津宿内の問屋役の由緒を書き上げた「由緒書」によると（草津宿街道交流館蔵）、宝暦元年（1751）に初代孫右衛門の名がみえ、二代目孫右衛門が天明8年（1788）に、三代目が文政元年（1818）から同5年まで、五代目が安政3年（1856）から、それぞれ問屋役に付いている。さらに、二代目孫右衛門は、寛政3年（1791）からは地下方年寄役、翌年に宿方庄屋役も勤め、近隣村の仕法に尽力した功によって膳所藩の郷代官並となり、草津宿近郷の4か村の支配を任されている。四代目も同様に郷代官に任ぜられ、13代徳川家定に嫁いだ有君の下向に際して人馬継立方を任せられ、鳥目500文を下されている。これらの由緒によると、二代目山内孫右衛門のころから、草津宿の運営にかかわるとともに、膳所藩領の近隣の村支配にかかわるまでになっていた。その後も幕末に至るまで草津宿運営を担う要職を勤めている。

明治になると、明治4年（1871）に導入された郵便制度のもと、江戸時代の宿駅を引き継ぐ草津駅での郵便御用を請け負ったのが山内球五郎であった。そして球五郎の兄にあたる駅逓権助・山内頼富は、郵便創業者である前島密のもと、関西で活躍し、前島密に請われて東上したともいわれている。山内頼富は、天保5年（1834）に生まれ、草津駅問屋取締役などを歴任。明治元年（1868）6月に駅逓司筆生となり、7月には京都伝馬所掛になっている。そして、同9年に駅逓権判事、11月に判事へと累進。明治3年ころから山内頼富は前島とともに郵便創業に労苦を共にしていく。その後も近代郵便制度の実施にあたり西日本で中心的役割を果たした。しかし、駅逓寮大阪出張所での度重なる不祥事によって、明治8年（1875）6月、郵便取締役であった山内頼富は管理者としての責任を問われ辞職を余儀なくされたが、明治12年（1879）12月には再び駅逓にかかわる職に復職。明治17年（1884）に退官。翌明治18年7月30日、52歳の若さでこの世を去った。

草津での郵便業務の淵源は、明治4年（1871）の前島密による近代郵便制度の導入に始まり、東海道筋にあった草津では、明治4年3月1日に郵便取扱所が設けられ、宿場の問屋場が名を変えた伝馬所において事務がおこなわれた。このとき、草津の郵便御用を請け負ったのが山内頼富の兄・山内球五郎である。伝馬所に置かれた郵便取扱所は、宿駅時代の問屋場から、明治6年（1873）山内氏の自宅に移したが、事務が増えて狭隘になってきたため、明治32年7月に

栗太郡草津村の六五四番屋敷を買い取り10月9日から改築に着手、翌33年1月27日に完成、28日に移転。2月4日に移転式を執り行い、業務を開始した（「郵便電信局改築費明細書」）。

さらに郵便制度とともに、草津で電信が開設されたのは明治26年（1930）、電話が明治43年のことである。「電話開設ニ付局舎改築費」によれば、先の明治33年に新たに移転改築した郵便局に、電話業務を併設するため、明治42年10月27日から局舎改修に着手し、43年3月中に改修を終えた。その改修費が409円余りであったと記されている。ちなみに、『草津百年のあゆみ』（昭和45年刊）によれば、開設当初の電話加入者数は22戸であったとされている。

この山内家に伝わる史料調査の過程で、差出に「前島密」名のある書状を数点確認できた。山内家文書全体としては膨大な資料点数であるが、その大半は近代以降の文書が占め、内容は a 草津宿関係文書、b 地方関係文書、c 郵便関係資料、d 典籍類、e 書簡等に大別でき、その点数は11,500点を数えた。

このほか、郵便関係資料では、明治10年代の郵便事業にかかわる辞令関係ほか、明治30年（1897）の「局長達并願伺届指令出編冊」や、同じく明治30年代の「監督局長達并願伺指令書編冊」ほかなどの通達類の簿冊、明治42年（1909）の「電話開設に付局舎開設費」、明治43年（1910）の「滋賀県草津郵便局敷地図」などの郵便局舎にかかわるものなどがある。さらに、郵便関係では各種取扱帳簿類も多く残されており、帳簿類は拾い上げれば暇がないが、明治後半期から昭和にかけてのものが数多く残り、詳細に分析することで草津における郵便のありようをうかがうことができる貴重な史料であることはいままでもない。

## ② 前島密書簡公開と草津宿街道交流館2014年秋季テーマ展

このほど確認された前島密関係資料は、明治4年（1871）から明治13年までのもので、草津郵便局宛の公的な通達などを含め、山内頼富個人へ宛てた年賀状など20点である。2013年7月に「日本近代郵便の父・前島密の明治政府の内情を書き綴った年賀状を発見！」のタイトルで報道発表を行った。報道発表に先立って、元国立歴史民俗博物館の山本光正先生からご紹介をいただいた通信総合博物館・井上卓朗郵便資料部担当部長兼主席資料研究員に相談。「郵便史研究会」においても史料内容等を検討してもらった。纏まったかたちで、明治初期の書状が確認されたことは歴史的に意味のあるもので、報道発表では関西のテレビ番組でも大きく紹介された。今回の史料の発見については、井上卓朗主席資料研究員から、

- 1) 宿駅改革と郵便創業に深くかかわった、当時のブレン同士のやり取りで、明治初期の実態を知り得る貴重な資料であると思われる。
- 2) 前島密の書簡を丹念に検討することにより、前島密と山内頼富の親交の深さだけでなく、当時（維新时期）の政情に関する詳細な情報もうかがい知ることができる。
- 3) 本資料の研究を進めることによって、前島密、山内頼富個人に関する研究に留まらず、維新时期の政治史研究進展の手がかりとなるかもしれない。

という評価をうけ、報道発表後に草津宿街道交流館において速報展示を行った。

その後、郵便史研究会の指導などを受けながら書状の分析を進め、これを機に草津宿街道交流館では手が付けられていなかった飛脚・郵便に焦点をあて、2014年秋にテーマ展の開催に向け準備を始めた。時折しも井上卓朗氏や埼玉県立歴史と民俗博物館の杉山正司副館長、物流博物館の玉井幹司学芸員などから「街道資料ネットワーク」の連携企画の働きかけもあり、郵便関係の史料については郵政博物館の全面的な協力もあって、2014年9月20日から同年11月3日まで草津宿街道交流館秋季テーマ展「飛脚から郵便へ」が開催できたのである。【写真：テ

【マ展チラシ】

飛脚については、草津宿本陣が雲州松江藩の七里飛脚取次所になっていたこともあり、関連文書や印鑑などとともに、郵政博物館から協力いただいた飛脚の道具類も展示。また、郵便関係では、ほとんどを郵政博物館所蔵の制度創設期関係史料を展示。大きく2つのテーマで、近世における書状伝達と近代の郵便制度創設期のすがたを紹介した。

あわせて、前島密とともに近代郵便制度創設に関わった山内頼富についても取り上げ、山内頼富の駒廻寮出仕後の辞令書とともに、前島密からの書簡類によって2人の親交などについても紹介した。前島密と山内頼富の交流をうかがう書状については、「明治六年山内頼富あて前島密年賀状」がある。冒頭には、「新暦の吉慶御同禧の事ニ御坐候」と年始の祝詞を述べて

いる。そして、「愈御丹精坂西の事案御担当の程祈り上げ候」といった文面からは、山内頼富が西日本の郵便事務を担っていたことがうかがえる。興味深いのは、その追記部分であり、昨年暮れに「本省」＝駒廻寮に大風波が起き、井上馨や渋沢栄一が辞表を提出。省に長官が不在の状況となって、のちに物議を醸すこととなった井上・渋沢二人の財政改革意見を認め、数名とともに稟議に東奔西走したこと。そして、この騒動も大隈重信の帰京によって粗方は終結するであろうこと。また、政府は種々変革の時期にあるものの、自分としては「郵便屋の職業を固ク守リ」駈々と進めるのみであると綴っている。井上、渋沢の二人の免官は明治6年5月14日となっているが（岩波書店『近代日本総合年表 第二版』1984）、この年賀状では、すでに明治5年暮には辞表を提出していたとされ、おそらく秋田県の尾去沢鉱山事件や予算編成をめぐる騒動によって、辞意を固めていたことがうかがえるのである。【写真：明治6年年賀状】

こうした明治政府の内情とともに、前島が自ら「郵便屋」の決意を認めている。これは、山内とともに労苦をともに創設し、明治4年に全国に実施された郵便制度を確固たるものにして、自らの職務を貫徹する決意を山内頼富に伝えているのである。さらに「書外、猶追々報告申し



秋季テーマ展チラシ

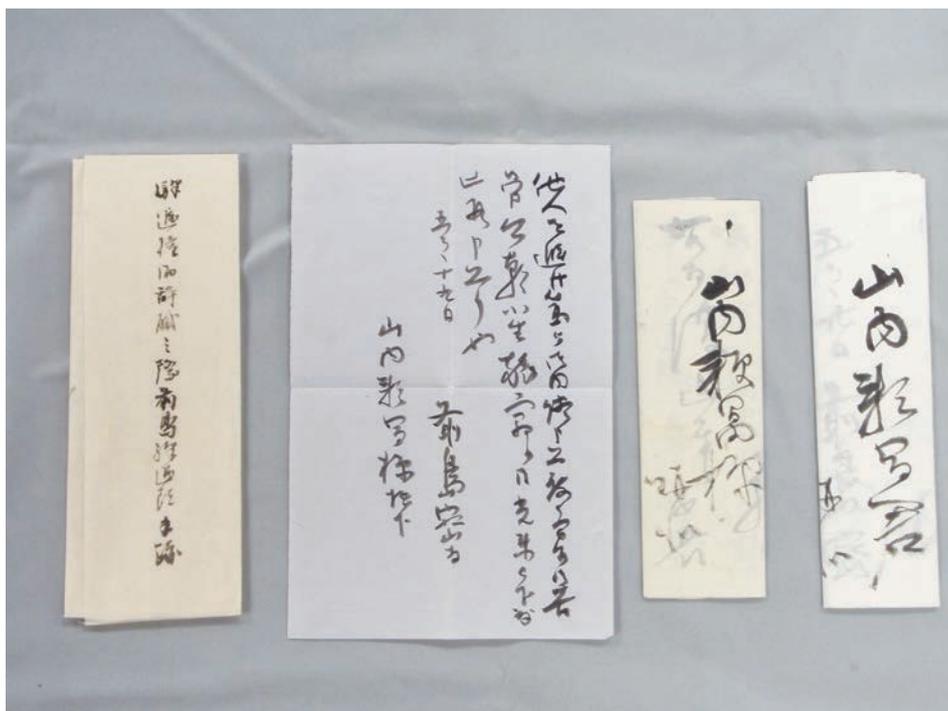


明治6年年賀状

上げる可く候」と結んで、今後も情勢を引き続き報告すると言っていることなどからも、前島は山内に対して信頼を寄せ、二人の親交の深さをうかがい知れる資料の一つであるといえよう。

次に、「駅逡権助辞職之際前島駅逡頭手跡」と表書のある包紙で一括された3通で、明治5年（1872）4月に駅逡寮大阪出張所の郵便取締役に就いた山内頼富であるが、官員録によれば駅逡寮七等出仕で、駅逡寮においては前島駅逡頭に次ぐ二番目の地位にあったとされ、さらに明治7年には山内頼富は駅逡寮権助に昇格している。しかし、明治8年（1875）後半の官員録には山内頼富は見えない。このころ、大阪出張所における椿事が露見し、大阪出張所の最高責任者であった山内頼富は辞職を余儀なくされている。椿事の内容については、澤まもる「駅逡寮大阪出張所で何が起きたのか」（『郵便史研究』第20号 郵便史研究会2005所収）をはじめ、郵便史研究者によって紹介されている。どうもこのころ、郵便物の不配や為替手形の抜き取りなどが頻発していたようで、この実態を調査するため明治8年5月14日に前島は大阪へ出張してきている。その5日後の5月19日に、山内頼富は辞表を提出しており、前島はその日に「他人を避け、篤と御内談申し上げ度候間、御苦勞乍ら今朝、小生旅寓え御光来下され度く、此段申し上げ候也」と書簡を送っている。翌20日には、「昨日は御辞表御差し出しにて御情緒如何あらんと深く恐察仕り候」と辞職を気遣い、「再度の時ヲ深カニ御待ち成られ候様、一二祈り奉り候」と再起を願う文面を綴っている。また、5月30日には、在阪中に観劇のお供をしたいが、何分多忙で今日、明日には神戸出帆の汽船で東京へ戻らねばならず、その暇がないことを詫びている。【写真：駅逡権助辞職之際前島駅逡頭手跡】

次に、明治9年（1876）と思われる年賀状であるが、山内頼富がたびたび懇書を送っていたにもかかわらず、「多事多忙にて心外の無音」を詫び、「御来書中の文意ニ就て、貴意の所在ヲ憶想仕り候得ば、自然好機あらハ御再勤成され度く思召ニも有る可く御座哉と存じ奉り候」と記している。前島は、山内頼富の書き送った書簡から山内の心の内を慮り、再勤を強く願っていることがうかがえる。今回発見された資料のなかには、この年賀状を最後に、前島と山内の私的な交流をうかがうものは確認されていない。



駅逡辞職手跡

明治9年の年賀状以降の資料としては、山内頼富が郵便業務にふたたびかわりをもつこととなる明治12年(1879)と翌13年に出された駅通局長内務少輔前島密名で、明治12年は「規画課事務取扱」を、翌13年には「規画課郵便線路改正掛」を命じた辞令書があるのみである。明治8年の辞職後から明治12年に復帰を果たすまでの間、山内頼富の動向については、詳細に検討する余地がある。

ほかにも前島が岐阜県令参事からの書簡に対する返書の文章が「甚だ不文章にて長々しき冗言も多く、是でハ迎もいかぬと存じ候」と記したのものや、明治7年(1874)明治政府に反対する佐賀士族が蜂起した佐賀の乱の最中、「其出張所の士官一体に失胆錯乱ヲ生じ」ているとはいえ、「郵便切手は消印もこれ無く、又書留郵便にて青緑の掛ヶ糸もこれ無く、又日附検印もこれ無く、右等は何様の次第二これ有り候や」と不備を指摘し、「逡送の不都合これ無き様着実処分致し候社肝要の理」として、この非常時にこそ逡送の不都合がないように対処することが肝要であると気骨を記し、山内にも「憚り乍ら貴兄ニも篤と御用心」されたいと書き送ったものである。

また、大風のため舟に乗れず、自分が麻疹にかかって馬車にも乗せてもらえなかったため、駕籠で帰ったというような些細なことから、当時の政治情勢にかかわることなどまで多岐にわたる記述がみられ、これらを管見するだけでも二人の親交の深さがうかがえるとともに、当時の政治情勢の一端をうかがううえで貴重な資料であるといえる。

### 3 まとめ

草津出身の山内家文書から発見された前島密書簡によって、2人の親交とともに前島がその制度創設において山内頼富の手腕に大きく期待を寄せていたことなどが読み取れる。また、この書簡が確認されたことで、幕末から維新期の変革期にあつて、飛脚制度や近代郵便制度について目を向ける機会となったことは、草津市にとっても大きな成果であることはいままでもない。

これらの前島密の書簡を含む「山内家文書」のさらなる解明を進め、近世の草津宿や幕末維新期の宿駅改革や郵便制度創設、さらには近代以降の草津の郵便制度の実態についても明らかにする必要がある。

(やすぎ じゅん 草津市立草津宿街道交流館 館長)

ざこや弥右衛門様  
岡田安兵衛様

坂口茂右衛門様

(松本内)

前田権七様

一文屋清介様

山路兵蔵様

一文しや清兵衛様

あこや喜兵へ様

村上源右衛門様

伊丹や吉右衛門様

かしま伝七様

林善三郎様

小沢文右衛門様

真宜次兵衛様

十文字や平吉様

津国屋新兵衛様

松本次助様

ノ廿九人

(原文書では右の2段の文字列  
の下に左の2段の文字列が配置)

手前廻状文言

口上

俄之儀御座候得共、来十三日堺町高砂や伊兵衛方御酒進上仕度奉存候、乍御苦勞御出被下候ハ、忝可奉存候、若御用程も不奉存候へ共、何とぞ不残御揃被下候様奉願候、以上  
嶋屋左右衛門  
手板組中  
右御人数方角順ニ相廻候様廻状認候

右廻状十一月八日廻し度候趣小沢様へ申候処、今日売(買)附ケ日故、明日相廻可申様被仰候  
十一月十二日又々別紙銘々遣ス

口上

明日弥無日違乍御苦勞御出可被下候、尤御同心御座候ハ、御誘引被成可被下候、杉原四ツ切ニ致、銘々名当致為持遣ス

戌十月廿九日より卯兵衛便より道中用多候故、金手板、切手板ニ致、即只今用來手板也、同十一月二日利兵衛より荷手板共切手板被成、同多兵衛便より本とちニ致用候  
居合 宗左衛門

善右衛門

一 戌十一月晦日晚、西宮講中御寄合(坂本町いせ屋太兵衛方にて御寄合)と右に横書きあり)在之候而呼来候、西宮連中左之通連判ニ而当地連名左之通之御方へ廻状来候ハ、其元山た屋八左衛門義、名染も無之、其上是迄不相渡候付、無心許候由、依之当方にて江戸屋源右衛門組中より八左衛門請合之証文取置候間、自今用向多少共相渡候様ニと申来候ニ付、已後も□(各カ)其段可相心得旨被仰渡候、併年内余日無之事、明春よりハ右之通ニ可仕候間、一通申渡候との事、則返状ニも相心得候段申遣候、上方金主之事ニ候へハ無是非候と被仰候、右之儀付、廿九日・卅日兩日ニ住吉講□町々酒問屋行司方へ頼置候、其趣意□、上方より相替候義申来候ハ、宜御返事奉願与申事申廻り候

十二月六日

一 京橋馬屋江金拾両かし申候、即手札箱ニ有、出番毎に式百文ツ、引遣可申答ニ候

十二月十一日

一 町内太々講帳三册入箱者懸金五拾両壹分ト、せに(錢)式百九拾四文請取、尤内田宗兵衛殿より引渡書付有之  
一 亥閏四月九日、七軒早走り之者、越前屋八右衛門(八兵衛カ)内権六と申者、追落ニ荷物とられ

嶋長門守様御願申上候処、追落相知候ニ付、六月十二日ニ越前屋八兵衛御召ニ而、八兵衛・権六共ニ御赦免、八兵衛義ハ外之商売ハ無御構、七軒早飛脚相勤申義御差留メ有之、十三日朝六ツ時手前御召にて被仰付候ハ、其方儀ハ時之行司故、か、り合候相知候上ハ、外飛脚屋共と同事事と被仰付候、山城屋義ハ格別之義、詮義之事有之故御免なく候

(「えきていしりょう」をよむかい)

之候よし  
八月十一日二住吉講中様より御状来候、左之通

以手紙申上候、先以各様弥御堅勝ニ可被成御座と珍重ニ奉存候、我々共無異儀罷在候

一 当年者折々大雨ニ而道中筋川支有之、御互ニ気毒千万ニ奉存候、然者近年下り書状延着致、彼是間違多不勝手ニ御座候所、別而今年ハ遅滞致し及難儀候事多ク御座候間、此段御考弁被成、此後延引不仕候様ニ御働可被下候、右可得御意如此ニ御座候、已上

八月十一日

嶋屋佐右衛門様

手板組中 様

住吉講中

右之通申来候ニ付、十二日ニ大坂へ申遣候、書状着次第先状御立被成候へと申遣候

一 茶店参会例年八月九日在之候所、此度之高水ニて同十八日浅草藤やニて在之候

一 紙店参会之上御相談在之、是迄之通り諸事三割引下ケ候様ニといつみや・手前方へ書付廻り申候、依之行司村田善左衛門様・小津次郎左衛門様、右之賃ニて不勝手ニて御座候故、何分被下候様御願申上候所、是計ニて寄合も付不被申候との御事、依之左之通りに願書差出し申候

乍憚口上書を以御願申上候

一 此度為御登飛脚賃銀之儀、銭高直ニ相成候付、引下ケ候様□被仰付奉畏、早速御請可申上筈ニ御座候得共、当春より者近年無之道中筋川々満水数多御座候付、思召之外諸懸り多御座候而難儀仕候付、度々御願申上候処、是迄之賃銀二三割引下ケ候様被為仰候、左様御座候而者、殊外下直成直段相成迷惑至極仕候付、思召をも不見かへり、又候以書付御願申上候、何分宜御了簡被成下、左之通直段被仰付被下候候ハ、忝奉存候、已上

金百両 上方 十一匁五分  
銀一メ匁 七匁五分  
右之通被仰付被下候様奉願上候

寛保戌九月

紙店御行司様

いつミ屋甚兵衛  
しま屋左右衛門

右兩人より九月晦日願ニ参候、

いつミやよりハ与兵衛  
手前より庄右衛門

戌十一月四日より江戸附出し馬駄賃式百五拾文ニ成

戌十一月十三日二堺町高砂屋伊兵衛方ニ而住吉講中へ御酒(差)上度願ニ而呉服町行司小沢文右衛門様御跡行事中(河)仁兵衛様・布や様御世話ニ而、十一月八日廻状認、小沢様へ紀(紀伊国屋)九(「郎」欠カ)兵衛御目ニ懸申候、尤小沢様より両町行司名ニ而添廻状被遣候、先添状之文言

一 来十三日嶋屋佐右衛門殿より住吉講中へ御酒進上被成度候由行司方より宜敷御披露仕呉候様再三御願御座候間、各々様御揃早朝より御出被成被遣可被下候

十一月八日

各様

呉ふく町行司  
せと物町行司

尚々嶋やより御廻状、若書落候ハ、御書加へ可被成候、尤行司判

御おし被成候

住吉講御人数

茜屋宇兵衛様 ざこや市右衛門様  
中河仁兵衛様 かも屋源介様  
前河茂右衛門様 西宮十次郎様  
差塔善右衛門様 ○豊嶋屋宗八様  
神戸伊兵衛様 満願寺屋平右衛門様  
竹屋太右衛門様 千足長十郎様

福嶋太賃之覚

- 一 金三兩貳分貳朱、是ハ近江飛脚持金渡方  
是二三拾七匁五分増
- 一 メ貳百五拾五匁、内百九十匁江戸より京都迄也  
残而六拾五匁ハ福嶋より江戸迄太ちん、此錢四メ貳百文、此内貳太以  
上ハ、三メ六百文宛飛脚渡、残り六百文宛会所徳用、されとも糸荷計  
ハ仕立不申、綿荷壹貳駄も相立可申事
- 一 右ハ上店五間之衆、先年より上店之分少々下直ニ御座候由  
右之通り源六方より申来候

覚

- 一 糸買旅人衆直段金三兩貳分貳朱、近江飛脚  
右に三分まし
- 一 此内百九拾五匁京都迄太ちん  
メ六拾七匁五分福嶋より江戸迄太ちん  
此錢四貫三百六十文
- 一 右之内、飛脚渡方右に同、尤太数御座候節ハ、少々引遣可申義も可有  
御座候、或ハ百文ツ、之引哉
- 一 江戸荷物壹駄ニ付八拾五匁ニ相極メ申候
- 一 右之通り源六方より申来候
- 一 塚本屋吉兵へ殿出らうそく壹櫃、七月廿四日ニ入
- 一 七月廿三日ニ酒店町々行司衆へ廿四日ニ参会御座候ニ付万端頼ニ参候
- 一 七月廿二日、山八方より兩人御願ニ上り申候由
- 一 廿三日ニ裏の茂兵衛方より嫁取候ニ付肴越候
- 一 右之肴秋田新助殿へ見舞ニ遣候
- 一 廿四日、本多兵庫頭様御発駕被遊候ニ付、川(河内屋)喜右衛門御見  
送りニ品川迄参候所、御料理・御酒被下、其上金子貳百疋御目録被下  
置頂戴之仕、罷歸り翌日御礼ニ参上仕候
- 一 福嶋荷五太飛脚ニ渡シ切ニて、七月廿六日昼立差登候

- 一 七月廿八日ニ、十七屋荷物紛失之願ニ 水野下野守様へ罷出、藤沢・  
戸塚・川崎加庄村对支有之、宗助見舞ニ参候
- 一 御奉行様被仰候ハ、此度之義飛脚之者尤ニ存、吟味致スニハ不有、自  
今道中ニ左候者有之候而ハ、諸人之難義ニ罷成候趣、吟味ハ急度致ス  
と被仰候由
- 一 紙店衆中八月朔日ニ御参会被成候而、直段引下ケ候様ニ被仰、泉屋甚  
兵衛と兩人参候、相談出来不申、翌二日ニ御行司より手紙参候、賃銀  
是迄之直段二三割下ケ相談相極メ申候、自今右之通ニ払可申と申来候、  
依之七日ニ泉屋と兩人願ニ参候、何分三割下ケニ而難義ニ御座候、御  
直し被下候様願申候、御支配人中御留主ニて御座候由可申間と御座候  
七月朔日未刻より大雨風ニ而、町々通路も難成、翌二日より本庄(所)・  
下谷・深川辺水入候所、二日未刻より天気罷成候、永代はし杭七本流  
申候、往来不罷成候、新大はし杭三本流、往来留り申候、是ハ五日夕  
御普請被仰付候而六日より往来致候
- 一 四日夕諸方堤切込増水仕、本庄辺家居不残屋根計相見、惣してせん手  
(千住)・にん宿(新宿)・かすかへ(春日部) 辺屋根計相見申候、諸  
方死去人何千人と云事不知
- 一 御公儀より御助舟数百艘出、皆々是ニ取乗り、江戸へ上り罷在候
- 一 戸田川・深谷・熊谷之方右(同)断、高水之程難尽筆紙候
- 一 龜井戸之天神様、屋根の置瓦計見申候、後人はニ而可察者也
- 一 下谷辺屋敷之内、皆々床より上四五尺も上り申候
- 一 七月七日ニ本庄・深川・下谷得意衆へ水見舞遣申候、進物帳ニ相記置  
申候
- 一 江戸より町人衆皆々食(飯)かい銭杯施行致候
- 一 酒井修理様御屋敷より毎日食御出被遊候而、水入の人々ニ御施被成候
- 一 七月八日、七軒会所寄合御座候而、道中次所替之相談有之
- 一 北村手代衆より中間手紙来候由、尾州宮、小嶋・貝谷出入も相濟申候、  
次所之義、二六九ハ小嶋へ、一四八ハ貝谷と申事ニ候
- 一 堺川岸・にん宿之辺高水江戸ニ同
- 一 中川御番所ニ而流死人御ひろい上被成候所、八日之日、七百五十人有

飛脚延着御断申上度如斯御座候、以上

横田川 十三日午刻より 大井川 十三日申刻より

十四日未刻迄 十六日辰刻迄

但し十七日夕夜越無御座候由

安部川 十六日之夜越無御座候

右いつれも一切越無御座候、飛脚着次第早速御届可申上候、先御断申上候

六月十九日

中橋 こふく町 坂本町 かやは町 北新川

南新堀 南新川 いせ町 瀬戸物町 伝馬町

堀留

六月廿六日

一 嶋屋五郎兵へ殿所持金残りさし引、メ金五両ト錢八文今夕差登せ候

同

一 京新太郎所持金差引メ銀三匁五分と錢百廿壹文、今夕差登せ候

右いつれも書付両所共委細ニ遣候

一 嶋屋五郎兵へ殿持銀差残十八匁八分四り、六月廿六日ニ差登候

一 戌六月廿五日ニ三州酒御支配人中より手紙来候写

以手紙申上候、時分柄暑気甚ニ御座候得共、弥御堅固ニ可被成与珍重奉存候

一 為登金銀太(駄)賃之義、我々共下着之砌、早速可得御意之所、彼是延引ニ罷成候、依之打寄相談仕候所、当年より金百兩ニ付賃銀八匁ツ、相相申度候間、其通り被成可被下候、右御得意度如此ニ御座候、以上

六月廿五日

三州支配人中  
嶋屋佐右衛門様

人々御中

一 六月廿九日、延命院様へ家内安全之御祈禱奉頼候、代金壹歩差上申候

同日、千代倉金兵衛様へ鯛式枚六百文ニ而買調遣申候

同日、上嶋庫太郎様へ鯛式枚六百文ニ而買調遣申候

一 嶋屋五郎兵へ殿持金改申候節、金壹両白紙ニ包五月六日勘定之余りと申札付有之、右金子も可登伊兵へ殿へ渡ス、か(加賀屋)宗左衛門・か(加賀屋)五郎右衛門・嶋(屋)新右衛門立合

一 本多兵庫守(頭)様へ七月三日之内喜右衛門、佐右衛門ニ相成り参上仕候

一 福嶋走り荷物六月廿一日出、道中川支ニて七月二日到着、六月廿六

一 日宗兵衛同日一所ニ着仕候、右式立とも二日昼立ニ三太乗りニて、宇兵衛ニ持七差登申候

一 二日番ニ弥兵衛丸四太ニて差登申候、尤道中多ク御座候而、乗り代壹兩式分差登候

一 五月廿一日出天満屋便り、阿部川六月廿六日より七月朔日迄川越無御座候ニ付、七月四日ニ着仕候

一 福嶋走り糸荷物飛脚勘四郎、六月廿二日出持上り、道中雨天ニ而、七月二日ニ着仕、同月廿六日出清六、同日ニ一所ニ着、則京都へ飛脚仕

一 立差登申候、九日夕ニ京着、然所勘四郎義、道中糸壹箇打込候樽承候と而、着之砌吟味致候へハ、別糸無之候と清六・勘四郎共申候ニ付、

一 其通ニ而登七候所、京都より七月十日夕出ニ申来候ハ、ひの屋五郎兵衛殿行壹箇殊之外ぬれ申候、別而封印すれもめ六ヶ敷被申候、福嶋へ

一 吟味遣候様ニ被申候由、新屋殿行壹箇も少々ぬれ申候、是ハ段々詫致候而相届申候由、右日の屋と新屋ト壹箇宛之内、糸七把入違申候由、

一 是ハ右樽之通ニ勘四郎道中ニ而封印切、糸荷ぬれヲほし、取急候而、七把ツ、入違候由ニ被存候、右之通福嶋へ急度申遣候

一 七月十四日ニ配り茂兵衛ニ高嶋新七郎殿ニ而被仰候ハ、七月より書状ハ山八方へ遣し申候、左様ニ御心得被下候与被仰候由、段々江源方より頼申、殊ニ荷主方申来候て無扱義ニ付書状ヲ遣候、金子ハ御手前へ

一 頼可申様御申被成候由

一 五日印ニて遣候へハ四日市迄三十式三時ニ参候、六日印六十四匁式分、まし金三分宛ニ候

之通ニ致候様ニと被仰候間、先一ヶ月、二ヶ月相勤候而、是非〳〵合兼候ハ、重而願候様ニと御座候付請申候

上方金百兩ニ付

拾壹匁

只今兩替相場  
四〳百四拾文位

中国金百兩ニ付

九匁五分

上方銀壹匁匁付

七匁

此通賃銀当十二日より

同荷物壹匁匁付

六匁

御払被成候筈也、九日迄ハ  
前之通也

右之通ニ御勤可被成候

五月廿七日

酒問屋中

如此成書付来候

一 廿八日、酒店中不殘廻し候

当廿日夜九ツ時、摂州青木村

山形忠左衛門様向式軒やけ申候付為御知  
申候、以上

如此書付遣候

一 六月朔日、文右衛門病死被致候、寺ハ浅草

一 同八日ニ酒店中、町々江書付遣候写

酒匂川先月廿七日より越無御座、漸昨日より歩行越御座候、上方筋之儀ハ慥成事相知不申候、此度川間・馬支可有御座候、御用向延着仕候付御断申上候、以上

六月八日

嶋屋左右衛門

手板組中

猶乍憚御町内順々御廻し可被下候

右之通

中橋 呉服町

坂本町 かやは町

南新川

北新川 新堀

伊勢町 瀬戸物町

本船町

大伝馬町

ほりとめ

売場式軒別紙

塗屋 林善三郎 坂口茂右衛門 小網町辺銘々江  
神戸

一 九日ニ触状出候、尾州笠寺辺一里四方天白川堤西切入水仕候、当月二日洪水也

一 六月十一日ニ上州屋伝右衛門殿へ金五拾兩取替、則預り手形取置候、式百兩借用之願候へ共、一切埒明不申挨拶申候へ共、源六挨拶分ニて五十兩取替遣候

一 同十日夕、住吉講行司一文字屋喜右衛門殿へ十三日参会见廻之頼申出候

一 十三日、住吉講江御見廻仕候而上首尾、行司方 村上 松本 鹿嶋 一文字屋 伊丹屋 山路 一文字屋 岡田安兵へ あこ屋 〳九人

一 及暮罷帰候

一 嶋屋五郎兵へ殿義、十二日出ニ罷立被申候所、高繩ニ而急死被致候而、品川宿迄持込、山城屋飛脚市右衛門世話いたし被申候由、替り飛脚ニハ、与次兵衛差上せ候

一 十五日、酒店触、大井川先月廿六日より当九日迄川越無之候、其外駿州駅路馬支ニて延着仕候、御断申上度如此御座候と申書付

一 中橋 こふく町 坂本町 かやは町 北新川

一 南新川 新堀 せいせ町 瀬戸物町

一 右之通一枚ツ、順々御廻奉頼上候

一 十八日、善永寺礼物等、五郎兵衛分仕廻候

一 同日、五月廿五日・廿八日一所ニ金谷より次兵衛持込、昨夜入今朝届、又六月二日利兵衛、五日出庄五郎兩人も今朝入相届候

一 今般飛脚延着之義ニ付、御吟味被成被下候段尤至極儀(「仕」と右に横書きあり)候、併世間一同ニ飛脚上下共及延引迷惑奉存候、又候跡

嶋屋殿相頼、今更山た屋へも難申付とて、私方より上り金貳万兩程も有之候間、

三州支配不残 嶋屋左右衛門殿へ相頼

尾州支配不残 山た屋八左衛門殿へ相頼

右之通用事申付候、大方半分ツ、と相定申候、貴公様ニも御世話ニ被成被下候段、扱々忝仕合奉存候、先キ様へも右用事相頼申候御事、能々被仰通可被下候、去冬より嶋屋殿支配人中へ御頼被成候ハ、三州中は不残御徳意ニ罷成可申候処、御頼之筋いかふ延引ニ罷成、扱々残念奉存候、小栗三右衛門殿ニハ山た屋八左衛門殿へ御用被仰付候、貴公様より之御頼ニ付、罷越、様子承申候処ニ、最早山た屋氏へ被仰渡候へハ、無是非御事と奉存候、外支配共ニ其通りニ御座候、此段能々被仰遣可被下候

米相場之事(以下欠)

四月九日

小栗長左衛門様

貴報

竹本吉蔵

右之書面宮より被差越候而、五月廿九日二宮へもとし候

一 十九日 小嶋久兵へ殿・隣鹿嶋七兵へ様、酒店直段旁御世話礼ニ肴兩種ツ、遣候

一 十九日夕、当町茶番より呼来候而被仰渡候

銀六匁五分 荷物五匁八分 中国金 九匁五分

右之通ニ仕候様ニと被仰渡候而、相談可仕候様ニとの事ニ候而帰候

一 廿四日 呉服町福山清兵へ殿御出被成候而御物語、江戸屋源右衛門より請負証文、通帳、肴鯛・蛸など進物仕候との御事、然時ハ

懇意ニ致候旁(方々)さへ如此ニ候へハ、賃銀之義も押而不被申候と被仰渡候趣ニて受合申了簡ニ成候、併福山殿被仰候

ハ、先達而少々割違有之候との事故、直り候ハ、其通請合可申事ニ候

一 同日 伝馬町白子屋普請出来、移徙祝義鯛一枚・海老遣候

一 十九日夕、山田屋八左衛門方早状仕廻延引候故、急キ候様ニと(い

つミ屋「抹消」七軒会所より申遣候へハ、漸出来候而いつミ屋方へ持来候処、及延引候故、いつミ屋ニ而請取不申候由付、山た屋より直仕立ニ仕候由

一 廿四日 七軒寄合在之候ハ、尾州宮小嶋継所之義、今暫相待呉候様ニと屋敷より申来候とて、北村より取次在之由披露御座候

一 廿三日ニハ山城屋宗左衛門殿名前披露饗応、両国茶屋ニ而在之候

一 五月廿五日、酒店振寄合在之付口上書差出候、左之通也、諸荷物共引下ケ候様ニ被仰候、度々願申候へ共埒明不申候付

一 乍憚口上書を以奉申上候

一 為御登賃銀之儀引下ケ候様ニ被為 仰付奉畏候、則御相談之上被為

一 仰付候御儀御座候へハ、難違背仕奉存候、弥不相替御用向幾久被為

一 仰付候様奉願上候

一 世上賃銀之儀ハ各様格合ヲ以御請負仕候事ニ御座候へハ、夥々敷相違

一 二相成候、世上請負之内ニ日永荷物と申候而、道中日限無構御届申上

一 候儀御座候、各様御用之儀、道中川間・馬支御座候共、川之越さへ御

一 座候へハ、馬越迄不相待歩行越仕、馬支御座候へハ、壹駄ニ貳駄・三

一 駄前之駄賃を遣候而飛脚往来仕候義共ニ御座候付、世上之賃銀ニ高下

一 之差別御座候故、依之左之通名題書付、各様へも差出置申度奉存候、

一 尤各様御定被下候賃銀之義ハ違背不仕御請申上、万事是迄之通相勤可

一 申上候、左之名題之御願申上度如此御座候、以上

一 上方金百兩付 賃銀

一 中国金百兩付 賃銀

一 銀壹貫匁付 賃銀

一 日永荷物壹匁付 賃銀

一 戊五月廿五日

一 酒店御問屋衆中様

一 五月廿七日、当町茶番ニ而被仰渡候ハ、先達而書付も御出し候へ共、

一 大勢之内ニ何角と被申候方も在之付、日永之名題も無用ニ仕候而、左

一

一

一

一

一

一

一

一

一

住吉講御衆中様

御行司様

手板組中

- 一 十一日夕、小あみ町西宮仁兵へ殿へも御礼ニ罷越候、此度当町御行司之内、別而年寄分之由ニ付參候
- 一 十一日二江戸七軒行司いつみ屋より江戸屋源右衛門方へ返状登り候、趣ハ、御状被下致拜見、登り早物届方之義被仰遣候得とも、今以相談事ニ取込、何共御挨拶難及候と申返状ニ候
- 一 十三日、西宮仁兵へ殿へ看進物遣候、此度礼旁并伝馬町松坂屋久兵へ殿、本町小森次郎兵へ殿普請出来進物遣候
- 一 十三日、仲間寄合道中継所之義、所々証文取候、下書左之通

証文之事

- 一 東海道仕立継飛脚之義、今度七軒「其地七軒今度除キ」(貼紙)御会所より御仕立継飛脚御出し被成候付、私共請負申所実正ニ御座候、然上ハ何方成共御差図之所迄御渡シ被置候合印之道踏、御定之通無滞相勤メ可申候
- 一 御公儀様御法度之義ハ不及申京・大坂「急度相守可申候、尤持送り之儀ハ京・大坂加筆仕候」(貼紙)御城内御用并御大名様方、其外御武家様方御用御状箱之儀ニ御座候得者、持飛脚之者随分慥成者ヲ吟味仕相勤可申候
- 一 其時々差被出候送り手板、付札之所江請取渡シ刻限銘々相印差送可申候、跡々刻限切候儀有之候ハ、末々ニ而埋合、刻限無相違相勤可申候、若川支等其外差支之儀御座候者、手札相添差送可申候事
- 一 道々届物之義、随分入念取落シ・持越等無之様ニ可仕候、万一取落有之候者、私共前後立合、急度尋出シ、少茂御苦勞掛申間敷候事
- 一 早会所御飛脚請負之内、外々より相頼候共請合之義ハ不及申、持合等迄一切仕間敷候、万一御聞及被成候者其元御飛脚御取上ケ被成、外請合之義末々迄御構被成候共、其節一言之儀申間敷候

- 一 早会所之外請合者不及申、七軒之問屋之内直名ニ而出候儀御座候共、一切継立申間敷候事
- 一 外々より茂上下共継走り飛脚多御座候間、万一道ニ而持替仕候共、面ヲ見覚不申候者と持替為致申間敷候、賃銀之義ハ道割を以御定之通可被下候事

右之通無相違御請負申、慥ニ入念相勤可申候、繼仕立飛脚之義ニ付、道中筋請合之場所ニ而如何様之義出来仕候共、私共罷出急度埒明、少も御苦勞掛申間敷候、為後日請負証文仍而如件

月日

七軒

五月十四日ニ

右之通下書相廻り候

五月十八日

- 一 七軒屋相談、道中継所極之事益後と申事之由ニ今日相談相究候
- 一 尾州宮、小嶋権兵へ殿より五月十三日出ニ書状到来候、趣ハ三州支配上り金之義、半田村(「長左衛門」と左に横書きあり)へ頼遣候ニ付、其段江戸竹本吉藏殿へ被仰遣候付、吉藏殿より之返状半田村より来候付懸御目候とて、小嶋より来候趣也

先月廿日出之貴札忝拜見仕候、弥御堅勝御入被遊候由珍重奉存候、此方別条無御座候間、乍憚御心安思召可被下候

一 熱田嶋屋権兵へ殿より被御頼被遊候由委細被仰下奉承知候

- 一 大坂屋茂兵へ殿飛脚 御公儀様より御取上相止り申候ニ付、去暮より嶋屋左右衛門殿へ用事相頼申候処ニ、当正月より大坂飛脚組合下り被申、殊ニ尾州宮、具谷権左衛門殿、岡崎伝馬大坂屋平左衛門殿、右御兩人ヲ以三州支配人中へ御頼被成候ハ、大坂組合之義ハ先年より御名染、何とそ、此後山た屋八左衛門方へ御用被仰付被下候様ニ、支配人中不殘相談之上、山た屋八左衛門殿へ用事申付候、然所ニ私義ハ留主中嶋屋佐右衛門殿へ相頼申候間、義理合出来仕候、せつなき時分ニ

右四月十日、坂本町いせ方而相願申候

一 四月十三日夕、大黒屋藤右衛門殿へ金式百疋遣候、是ハ出家取立被成候由にて方々御頼被成候付、奉加二付遣候

一 酒店江願書差出候写左之通遣候、大行司溜り屋四郎兵へ様・宇野仁兵へ様江四月十八日二出候

乍憚書付を以御願申上候

一 先達而書付ヲ以御願申上候通、御参会之砌ハ御勝手ニ相詰メ申度趣御願申上候処、委細御当番様より被為仰付奉承知候、此義乍憚御大切之御用向被為仰付被下候私共義ニ御座候へハ、右御参会之節、若御用等可有御座御事ニ御座候へハ、御勝手ニ相詰不罷在候而ハ不都合之儀共奉存候、何卒御願申上候通ニ被為仰付被下候ハ、組合不及申、外実旁別而忝仕合奉存候、依之憚ヲも不顧、又々御願申上候

一 為御登賃銀之義、是又被為仰付奉畏候、此義少々下直ニ而相勤可申上段、先達而より申上度奉存候へ共、少々意味合之儀奉存候而、御参会之節も差控不申上候所、此度賃銀引下ケ候様ニと直段之儀も被為仰付、早速違背不仕御請可申上筈ニ御座候へ共、余程相違仕候、尤道中筋錢下直ニハ罷成候へ共、御当地相場程ニハ無御座候、惣而届方脇々所々方角ニより御存知不被遊候諸雜用掛り物多在之、乍憚思召之外成義共御座候付、御願申上度奉存候、外々御得意様方よりも直段之義忝引下ケ候様ニ被為仰付候へ共、是又右諸掛り物之訳ニ而御願申上置候、何分御了簡被成下候者忝奉存候、此度違背仕候筈ハ無御坐私共御座候へ共、乍憚御願奉申上候、此段被為思召分ケ御当番様より宜布御披露被成下、右両用願之通被為仰付被下候ハ忝仕合奉存候、以上

戌四月

鳴屋左右衛門  
手板組中

酒問屋

御当番御行司様

一 当廿日、深川い七屋源七と申茶屋ニ而大坂屋茂兵へ殿方より被申入、

二重(汁) 五菜饗応在之候、仲間六軒、手前より惣助遣候、混乱已来礼旁之由

一 甚左衛門町木綿屋平兵へ殿無尽被相頼、鹿嶋より世話、無扱金壹両かけ講ニ入申候、廿一日両国茶屋ニ而初参会在之候、人数卅式三人

一 三月廿八日出早便ニ伊丹酒屋衆より江戸伊丹店中へ連状到来候ハ、江戸屋源右衛門数度願申候付、伊丹行司油屋庫太郎殿・上嶋八三郎殿より状来、則江戸店上嶋殿へ遣候所、鹿嶋勘兵へ殿伊丹店行司二付、是より相廻り申候由、尤左之通ニ而候

一 五月十日ニ酒店増参会於坂本町在之候付、先夜行司方中橋、山本甚兵へ様・高嶋喜三郎様、呉服町、鴻池久兵へ様・堺屋茂左衛門様、かや場町、道明德左衛門様・菊屋次兵へ様、当町、内田宗兵へ様・上嶋宗兵へ様、此旁(方)々様へ相廻り、先達而書付ヲ以申上候趣共、明日宜奉頼上候との旨申廻り候、則町内茶番ニ而内意承候処、御見廻之蒸籠無用との事候

一 十日晩、当町茶番ニ而被仰付候、酒店金百両二付十一匁ニ相定候、其外ハ下地之通ニ而候、只今相場四貫百五十文位仕候二付、右之通ニ而候

一 十一日、呉服町丸屋庄兵衛(嘉兵へ様跡也)と右に横書きあり)様へ伊丹本家より手代市郎兵へ様御下り二付、肴両種御見廻ニ遣候

一 同夕、中橋・呉服町・かやは町・新川行司方江直段定預御苦勞候段、礼ニ廻り候、并住吉講行司坂本町かも屋源介殿江断之書付遣置候、則左之通相認候

口上書を以申上候

御仲間様御用向不相替被為仰付被下候而、外実旁以忝仕合奉存候、然ハ昨日御酒店御参会御座候而、為御登金子賃銀之義引下ケ候様被為仰付、依之自今金百両二付、賃銀拾壹匁ニ仕候様被為 仰付奉畏、御請申上候、御講中様御用之御儀、御同様ニ被為 仰付被下候様御断申上度、乍憚口上書を以奉申上候、弥不相替幾久御出入仕候様ニ奉願上候、以上

戌五月十一日

鳴屋佐右衛門

出し被成候事披露仕候へハ、是以新法之義、忝荷ハ御返進申様二つの事ニ候へ共、此義ハ行司方町内故何共不存受納仕候、是ハ行司之無念ニ而候、自今之義ハ前々之通、忝荷ニ被成候而可然候、此段可申様との事ニ候

但内証承候へハ、江戸屋源右衛門よりも御見廻として、蒸籠忝荷差出候処、行司方より被仰候ハ、此度御見廻として被下候へ共、何れも用事御頼申二而も無御座候へハ、受納も成かたく候ニ付、返進仕候とて御返し被成候、其後源右衛門・京屋佐兵衛兩人来候而、則願書持参仕候、其趣ハ私共下り用向ハ沢山ニ而罷下候へ共、登り之義、右之仕合ニ付難義仕候間、何分奉願上候と申願書出候付、書付之義ハ披露可仕と被仰候而、御留置被成候由、兎角行司共より何れもへ用事被仰付候へと申事ハ難申達候、諸事多御座候御方様ニハ可申付と思召候方御座候ハ、其段ハ勝手次第と被仰候由ニ而御帰し被成候由、扱又手前より蒸籠忝荷出候事も新法ニ御座候間、忝荷ハ返進可然候、江戸屋源右衛門より持参候物ニ而候ハ、受納被成置候而も可然事、御返し候ハ、手板より来候も、忝荷ハ返進可然候、併此義ハ源右衛門ニハ由縁無之事、嶋屋左右衛門一荷、手板組一荷として来候へハ、是ニハ由縁之在之事ニ候故、留置候と申事ニ而相濟申由、先此度之願ハ早速ニハ相濟かた、重而願申事可然と被仰候、内証物語共ニ候、先達而右川支・馬支之義書付出候事も茶番評定ニ而首尾極上ニ候、自今とても右之様成成、触事在之候ハ、早速相知申様ニとの事

一 右大参会之砌、賃銀此方より引下ケ可申段申出へきと、内証町内御衆へ物語被成候而被下候様ニ鹿嶋頼候へハ、其段評定御座候上被仰候ハ、先二手前より引下ケ可申と申事ハ不入物と御座候付相止候

一 十一日ニ呉服町津国屋徳兵衛様客伊藤久兵衛様へ御着祝義として大平目一遣候、手紙上書ニ津国屋・伊藤兩名ニ而遣候処、兩名返事ニて納候

一 十一日ニ立木・白子屋昨日之礼罷越候、今日より次行司川口・藤田、是へも猶又頼置候

一 卯月十七日、今夕三州御支配呉服町津国屋徳兵衛殿方御坐被成候伊藤久兵衛殿用事出申候

酒店参会之砌江源組より願出申候書付、かしま七兵へ殿より見せ被下候写

乍憚口上書を以御願申上候

一 先達而委細口上書ヲ以御願奉申上候処ニ、御参会之節御披露被成下候段、別而忝仕合奉存候、其後度々参上仕、御願奉申上候得共、未御用要被仰付不被下、難儀至極奉存候、今日御参会被遊候儀承知仕、乍憚推参仕、御願奉申上候、此度御仲間中様御用被仰付不被下候而者、我々商売相統難相成候、左候得者私共組合者不及申上ルニ、道中筋所々取組候者并下働之者共迄大勢難儀仕候、勿論先年我々組合請負連判証文差上置、数年来御用要無恙相勤来り候私共組合之儀ニ御座候へ者、此度大坂組合拾老入并ニ山田屋八左衛門連判請負証文相改指上ケ可申候、申上ル迄無御座候へ共随分御大切ニ入念相勤可申候

右之趣被為聞召訳、御憐愍之上、御願申上候通御承引被成下、右八左衛門方へ御用要被為仰付被下候様幾重ニも御願奉申上候、以上

寛保貳年壬戌 四月 大坂会所元

江戸屋源右衛門 印  
同組合

森田屋左兵衛 印  
亀屋小左衛門 印  
江戸屋源兵衛 印  
亀屋善左衛門 印  
津国屋惣左衛門 印  
江戸本両かへ町 印  
山田屋八左衛門 印

御行司衆中様

軒寄合之上、大坂より申来候先状之義、江戸より七日物ト仕候而差登せ候積、継所へも申遣候筈候由 行司山宗

七日物 仲間ハ恚メ歎ニ付八百文かへ

封状壹通ニ付

大状見合

日用方七日物恚メ歎、恚貫四百文かへ

右四月朔日より始メ申筈

一 酒店問屋衆中御行司方於大工町御寄合三月晦日ニ在之付、願書差出度旨町内上嶋などへ内意申遣候処、下書加筆等も被成被下候、然所近辺四五人も鹿嶋御寄被成候付、是ニ而内意申下書見せ申候処、又候加筆ニ而左之通差出し申候、則大行市中橋にて首尾能キ思召ニ而納、追而沙汰可在之旨被仰候

乍憚口上書を以御願申上候

一 御仲間中様御登せ御用向無御殘私共方江被為仰付被下候而忝仕合奉存候、前以申上候通、御取立御出入之私共儀ニ御座候へハ外実疎ニ不奉存候、猶以御用等御大切ニ相勤、遅滞無之候様ニ可仕候、弥不相替御一同ニ被為仰付可被下候、然者例年御参会御座候節、御勝手迄相詰罷在候へ共、御行司様御差図を以退参仕候へ共、御出入之私共儀ニ御座候間、何卒向後御勝手ニ相詰、外御役人衆中同前ニ相勤候様ニ被為仰付被下候ハ、末々ニ至候而も外聞旁以忝仕合奉存候

右御願申上候通、宜御取成被遊被下候而、願之通被為仰付被下候ハ、忝奉存候、以上

寛保貳年

戌三月晦日

大坂相勤罷在候

嶋屋左右衛門

同 伊兵衛

同 五郎兵衛

同 同 十兵衛

同 同 十兵衛

大坂相勤罷在候

小山や庄右衛門  
きの国や九郎兵衛

大坂相勤罷在候 嶋屋新右衛門  
同断 か、屋五郎右衛門  
同 文右衛門

大坂相勤罷在候 大和屋善右衛門

同 利助

大坂二相勤居申候(罷在候ニ願書あり) 河内(屋)喜右衛門

酒店御当番

御行司様

口上

道中川支并馬支及敷度、何方之飛脚も同前ニ而御用向延着仕候段、先達而より御尋被下候付、飛脚之者江も急度申遣候処、先月廿九日出飛脚、当日駿州吉原宿より申越候ハ、富(士)川支ニ而御登り御荷物五六百駄余も差支有之、難儀仕候由惣飛(脚)中より申来候、依之各様御状之儀ハ少々成共早ク相届申様ニ工面仕候、先延着可仕御断申上度如斯御座候、以上

戌四月六日

嶋屋左右衛門 印  
手板組中

酒店御行司様

乍憚御町内順々御廻し可被下候様ニ奉願上候、以上

一 四月九日ニ中橋下地行司岸田屋仁兵衛様へ参候而相頼候、然所行司高

嶋新七様・岸田屋次郎兵衛様江渡候由被仰候付、此両家へ頼上帰候

一同十日、大参会坂本町いせ屋方ニ而在之候付、右書付之趣ニ而勝手江

相詰罷在候、大行司ハ則瀬戸物町故、御取持被成被下候へ共、願之趣

新法之事故、無用之由御相談出来候、内意承候へハ、手板組之義ハ大

切之用事も相頼候方々江改人同格ニ而、勝手向取持トハ難申事、先々

新法之事無用との事ニて、当日埒明不申候、則此趣行司町之内西宮仁

兵衛様被仰渡候、別而内証共御世話ニ被成被下候由及承候、扱又蒸籠

之義も前々より恚荷御見廻として被下候処、此義も此度相改、忝荷御

- (4) 国屋(多湖) 九郎兵衛、加賀屋(田村) 五郎右衛門、小山屋(吉川) 庄右衛門、大和屋(安井) 善右衛門、ほかに津国屋十右衛門があるが、江戸と同じく津国屋は会所名であろうという。この口上書に示される他の人名のうち、嶋屋五郎兵衛は伊兵衛を養父とし、このち六月一二日に高輪において頓死したことが本史料中にも見える。かかや十兵衛も宗(惣) 左衛門の養子、かかや文右衛門も養子であるが、この人物も本史料六月朔日条に見えるようにこのあとすぐに病死した。大和屋利助は後に二代目善右衛門となる初代の子、宗二で、すなわち俳人大江丸である。「嶋屋佐右衛門家声録」(児玉幸多校訂『近世交通史料集』七、吉川弘文館、一九七四年、所収)による。
- (5) 曲田浩和「18世紀の尾張国知多郡東浦地域の酒造業の展開について」(『知多半島の歴史と現在』一八号、日本福祉大学知多半島総合研究所、二〇一四年)、八四頁。
- (6) 同右、七八、八六頁。
- (7) 柚木学『近世灘酒経済史』(ミネルヴァ書房、一九六五年)、三〇五、三〇七、三二二、三三三頁。
- (8) 同右、二五九、二六三頁。
- (9) 同右、二五三、二五九頁。
- (10) 前掲「嶋屋佐右衛門家声録」(前掲『近世交通史料集』七、所収)、八頁。「定飛脚発端旧記」(前掲『近世交通史料集』七、所収)、四七七、四七八頁。「社史」(日本通運、一九六二年)、五三、五四頁。
- (11) 深井甚三『幕藩制下陸上交通の研究』(吉川弘文館、一九九四年)、一六二、一六五頁。
- (12) 前掲「嶋屋佐右衛門家声録」(前掲『近世交通史料集』七、所収)、九、一九、二〇頁。

### 凡 例

資料の翻刻にあたっては、原文書に忠実に活字化することを原則としたが、通読の便を考慮して次のような処理をした。

- イ 異体字を含め漢字は原則として常用漢字を適用した。常用漢字にならないものは原文のままとした。
- ロ 明らかな誤字は、初出のみ本文中の( )内に正字を示し、または右傍に(ママ)とした。
- ハ 脱字は本文中に( )または(□□脱カ)で示した。
- ニ 変体仮名は原則として現行の字体に改めた。ただし、助詞として用

- いられる江(へ)、茂(も)、与(と)、而(て)、者(は)、之(の)、ハ(は)、ニ(に)、ニ而(にて)は残した。
- ホ 合字(より、等)は普通字体に改めた。
- ヘ 踊り字は、漢字は「々」、仮名は「、」、「く」とした。
- ト 最小限の並列点(・)や読点(、)を付した。清濁は原本のままとした。
- チ 虫損・汚損等で判読出来ない文字については、字数の判るものは□で示し、字数のわからないものは□を採用した。
- リ 重複した文字、文章には右傍に(衍)と示した。
- ヌ 貼紙、異筆等は「」で示し、( )内にその旨を示した。
- ル 闕字は一字あけ、平出は改行した。
- ヲ 引用の書簡・証文等の前後に一行挿入した。
- ワ 編者の加えた注は( )で示した。

### (表題)

「壬 寛 保 式 年  
日 用 留 第 二  
戌 三 月 吉 日」

戌四月朔日より亥閏四月迄

### 控

- 一 毎日入用之儀并商売筋之儀二付、末々迄も用立候儀者、居合之内心付候而此日記江留置可申事
- 一 三月十八日出二大坂より当地泉甚・山宗・手前三軒江連状来候趣、日用一番之控ニ在之候
- 一 三月廿六日・廿七日両度当地寄合御座候、廿六日ハ三軒、廿七日ハ七

があった<sup>8)</sup>。「島屋佐右衛門家声録」によれば、「酒店は同(享保)七年より初る」とあり、嶋屋佐右衛門ではこの頃から取り扱いは始まったようである。同史料には酒店など大店の参会の様子がリアルに描かれている<sup>9)</sup>。

飛脚の輸送システムに関しては、五月十三日条に、「証文之事」として、会所(早物会所)の継飛脚の道中継所(走り飛脚によるリレーの中継地)となる人々に提出を求める文書の下書が掲載されている。これより先、元文六年(一七四一)二月に、江戸の飛脚問屋仲間(八軒仲間)では、大坂屋主導の下で早便物(速達便)についての取り決めを行っていた。これは八軒仲間の早便物の取扱いに大坂屋が介入して主導権を握ろうとしたもので、早便物は各問屋での直接の差し立てを禁止し、八軒の早便物はすべて大坂屋傘下の早飛脚業者(大坂屋久次郎)、ないしは八軒仲間で設立した共同の早会所に日を決めて集約して差し立てることになっていた。しかも、いずれの場合も東海道に十八カ所あった大坂屋の道中継所でリレーして急送するというものだった<sup>10)</sup>。大坂屋の営業停止後、七軒となった仲間の早会所は維持されたが、継所については再度このような証文をとったものである。七月八日条およびその次の一つ書きに「道中次所替之相談有之」、「尾州宮、小嶋・貝谷出入も相済」などとあるところを見ると、大坂屋の継所の再編がおこなわれた模様である。この「証文之事」には、継送りの際に時刻を手板の付札に記入して時刻通りの走行をめざし、輸送品質の維持に留意しているようす、また、八軒仲間の継飛脚のほかにも、「継走り飛脚」が東海道を多数走行している様子などが窺える。

道中の川支・馬支による飛脚の延着については前回掲載分にも登場するが、本史料中でも四月六日付(富士川)、六月八日付(酒匂川、上方筋川間・馬支)、同十五日条(大井川、駿州駄路馬支)、同十九日付(横田川・大井川・安倍川)、同二二日出の福島走り荷物(川支)、同月廿六日より七月朔日(安倍川)などが登場する。四月六日付の酒店行司宛の富士川の川支に関する通知文は酒問屋の各町組内に回覧されたものと思われるが、四月十日条の初めの一つ書きの末尾に「自今とても右之様成品、触事在之候ハ、早速相知申様ニとの事」とあり、書付の回覧による顧客への通知はそれまであまり行われなかったようである。この通知文中に「道中川支并馬支及

数度」とあるように、この時期、御用通行の増大を放置した幕府の政策上の問題<sup>11)</sup>などから、とくに馬支が顕著になってきたようであり、飛脚問屋側でもこうした顧客対策を始めたものと思われる。

『東京市史稿』に掲載のない部分としては、右に挙げた川支・馬支の記事などのほか、七月朔日以降に江戸周辺を襲った洪水の記事、八月一日の住吉講からの書簡などがあげられる。また、飛脚問屋の日常のさまざまな付き合いなども前回同様所々に見ることができ。なお、六月一日条に五〇両を用立てる上州屋伝右衛門は嶋屋福島店の主で、その後、延享二年(一七四五)に「非分路(露)見し」追放となった。同所や「福嶋太賃之覚」などに登場する源六は、福島店支配人である<sup>12)</sup>。

(「駅通志料」を読む会 事務局 物流博物館・玉井幹司記)

(1) 今回掲載分と『東京市史稿』の重複する部分は、「飛脚問屋酒問屋組合へ歎願書提出」(産業編第一五、九一三〜九一九頁)、「継飛脚請負証文取極」(産業編第一六、五〇七頁)、「酒問屋飛脚問屋ト賃銀引下談合」(産業編第一六、七〇九頁)、「尾州宮飛脚継所二軒取極」(産業編第一六、三三三〜三五五頁)、「飛脚問屋福島走り京荷物駄賃取極」(産業編第一六、四〇〇〜四二二頁)、「紙店衆飛脚問屋値下方申入」(産業編第一六、一一一〜一二二頁)、「飛脚問屋住吉講接待」(産業編第一六、一四五〜一四七頁)、「早荷物盗難飛脚問屋処罰」(産業編第一六、二六六頁)である。なお、最後の「早荷物盗難飛脚問屋処罰」については「宿駅日記」第三分冊にまたがって記されているため、今回は一部に掲載にとどまっている。

(2) 本史料五月十日晩の条に「只今相場四貫百五十文位」、五月廿七日条に「只今両替相場四メ百四拾文位」とある。元文元年の貨幣改鑄により、元文年間には江戸ないしその周辺でおおよそ一両につき銭二八〇〇〜三三〇〇文の間で推移していた銭相場は、寛保元〜二年に四〇〇〇文ほどとなり、銀貨と同様ほぼ公定相場に回復している(小柳津信郎『近世貨金物価史史料』(成工社出版部、二〇〇六年)、一一頁)。史料中では「尤道中筋銭下直二ハ罷成候へ共」(四月付「乍憚書付を以御願申上候」)、「銭高直二相成候付」(九月付「乍憚口上書を以御願申上候」)などがあるが、要するに道中の経費は銭で支払うため、銀・銭相場の下落(金貨に対する銀・銭高の増加)によって浮いた分の値下げを求められたものではないだろうか。

(3) 藤村潤一郎「島屋佐右衛門家声録について」(『交通史研究』一四、一九八五年、三三〜三八頁)。手板細として、嶋屋(中村)新右衛門、嶋屋(長嶋)伊兵衛、河内屋(武田)喜右衛門、加賀屋(丹生)宗(惣)左衛門、紀伊

く省略されている箇所が存在し、写本を底本としているため、やはり判読に不適切と思われる箇所が点在する。今回の掲載分の翻刻にあたっては、前回と同様、『東京市史稿』掲載分と重複する部分について、改めて底本とした「宿駅日記」と対照し比較検討を行った<sup>(1)</sup>。

本史料の解説と校正作業は、これまでと同様、「千葉古文書の会」の有志の内、隅田孝氏が中心となり、青柳整、尾出恒廣、小川昌造、亀井道生、城戸淳子、古川和市の各氏が、「「駅通志料」を読む会」を組織して行った。作業を進めるに当たっては、物流博物館の玉井幹司が事務局を務め、最終的な校正作業に参加した。

原稿作成に際しては、やはりこれまでと同様、山本光正氏に懇篤なご指導を頂いた。記して御礼を申し上げたい。

以下、今回の掲載史料の内容について、簡単な解説を記しておく。

本史料は、寛保二年(一七四二)三月中の記載から、翌三年の閏四月九日に起こった盗難事件関係の記載の一部までを記している(ただし、史料の冒頭には「戊(寛保二年)四月朔日より亥(同三年)閏四月迄」と記されている。なお、本史料冒頭の記載では大坂からの和泉屋甚兵衛・山城屋宗左衛門・嶋屋佐右衛門宛の書状を「三月十八日出」とし、「日用一番之控ニ在之候」としているが、前号掲載の「日用留一番」には、これにあたる書簡は三月二十一日付となっている)。しかし、盗難事件の記載の前は前年の十一月一日の記事で止まっており、また十月については記事の記載が見られない。

本史料の内容は、下り酒問屋仲間、住吉講、紙問屋仲間などの交渉に関わる記載が多く、特に銭相場の「高直」<sup>(2)</sup>に伴う、これらの仲間組織からの飛脚賃銀の引き下げ要求への対応(これは前回掲載の史料に寛保元年冬頃からのこととある)が中心となっている。また、前回掲載の史料に詳述されていた大坂屋茂兵衛謀書事件(大坂屋が四年間の営業停止処分を受けた)の後、大坂屋茂兵衛の属した大坂の飛脚組合・江源組が、大坂屋に替わる江戸相仕として山田屋八左衛門を取り立てて勢力の回復を試みる動きなど、前回掲載の史料の記載に引き続き内容となっている。嶋屋佐右衛

門は大坂の飛脚組合・手板組の江戸会所であり、競争相手である江源組の動向は重要な情報であった。この手板組については、本史料では三月晦日付の口上書の差出人の記載に、その構成員が記されている<sup>(3)</sup>。

江源組・山田屋の動向の一例として、江戸積酒の生産を行った三州および尾州の酒支配人に関わる記載が五月一八日条に見える。尾州・宮の飛脚継所・小嶋権兵衛からの情報提供であり、「三州支配上り金」の件につき、小嶋より三州・半田村の小栗長左衛門に依頼を行い、小栗から江戸の竹本吉蔵(半田村より江戸に派遣された酒支配人<sup>(4)</sup>)に問い合わせを行ったところ、竹本から小栗に返状が戻ってきたので、これを小栗が小嶋に送り、さらに小嶋が江戸の嶋屋佐右衛門に回送してきたという内容で、その書状が採録されている。この書状については、『東京市史稿』には差出人と宛先の記載が見られない(「定飛脚日記」には記載がある)。江源組から江戸の三州酒支配人中に対し、山田屋へ「御用被仰付被下候様ニ」懇願があり、大坂屋営業停止を受けて嶋屋へ移った顧客の切り崩しを図っている様子、江戸の酒問屋・小栗三右衛門<sup>(5)</sup>はすでに山田屋に依頼を行っていることなどが見える。江源組・山田屋と、嶋屋による、飛脚が取り扱う為登金を巡る攻防といえる。

江戸の酒問屋から酒造家に対する酒代金の支払い方法には為替と飛脚による現金輸送(為登)があり、この時代の江戸の下り酒問屋では、上方の酒造家に対しては、支払い時期を問屋側の意思で決められる為登による送金を中心だった<sup>(6)</sup>。これに対し、住吉講は、上方の酒造家と江戸酒問屋の間に介在した江戸支配人(酒造家から派遣された江戸出先機関)の仲間寄合であり、江戸支配人は酒造家から送られてくる酒荷を問屋に指図して売りさばき、酒造家が江戸での販売に際し問屋選択の自由を確保する上で重要な役割を担っていた。住吉講経由での酒荷は明和六年(一七六九)の段階で全体の四割強を占めており、酒問屋からの売掛金の回収、および上方への送金も江戸支配人の仕事だった<sup>(7)</sup>。先の三州・尾州酒支配人も、同様の役割を担った存在と思われる。なお、本史料中にも見られるが、下り酒問屋には「瀬戸物町組」「茅場町組」「呉服町組」「中橋組」の四町組があり、住吉講もこれと同じ四町組に加え、坂本町、新川を加えた六町組

資料紹介

郵政博物館蔵「壬戌 寛保貳年 日用留 第二」(飛脚問屋・嶋屋佐右衛門日記 第二分冊「宿駅日記」第二分冊／「寛保二年 定飛脚日記二」)

「駅通志料」を読む会

史料解題

前号に引き続き、今号でも飛脚問屋・嶋屋佐右衛門の「日用留」を掲載する。飛脚問屋・嶋屋佐右衛門および本史料の概要、史料名称などについては前号に記したので参照頂きたい。今号では、前号の第一分冊に続く第二分冊を掲載している。

底本としたのは、郵政博物館において「宿駅日記」との史料名が付与されている史料の第二分冊で、同博物館のデータベース上に資料番号「SBA/0020/6-2」として登録されている史料である。史料は和綴製本され、表紙には「宿駅日記」とだけ記された題簽が左端に貼られており、また、「駅伝ノ部」「壬寛保二年、戊三月吉日 宿駅日記日用留」「六冊二」と書かれた郵便博物館の蔵書票が表紙下部に貼付されている。この表紙をめくると本来の史料の表紙と思われる部分が現れ、掲載史料ではこれを表紙として収録した。

前号にも記した通り、本史料に関しても、明治期に駅通局で筆写を行ったと思われる同内容の「定飛脚日記」と題された史料が存在する。こちらの史料は、資料番号「SBA/0022/13-2」として郵政博物館のデー

タベースに登録されている。この筆写版の「定飛脚日記」もまた和綴製本され、その表紙には「和第二百卅六号」の番号と「共十二冊」の文字が記されるとともに「駅通局庶務課編輯係章」という朱印が押された付票が中央に貼付されている。また「郵便博物館」の所蔵図書であることを示す付票が左側下部に貼付され、こちらの付票には「郵便博物館図書第一八六号」「第八函」「五架」「駅伝ノ部」「寛保貳年 定飛脚日記」「十二冊二」と記されている。また、表紙には中央上部に大きな四角い題簽が貼られ、その左端には「第卅七帙入十三冊之内」(本史料は全十二冊であるが、同一の帙に他の史料が一冊入っているため十三冊という記載となっている)とあり、表紙の左側に貼られた縦長の題簽には「定飛脚日記 二」と記されている。このテキストの前表紙の裏には「駅通局図書 和 第二六三号 共一二冊」と記された朱印が押された付票が貼付され、本文冒頭には「駅通局図書章」の文字のある大きな朱印が押されている。史料本文は「駅通局」の文字の入った罫紙に筆写されたものである。

翻刻にあたっては、底本に加え、「定飛脚日記」も同時に参照したが、前号も記したように、「定飛脚日記」には判読が適切でないと思われる箇所が多く存在する。また、『東京市史稿』(産業編第一五〇、東京都、一九七二～一九七六年)には本史料が掲載されているが、全文翻刻ではな

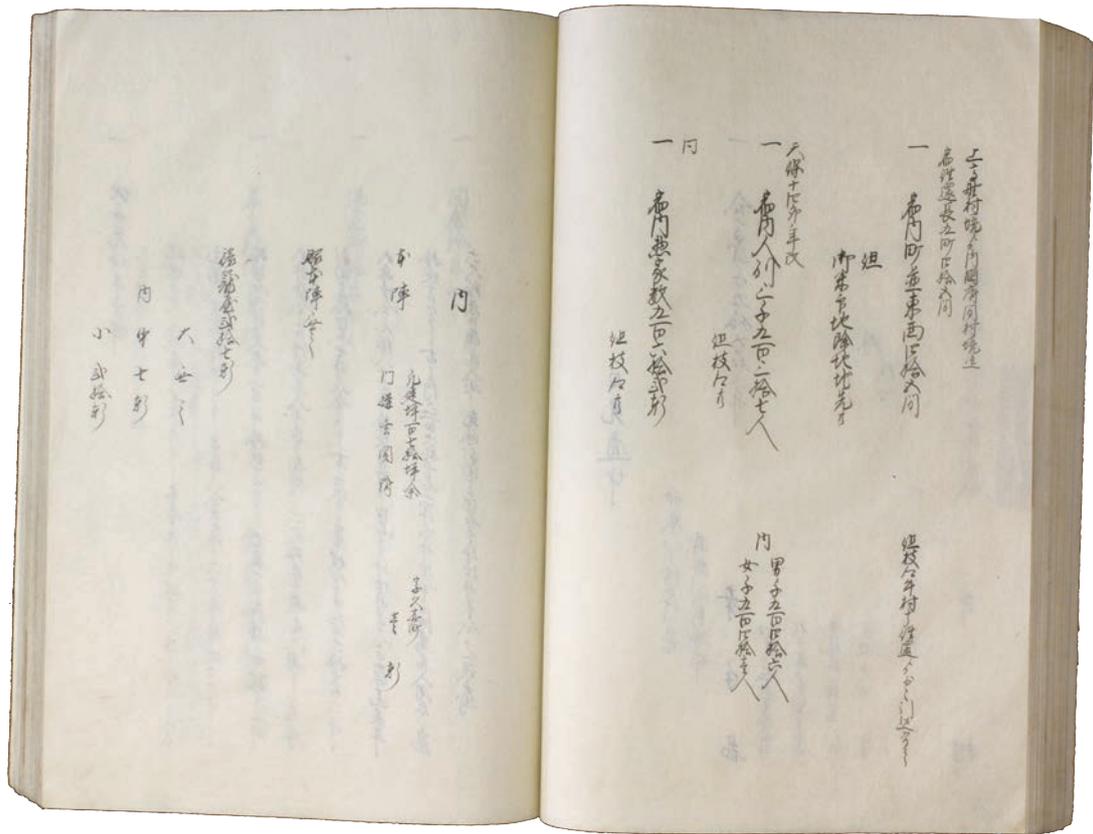


図23 幸手宿は、宿町並みの長さに脱字。

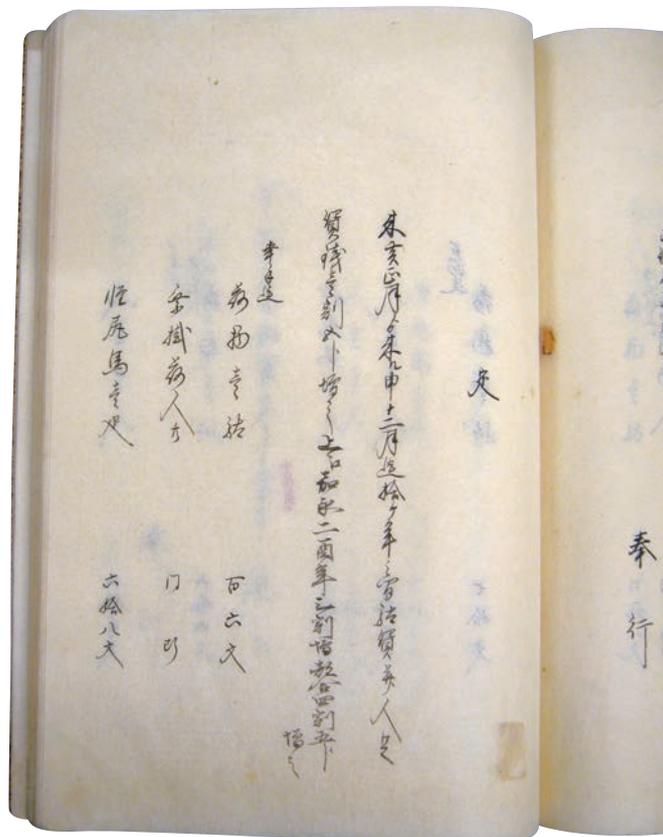


図24 中田宿の割増賃銭は嘉永2年。本文とは異筆。

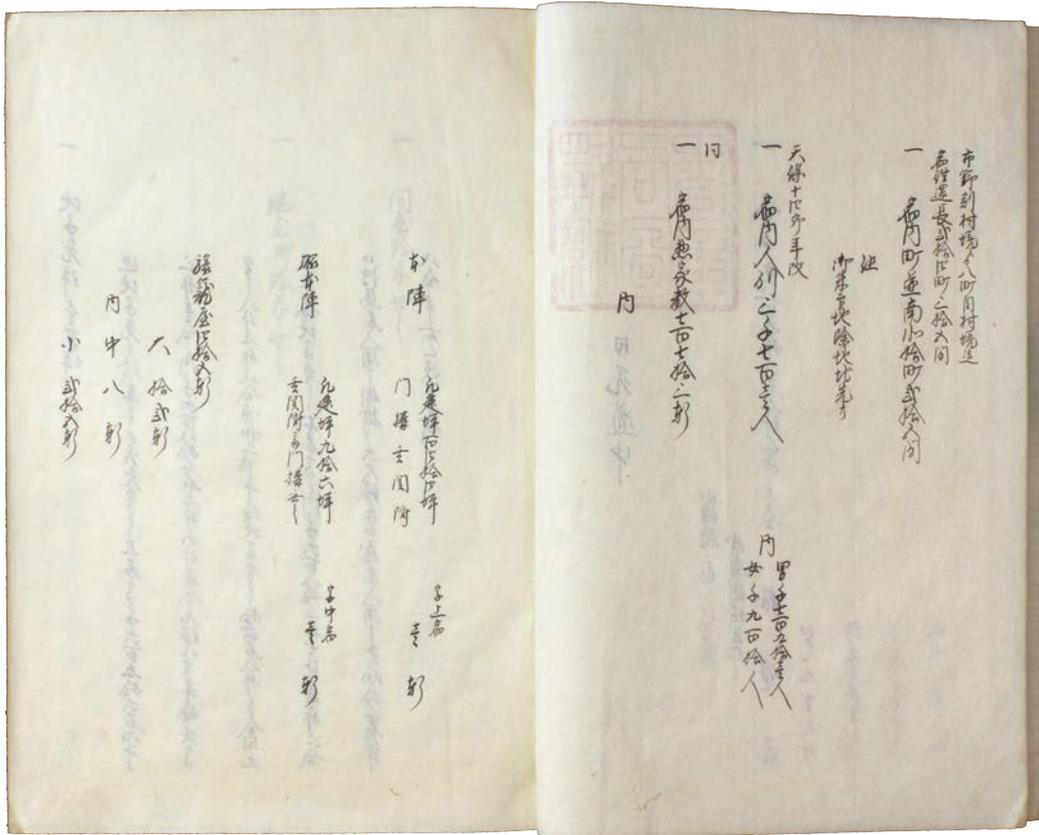


図22-3 粕壁宿人口 (天保14年改め)

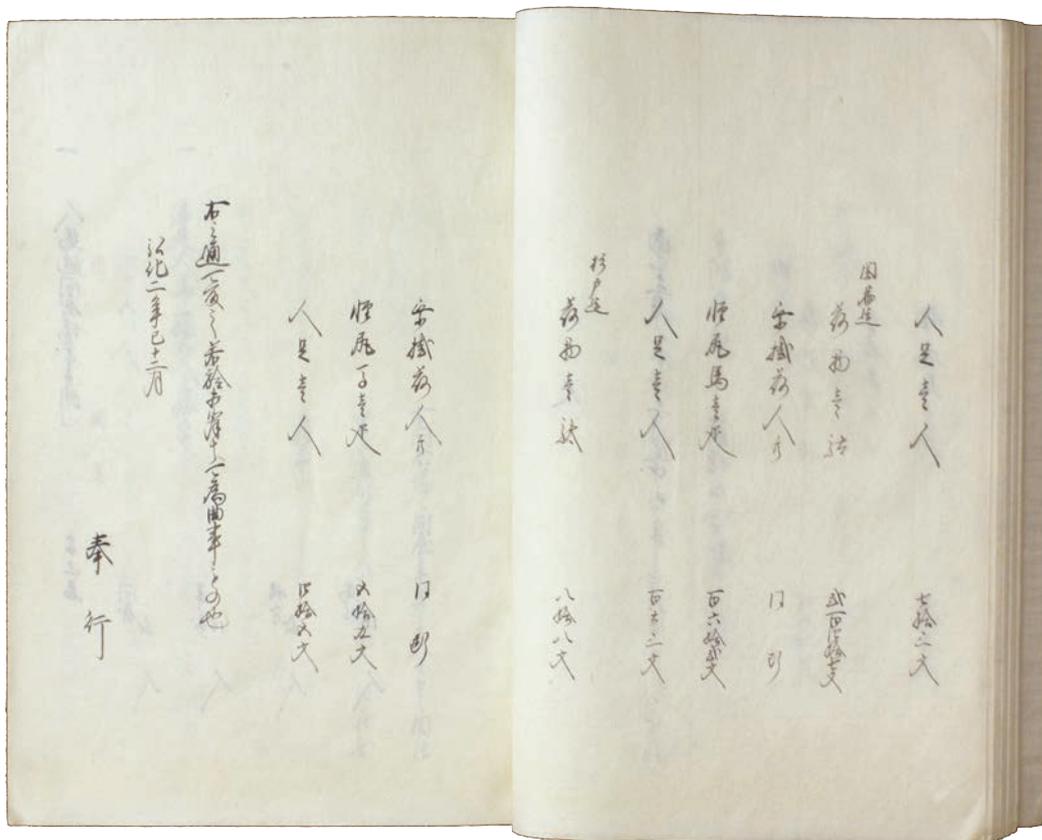


図22-4 粕壁宿人馬賃銭定 (弘化2年)





図21 蕨宿問屋場の文字



図20-1 雪の表現

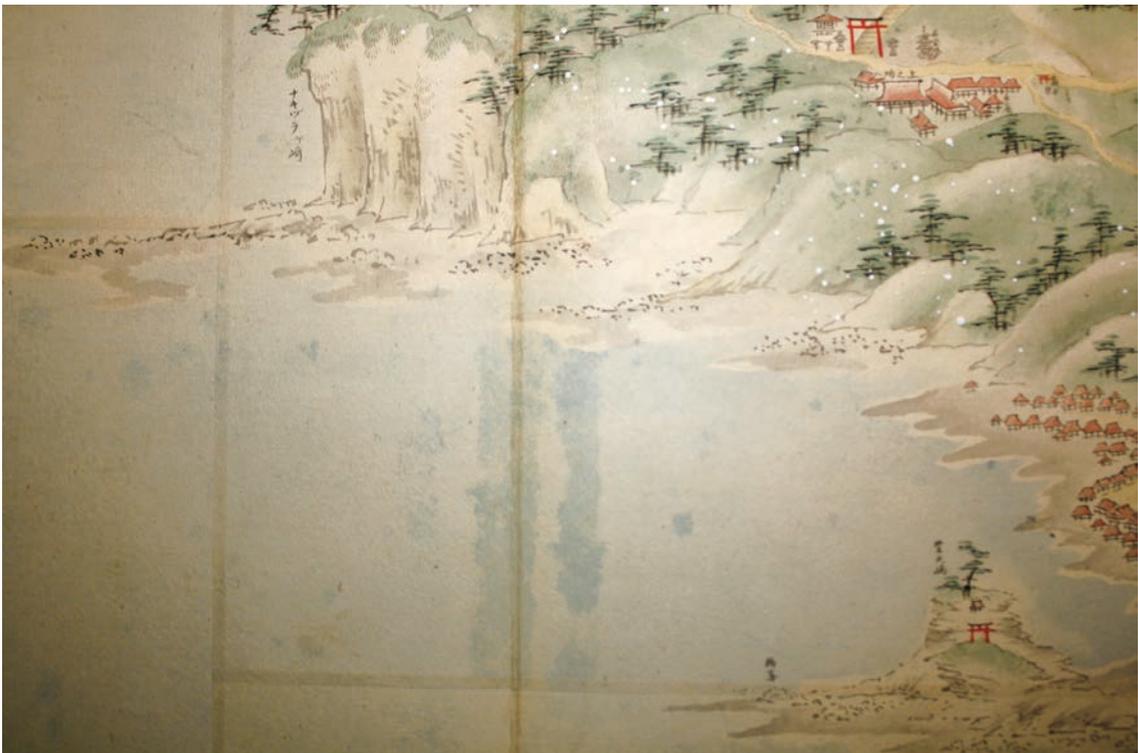


図20-2 雪の表現と貼紙の痕跡が



図18 日岡村付近貼紙



図19 上諏訪宿貼紙

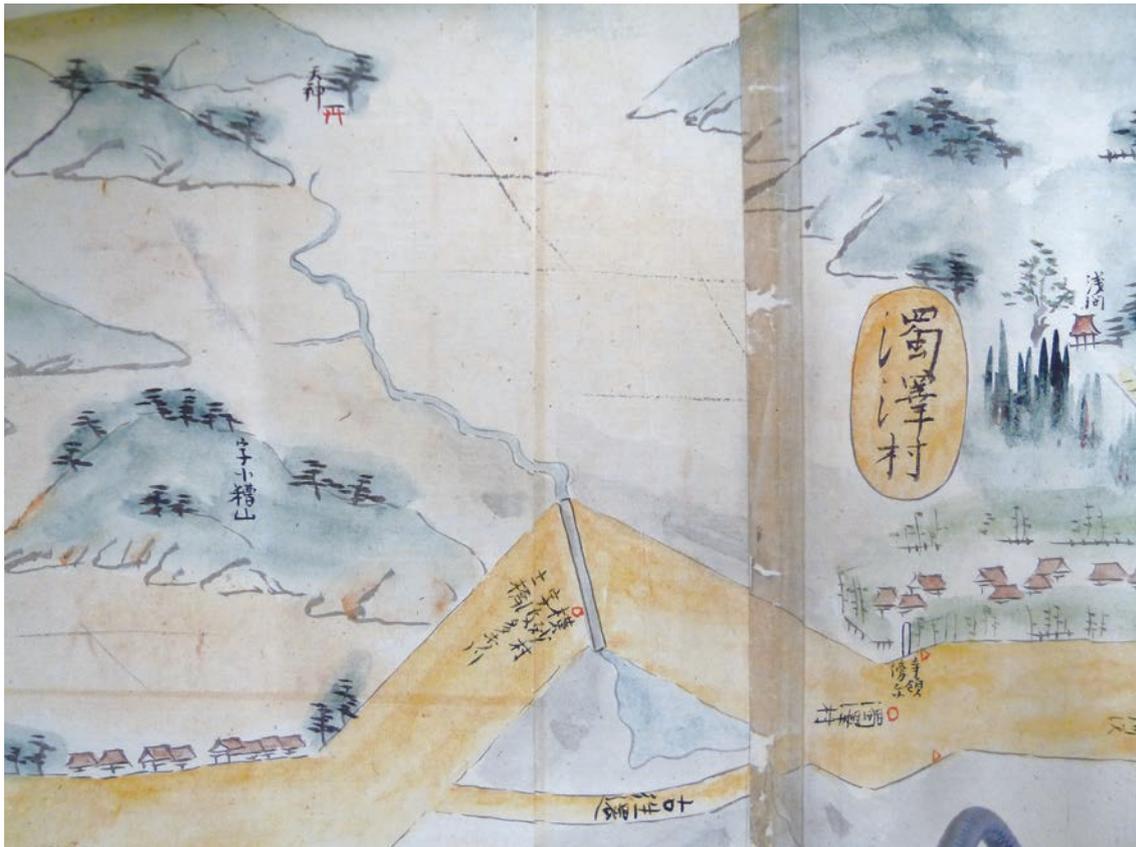


図17-3 修正前（拡大）



図17-4 修正後（拡大）



図17-1 濁澤村 (修正前)



図17-2 濁澤村 (修正後)



図15 下げ札



図16 小口墨書



図14-1 利根川の記述 (献上本) 画像提供・東京国立博物館



図14-2 利根川の記述 (実務本)



図13-1 見沼代用水解説（献上本） 画像提供・東京国立博物館



図13-2 見沼代用水解説（実務本）



図12-1 錫杖寺（献上本） 画像提供・東京国立博物館



図12-2 錫杖寺（実務本）

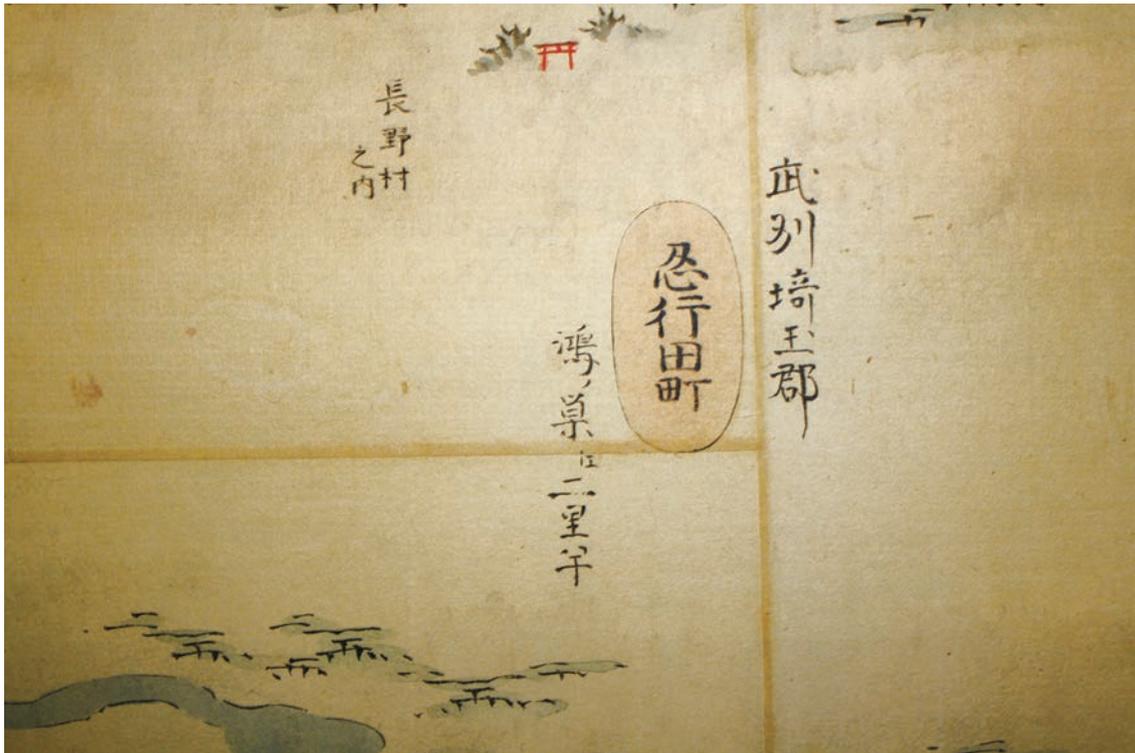


図11-1 忍行田町（献上本） 画像提供・東京国立博物館

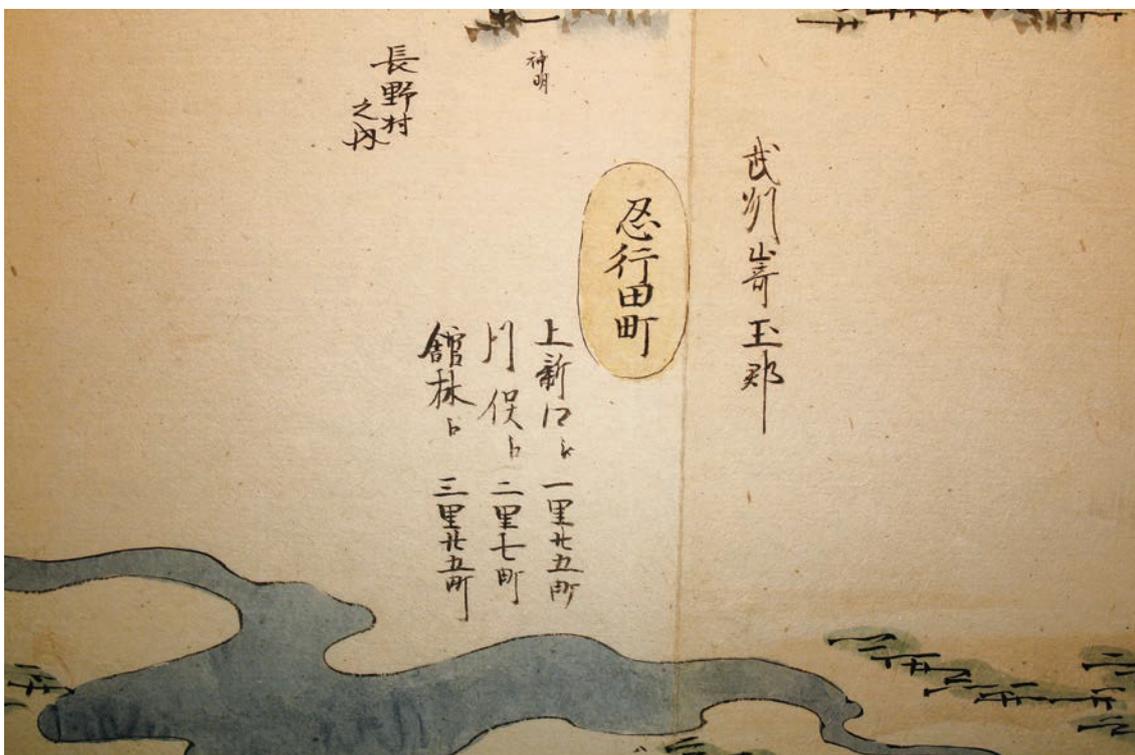


図11-2 忍行田町（実務本）



図10-1 岩槻城と元荒川（献上本） 画像提供・東京国立博物館



図10-2 岩槻城と元荒川（実務本）



図9-1 御成下道（献上本） 画像提供・東京国立博物館



図9-2 御成下道（実務本）

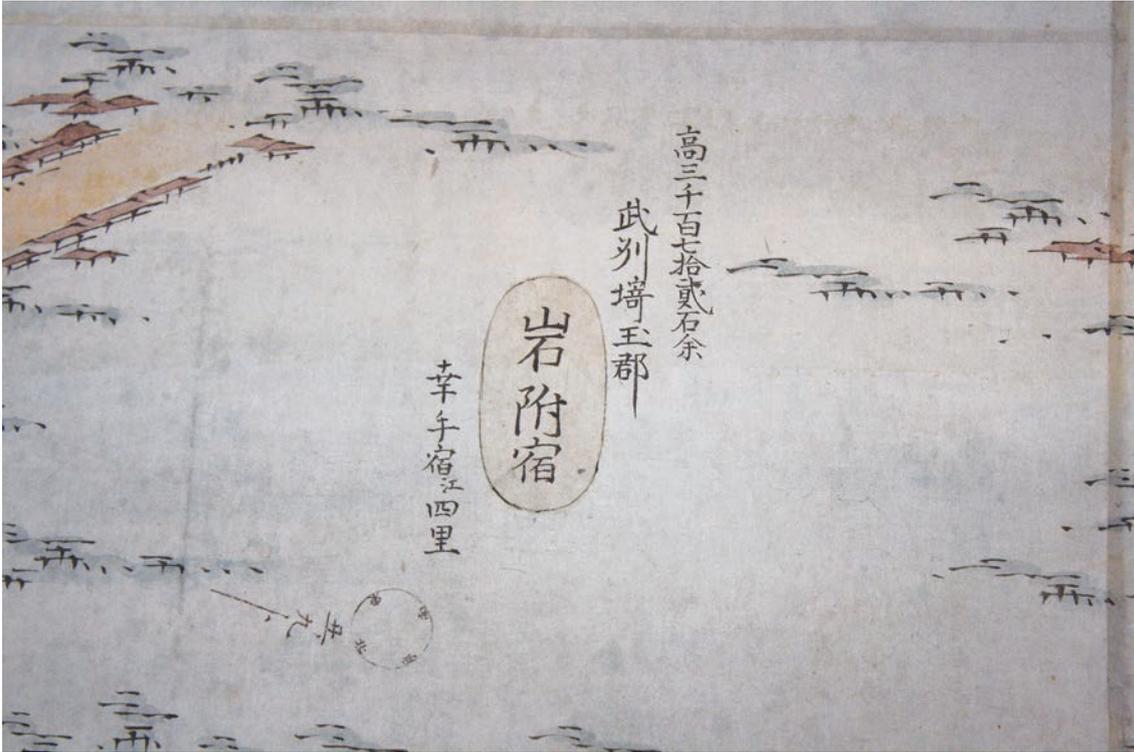


図8-1 岩附宿（献上本） 画像提供・東京国立博物館



図8-2 岩槻宿（実務本）

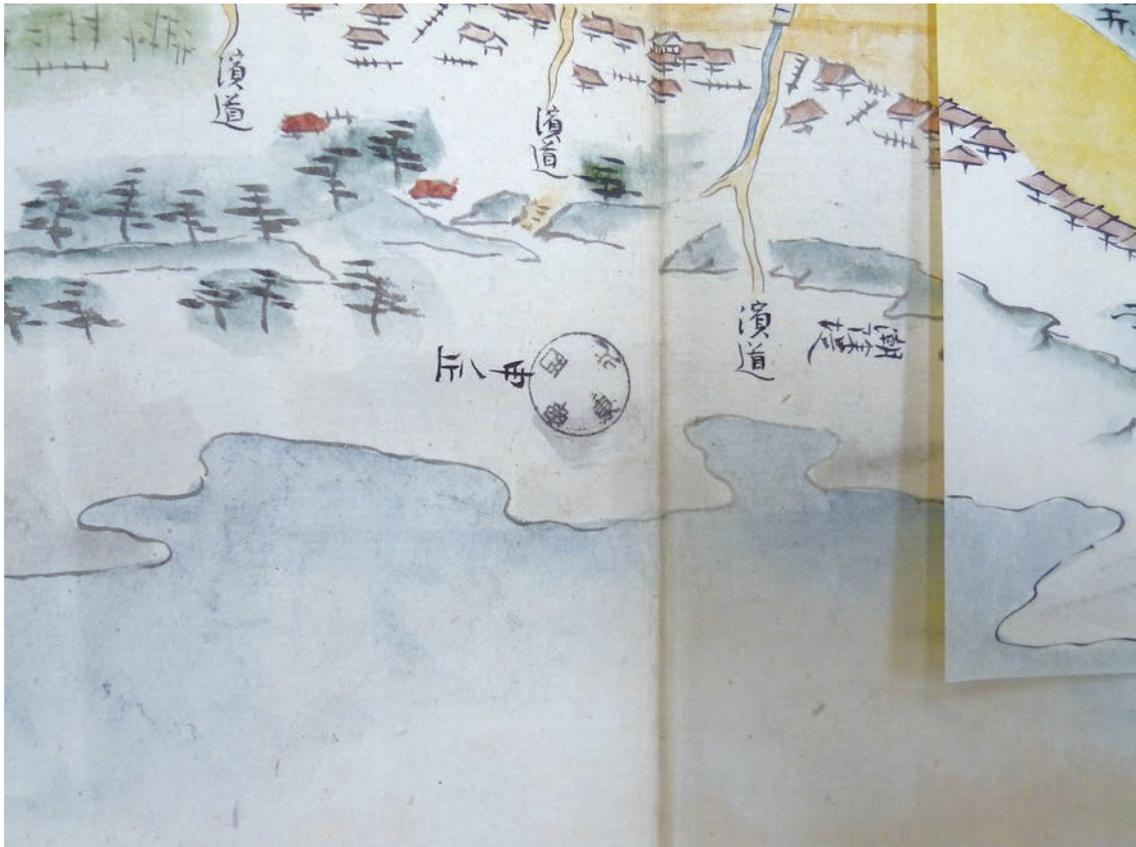


図7-7 Eタイプ（東海道）

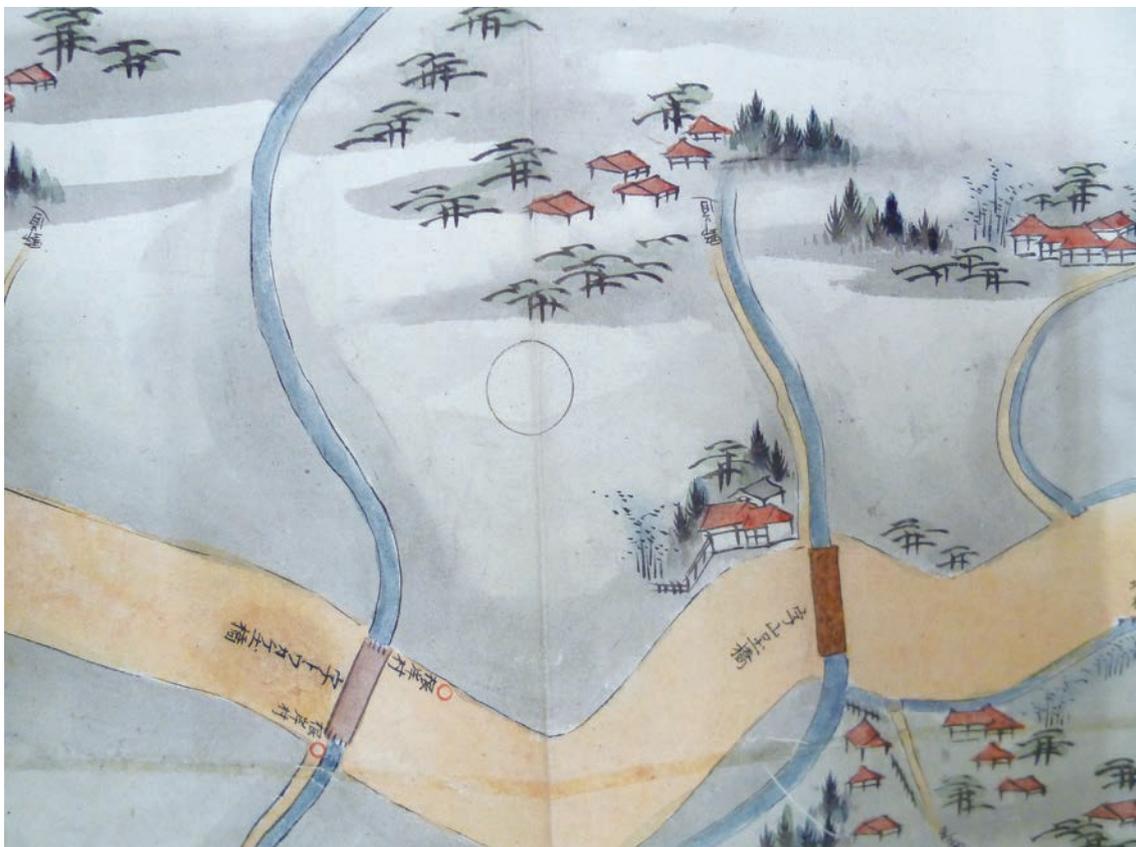


図7-8 円のみで方位なし

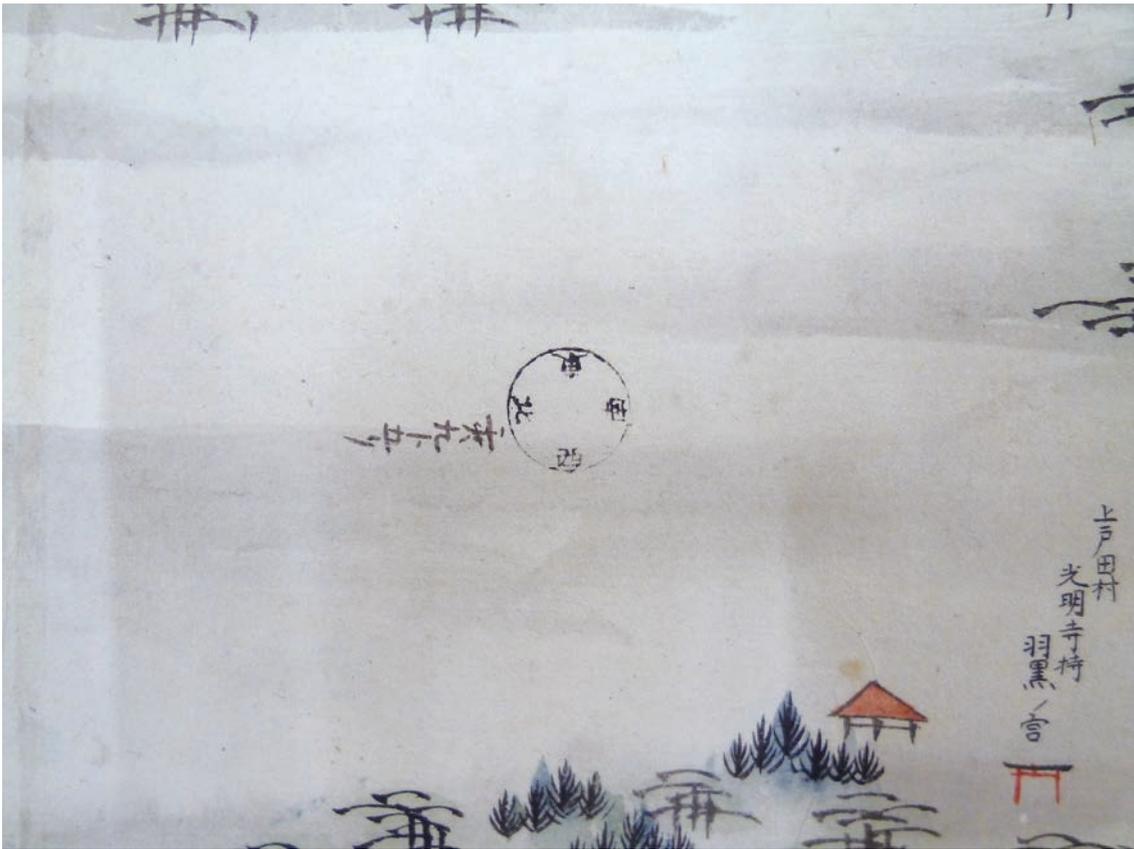


図7-5 Cタイプ

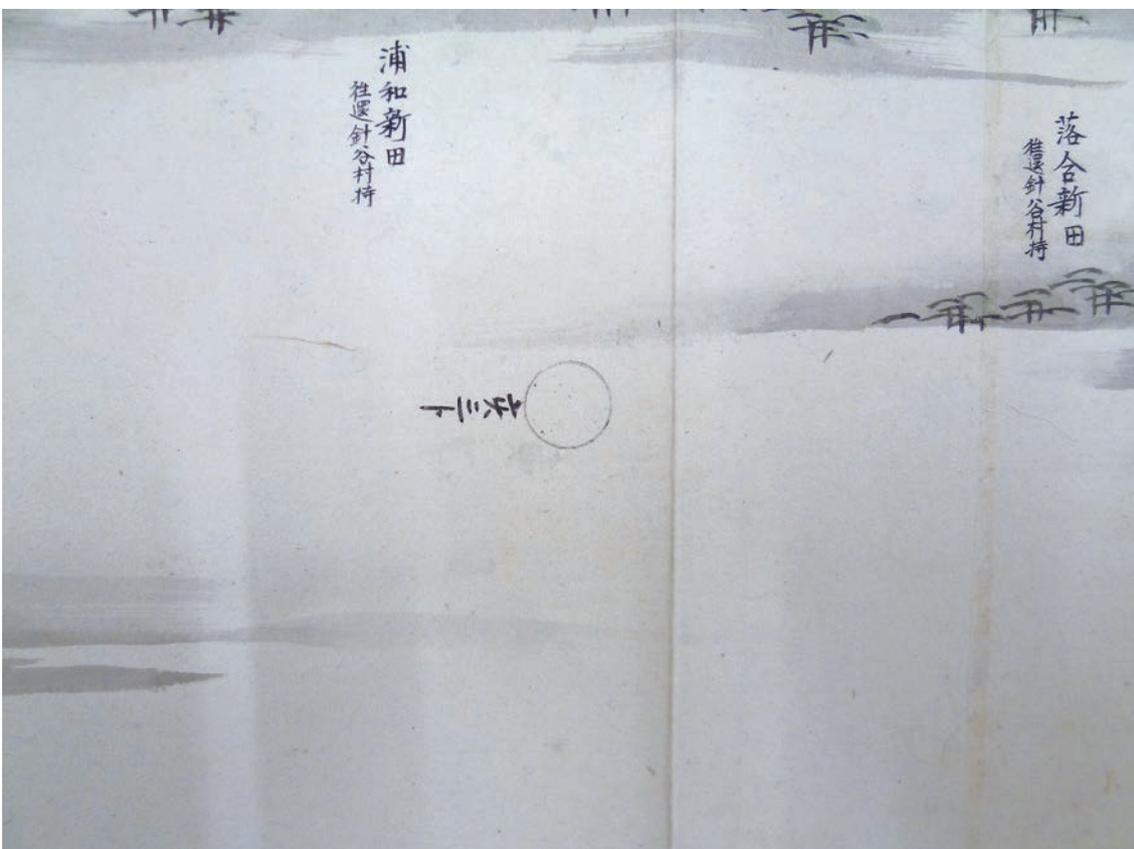


図7-6 Dタイプ

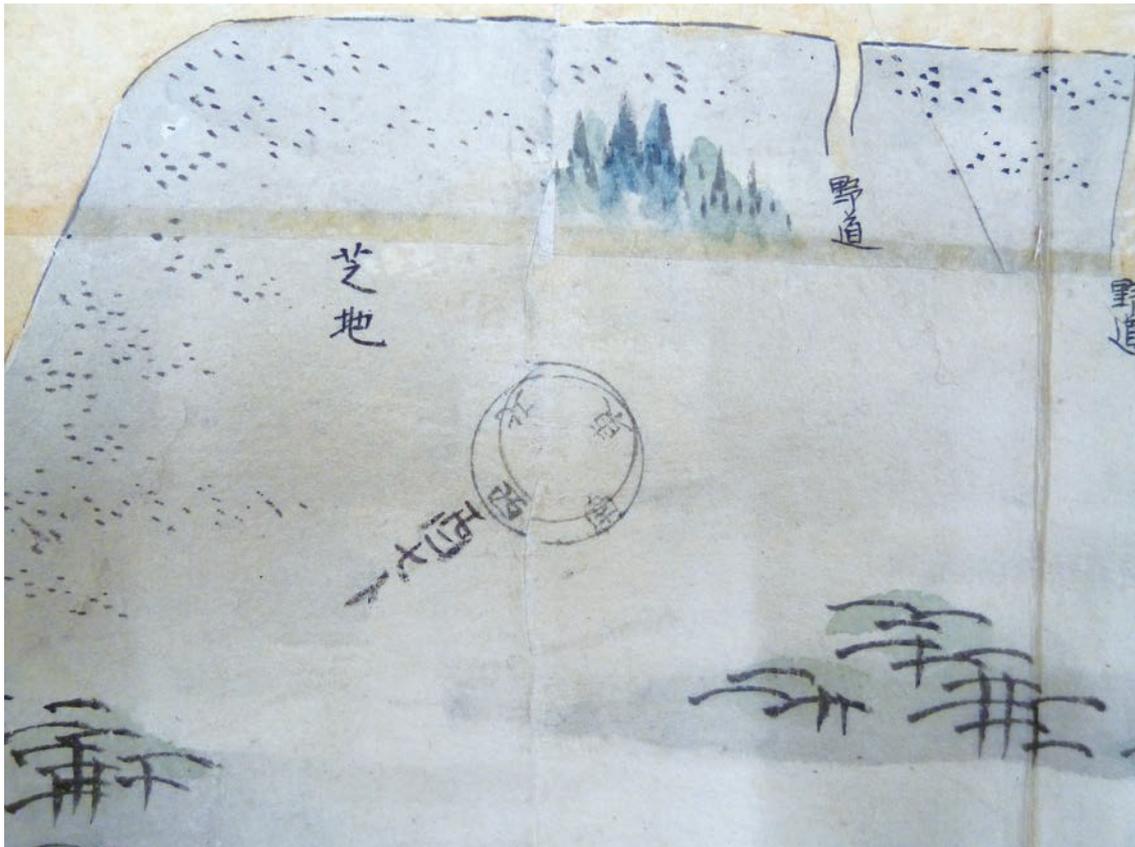


図7-3 A'タイプ（半円を合わせている）



図7-4 Bタイプ

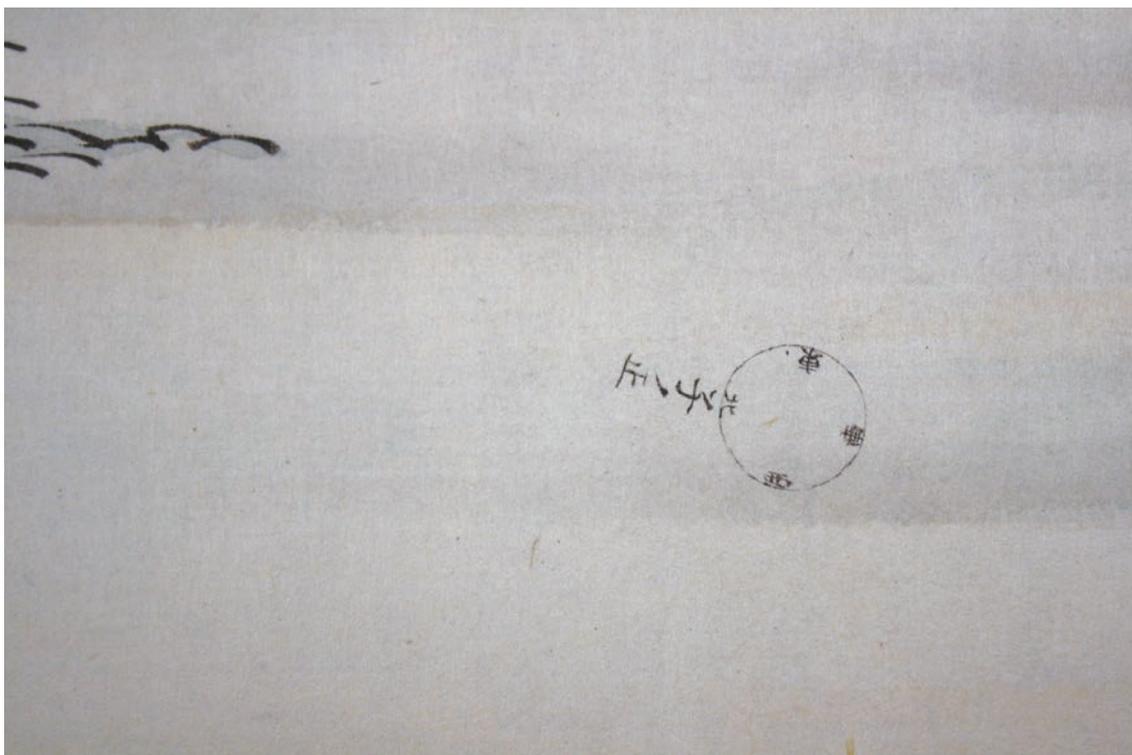


図7-1 方位（献上本） 画像提供・東京国立博物館

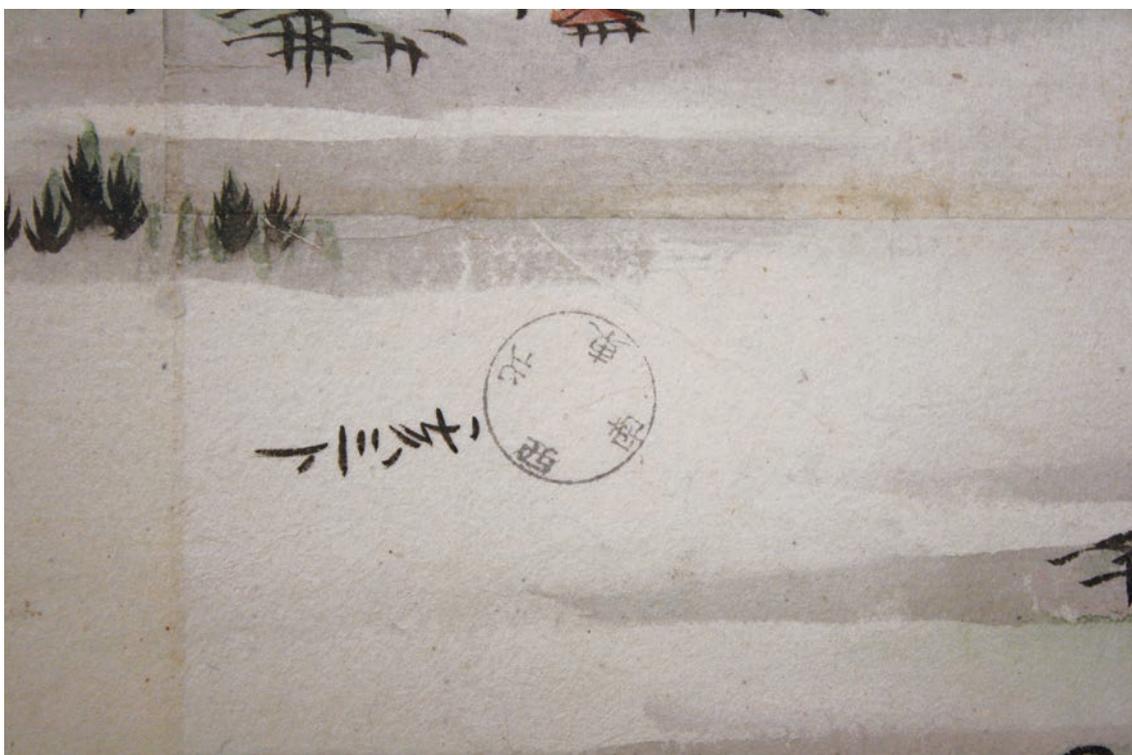


図7-2 方位Aタイプ（実務本）



図6-1 大聖寺（献上本）（樹木や田園の描写が丁寧） 画像提供・東京国立博物館



図6-2 大聖寺（実務本）



図5-1 越谷宿（献上本）（矢印の土蔵に家紋あり） 画像提供・東京国立博物館



図5-2 越谷宿（実務本）（矢印の土蔵らしき建物には紋はない）



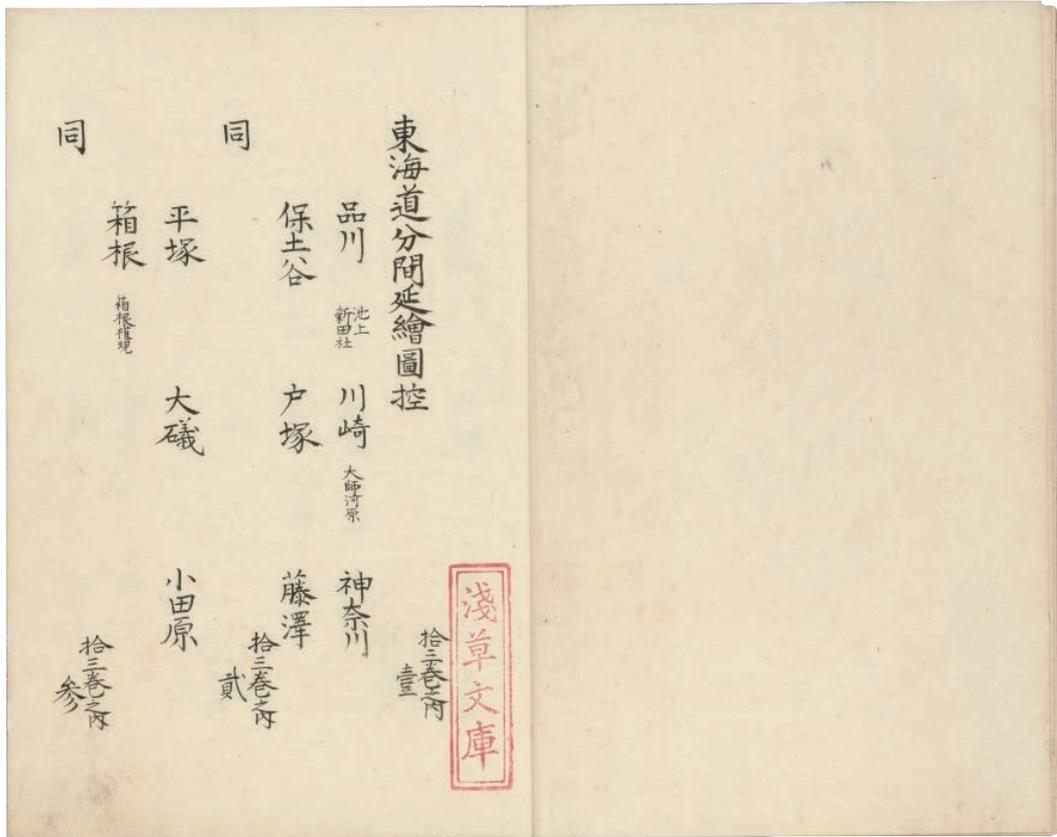


図2-2 「総目」 画像提供・東京国立博物館

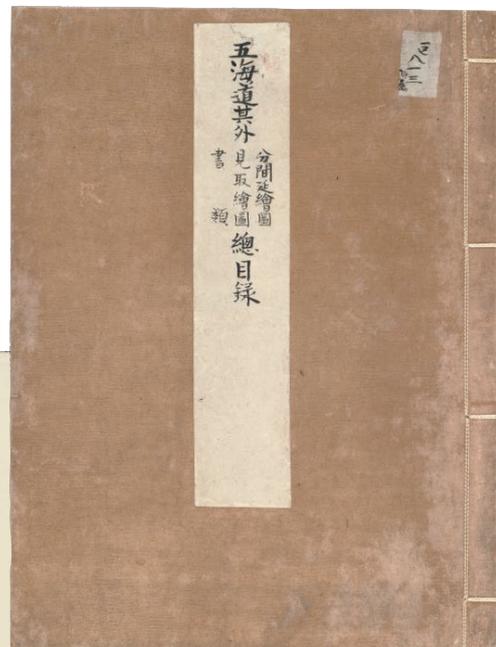


図3-1 『五海道其外分間延繪圖見取 繪圖書類総目録』表紙  
画像提供・東京国立博物館

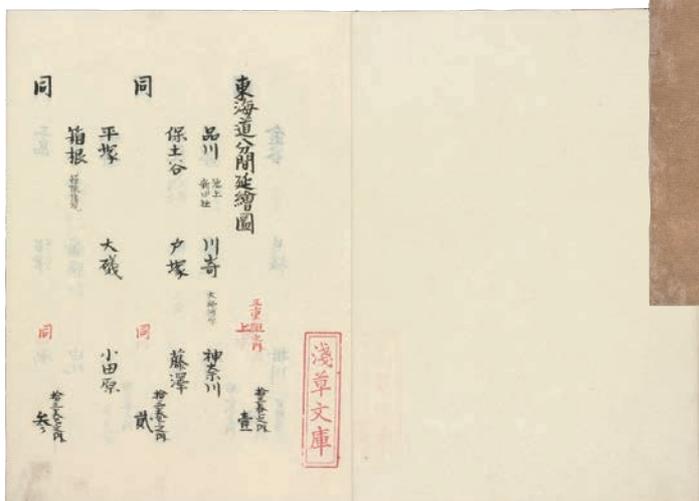


図3-2 「総目録」 画像提供・東京国立博物館

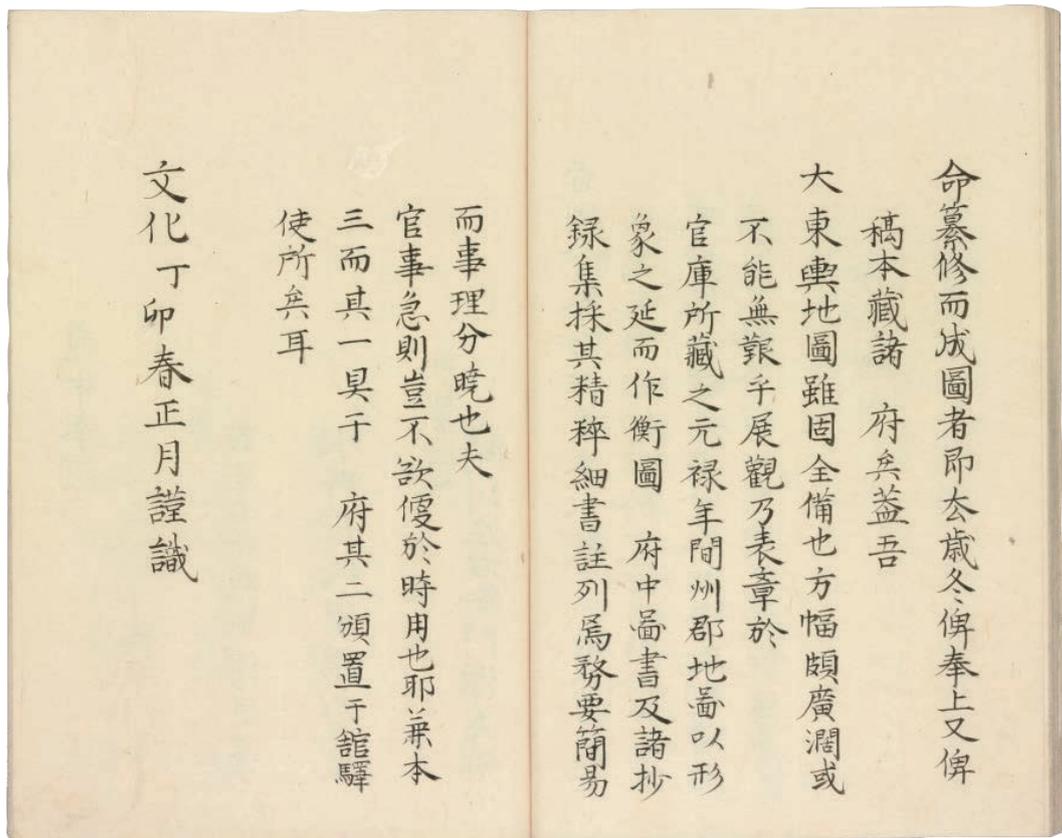


図1-3 画像提供・東京国立博物館

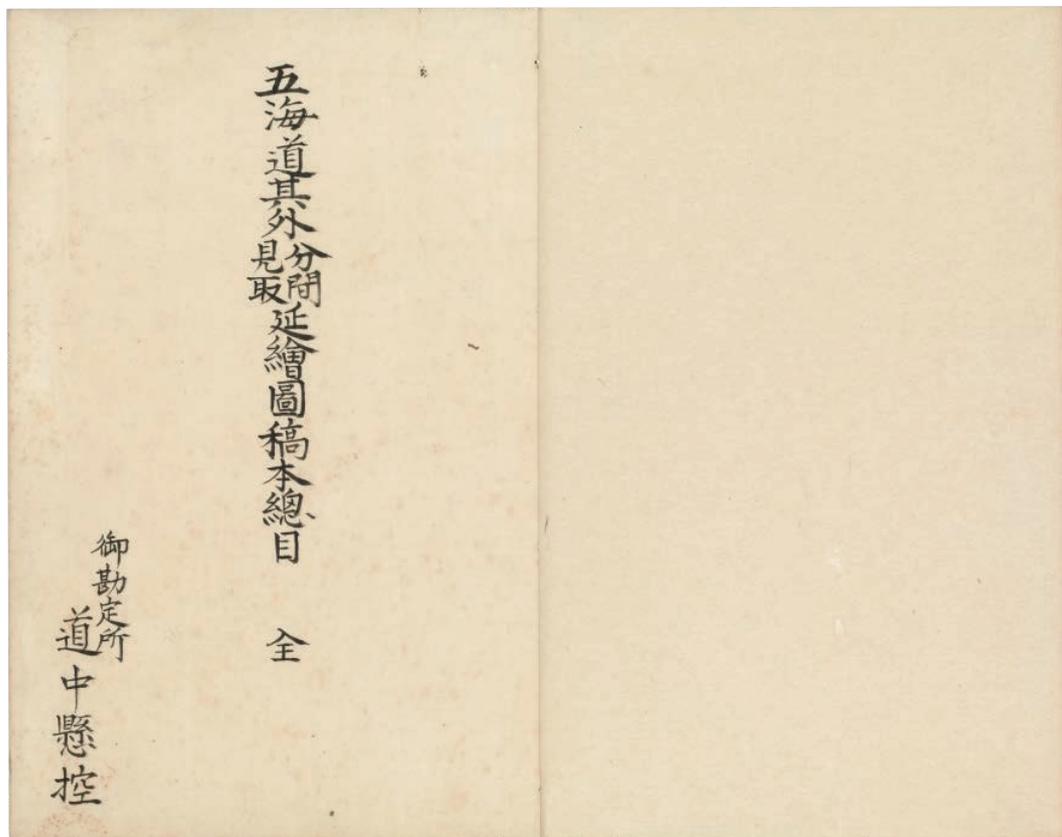


図2-1 内題『五海道其外分間見取延絵図稿本總目』画像提供・東京国立博物館

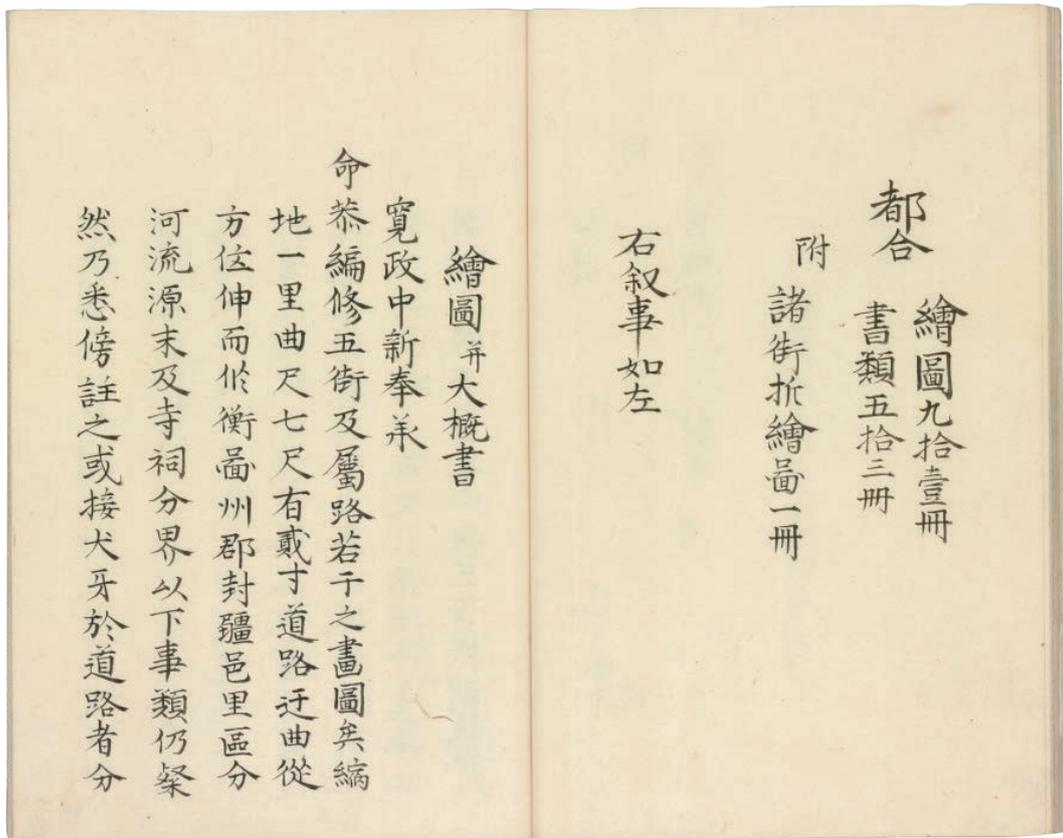


図1-1 『五海道其外分間見取延絵図総目』 跋文「絵図并大概書」画像提供・東京国立博物館

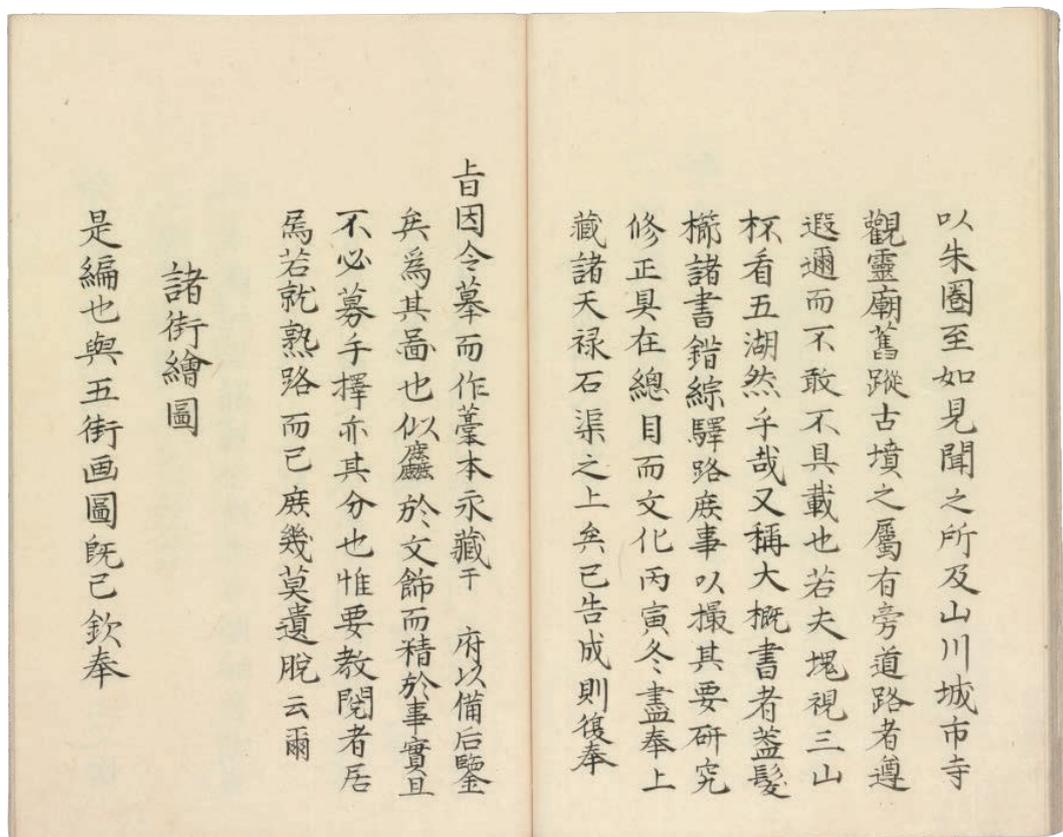


図1-2 画像提供・東京国立博物館

の成果であり、全国を広範囲に縦覧できるため献上本も作成することになったのではないだろうか。また、道中奉行所で利用のために、鑑賞などの美的要素には頓着せず、実務本として献上本と異なる詳細な情報を記入し、管理上必要であれば貼紙等などをして使用することを目的としている。そのため献上本と実務本の相違点を指摘し、新たな発見などから実用に供されたことを検証してきた。『五街道分間延絵図』研究の若干の進展となったのではないかと思っている。

なお、『五街道分間延絵図』と『宿村大概帳』は、一具として不可分の関係にあったが、現在『宿村大概帳』は、明治期の写本といわれる資料のみが郵政博物館に伝来し、当初の原本、次ぐ校本が確認できない。このことが『宿村大概帳』の成立過程の謎であり、本稿においても検証することができなかつた。しかし、記述事項の年代から、大胆ではあるが成立年代と校本の可能性を指摘した。直接的な史資料の発見が待たれるが、現時点では周辺の史資料からのアプローチを図ることが必要であり、今後の研究課題としたい。

展示資料を中心に、わずかな史資料からの不十分な比較検証と浅学のため理解不足などがあると思う。大方の御批判、御意見を賜れば幸いである。最後になりましたが、「にっぽん歴史街道 江戸の道」への『五街道分間延絵図』と『宿村大概帳』の出品に御尽力いただき、本稿調査及び執筆に御協力いただいた郵政博物館主席資料研究員井上卓朗氏と同主任学芸員井村恵美氏。さらに執筆にあたり御教示いただいた郵政歴史研究会第五分科会長山本光正氏。展覧会担当として助言してくれた埼玉県立歴史と民俗の博物館学芸主幹加藤光男氏に対し、深甚なる感謝を申し上げます。

- (1) 杉山正司・加藤光男「連携と比較展示」〈特別展〉「にっぽん歴史街道 江戸の街道」から「」（埼玉県立歴史と民俗の博物館『紀要』第九号・二〇一五年三月）
- (2) 十一代将軍徳川家斉  
指定は桐箆箋となっているが、実見の限りでは桐材というより杉材と思われる。箆箋は、おそらく仕様などから明治時代に入ってから製作とみられ、浅草文庫の収蔵時期に製作されたものではないだろうか。

- (4) 井上卓朗「郵政博物館所蔵『五街道分間延絵図』の概要」(郵便史研究会『郵便史研究』第三十八号)二〇一四年九月
- (5) 次項で触れるように、一帖を二分冊とした『美濃路分間延絵図控』がある。このことは、制作後に道中奉行所で実務上の必要から分割されたと考えられ、当初の「総目」とは員数が相違している。
- (6) 同註<sup>3</sup>
- (7) 波多野純「例会報告要旨『五街道分間延絵図』に描かれた宿場の建築」(『交通史研究』第三四号所収)一九九四年
- (8) 西野祐馬「『五街道分間延絵図』東博本と通信本の製作背景―『五街道分間延絵図』正本と副本の比較検討―」日本建築学会レジュメ 二〇〇六年同前
- (9) 児玉幸多「宿村大概帳」(『国史大辞典』所収)
- (10) (すぎやままさし 埼玉県立歴史と民俗の博物館副館長)

なくともこの時点で一組の校本の存在が推測されるが、写本があっても原本にあたる校本の存在が未確認であり、行方が気になるところである。  
**写本の誤字・脱字・後筆** 明治十二年〜十五年頃の写本であるとされているが、『宿村大概帳』には誤字・脱字などが散見される。先行する原本や校本との校正や照合はされなかったのであろうか。

誤字として適当ではないかもしれないが、最も多くみられるのが人口の誤りである。男女の合計が合わない例が多い。男女それぞれの数が誤っているのか、合計が誤っているのか不明だが、五人前後合計しない例がある。また、幸手宿の宿並みの長さが、わずかに四十五間と極端に短く、単純に丁単位が脱字となったと考えられる(図23)。

さらに中田宿では、本文と明らかな異筆で、「上江嘉永二酉年三割増、都合四割五分増之」と後筆されている(図24)。これはどういうことだろうか。明治になって嘉永二年(一八四九)の割増賃金を追記したのか。それならば脱字であったため追記したことになり、校正があったことになる。あるいは、明治の写本といわれているが、実際には校本である可能性もあると考えられないだろうか。大きな疑問点である。

**成立年代** これまで人口調査から天保十四年頃に校本が成立したとされてきたが、本項で断片的に見てきたように、この年以降の記述がみられ、実際には時代的に下がる可能性もある。

まず、粕壁宿では人口は天保十四年(一八四三)であるが、人馬賃銭定については、弘化二年(一八四五)の定めが記されており、二年ほど下がる。また、前述の中田宿の後筆に見られるように嘉永二年(一八四九)とさらに時代が下がる記述もあり、現在伝わる『宿村大概帳』が校本だとすれば、天保十四年から弘化二年頃に一応の成立を見たが、その後も加筆修正が行われて嘉永二年頃に完成したとは考えられないだろうか。

『**分間延絵図**』との異同 既に述べた『五街道分間延絵図』と『宿村大概帳』との異同について指摘しておきたい。制作事情から両者は不可分の関係にあり、同一箇所を纏められている。ただし、それは一部分を除いてという但し書きがつく。

基本的には、『五街道分間延絵図』と『宿村大概帳』は、同じ宿場で区

切られているのだが、唯一「甲州道中」の末尾のみ異同がみられるのである。「甲州道中」の『五街道分間延絵図』は九巻。『宿村大概帳』は八冊と一冊少なくなっている。『五街道分間延絵図』の九巻目は、上諏訪宿と中山道との合流点である下諏訪宿が描かれている。ところが『宿村大概帳』は、八巻目に上諏訪宿までを収載している。下諏訪宿に関しては『中山道宿村大概帳』に収載しているので、重複するというところで割愛したのであろう。他の結節点を描いた『五街道分間延絵図』を見ていくと、主街道を尊重して、こちらに宿場を掲載し、脇街道となる絵図では簡略化して描いている。一例として、東海道と中山道の合流点の草津宿は好例である。何故、下諏訪宿だけ絵図に見出しを付けてまで一巻としたのであろうか。おそらく、下諏訪宿は、中山道に属する宿場であるものの、宿の成立事情から上諏訪宿と一帯の構成と考えられていたため、両宿で一巻として制作されたと考えられる。

### むすび

展覧会や分科会を通して『五街道分間延絵図』と『宿村大概帳』に関する知見を述べてきた。『五街道分間延絵図』は、交通史研究や自治体史編纂では、第一級資料として利用されているが、本稿でみてきたように未解明な点が多いまま利用されてきた。幕府が五街道をはじめ、所管する脇街道を中心として、縮尺をもって方位修正を行って制作。付属の「総目」奥書にある「絵図并大概書」により制作経緯が明らかであり、幕府から浅草文庫、そして東京国立博物館へと来歴もはっきりしており、重要文化財に指定されている。これ以外についても資料的価値を高めている理由は幾多もあるが、『五街道分間延絵図』自体の研究は、存在すること自体に何ら疑問を持たずに等閑にされてきたといえる。

本稿では、当初から『五街道分間延絵図』の献上本が正本、実務本が副本として作成されたのではなく、結果として將軍に献上されたために正本として扱われたと考えている。本来制作の意図の端緒は、道中奉行所で街道管理のために実務用として企画されて作成が目論まれた。そして、大部

漏があり、後に追記されたとみられる個所が散見される。一例として「中山道」第一巻の蕨宿の「問屋場」などは、周辺の情報とは明らかに異筆で記されている【図21】。これは何を意味するのだろうか。実務本の文字は、絵の部分同様に献上本に比べて上手とは言いがたく、追記された文字は武骨の感がある。絵図として一応の完成を見て、情報の記入漏れが無いかの最終チェックで発見されて追記されたと考えられるが、この照合する元が、下図であったか、あるいは同一性を意識して献上本と共に照合したのか。私見として文字情報は、絵図作成と同様に下図に記された情報を記入したが、最終校正で献上本と異同が無いかが照合が行われたのではないかと考えたい。

## 五 『宿村大概帳』の資料概要

『宿村大概帳』は、近世交通史研究の基礎史料として知られ、児玉幸多編『近世交通史料集』に収録されている。従来、五街道とその付属街道を有する自治体史では、必ずと言っていいほど収録されてきたが、その利用は当該部分に限られ、冒頭の史料集以外では通覧することが稀であったためか、深く研究がされてこなかったといつてよいであろう。

さて、『宿村大概帳』は、五街道の他、その付属街道として美濃路・佐屋路・本坂通・山崎通・日光御成道・壬生通・例幣使道の各宿と水戸佐倉道の幕府管理の三宿を収載している。内容は、宿高・人口(男・女)・本陣規模・旅籠数・家数・人馬賃銭・社寺・沿道の村名・掃除場・生業・並木・一里塚・立場・河川・河岸・橋梁・産業などの概要を記している。

成立時期については、前に紹介したとおり「絵図并大概書」では、寛政年中に五街道と付属街道の延絵図とともに大概書を作成するため再調査して、文化三年(一八〇六)に將軍に献上したとする。この完成を報告したところ再度命を受け、大概書は改めて校本を作成したと記されている。つまり、寛政期に調査して文化三年に完成したが、改めて命を受けて校本を作りなおした。この校本は、天保十四年(一八四三)前後の宿内人口が記載されていることから、概ねこの時期の成立と考えられている(【図22】)。

現在郵政博物館が所蔵する『宿村大概帳』が唯一の資料であるが、駒通局長前島密が命じて、明治十五年(一八八二)に刊行された『駒通志稿』編纂資料として写されたものとされる<sup>10)</sup>。

## 六 『宿村大概帳』制作をめぐる

原本と校本の存在 『宿村大概帳』は、『五街道分間延絵図』とともに文化三年に献上された。ところが再度命を受けて校本が作成された。

さて、現在伝わる郵政博物館所蔵の『宿村大概帳』から、成立をめぐるいくつかの謎が浮かび上がってくる。

第一に、文化三年に献上された当初の『宿村大概帳』は何処に行つたのか。『五街道分間延絵図』は、現存しているにもかかわらず、相互に補完し合う資料の一方が何故見つからないのだろうか。

第二に、「絵図并大概書」によれば、『五街道分間延絵図』同様三組作成されたとする。その三組はどうなったのだろうか。紅葉山文庫収蔵資料の多くは、明治維新後に新政府に引き継がれ、今日国立公文書館内閣文庫をはじめとして公立機関に収蔵されているが、『宿村大概帳』らしき資料は確認されていない。

第三に、校本として作成された『宿村大概帳』は、三部作成されたのか。また、その校本は何処にいったのか。

第四に、『宿村大概帳』と『五街道分間延絵図』は、同時に作成されたにもかかわらず、『見取絵図』の『宿村大概帳』は、何故作成しなかったのか。『両資料とも道中奉行所において街道管理に供されたと考えられ、制作経緯からも不可分の関係にあり、双方を照合することで街道の状況を把握することが容易となるはずなのに、である。あるいは、現存の『宿村大概帳』は、『駒通志稿』編纂資料であるため、編纂過程で五街道と付属街道と幕府管理の三宿以外の部分は収載されなかったのだろうか。疑問は尽きない。

いずれにせよ現存する『宿村大概帳』は、『駒通志稿』編纂資料であり、編纂が開始された明治十二年から刊行された同十五年迄の写本である。少

ということが、街道を管理する道中奉行所にとっては重要な案件であったのだろう。

次に「甲州道中」第九巻の上諏訪宿でも貼紙がみられる【図19】。

城下

「諏訪因幡守」領分 甲州道中上諏訪宿往還漸  
三間程之処町方之儀ニ付商荷物又者土地之人馬等  
出入繁其外旅荷物数多落合候節ハ往来

差支其上火災之節者防人数差配等甚及混雜

相成候故を以

一享和三亥年城下町多分焼失之砌道廣之儀

伺之通被仰渡候 但し【為】評議御下ヶ有之

一文政五年午年右道廣不致分焼失ニ付道廣之儀

伺之通被仰渡候 但評議御下ヶ有之

一嘉永元申年右両度共道廣不致分焼失ニ付

道廣之儀伺之通被仰渡候 但評議御下ヶ有之

附五間ヨリ六間程ニ廣候事

内容は、上諏訪宿内の道路拡幅に関する事柄で、享和三年（一八〇三）、文政五年（一八二二）、嘉永元年（一八四八）と四十五年越しの懸案で、道幅が僅か三間のため事故が多く、六間に拡幅するというものである。この貼紙は、道中奉行所では街道管理に使用していたことがわかる好資料である。しかも少なくとも、幕末近くの嘉永元年まで絵図が使用されていた痕跡を示している。

**絵師の描写裁量** 絵図内の表現に、紅葉等の季節感を描写する裁量があることは想像されたが、「中山道」などから両本ともに同様に紅葉表現は描写されている。しかし、実務本のみに見られる表現描写がある。

「江島道」（江の島道）では、鎌倉から先、江の島にかけて、特に海岸沿いに「雪」の表現がみられる【図20】。積雪ではなく降雪で、折しも雪が降り始めた時を描写した観がある。「江島道」の献上本を実見していない

ので東京国立博物館の画像検索と東京美術刊の写真版からの情報ではあるが、実務本のような降雪表現は確認できない。これは、実務本の「江島道」を担当した絵師の独創的な風景描写ともいえ、絵師の裁量に任されていた、あるいは道中奉行所側から雪表現の指示があったなどが考えられる。前項では、献上本に鑑賞を意識した表現が多用されていることを指摘したが、実務本でも「江島道」は例外といえる。なお、江の島付近には、色ムラか貼紙があったような痕跡の箇所がみられることを指摘しておきたい。

**制作方法** 実務本は、献上本と比較して用途を意識して作成されていることが明らかになってきた。前項では、実務本作成が主目的であり、その過程での献上本作成であった可能性を述べてきたが、それでは、献上本と実務本のどちらが先行して作成されたか。また、どのように作成されたのかを考えてみたい。

絵図は、絵画同様に下図（画稿）が作成されて後、清書された素直に考えたい。絵図は、『五街道分間延絵図』であり、「絵図并大概書」にあるとおり測量をして縮尺をしている。つまり前述したが道幅や家屋などは誇張されているものの、距離（長さ）は正確を要するため、下図が作成されなければならぬ。実務本は、献上本を写したという見解<sup>9)</sup>もあるが、清書された、まして献上本を写す（敷き写し）ということも考えられない。街道部分以外は、あまりにも両本の違いがでていいる。やはり下書きを作成し、それを元に絵師たちが分担して平行作業として作成したと考えるべきであろう。今回の展示ポスター作製に際して、日光道中栗橋宿に関して、両本を同率の縮尺で写真を引き伸ばして太陽に翳して照合したところ街道部分は完全に一致していた。前述のとおり、画質に優劣があることは指摘したとおりであるが、少なくとも街道に関しては下書きを元に清書されたと考えている。

文字情報に関しては、両本それぞれ書き入れられた可能性もある。勿論下書きが作成されて絵図に書き入れられたが、実務本は、前述のように街道情報が詳細な部分があり、道中奉行所で書き入れべき情報として作成担当に示したとみられる。それ以外は、街道基本情報として、両本同一の下書きを元に記入されたと考えられる。ただし、実務本には街道情報に脱

強したい。

下げ札 第一点目は、「足尾道見取絵図控」第五巻表紙の前小口（開く側）に貼られた小片の紙であった。これは表紙から内側に折り込まれていた。貼紙は、古色に変色し、「足尾道見取絵図控 五巻・ぬ一」と記載されていた。これを伸ばし、さらに絵図を平積みしてみると、ちょうど下げ札になり、前小口を正面にした場合に平積みされた絵図から該当する絵図を検索できるということがわかった【図15】。道中奉行所では、棚に絵図が平積みされて保管されていたことがわかる。他の絵図には、貼紙はなかったが、紙が剥がれた痕跡がある絵図が相当散見された。唯一残っていた「足尾道」の貼紙の存在は、次の点と共に重要な手掛かりである。

小口墨書 同時に展示の際に、開かない絵図を一ケース内に集めて平積みにしたところ、小口の地部分に墨書が見られる絵図が見つかった。次第に見ていくと五巻ほど確認できた。中山道では「中之六 贄川 奈良井 藪原 宮ノ越 福島 上松 須原」と書かれ、地部の小口から検索できることがわかった【図16】。

本来は他の絵図にも当然存在したはずであるが、通信博物館時代から順次裏打ち修復が進められており、天地の小口に保存と利用のために余白もった裏打ちが施されているため、確認することができなくなっている。残された数巻の裏打ち修復は、貴重な資料である地部の小口を慎重に扱ってもらいたいものである。

この二点の発見により、当初から折本装で制作され、道中奉行所での保管状況が明らかになったのである。

貼紙修正 三点目は、当初作成した絵図部分に、その上から貼り込み修正した箇所が見られた。

「東海道」第三巻の濁澤村には、街道上に修正のために添付された貼紙がある。貼紙は上部のみ糊付けがされているため、当初の絵図を確認することができる【図17】。修正前と修正後を見比べると、若干街道の屈曲に変化があることがわかる。素人目にはそれほど重要とは思わないが、当時の街道管理上重要なこととして修正が施されたのであろう。また、修正部分には、当初は方位が示されていないが、判ではなく新たに手書で加

えられている。

管理用貼紙 「東海道」第十一巻では、日岡村付近に貼紙がある。これは新規に休所を設置する願いに対して、道中奉行所で周辺の休所の存在を確認するものである。

まず、貼紙の記載を確認したい。六枚の紙片が貼付されている【図18】。

「木食常接待所

梅香庵」

「此庵地より

蹴上九躰丁迄凡十二丁程

新規休所願場所迄凡七丁余

千本松吉祥院迄凡式丁余

「常接待所

千本松吉祥院」

「此吉祥院より

蹴上九躰町迄凡十丁

新規休所願場所迄凡五丁」

「先達而之御普請出来形帳江引合候へハ

此邊姥か峠

「新規休所願場所

此所より九躰丁迄凡四丁余

御仕置場迄凡二十間」

この日岡村付近の貼紙では、新規に願いがあった休所予定地から、既存の木喰が設置した梅香庵と千本松吉祥院からの距離、予定地の先の町場である蹴上九躰町までの距離を記している。内容から、既存施設との競合関係や必要性を検討したもので、その結果、新規に開設することが認められなかったか確認できない。現代でも薬局や理容関係などで役所の認可関係で行われるが、江戸時代でも同様であったことがわかる。街道の維持のために、新規に開設して共に賑わうのか、または共倒れして衰微してしまうのか、

例の少ない三つの村名と里程が記される異例の記載である。おそらく献上本は、将軍上覧を意識して、わかりやすい五街道の鴻巣宿との関係をあえて示したと考えられる。一方、実務本は、次の大きな村で関所が設置されている村のみならず、利根川渡河という重要地点、そしてその先の城下町を重視していることが窺われるのである。この館林道は、将軍の日光社参時には、日光御成道と日光道中は、将軍および供奉する諸大名・役人で混雑するため、御三家などは中山道経由で館林道、壬生通と迂回路をとって日光に向かう。おそらくこうしたことを意識して、忍行田町の里程を詳細に記述したのではないかと考えられ、実務本の性格をよく示している。

**絵図内の情報** この他、両絵図では、文言記載の情報に異同が散見される。まず、全般的な異同では、街道上に記された宿村や橋梁、寺社名などの文字情報は、献上本では絵図を鑑賞することを意識して、文字が丁寧かつ小さくなっている。実務本では、反対に文字が大きく目立つように記されている。

さらに「日光御成道」を例にとると文字情報は、両者の異同が顕著である。この街道沿いには、将軍の日光社参時に昼休所となる錫杖寺がある。

この寺は御朱印地をもっているが、献上本には「御朱印寺地」の文字が錫杖寺の文字の右肩に記されている。ところが実務本には、「朱印寺地」の記載が無い【図12】。これは、この道中の他の朱印寺でも見られる事象で、将軍が御覧になる情報としては、日光社参があるためよく知っているのに漏らすことはなく、道中奉行にとっては寺社奉行の管轄となる寺社については、管轄外情報として記すことの必要性が無かったためではないだろうか。

「日光御成道」において河川、道中では川口宿付近で芝川が、鳩ヶ谷宿では見沼代用水が流れている。社寺は街道には直接は関係しないが、河川は渡河、架橋など密接に関与する。そのため献上本では水源と流下先程度の簡略した解説だけが、実務本では水源等のみならず、距離、目的など詳細に記載している【図13】。河川は街道管理に不可欠な存在であることがわかる。

「館林道」では、河川では先述のとおり利根川を渡河する。この利根川に関する記述は同様であるが、河川名と解説の方向、すなわち上流を頭に

して書くか、下流を頭にして書くかという異同が見られる。献上本では、上流を頭にして下流に向かって川名などの文字書くという法則がある。こうなると場所によっては絵図では上流が下になり、下流になる上方に向かって流れており、文字を見る際には、文字が下から上へ反対になる。一方、実務本は下流が頭で上流に向かって書く【図14】。これは文字が上方から下方へ書かれているので見やすくなる。

以上、いくつかの例示をしたように、献上本は将軍が御覧になることを意識して作成され、美的や鑑賞という点を意識しているといえよう。かたや実務本は、道中奉行所内で役人が実際の街道管理のために実用的に使用するため、極力美的な要素を排して文字の大型化、豊富で業務上必要な情報を記載した、まさに実務本として作成されたといえる。

『五街道分間延絵図』の献上本と実務本は、正本・副本という位置づけより、全く目的が異なった絵図として制作されたといえるのではないだろうか。そもそも「総目」の巻末にある「絵図并大概書」から、将軍に献上するために作成し、合わせて実務用にも作成することになった旨が書かれていることから、これまで正本・副本という扱いがされてきた。このため副本としての実務本（郵政博本）は、ややもすると軽んじられてきた傾向がある。しかし、これまで見てきたように再検討をしてみると、当初は実務本の製作が意図されて作成することになったが、これだけの仕事は是非とも将軍に献上し御覧いただきたいということになり献上本が作成されることになった。さらに「絵図并大概書」では、正直な経緯を記すことができないため、献上本が最初にありき、となったのではないだろうか。

#### 四 実務本（郵政博本）の発見から

実務本（郵政博本）は、全巻にわたって詳細に調査されたことはなかった。同館学芸員でも、すべての絵図を一つの機会に開くということは労力的にも時間的にも多くを要し、時々で必要な絵図のみを調査するに留まっていたことは当然といえる。第五分科会及び今回の展示のための調査、そして展示に際して発見があったことを報告し、前項で述べた制作目的を補

誤差の範囲と言つてよいであろう。

さて、ここで触れたいことは、方位円の記載である。『五街道分間延絵図』作成にあたっては、基本は面相筆のような極めて細い筆により、手書きで記すことであつたと考えられる。献上本・実務本ともに見られる作業である。

ところが、実務本には、手書きばかりでなく判（印鑑／スタンプ）で捺された方位円が見られるのである。実数は数えていないのだが、感覚的には半数近くにはのぼる。また、実務本の方位円については、欠落、円のみ、円部分が二重（ズレ）などの指摘もある<sup>8)</sup>。

実務本を丹念に見ていくと、判は五種類あることがわかつた。「中山道」だけでも四種類ある。

Aタイプは、大成村を境に江戸方向に比較的多い。径が一・五ミリメートルである。Aタイプに属するがAタイプとして「西」の冠の一から出る右への払いが下方向に流れるものもある。A・Aタイプとも「北」の左下から右方向への跳ねが、右へ長く伸びている特徴がある。

Bタイプは、径はAタイプと同寸で大成村以北に多い。「西」が「西」のように箱の中に短く「一」が入っている。「北」は、Aタイプと同じ。「東」は、他よりも上部の横棒が長い。「南」は、「一」と特異な字である。

CタイプもA・Bタイプと同寸で、「北」の左下からの払いが横に流れる。「東」の上部の横棒が他よりも短く、「南」の構えの右側が内側（左方向）に向かつている。

Dタイプは、円のみで方位の文字が無い、または薄く、径も一・四ミリメートルで、「浦和新田」と「根岸村」付近では円のみとなつている。献上本では、同位置に記されている。このことから判の場合、円と方位が一体化した判ではなく、円と方位文字は別判で、それぞれに捺されていることがわかる。この二ヶ所の円だけであるのは単なる捺し忘れであろう。しかも、円は一つの円ではなく、半円を二つ組み合わせていることが、「下戸田村」の半円だけのものからわかつた。文字は、不鮮明であるがA・B・Cのどのタイプでもないようである。ただし、他のタイプの円も、半円を使用しているかの確証はない。

Eタイプは、「東海道」で見られるが、径一・五ミリメートルとやや大型化している。文字は不鮮明であるが、Dタイプと思われる。

このほか、一・三ミリメートルと一・四ミリメートルの重なり合った二重円というより、円内に小円を捺せうとしてずれてしまった感のある円もみられる。

このような手描きと判の混在は、作業の分担と効率化を示すものであり、しかも数種類の判が存在することは、多くの人間によつて作成されたことを教えてくれ、実務本の性格を表している。

**町村名と位置** これまで見てきた異同は、一見ただけだとあまり気がつきにくく、些細な指摘といえる。しかし、この項以降で指摘するのは、献上本と実務本の成立にも関わることで、比較的目的につきやすい事項である。

「日光御成道」の第三巻では、岩槻宿の町名とその位置が大きく違いを見せている。岩槻の名称であるが、献上本は「岩附宿」、実務本は「岩槻宿」と同じ地名ではあるが文字が異なつている【**図8**】。しかも小判型の中に書かれた宿名の位置が、岩槻宿中ほどに上部（南）から伸びてくる御成下道（鈎上道）の右にあるのが献上本。左にあるのが実務本と違つている【**図9**】。しかも中心をなす御成下道の形状は、献上本が屈曲しながら伸びているのに対し、実務本はほぼ直線的に伸びている。絵図全体も、献上本は俯瞰的に描くが、実務本は鳥瞰的に間上から見た様子を描くという違いもある。そのため岩槻城は、情緒的に描かれる献上本に対して、実務本では櫓などはつきりと描かれている。城を取り囲むように周囲を流れる元荒川もたおやかに流れる献上本、滔々と流れる実務本という違いも見られる【**図10**】。

「館林道」では、中山道の箕田追分から分岐して忍行田町、川俣関所で利根川を渡河して館林、さらに佐野で例幣使道に合流するが、第一巻の忍行田町の記載に注目する。小判型の円内に「忍行田町」と通例の記載がある。しかし、その右には、これから向かう次宿などの名と里程が記される。献上本は、手前の中山道鴻巣宿の名と里程が記される。実務本は、川俣関所が控える上新郷のみならず、利根川対岸の川俣、そして館林までの名と里程が記されている【**図11**】。両本の記述は全く相違しており、他巻では

さて街道表現で最も顕著と思われるのは、街道に塗られた絵具の色である。全巻に共通するものではないが、献上本では「金茶色」や「鬱金色」系で着彩されている街道が多い。わかりやすく例えれば橙色に近い黄色系の色である。実務本はというと、「中黄色」や「向日葵色」といったやや明るい黄色系で着彩されていることが多い。もちろん全体の傾向であり、実務本でも「金茶色」で塗られている巻もある。

献上本は、落ち着いた色調で鑑賞に堪える。実務本は、明るい色調で見やすさを意識している。それぞれの目的に沿って着彩されていると言えるだろう。

**描写（絵師）** このような色調の違いのほかに、描写法にも顕著の違いを見ることが出来る。街道の面した家並みは比較的詳細で、『宿村大概帳』と比較して東海道の江戸に近い宿場ではほぼ一致、木曾路などでは完全に家数などが一致して描かれている一方、中山道や日光道中の江戸に近い宿場は約半分程度しか描かれていない。特に中山道の江戸に近い板橋・蕨・浦和・大宮・本庄の各宿は個々の建物を大きく描くことで棟数も省略しているという指摘がある<sup>7)</sup>。構造も瓦葺、藁（茅）葺、板葺、土蔵などの別が描き分けられている。何か所かの宿場を比較したことだが、献上本と実務本は、技量の差はあるものの、ほぼ同様に描かれている。ただし建物の形状は、実務本に関して言えば、部分的に簡略化されたり、柱が垂直でなかったりするような走り書きの様がみられるところもある。

「日光道中」の越谷宿を例にとると、前項であげた建物の描写の粗密が目立つ。宿中央の大沢橋畔付近の家々の描写が、献上本では詳細であるが、実務本は簡略化されており、土蔵の屋号を表す紋は省略されていることが多い【図5】。ただ、家の向きや家数に関しては、ほぼ同一であることから下書きの存在が推測される。

次に風景であるが、「中山道」に関して言えば、色彩、家などの描法、遠景を含めた風景からは、献上本と実務本はほとんど違いが無い。しかし、「中山道」以外の絵図は、両者の違いが顕著である。先ほどの越谷宿を例にとると、宿場周辺の色彩が、実務本は本紙のままのほぼ無色に対して、献上本は余白部分まで薄く茶系の絵の具がひかれ、しかも霞がたなびくよ

うな濃淡を左右方向に伸ばしている。木立や遠望する寺院や山々も丁寧に描かれている。街道や溜井、河川等色を差す面積が比較的大きな箇所では、献上本はきつちりと塗り、溜井などの奥行きのある場所は手前側が淡く、奥は徐々に濃く塗り分けるなどの美的な要素が見出せる。一方、実務本は、濃淡の塗り分けではなく色ムラが顕著である。極端に言うとも色が入っていないという感覚さえ見えるのである。実務的には、どのあたりに何があるかを把握できれば支障はないわけである。【図6】

この『五街道分間延絵図』を絵画的に眺めてみると、献上本は鑑賞に耐えうる絵図。実務本は、まさに実用に供するために描いたといえる。同じ街道各巻、また献上本と実務本、それぞれ各巻毎に違う絵師（絵心のある者）が担当していることが見て取れる。同一街道であっても、隣り合う巻は別の絵師であり、献上本と実務本では、同一巻であっても別の絵師が担当している。これだけ多くの巻数を、数年で仕上げるためには、当然のことと分担作業が必要となる。一巻であっても複数の絵師があたったのではないだろうか。一巻仕上げると別の巻というように、複数の巻を担当したとみられる。また、献上本の「日光道中」第一・二巻を担当した絵師は、その描法等から「奥州道中」の第三巻を担当したと考えられる。このように献上本と実務本の双方を担当した絵師もいたとみられるが、全体の傾向として献上本は師匠筋の絵師が担当し、実務本は弟子筋などやや腕の落ちる絵師が担当したと考えている。勿論、「奥州道中」のように師匠筋の絵師が担当することもあったろうが、將軍に御覧に入れるということで、献上本については弟子筋が担当することは無かつたのではないだろうか。

**方位** 街道絵図は、長くまた所々で屈曲する街道を、規定の紙幅の中に描き切らなければならない。しかも『五街道分間延絵図』は、縮尺も規定されているので担当者にとっては文字どおり至難の業となる。そこで街道の向きを修正するため、方位記号による図示が必要になる。【図7】

方位記号は、街道外の空間に円を描き、円内に「東西南北」の文字を記している（以下「方位円」）。さらに修正の角度を「辰三分」などと記している。献上本と実務本の同一地点で照合すると、角度の修正は厳密には所々で数度の角度の違いがあるが、近代的機器で測量をした地図ではないので、

たと素直に考えられるのである。

つまり、献上本については、構成の検証が不十分なまま作成されてしまった。一方、実務本は当初「総目」どおり制作されたが、街道を把握している道中奉行所が、実務本を配列する際に献上本で見落とされた配列間違いを確認して修正した。そうなるに献上本が先行して制作された後、実務本が制作されたことになる。

あるいは、作成後に配列の間違いに気付き、道中奉行所で修正したとも考えられるのである。

**装丁** 献上本と実務本の外形的に特徴のある異同は、装丁である。献上本は、絵巻物状の卷子装。実務本は、大般若経などにみられる折本(帖)装。同一の絵図にも関わらず異なる形態であることに、通常は違和感を覚えるであろう。一般的な史料では、表装などの裂地の素材などでの相違はあるものの、形態の違いはあまりない。これは、目的の差異が大きいと考えられる。

すなわち献上本は、將軍が御覧になることを意識して装丁が考えられているのである。將軍は、各絵図をすべて見ることはないであろうが、成果品を御覧に入れた際に絵巻物状に広げることによって街道の長さが実感できるとともに美的にも見栄えがする。

一方、実務本は、道中奉行所で役人が実用に供することを意識した装丁として考えられている。卷子装であると、確認したい箇所が巻頭に近ければ問題ないが、後半部、特に巻末にある場合には巻き込むことに手間がかかり、該当部分へ辿りつくことが容易ではない。これが折本装であれば、巻末であっても即座に開くことができるという利点がある。

当初からの装丁であることは、頁数が前出の献上本の目録である「総目録」には「巻」、実務本の目録である「総目」では「冊」と記されていることから明らかである。

このように献上本と実務本は、それぞれ目的を持って作成されたことがわかる。

なお、両本とも縦約六〇センチメートル前後と、通常の卷子装と比べて長大である。そのため一紙では足りずに二、三枚の紙で継がれている。し

かし、両本を比較してもその紙継に法則性はないようである。

### 三 献上本(東博本)と実務本(郵政博本)との表現・情報比較

前項では、構成や装丁などの外形的な比較を試み、献上本と実務本の差異が明らかになった。ここからは、絵図本体の表現や記載情報など内部的な比較をしていきたい。

絵画では本来、記された情報や絵画表現などは本歌であるオリジナルの摸写をすれば、写本はほぼ同一同似であるという感覚を、筆者はもっている。対して史料など文書や書跡、書籍などの写本は、字形の同似性には関心が薄く、記された文字という情報が同一であるかが重要である。

さて、絵図は如何にあるべきであるか。今回の検証で、本主題の『五街道分間延絵図』は、絵画と史料の間を行く存在であることが明らかになったと考えている。これまで東博本である献上本と、実務本である郵政博本(旧通信博本)は、当初の完成である文化三年(一八〇六)以降、おそらく照合のために一度、あるいは全く揃って会したことが無かったのではないかと考えている。それが冒頭で述べた展覧会において初めて、もし完成前後に揃うことがあったとすれば実に二〇八年ぶりに会したことになる。この事実により、巷間囁かれてきたことが、現実に確認され、新たな発見につながったのである。

**街道の描法と色調** 絵図の縮尺は、先述のとおり「絵図并大概書」(図1)から約一八〇〇分の一の縮尺で作成されたとされる。これは横方向、すなわち街道の起点から終点に向かっての距離の縮尺である。

一方、道幅に関しては現行地図でも取り入れられることがあるが、長さの縮尺は当てはまらず、縮尺よりも広く取られている。

描線に関しては、直線は定規状のものをあてて引かれているようであるが、一部使用されていないと思われる部分もあるが不明確である。

前後の巻とは、重複するように描かれている。そのため接続部の前後は暈して街道が伸びている様を表現している。

ら筆筒へと保管方法が変更されたと考えられる。

「諸街折絵図」これ以外の異同で大きな事項として、「諸街折絵図」について触れておきたい。「諸街折絵図」は、「総目」には記されているが(図1)参照、「総目録」には記されていない。ただし、献上本である重要文化財の附指定として現存している。

一方、「諸街折絵図」は、実務本の目録である「総目」には記載があるにも関わらず、現在郵政博本には含まれていない。

献上本の「総目録」にはない「諸街折絵図」は、実務本と入れ替わったのであるか。また、もともと作成されなかったのであろうか。否。かねてから研究者の間では知られていることなのだが、経緯は確認していないが、実務本であった「諸街折絵図」は、明治大学博物館に収蔵されている。つまり「総目録」には記載はないものの、「諸街折絵図」は、献上本としても作成されていたのである。

この記載の異同が、「総目」と「総目録」の混乱に関係していると考えられている。それは「諸街折絵図」が、「総目」には記されているため、たまたま浅草文庫で「総目」と「総目録」が存在した時期の照合、すなわち前述の朱の合点を打った時であるが、この時に「総目録」に記載のなかった「諸街折絵図」の存在があったため、内表紙の「道中懸控」を見落としたか、あるいは書き間違えと判断し、「総目」を献上本の目録としてしまったのではないだろうか。「総目」には、「絵図并大概書」などの記述や識語、道中奉行をはじめとする幕府役人名が列記され、一見すると正本にふさわしい内容である。

したがって「諸街折絵図」の存在が、「総目」と「総目録」との混乱に関与していると考えている。

**区切り(分割)** 実務本「美濃路分間延絵図控」は、「総目」では、「総目録」同様に二巻構成であることが記されている。ところが、献上本は二巻であるのに対して、現状の実務本では三巻に仕立てられている。すなわち献上本の第二巻が二分割されているのである。題箋には、それぞれ「三巻之内壹」、「三巻之内二之乾二」、「三巻之内二之坤二」とある。「乾」「坤」は、大垣の前で分割されている。この分割は、「総目」の完成後に道中奉行所

で行われたと考えられ、実務的に該当箇所の検索が簡便にできるといことが推測される。

**配列(順序)** 「美濃路分間延絵図」同様、他巻でも双方の区切りや順序が異なる巻がある。実務本の「足尾道見取絵図控」も献上本、「総目録」と「総目」の記述と異なっている。第一巻と第五巻が入れ替わっているのである。

いわゆる銅山(あかがね)街道と呼ばれる「足尾道」は、起点を例幣使街道の木崎とする。表題に記された地名を元に道筋から考えると木崎―大原新町―大間々―桐原―(赤城山)―花輪―神戸―澤入―足尾新梨―上神子内―細尾となり、脇往還として大間々―桐生新町―小俣―足利というルートとなる。

さて、「足尾道見取絵図」、「総目」及び「総目録」に記されたルートを見てみよう。

第一巻 大間々(大間々町)・桐生新町(桐生市)・小俣(足利市)・足利町(同前)

第二巻 澤入(みどり市)・神戸(同前)

第三巻 花輪(みどり市)・赤城山・桐原(大間々町)・大間々(同前)

第四巻 大原新町(太田市)・木崎(同前)

第五巻 細尾(日光市)・上神子之内(同前)・足尾新梨(同前)

これを見て気付くのは、第一巻は、足利―大間々の脇往還が最初になっている。次に第二巻は、北方に跳んで南に向かって澤入―神戸という足尾直前。第三巻は、花輪―大間々の第二巻に接続する南側。第四巻は、大間々からまっすぐ南下して木崎まで。第五巻は、最北へとんで日光手前の細尾から足尾まで南下する。足利から辿ったルートでもよいのだが、足尾―細尾間の収まりが悪いのである。

このように「総目」、「総目録」ともに現状と絵図の順路が混乱している。献上本は、「総目録」とおりの配列となっている。一方、実務本は、「総目」とおりとなっておらず、第一巻と第五巻が入れ替わっている。この入れ替わりは何を意味するのだろうか。実際に入れ替わった「足尾道」の実務本から行程を辿ってみると、最北の細尾―足尾―花輪―大間々―木崎と一直線つながることがわかる。第五巻は脇往還であるので、最終巻に配置し

内題は、表題と少々異なっている。「五海道其外分間見取絵図稿本総目」と記されており、しかも「御勘定所道中懸控」とある。井上卓朗氏は、この事実と列記された絵図名に「控」の文字が見えることを指摘して「稿本総目」（以下「総目」と略す）は郵政博本（実務本）の目録であることを明らかにしている。さらに東博には、同様な「五海道其外分間見取絵図見取絵図書類総目録」（以下「総目録」と略す）【図3】が所蔵されており、記載内容から、こちらが献上本（東博本）の目録であることを指摘している<sup>(4)</sup>。

そこで「総目録」をみていくと、「総目」と「総目録」の構成および頁数は、一致していることがわかる<sup>(5)</sup>。このことが示すのは、郵政博本となっている制作当初の献上本と実務本の全容を確認できるのである。一方、東博本の現状の巻数は、【表2】でみたとおり十二巻少ない。ところが「総目録」には、欠本となっている十二巻の絵図名が記されている。すなわち、献上本として制作された当初は、九十一巻構成の完本であったものが、ある時期失われたことが推定できる。失われた時期は東博に収蔵される以前であったとみられるのであるが、それは、本来実務本に付属しているべきであるが、現状では献上本に付属しているとされている「総目」にヒントがある。

「総目」を見ていくと、絵図名の上に朱の合点が打たれているもの、朱の合点が無いものの別がある。【図4】朱の合点の有無の違いは何だろうか。前出の井上氏が指摘しているように、合点の無い絵図名は、すべて現在東博本として存在する絵図に合致している。つまり、実務本の「総目」により、献上本を照合した際のチェックの印しなのである。そのため、照合した時点で献上本は、欠本となっていたことが判明する。内表紙裏には朱書で「現存八十巻 朱点ノ分ハ缺」と記されていることから明らかである。

それでは、この照合はいつ行われたのであろうか。「総目」、「総目録」ともに「浅草文庫」の印が捺されている。江戸城内紅葉山文庫に収蔵されていた献上本と「総目録」、そして道中奉行所で使用されていた実務本に本来付属していた「総目」は、明治維新後浅草文庫に収蔵されたことがわかる。何故、道中奉行所にあったはずの「総目」だけが、浅草文庫へ入ったのか経緯は不明である。ただ、道中奉行所にあった「総目」が献上本と同一の

場所に保管されたのは浅草文庫においてのみである。したがって、朱の合点がうたれたのは明治初年に浅草文庫においてであったと推測できる。

なお、実務本自体は、巻頭上部に「駅通局庶務課編輯印」が捺されているため、浅草文庫に入らなかったものである。ちなみに道中奉行所関連業務は、民部省所管の駅通司へ引き継がれ、明治四年七月から大蔵省所管、翌八月駅通寮に昇格。そして同七年一月に内務省所管となり、同十年に駅通局へと改称されて農商務省所管となった。さらに『駅通志稿』編纂のために収集された資料には、「駅通局庶務課編輯印」「駅通局図書印」があることが、井上氏により指摘されている<sup>(6)</sup>。

収蔵 ところで「総目録」にも、朱書がある。それは、『五街道分間延絵図』の資料名と頁数の間に見られる【図3-2】参照。

例えば（朱書は太字にした部分）

東海道分間延絵図

三重組之内

拾三巻之内

上

壹

のように、おそらく三重に組まれた、つまり三段組の重箱の内、上段に収納されていることを示している。上段に収納される他の四巻には「同」と朱書されている。巻末には、八組の箱に収納されていたことが朱書されている【図3-3】。これは推測するに、浅草文庫に収蔵される直前、紅葉山文庫出庫時に行った確認時に記されたものではないだろうか。前述のとおり、現在、献上本には杉材とみられる筆筒が付属している。筆筒は、仕様などから近代以降の製作と考えているが、朱書に記された様相とは異なっている。しかも筆筒の引き出しには、各絵図名を墨書した貼紙があるが、基本的には一街道が二段に分けられている様は無く、一段の引き出しに収納されていたようである。

一方、実務本は、後述するように新たな発見により、箱に収納されることはなく棚などに平積み状態であったと考えている。したがって「総目録」は、献上本の付属として作成保管されていたと考えることが自然であり、紅葉山文庫では、本来の巻数を備えており、出庫までは全巻重箱に収納されていたとみられるのである。それが浅草文庫収蔵時には、紛失など何らかの原因により欠本が生じ、そのためばかりではないだろうが重箱か

献上本：東京国立博物館蔵			実務本：郵 政 博 物 館 蔵			
列品番号	資料名称	巻数	資料番号	資料名称	冊数	備考
P-582_1~_13	東海道分間延絵図	13	SBA-57	東海道分間延絵図控	13	各巻の区切り・順番は、東博本と同じ。
P-582_14	佐屋路分間延絵図	1	SBA-69	佐屋路見取絵図控	1	東博本と同じ。
P-582_15~_24	中山道分間延絵図	10	SBA-58	中山道分間延絵図控	10	各巻の区切り・順番は、東博本と同じ。
P-582_25~_26	美濃路見取絵図	2	SBA-72	美濃路分間延絵図控	3	3巻であるが内容は東博本2巻と同じ。東博本の巻之二が2分割（①萩原、起、墨俣、養老滝・②大垣）。
P-582_27~_28	朝鮮人道見取絵図	2	SBA-78	朝鮮人道見取絵図	2	各巻の区切り・順番は、東博本と同じ。
P-582_29~_31	中山道例幣使道分間延絵図	3	SBA-65	中山道例幣使道分間延絵図控	3	各巻の区切り・順番は、東博本と同じ。
P-582_32	館林通見取絵図	1	SBA-76	館林通見取絵図 [控]	1	東博本と同じ。
P-582_33~_37	足尾通見取絵図	5	SBA-83	足尾通見取絵図控	5	各巻の区切りは、東博本と同じであるが、東博1巻＝郵政5巻、東博5巻＝郵政1巻となっている。
P-582_38~_42	日光道中分間延絵図	5	SBA-59	日光道中分間延絵図控	5	各巻の区切り・順番は、東博本と同じ。
P-582_43~_45	日光御成道分間延絵図	3	SBA-61	日光御成道分間延絵図控	3	各巻の区切り・順番は、東博本と同じ。
P-582_46	日光御廻道見取絵図	1	SBA-62	日光御廻道見取絵図	1	東博本と同じ。
P-582_47~_48	日光道中壬生通分間延絵図	2	SBA-60	日光壬生通分間延絵図控	2	各巻の区切り・順番は、東博本と同じ。
P-582_49~_51	奥州道中分間延絵図	3	SBA-64	奥州道中分間延絵図控	3	各巻の区切り・順番は、東博本と同じ。
P-582_52~_53	会津道見取絵図	2	SBA-77	今市ヨリ太田原迄会津道見取絵図控	2	各巻の区切り・順番は、東博本と同じ。
P-582_54	水戸佐倉道分間延絵図	1	SBA-68	水戸佐倉分間延絵図控	1	東博本と同じ。
P-582_55~_58	関宿通多功道見取絵図	4	SBA-79	関宿通多功道見取絵図控	4	各巻の区切り・順番は、東博本と同じ。
P-582_59~_67	甲州道中分間延絵図	9	SBA-66	甲州道中分間延絵図控	9	各巻の区切り・順番は、東博本と同じ。
P-582_68	山崎通分間延絵図	1	SBA-70	山崎通分間延絵図	1	東博本と同じ。
P-582_69	紀州往還見取絵図	1	SBA-85	紀州往還見取絵図	1	東博本と同じ。
P-582_70~_71	加太越奈良道見取絵図	2	SBA-84	加太越通見取絵図	2	各巻の区切り・順番は、東博本と同じ。
P-582_72~_74	伊勢路見取絵図	3	SBA-67	伊勢路見取絵図	3	各巻の区切り・順番は、東博本と同じ。
P-582_75	江島道見取絵図	1	SBA-75	江島道見取絵図	1	東博本と同じ。
P-582_76	浦賀道見取絵図	1	SBA-81	浦賀道見取絵図	1	東博本と同じ。
P-582_77~_78	根府川通見取絵図	2	SBA-82	根府川通見取絵図控	2	東博本と同じ。
P-582_79~_80	矢倉沢通見取絵図	2	SBA-74	矢倉沢通見取絵図控	2	各巻の区切り・順番は、東博本と同じ。
合計80巻			SBA-63	日光御山内見取絵図控	1	中禅寺
			SBA-71	本坂道分間延絵図	1	気賀、三ヶ日、嵩山、鳳来寺、豊川稲荷
			SBA-73	箱根湯治場道見取絵図控	2巻之内1	塔ノ澤、宮ノ下、堂ヶ嶋、底倉、木賀、芦湯
					2巻之内2	宮城野、千石原、姥子
			SBA-80	信州松本通見取絵図控	6巻之内1	小諸町
					6巻之内2	田中、海野、上田町、中條陣屋、坂木
					6巻之内3	戸倉、八幡、姥捨山、矢代、千曲川、丹波嵐、犀川、善光寺町、松代町
					6巻之内4	稲荷山、麻績、青柳
					6巻之内5	會田、苅屋原、岡田、岡田神社、浅間場
					6巻之内6	松本町、村井、郷原
			SBA-86	見取開絵図	1	伏見ヨリ山崎通、淀ヨリ久我郷手山寄迄、淀ヨリ京都迄朝鮮人來聘道、京都ヨリ山崎迄
			合計92巻			
〔付属品〕						
列品番号	資料名称	点数				
P-581	諸街折絵図	1				
P-582	五海道其外分間見取延絵図総目	1				
P-582	桐箆筒 [五海道其外分間延絵図並見取絵図 (付属品)]	2				
合計84点						

〔注記〕

原資料の表題のうち、館林は館林、大田原は大田原、會津は會津、江嶋は江島、矢倉澤は矢倉沢に修正。  
埼玉県立歴史と民俗の博物館編 特別展「にっぽん歴史街道 江戸の街道～絵図で辿る宿場と関所～」展示図録を元に筆者が修正。

表2 『五海道其外分間延絵図並見取絵図』構成対照表

○日光御成道—寛政十一年（一八〇〇）七月、鳩ヶ谷宿。

○中山道—一〇月、桶川宿。十一月、本庄宿。享和元年（一八〇一）五月、

本山宿。六月、藤塚村と八幡村。

○東海道—同二年九月、本宿村。十月、矢作村。同三年十二月、神奈川宿。

○水戸佐倉道—文化元年（一八〇四）十二月、砂原村。同二年正月、松戸

宿。

○日光道中—同年三月、瀬川村。同年十二月、粕壁宿。

○関宿通多功道—同年八月、長井戸村。

このように現在確認されている地点を概観すると、おおよそ一つの街道毎に調査をしていることがわかる。

調査役人は、上野権内ら勘定のもと関東郡代組附を含む勘定所や評定所の役人と普請役で構成され、分間方（測量）と絵図方（製図）、清書などを分担した。調査は、事前に宿村から提出させた明細帳をもとに实地調査を行い、現地から見える範囲の山々の景色までも写生し、粕壁宿では六日間滞留をしている。絵図は、一里七尺二寸、すなわち現在の縮尺に直すと約一八〇〇分の一で作成され、街道の地形により方位が屈曲する修正を十二支によって東西南北を修正し、ほぼ一直線で絵図の中の収める工夫が施されている。

このように分担して作成された『五街道分間延絵図』は、足掛け七年の歳月をかけて、文化三年（一八〇六）に完成したといわれている。翌年正月作成の「五海道其外分間見取延絵図総目」の跋文には、「絵図并大概書」と「諸街絵図」とともに一揃として【図1】。

「絵図并大概書」は、難読の漢文である。寛政年中に五街道と附属街道の延絵図を作成し、大概書は先行の諸書で曖昧であった道筋などを再調査し、総目として掲載した。文化三年（一八〇六）に將軍<sup>2</sup>に献上し、江戸城内の紅葉山文庫に収蔵された。この完成を報告したところ再度命を受け、大概書は改めて校本を作成して後世の参考に備えるものとなった。この校本は、文章の修飾を排除して事実を詳しく記すこととした、という大要が記されている。

また、同資料によれば、『五街道分間延絵図』と『宿村大概帳』は、同

時に作成することが目論まれ、道中の見分とともに往還や宿村の書上げが提出されていることから、両者は不可分の関係にある。さらにこの時、一組が献上本となり、二組が実務本として作成されている。都合三組が出来上がったわけであるが、現状では実務本は一組のみが確認されているに過ぎない。

現在、献上本は、東京国立博物館に収蔵されており、「諸街折絵図」と「総目」、桐箆筒二棹<sup>3</sup>の付属品とともに重要文化財に指定されている。【表1】

## 二 献上本（東博本）と実務本（郵政博本）との 外面的（外形）比較

今回の検証の前に、献上本と実務本の外形的な異同を中心に見ておきたい。巻数（構成）と目録【表2】を参照していただきたい。最初に気づくのは、巻数の相違である。献上本が全八〇巻であるのに対して、実務本は全九十二巻（正しくは、九十一帖と一舖（枚）と十二巻多くなっている。これは献上本に含まれていない絵図が十一巻あるためである。「日光御山内見取絵図控」一巻、「本坂道分間延絵図」、「箱根湯治場道見取絵図控」二巻、「信州松本通見取絵図控」六巻、「見取開絵図」一舖（枚）である。

この巻数構成の相違は、何故なのだろうか。この点については、先行研究などでは触れられていない点である。当初から作成されなかったのだろうか。この謎を解くカギは、『五街道分間延絵図』（東博本）とともに重文指定されている「五海道其外分間見取延絵図総目」の題箋（表題）を持つ資料に注目したい。【図2】

	献上本	実務本
旧所蔵者	將軍（紅葉山文庫）	道中奉行所
現所蔵者	東京国立博物館	郵政博物館
正・副の別	正本	副本
員数	85巻	92巻（帖）
装丁	卷子装	折本装
文化財指定	重要文化財	無

表1 『五街道分間延絵図』対照表

論 文

# 『五街道分間延絵図』と『宿村大概帳』の制作

杉山 正司

## はじめに

郵政博物館では、通信総合博物館時代に郵政歴史研究会を立ち上げ、研究テーマにより分科会を設けて活動してきた。筆者は、第五分科会（近世通信・交通に関する歴史研究）に所属し、同館の資料調査を行ってきた。同館には、幕府の道中奉行所から明治政府の駅通局が引き継いだ交通関係資料が収蔵されており、交通史研究資料の宝庫である。筆者の調査成果は、これまで同館の研究紀要に紹介してきたが、研究者に存在は知られている道中奉行所旧蔵の『五街道分間延絵図控』（郵政本）については、膨大な巻数のため手つかずであった。

平成二十六年七月、筆者の勤務する埼玉県立歴史と民俗の博物館（さいたま市）では、郵政博物館の協力を得て特別展「にっぽん歴史街道 江戸の街道（みち）〜絵図でたどる宿場と関所〜」を開催した<sup>1)</sup>。同館所蔵の『五街道分間延絵図控』と『宿村大概帳』を初めて同時に館外で展示することができた。この開催に至る経緯については、別稿で井上卓朗氏が詳述するのでそちらを参照いただきたいが、この展覧会と研究会の調査を通して、少なからず新たな発見と知見を得ることができた。これまで研究されることになった同館所蔵の『五街道分間延絵図控』と『宿村大概帳』について、新たな発見とともに私見を述べてみたい。

埼玉県立歴史と民俗の博物館の展示は、郵政博物館所蔵『五街道分間延絵図控』の全点と、東京国立博物館所蔵の重要文化財に指定されている『五

街道分間延絵図』のうち「中山道」、「日光道中」、「日光御成道」、「日光御廻道」、「館林通」、「関宿多功道」の埼玉県内に関わる十巻のみの借用であるため、全点を照合しての比較検討ではないことを予めお断りしておきたい。なお、『五街道分間延絵図』は、小稿では便宜的に東京国立博物館蔵（東博本）を献上本、郵政博物館蔵（郵政博本）を実務本と原則表記するが、東博本、あるいは郵政博本とすることが適切と判断した場合には、この限りではない。また両本は卷子装、折本装などの別があり、「帖」や「舖」、あるいは「冊」とすべき形状もあるが、小稿では煩雑さを避けるため数量は「巻」と表記することを予め断っておきたい。

## 一 『五街道分間延絵図』の資料概要

『五街道分間延絵図』について概要を触れておきたい。『五街道分間延絵図』は、正式には『五海道其外分間延絵図並見取絵図』という。この作成にあたっては、寛政十二年（一八〇〇）に五街道をはじめとする脇街道の宿村で調査が開始された（『五海道絵図仕立御用出張諸道中注意方』。六月二十三日、支配勘定上野権内は、老中戸田氏教から「五海道筋分間絵図仕立」を命じられて、あわせて支度金二〇両を支給された。翌七月、道中奉行兼帯の勘定奉行石川忠房と大目付井上利恭が勘定所に関係者を招集、勘定組頭関川庄右衛門は代官たちに絵図調査への協力を要請した。早速二十三日には日光御成道沿道の村々へ廻状が出されて調査が開始された。現在実地見分が行われたことが明らかところは、次のとおりである。

## 新刊紹介

秋埜きりん著

『韓流風景印 観光日付印紀行』

発行：北海道出版企画センター 発行年：2012年10月

ISBN：978-4-8328-1209-3 定価：本体2,300円＋税

日本郵便切手商協同組合編

『日本切手カタログ2014』

発行：日本郵便切手商協同組合 発行年：2013年7月

ISBN：978-4-931071-14-8 定価：本体858円＋税

加藤 貴 校注

『徳川制度（上）』

発行：株式会社岩波書店 発行年：2014年4月

ISBN：978-4-00-334961-8 定価：本体1,480円＋税

小原英樹著

『日本の郵便切手と近現代史抄』 発行：PFC株式会社

発行年：2014年4月 定価：本体3,000円＋税

株式会社日本郵趣出版編集・発行

『さくら 日本切手カタログ2015』

発行：株式会社日本郵趣出版 発行年：2014年4月

ISBN：978-4-88963-767-0 定価：本体900円＋税

ヴォルフガング・ベーリンガー著

『トゥルン・ウント・タクシス その郵便と企業の歴史』

発行：株式会社三元社 発行年：2014年4月

ISBN：978-4-88303-356-0 定価：本体6,200円＋税

嘉納邦子、島田康寛 監修

『小磯良平全作品集』

発行：株式会社東京美術倶楽部 発行年：2014年4月

ISBN：978-4-7630-1401-6 定価：本体25,926円＋税

山崎善啓著

『住友の別子・四阪島と電信・電話・郵便』

発行：四国地方郵便史研究会 発行年：2014年6月

領価：1,000円

高橋陽一著

『湯けむり復興計画 江戸時代の飢饉を乗り越える』

発行：蕃山房 発行年：2014年7月

ISBN：978-4-904184-67-7 定価：本体800円＋税

埼玉県立歴史と民俗の博物館編集・発行

『特別展 にっぽん歴史街道 江戸の街道～絵図でたどる宿場と関所～』

発行：埼玉県立歴史と民俗の博物館 発行年：2014年7月

菅井憲一編

『隣人 第27号』

発行：草志会 発行年：2014年7月 定価：1,000円（送料込）

無料世界切手カタログ・スタンペディア(株)編

『The Philatelist Magazine号外 全日本切手展に行こう！〈直前特集〉』

発行：無料世界切手カタログ・スタンペディア(株) 発行年：2014年7月

辻 確 編

『肥前国の明治初期郵便印 附：壹岐国、対馬国～辻確コレクション～』

発行：株式会社鳴美 発行年：2014年9月

ISBN：978-4-86355-046-9 定価：本体7,407円＋税

山崎善啓著

『大正時代の軍事機密文書』

発行：四国地方郵便史研究会 発行年：2014年9月

領価：1,000円＋税

南谷果林著

『地図と写真から見える！江戸・東京 歴史を愉しむ！』

発行：株式会社西東社 発行年：2014年9月

ISBN：978-4-7916-2088-3 定価：本体1,200円＋税

小藤田 紘編

『全日本切手展 全記録第1回（昭和26年）～第64回（平成26年）』

発行：小藤田 紘 発行年：2014年9月

郵便史研究会編

『郵便史研究 第38号』

発行：郵便史研究会 発行年：2014年9月

「建築記録／通信ビル」刊行委員会編

『建築記録／通信ビル 郵政建築の精華』

発行：日本郵政株式会社 不動産部門施設部 発行年：2014年10月

公益財団法人日本郵趣協会監修・発行

『ビジュアル日本切手カタログvol.3年賀・グリーティング切手編』

発行：公益財団法人日本郵趣協会 発行年：2014年10月

ISBN：978-4-88963-776-2 定価：本体1,780円＋税

竹之内康雄著

『郵便貯金通帳と遊ぶ』

発行：株式会社郵研社 発行年：2014年11月

名倉有一編

『横浜・山手250番館 1942年1月、マキン島から来た捕虜たちの記録』

発行：名倉有一 発行年：2014年制作

非売品

巻島 隆著

『江戸の飛脚 人と馬による情報通信史』

発行：教育評論社 発行年：2015年2月

ISBN：978-4-905706-91-5 定価：本体2,600円＋税

石井寛治著

『資本主義日本の歴史構造』

発行：東京大学出版会 発行年：2015年2月

ISBN：978-4-13-040270-5 定価：5,200円＋税

山本光正著

『六十の手習い 古文書を読む』

発行：同成社 発行年：2015年3月

ISBN：978-4-88621-685-4 定価：本体1,700円＋税

郵便史研究会編

『郵便史研究 第39号』

発行：郵便史研究会 発行年：2015年3月

## 展覧会紹介

### ◆ 郵政博物館が主催した展覧会

〈郵政博物館開館特別展「一少女たちの憧れ—麓谷虹児展」〉

期間：2014年3月1日（土）～5月25日（日）

会場：企画展示場

概要：大正から昭和にかけて少女雑誌の挿絵などで活躍した人気挿絵画家、麓谷虹児（1898～1979）。1997年に発行し、人気を博したふるさと切手「花嫁」の原画をはじめ、麓谷虹児の珠玉の作品や資料およそ200点を前期・後期に分けて展示した。



〈企画展「次世代にツナグ、ツタエル、ラジオ体操展」〉

期間：2014年6月7日（土）～7月6日（日）

会場：企画展示場

概要：本展では、国民的体操として定着しているラジオ体操を昭和初期の「国民保険体操ポスター」等の資料で、ラジオ体操の歴史と魅力を伝えるとともに、幻のラジオ体操（戦前）体験やキャラクターとラジオ体操を行う来場者参加型展覧会を開催した。



〈企画展「にっぽん歴史街道—文明開化の街道展」〉

期間：2014年7月19日～8月31日

会場：企画展示場

概要：江戸時代の主要な陸上交通路として整備された日本の街道をテーマに、本展では明治維新後、文明開化を経て変化した街道の姿を明治の錦絵や実物資料を通して紹介した。



〈企画展「通信～郵政建築展—吉田鉄郎の作品に見るその源流と発展—」〉

期間：2014年9月13日（土）～12月14日（日）

会場：企画展示場

概要：本展では、通信省の建築技官吉田鉄郎にスポットを当て、当館が所蔵する大阪中央郵便局原図を始め、彼が設計した建築物に関する資料を紹介した。

また、吉田の退官後に彼の考え等を受け継ぎ活躍し、郵政建築を「庇の建築」へと昇華したひとりである小坂秀雄も取り上げた。



〈企画展 Etegami—Imperfection is good—

「小池邦夫絵手紙展」—軌跡と未来—〉

期間：2014年12月20日～2015年3月29日

会場：企画展示場

概要：「ヘタでいい、ヘタがいい。」のキャッチフレーズと共に、多くの人々に向け絵手紙文化の定着に尽力しながら、飾らない心の表現でひたすら絵手紙作家としての道を歩んできた小池邦夫の55



年間の足取りを、約200点超の作品で紹介した。

◆ 郵政博物館が協力した展覧会

〈全日本切手展2014（共催）〉

期間：2014年8月1日（金）～3日（日）

共催：全日本切手展2014実行委員会、公益財団法人通信文化協会、日本郵趣連合

会場：すみだ産業会館、郵政博物館

概要：全国の切手収集家が、コレクションのテーマと完成度を競うコンクールで、昭和25年から毎年開催。64回目を迎える今回のメインテーマは、「記念切手発行120年」で、当館所蔵の戦前の記念切手の原版及び原版刷15点を特別展示した。

また、今回から当館もサテライト会場となり、関連イベントを実施した。

〈第49回全国切手展 JAPEX 2014〉

期間：2014年10月31日（金）～11月2日（日）

主催：公益財団法人日本郵趣協会

会場：東京都立産業貿易センター浜松町館

概要：企画出品「日本の記念切手発行120年」に切手原画及び試刷16点を貸出・展示



切手原画「郵政事業創始75周年記念」、1946年

◆ 郵政博物館所蔵資料が展示された展覧会

〈企画展示「歴史にみる震災」〉

期間：2014年3月11日（火）～5月6日（火）

会場：国立歴史民俗博物館

概要：関東大震災関連の図書資料5点を貸出

〈特別展「にっぽん歴史街道 江戸の街道  
～絵図でたどる宿場と関所～」〉

期間：2014年7月19日（土）～8月31日（日）

会場：埼玉県立歴史と民俗の博物館

概要：「五街道分間延絵図」「宿村大概帳」等の街道資料120点を貸出



「中山道分間延絵図控 拾巻之内二 (部分)」

〈ふみの日イベント2014〉

期間：2014年7月23日（水）～8月4日（月）

会場：JPタワーKITTE・旧東京中央郵便局長室

概要：ふみの日切手原画6点を貸出

〈企画展「美しい日本のデザイン Made in Japan 50's-60's」〉

期間：2014年8月2日（土）～9月23日（火・祝）

会場：島根県立石見美術館

概要：「オリンピック東京大会寄附金つき」切手及び原画等21点を貸出



切手原画「オリンピック東京大会寄附金つき（ホッケー）」、1963年

〈特別展「岡田三郎助—エレガンス・オブ・ニッポン—」〉

期間：2014年9月19日（金）～11月16日（日）

会場：佐賀県立美術館

概要：逓信省発行記念絵葉書及び原画2点を貸出



「定飛脚問屋看板（定飛脚江戸屋仁三郎）」

〈秋季テーマ展「飛脚から郵便へ」〉

期間：2014年9月20日（土）～11月3日（月・祝）

会場：草津宿街道交流館

概要：「書状集箱（街道筋用）」、「定飛脚看板」等17点を貸出

〈特別企画展「東海道新幹線50年の軌跡」〉

期間：2014年10月1日（水）～27日（月）

会場：リニア・鉄道館

概要：「東海道新幹線開通記念」切手原画1点を貸出



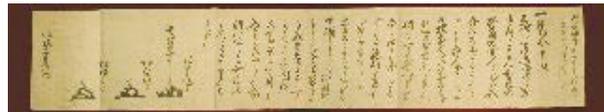
切手原画「東海道新幹線開通記念」、1964年

〈特別展「大坂の陣400年記念 浪人たちの大坂の陣」〉

期間：2014年10月11日（土）～11月24日（月・振休）

会場：大阪城天守閣

概要：「江戸幕府老中松平信綱・松平乗寿・阿部忠秋連署状」書状1点を貸出



「江戸幕府老中松平信綱・松平乗寿・阿部忠秋連署状」

〈吉岡まちかど博物館開館10周年記念企画展〉

期間：2014年10月18日（土）～11月30日（日）

会場：吉岡まちかど博物館

概要：「郵便道案内」「郵便御用取扱人示書（印旛県）」の2点を貸出

〈企画展「社会を支える東芝自動化機器、半世紀の歩み」〉

期間：2014年10月21日（月）～11月30日（日）

会場：東芝未来科学館

概要：「自動読取区分機（昭和43年・東芝製）初号機」の1点を貸出

〈大阪万博1970 デザインプロジェクト〉

期間：2015年3月20日（金）～5月17日（日）

会場：東京国立近代美術館

概要：「日本万国博覧会記念」切手及び原画15点を貸出



切手原画「日本万国博覧会記念」、1970年

## 第2回 いのちの便り展～手紙がつなぐ兵士の想い～ 概要

- 1 期間 2014年11月7日（金）～11月16日（日）
- 2 主催 専修大学文学部歴史学科新井勝紘ゼミナール
- 3 協賛 専修大学歴史学会
- 4 会場 専修大学サテライトキャンパス  
（小田急向ヶ丘遊園駅北口アトラスタワー2階）
- 5 内容

郵政歴史文化研究会第二分科会主査の新井勝紘氏（軍事郵便研究者）が指導教授を務める専修大学文学部歴史学科の新井ゼミナールの軍事郵便関連の企画展が開催された。

新井ゼミでは、軍事郵便を読み解くことで戦争を考える実習を行っており、第2回となる今展では、軍事郵便をはじめとする日本人兵士の遺品など総点数200展余りを展示した。会期中にはゼミ生が受付や解説を行ったほか、新井教授によるギャラリートークが行われた。兵士や家族の手紙の一部は、実際に手に取って閲覧することもできるようになっていて工夫が感じられた。

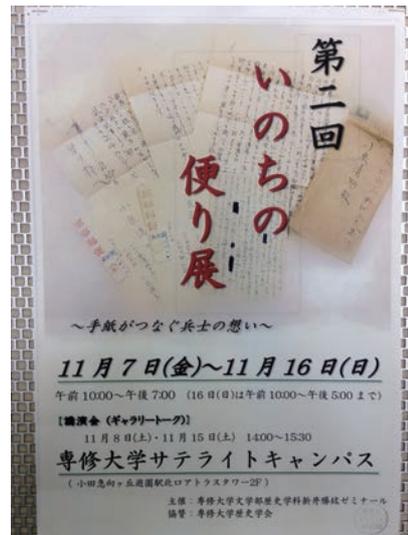
これに先立ち、第二分科会の一環として、展示手法・展示設営を学ぶためにオープン後間もない郵政博物館に第2分科会と新井ゼミ生が展示見学に訪れ、当館主席資料研究員井上卓朗が展示企画の講義を行った。

### ●主な展示品

軍事郵便、出征時の寄せ書き日章旗、幟旗、軍猪口、千人針、写真、近年刊行された軍事郵便出版物等

### ●特別出品

「ツルブからの手紙」所収の戦死者の軍事郵便・川崎市溝ノ口出身兵士（戦死）  
軍事郵便、戦中兵士の写真（従軍カメラマン故・柳田英美緒氏遺作）



### 〈参考画像〉



## 『郵政博物館 研究紀要』投稿規程（平成27年度）

- 1 応募資格  
「郵政事業及び通信の歴史と文化に関する諸問題」に関する研究者であること。
- 2 論文等テーマ  
「郵政事業及び通信の歴史と文化に関する諸問題」について自由に論題を設定した研究論文・研究ノート・資料紹介とする。
- 3 応募の条件  
郵政博物館の資料、またはそれと同様な基礎資料を活用したものとする。  
「日本語」で書かれたものとする。  
応募は1人1編（共同執筆は可）のみとする。  
応募原稿は未発表のものに限る。また、他の学会誌などとの二重投稿は認めない。  
応募原稿の返却はしない。
- 4 論文等応募方法  
論文等の投稿を希望する執筆者には、あらかじめ所定の「論文応募用紙」を編集委員会へ提出し、投稿についての許可を得ること。
- 5 応募要領の入手方法  
論文応募用紙は、2015年5月8日（金）午前10時以降に、下記入手先宛に、返信用封筒（角2サイズ）を同封の上、郵送をもって請求すること。その際、封筒表には「応募用紙希望」と赤字で記入すること。  
なお、返信用封筒は、返信先住所・氏名のほか、140円切手（速達希望の場合はプラス280円）を貼付した上で同封すること。送付先記入および切手貼付がない場合は発送しかねる。
- 6 応募要項入手先  
公益財団法人通信文化協会 博物館部（郵政博物館資料センター）  
〒272-0141 千葉県市川市香取二丁目1番地16号
- 7 応募用紙提出方法および期限  
2015年6月26日（金）午後5時必着にて、氏名・連絡先等必要事項を記入した「論文応募用紙」を編集委員会宛に送付すること。
- 8 応募結果の通知  
応募された「論文応募用紙」に基づき、「郵政博物館 研究紀要」編集委員会において、学術的な視点からの審査を行い、投稿の可否について連絡する。
- 9 原稿提出方法および期限  
2015年11月6日（金）午後5時必着にて、MS-WORDで読み書き可能なファイル形式で作成したファイル（図を掲載する場合は原図ファイルを含む）を保存したメディアおよび打ち出し原稿1部を提出すること。  
なお、原稿は完全原稿とすること。
- 10 原稿執筆要項（概要）  
原稿はパソコン使用のこと。  
文字量は、換算値として、論文原稿はA4用紙（1行40字×40行）15～20枚程度、研究ノート・資料紹介は、A4用紙（1行40字×40行）15枚以内とする。  
図表・注は枚数に含まれるものとする。  
写真・図版等の掲載・転載許可は、執筆者の責任において処理すること。

詳細は投稿許可者に対し、送付する「執筆要項」を参照すること。

11 提出先

公益財団法人通信文化協会 博物館部（郵政博物館資料センター）  
「郵政博物館 研究紀要」編集委員会

12 その他

上記9の期限までに投稿された原稿は、編集委員会が指名する専門家において査読を実施し、その結果を踏まえて編集委員会が掲載の可否を決定する。

査読の結果、掲載となった場合でも、掲載種別（研究論文・研究ノート等の別）の変更や投稿された原稿に対して、分量や内容等の修正を求めることがある。

13 著作権の帰属

本誌に掲載された論文等の著作権は郵政博物館に帰属するものとする。

**[執筆者]**

- 田良島 哲 (たらしま さとし)  
東京国立博物館 学芸研究部 調査研究課長 (個別研究)
- 巻島 隆 (まきしま たかし)  
群馬大学 社会情報学部 非常勤講師 (第1分科会)
- 小原 宏 (おばら こう)  
郵便史研究会 会員 (第1分科会)
- 伊藤 真利子 (いとう まりこ)  
静岡英和学院大学 人間社会学部 専任講師 (第3分科会)
- 杉山 正司 (すぎやま まさし)  
埼玉県立歴史と民俗の博物館 副館長 (第5分科会)
- 後藤 康行 (ごとう やすゆき)  
専修大学 文学部 非常勤講師 (第2分科会)  
「駅通史料」を読む会 (えきていしりょうをよむかい) (第5分科会)
- 井上 卓朗 (いのうえ たくろう)  
公益財団法人通信文化協会博物館部 (郵政博物館)  
担当部長兼主席資料研究員 (第1分科会・第5分科会)
- 八杉 淳 (やすぎ じゅん)  
草津市立草津宿街道交流館 館長

(掲載順)

## 編集後記

逋信総合博物館の閉館に伴い、2014年3月に展示施設として「郵政博物館」が開館し、併せて収蔵・研究施設として「郵政博物館資料センター」が新設され、こちらは4月から本格始動となりました。

当センターでは、これまで別置保管だった電気通信及び図書資料等を一元管理することが可能になったため、よりわかりやすく資料を配置することができました。これを機に郵政歴史文化研究会では、新収蔵施設の見学会を実施しました。ご覧になった先生方からは、「研究対象となる資料がまだ数多く存在する」とのご意見を頂戴いたしました。今後のさらなる調査研究が期待されます。

今年度は当館資料を介した連携事業の第一弾として、「五街道分間延絵図」を埼玉県立歴史と民俗の博物館で初公開しました。展示のための調査研究により今紀要論文（第五分科会 杉山正司氏執筆 P※※）の発表に繋がっています。

このように当研究会の活動は、7年を経て研究紀要の発行に加え、展覧会への取組みや他博物館・研究機関との連携といった新たなステージを迎えています。

このような活発な活動を通じて郵政の歴史と文化の調査・研究を具体的なかたちにしていきたいと思ひます。みなさまの研究紀要へのご投稿等、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

最後にご寄稿いただいた執筆者のみなさまに深く感謝申し上げます。

（研究会事務局 井村）

### [編集委員]

石井 寛治（東京大学名誉教授）  
新井 勝紘（専修大学文学部教授）  
杉浦 勢之（青山学院大学総合文化政策学部教授）  
杉山 伸也（慶応義塾大学名誉教授）  
藤井 信幸（東洋大学経済学部教授）  
山本 光正（元国立歴史民俗博物館教授）  
田良島 哲（東京国立博物館 学芸研究部 調査研究課長）

（分科会担当順）

---

## 郵政博物館 研究紀要 第6号

印刷 平成27年3月27日

発行 平成27年3月30日

編集 郵政歴史文化研究会

発行 公益財団法人 通信文化協会 博物館部（郵政博物館資料センター）

〒272-0141 千葉県市川市香取2丁目1番地16号